

平成19年 第4回

南会津町議会定例会 会議録

南会津町議会

平成19年第4回南会津町議会定例会 第1日

議事日程 (第1号)

平成19年12月14日(金曜)午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸報告

日程第 4 報告第7号から議案第108号まで一括上程

(提案理由の説明)

日程第 5 後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙

日程第 6 平成19年請願第 9号 「地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の抜本的改善を求める意見書」を国に提出することを求める請願書 (総務委員会)

日程第 7 請願・陳情の委員会付託

平成19年請願第11号 後期高齢者医療制度の中止及び抜本的見直しに関する請願

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (20名)

1番	湯田 哲	議員	2番	渡部 俊夫	議員
4番	馬場 信作	議員	6番	渡部 優	議員
7番	星 光久	議員	8番	楠 正次	議員
9番	大宅 宗吉	議員	10番	渡部 忠雄	議員
11番	湯田 秀春	議員	12番	星 登志一	議員
13番	星 和男	議員	14番	平野 昌盛	議員
15番	阿久津 梅夫	議員	16番	渡部 東	議員
17番	芳賀沼 順一	議員	18番	菅家 幸弘	議員

19番 大竹幸一 議員 20番 児山寿明 議員
21番 五十嵐 司 議員 22番 渡部康吉 議員

欠席議員（2名）

3番 高野精一 議員 5番 山内 政 議員

説明のための出席者

湯田芳博	町 長	杉浦孝幸	副 町 長
横山恒廣	教 育 長	湯田タマイ	会 計 室 長
宍戸英樹	直轄政策室長	渡部俊夫	総 務 課 長
星 廣 政	企画観光課長	星 光 幸	税 務 課 長
大竹政義	住民生活課長	室井 裕	健康福祉課長
舟木平蔵	建 設 課 長	児山忠男	環境水道課長
森 秀 一	農 林 課 長	渡部文政	農業委員会 事 務 局 長
長沼芳樹	学校教育課長	酒井直伸	生涯学習課長
星 安 晴	館岩総合支所長	横山孝夫	伊南総合支所長
五十嵐竹則	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

澤田洋一 事 務 局 長 馬場秀成 事務局長補佐

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○渡部康吉議長 おはようございます。本日はご苦労さまです。

ただいまの出席議員は20名であります。都合により欠席届のあった議員は、3番、高野精一君、5番、山内政君であります。

ただいまから、平成19年第4回南会津町議会定例会を開会いたします。

-----◇-----

◎開議の宣告

○渡部康吉議長 これより本日の会議を開きます。

-----◇-----

◎議事日程の報告

○渡部康吉議長 本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりであります。

-----◇-----

◎会議録署名議員の指名

○渡部康吉議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、7番、星光久君、16番、渡部東君を指名いたします。

-----◇-----

◎会期の決定

○渡部康吉議長 次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は本日より12月21日までの8日間とし、明15日から17日までを休会とし、

お手元にご配付の審議予定表のとおりといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日より12月21日までの8日間とし、明15日から17日までを休会とすることに決しました。



◎諸報告

○渡部康吉議長 次に、日程第3、諸報告を行います。

初めに、議長報告を行います。

平成19年第3回南会津町議会定例会以後の議会活動状況及び議員派遣の結果報告並びに各常任委員会の所管事務調査報告書は、お手元にご配付のとおりであります。報告の詳細は、配付してあります文書によってご了承願います。

次に、平成19年12月までの例月出納検査の結果が監査委員より提出されております。事務局に保管されておりますので、ご了承願います。

議長からの報告は以上であります。

次に、町長報告を行います。

平成19年第3回南会津町議会定例会以後の一般行政報告書は、既にご配付のとおりであります。報告の詳細は、配付してあります文書によってご了承願います。

以上で諸報告を終わります。



◎報告第7号から議案第108号まで一括上程、説明

○渡部康吉議長 次に、日程第4、報告第7号から議案第108号までを一括上程いたします。

提出者の町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

○湯田芳博町長 平成19年第4回南会津町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様

には師走を迎え何かとご多忙のところご参集を賜り、まことにありがとうございます。

今期定例会に提出いたしました各議案の提案理由の説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

初めに、報告第7号 専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において規定されている事項について専決処分したため、同条第2項の規定により報告するものであります。

初めに、専決第16号 損害賠償の額の決定並びに和解についてであります。

本件は、平成19年9月5日、国道121号南会津町中荒井地内において相手車両が走行中、荒海簡易水道の配水管仕切り弁のふたが外れており、車両助手席側の後輪タイヤが仕切り弁の穴に落ちてタイヤが破損いたしました。過失割合を町60%、相手方40%として、相手方に賠償額2万592円を支払うことで合意いたしましたので、専決処分をしたものでございます。

次に、専決第17号 福島県市町村総合事務組合同規約の変更についてであります。

本件は、福島県市町村総合事務組合同規約第11条第3項における条文の修正、並びに伊達市国見町大枝小学校組合の全職員が伊達市に移管したことに伴い、共同処理事務の一部である退職手当支給事務から脱退することとなるため、組合同規約の一部を変更することについて専決処分をしたものであります。

次に、専決第18号 損害賠償の額の決定並びに和解についてであります。

本件は、平成19年9月15日、国道289号南会津町宮床地内において、庁用自動車走行中に踏んだ小石がはね、相手車両のフロントガラスに当たって損害を与えたので、過失割合を町100%とし、相手方に対して賠償額8万7,129円を支払うことで合意しましたので、専決処分したものであります。

次に、専決第19号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少についてであります。

本件は、平成20年7月1日から飯野町を廃止し、その区域を福島市に編入合併されることから、飯野町が福島県市町村総合事務組合から脱退する旨の申し出がなされたため、脱退することについて異議がない旨、専決処分したものであります。

次に、議案第84号 南会津町環境基本条例についてご説明を申し上げます。

本案は、環境の保全と創造に関する基本理念を定め、本町の自然的、社会的条件に応じた施策事項を総合的かつ計画的に推進するため、制定するものであります。

次に、議案第85号 田島都市計画事業会津田島駅周辺地区土地区画整理事業施行規程につい

てご説明申し上げます。

本案は、合併協議により暫定施行されていまして当該施行規程について、審議会委員の任期満了に合わせて旧規程を廃止し、地域の名称等の整理を行った上で、新たに施行規程を制定するものであります。

次に、議案第86号 南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、人事院勧告の趣旨を踏まえ、県人事委員会は、職員の給与と民間給与との格差を埋める形で均衡を図ることが適当であるとの観点から、先般、給与改定の勧告を行ったところですが、本町としても県人事委員会勧告の趣旨を十分に考慮し、職員の給与について改定を行うものであります。その主な内容であります。1点目は行政職給料表に定める給料月額を給料表上平均1.34%、実質改定率を平均0.2%引き上げること、2点目は、扶養手当について、少子化対策の推進にも配慮し、子などに係る支給月額を500円引き上げ6,500円とすること、3点目は、期末勤勉手当の年間支給割合を0.05月分引き上げ4.45月分とするものであります。

次に、議案第87号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部施行に伴い、平成20年4月から国民健康保険税の特別徴収が実施されることを踏まえ、関係政令及び省令の整備が行われたことにより所要の改正を行うものであります。主な改正内容は、保険税の特別徴収の方法として介護保険法の特別徴収に係る規定が準用され、世帯内の国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主で擬制世帯主を除き、関係規定を満たす場合は特別徴収被保険者の対象とするものであります。

次に、議案第88号 南会津町立小学校、中学校及び幼稚園条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、館岩統合小学校建設に伴い館岩小学校の所在地の変更及び上郷小学校の項目の削除など、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第89号 南会津町町営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、昭和43年に建設した町営住宅中荒井団地について39年間にわたり管理をしてまいりましたが、老朽化が著しいことから取り壊しをして用途を廃止するため、所要の改正を行う

ものであります。

次に、議案第90号 田島町農業集落排水事業受益者分担金徴収条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

本案は、農業集落排水事業における加入金や名称の統一を図るため、町村合併後暫定施行されておりました当該条例を廃止するものであります。

次に、議案第91号 南会津町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、町内にある7つの農業集落排水処理施設の名称と加入金の統一を図るため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第92号 南会津町林業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、南会津町小野島地区にある林業集落排水処理施設の加入金について、町内の農業集落排水処理施設や簡易排水処理施設との整合性を図るため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第93号 南会津町簡易排水処理施設条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、南会津町たのせ地区にある簡易排水処理施設の加入金について、町内の農業集落排水処理施設や林業集落排水処理施設との整合性を図るため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第94号 南会津町簡易水道給水条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、合併後5年を目途に統合することとなっていた水道料金について、水道事業運営審議会の答申に基づき、第1段階として館岩地域、伊南地域及び南郷地域の料金統合のため、所要の改正を行うものであります。

なお、南会津町水道事業給水条例についても関連する内容があることから、あわせて所要の改正を行うものであります。

次に、議案第95号 物品購入契約についてご説明を申し上げます。

本案は、館岩統合小学校の建設に伴い、福島県森林環境交付金事業の補助を受けて福島県産材を使用したテーブル、いす等の備品購入契約をするものでありまして、6社を指名し去る11月22日に指名競争入札を実施した結果、有限会社芳賀金物店が落札しましたので、契約金額693万円で同社と物品購入契約を締結するものであります。

なお、納期は平成20年2月29日を予定するものであります。

次に、議案第96号 字の区域の変更についてご説明申し上げます。

本案は、平成17年度に実施した田島地域針生第一地区の地籍調査に係る字の区域の変更でありまして、現況が河川の改良や道路の拡張事業などにより字が入り組んでいることや混在していることなどから、道路や河川に沿った境界とする字界の設定など字界を明確にするため、字の区域を変更するものであります。

なお、調査筆数941筆のうち39筆を対象に変更するものであります。

次に、議案第97号 字の区域の変更についてご説明を申し上げます。

本案は、平成9年度から実施している伊南地域白沢地区の県営経営体育成基盤整備事業でありまして、平成19年度に完了し、換地処分当たり事業の施行された区域内の字を明確化するため、字の区域を変更するものであります。

次に、議案第98号 町道路線の認定についてご説明申し上げます。

本案は、まず第1点目に田島地域長野地内の下川原線で、本線は県道高岡田島線長野バイパス新設により生じた旧県道敷について、地域住民にも日常生活上必要不可欠な路線であることから、新たに町道として認定するものです。次に、2点目は館岩地域貝原地内の貝原3号線で、本線は町道松戸原岩窓線の一部のバイパス新設に伴う旧道路敷について、日常生活上必要不可欠な路線であることから、新たに町道として認定するものであります。

次に、議案第99号 町道路線の変更についてご説明申し上げます。

本案は、まず第1点目に、田島地域長野地内の下川原櫃ヶ島線、上端宇石線及び下川原1号線は、それぞれ県道高岡田島線長野バイパス新設に伴い町道路線の起点・終点が変わることから、町道路線の延長を変更するものであります。次に第2点目は、館岩地域貝原地内の松戸原岩窓線及び後沢道1号線は町道松戸原岩窓線の一部のバイパス新設に伴い町道路線の起点・終点が変わることから、町道路線の延長を変更するものであります。

次に、議案第100号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

本案は、公の施設について指定管理者にその管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。南会津町高清水自然公園の施設について公募したところ、株式会社さゆりの里のみから応募があり、申請内容も適当と認め、同社を指定管理者として指定するものであります。

次に、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明を申し上げます。

本案は、人権擁護のためご活躍をいただいております田島地域人権擁護委員、渡部栄子氏、

同じく星紀夫氏、南郷地域人権擁護委員、辺見賢氏の3名の方が平成20年3月31日をもって任期満了となりますので、その後任について法務大臣より推薦の要請がありました。これを受けて検討してまいりました結果、渡部栄子氏及び星紀夫氏については人物、識見ともすぐれ、人権擁護委員として適任と認め、今後も引き続きその任務を担っていただくよう推薦するものです。また、辺見賢氏については、一身上の都合により退任する旨の申し出がございましたので、その後任として、人物、識見ともすぐれ行政経験もあり、広く社会に精通しておられる南郷地域の岩渕里子氏を人権擁護委員として適任と認め、3名の方々を人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

なお、任期は平成20年4月1日から3カ年となる予定であります。

次に、議案第101号 平成19年度南会津町一般会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ968万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ129億7,750万4,000円とするものであります。

主な補正の要因といたしましては、歳入では町税や国・県支出金、町債等の決定または決定見込みによる補正、減債基金繰入金の補正であります。

歳出では、人事異動並びに県人事委員会勧告に基づく給与改定等による人件費補正のほか、今年度各種事務事業費の変更や決定見込みによる、年度後半、新たに必要となる見込みの経費補正などが主な要因であります。

それでは、歳入からご説明を申し上げます。

第1款町税は、町民税及び固定資産税で600万円の追加補正であります。

第12款分担金及び負担金は、土地改良事業受益者分担金及び私立保育料で39万2,000円の追加補正であります。

第13款使用料及び手数料は、公立保育料や高清水自然公園の施設利用料等で247万3,000円の追加であります。

第14款国庫支出金は、公共土木施設現年災害復旧事業費負担金やまちづくり交付金、地域住宅交付金、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金等の追加計上で、私立保育園運営費負担金、被用者児童手当交付金、循環型社会形成推進交付金等の事業実績見込みによる減額等で、差し引き856万8,000円の追加補正であります。

第15款県支出金は、重度心身障害者医療費補助金、乳幼児医療費助成事業補助金等の事業実績見込みによる追加、病児病後児保育事業補助金、農林水産施設現年災害復旧事業費補助金の

追加計上、森林整備地域活動支援交付金事業補助金、活力ある商店街支援事業補助金、選挙費事務委託金等で事業実績見込みによる減額で、差し引き2,568万3,000円の追加補正であります。

第16款財産収入は、町有地等の売り払い収入等の計上で152万1,000円の追加であります。

第17款寄付金は、一般寄付等で12万3,000円の計上であります。

第18款繰入金は、繰上償還費繰り入れとして減債基金繰入金、中山間ふるさと水と土保全基金繰入金の計上、温泉施設整備基金繰入金、荒海財産区繰入金の減額で、差し引き1,501万円の追加であります。

第20款諸収入は475万円の減額で、その主なものは、預金利子、土地改良区総代選挙執行経費負担金収入の計上のほか、緑資源機構分収造林受託事業収入等の減額であります。

第21款町債は、事業の確定見込みによるもので、館岩統合小学校建設事業等に係る過疎対策事業債や合併特例債の減額、福島県振興基金の追加や災害復旧事業に係る農林水産業債、土木債の計上等の補正で6,470万円の減額であります。

続いて、歳出について主なものをご説明申し上げます。

第1款議会費は、議員報酬及び職員人件費等の補正で290万5,000円の減額であります。

第2款総務費は2,664万5,000円の追加でありまして、人件費補正のほか、前沢交流館活用事業委託料、土地改良区総代総選挙費の計上、国・県・町議会議員選挙費など、事務事業の確定見込みによる減額であります。

第3款民生費は1,262万4,000円の追加で、人件費の補正を初め、町社会福祉協議会補助金、国民健康保険及び介護保険特別会計繰出金、障害者福祉費、扶助費、老人福祉事業、児童措置費、保育所費では田島保育園への委託料、統合保育所建設事業など、各種事務事業の確定見込みによる補正であります。

第4款衛生費は、人件費の補正、予防接種事業、老人保健事業各種健康診査委託料、保健指導車購入費、合併処理浄化槽設置費補助金等の補正で2,284万9,000円の減額であります。

第6款農林水産業費は1,929万1,000円の減額で、人件費補正のほか、農業振興費補助負担金、林業振興費、緑資源機構造林事業委託料の計上など、事業費の確定見込みによる補正が主なものであります。

第7款商工費は2,436万6,000円の減額で、人件費の補正及び空き店舗対策事業、商工会合併推進協議会補助金など、各種事務事業の確定見込みなどによる補正であります。

第8款土木費は、人件費の補正を初め、南会津町除雪ネットワーク事業委託料の計上、除雪

経費の追加、事業の確定見込みなどによる事業費の補正や、下水道事業特別会計繰出金の減額の補正等で3,695万6,000円の減額であります。

第9款消防費は197万6,000円の減額で、人件費等の補正であります。

第10款教育費は4,165万7,000円の減額で、人件費の補正のほか、スクールバスの運行費の追加、館岩統合小学校建設事業に係る解体撤去工事費の減額、社会教育施設、保健体育費などで実績見込みによる補正が主でございます。

第11款災害復旧費は、農林業施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧費の計上で7,230万5,000円の補正であります。

第12款公債費は、利息の負担軽減を図るため町債繰上償還金で2,288万1,000円の補正であります。

第14款予備費は、歳入との関連で586万5,000円を追加するものであります。

なお、地方債の変更は第2表地方債補正のとおりであります。

以上、一般会計補正予算のご説明を申し上げます。

次に、議案第102号 平成19年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ4,041万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ22億6,071万円とするものであります。その内容は、歳入歳出とも人事異動等による人件費の補正及び療養給付費等の実績見込みによる補正であります。

次に、議案第103号 平成19年度南会津町老人保健特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ1億7,693万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ22億7,444万8,000円とするものであります。その内容は、歳入において医療費に係る支払基金交付金、国・県・町負担金及び第三者行為納付金をそれぞれ追加計上いたしまして、歳出では医療費に係る給付費の実績見込みによる補正でございます。

次に、議案第104号 平成19年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ4,506万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ14億4,900万4,000円とするものであります。その主な内容は、歳入では介護給付費に対する国・県・町の各負担金の補正のほか、支払基金交付金及び基金繰入金の追加で、人件費に係る一般会計繰入金は減額でありまして、歳出では人件費の補正のほか、各種介護サービス給付費等の

実績見込みによる補正であります。

次に、議案第105号 平成19年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ2,200万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,630万円とするものであります。その主な内容は、歳入では施設管理運営繰入及び県施行事業の確定見込みによる負担金収入の減額、また、農林業集落排水事業債では利息の負担軽減を図るため町債で借換債を計上、歳出では事業の確定見込みによる工事請負費の減額のほか、公債費では利息の負担軽減を図るため借換債による繰上償還金の計上で、予備費は歳入との関連での補正であります。

なお、地方債補正の変更は第2表地方債補正のとおりであります。

次に、議案第106号 平成19年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ224万4,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,221万8,000円とするものであります。その主な内容は、歳入で事業の確定見込みによる一般会計繰入金を減額し、歳出で人件費の補正のほか新設改良費で減額し、予備費は歳入との関連での補正であります。

次に、議案第107号 平成19年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ8,120万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,292万8,000円とするものであります。その主な内容は、歳入で町道整備事業等の確定見込みによる一般会計繰入金等の減額のほか、簡易水道事業債では利息の負担軽減を図るため町債で借換債を計上、歳出では人件費の補正のほか事業の確定見込みによる減額で、公債費では利息の負担軽減を図るため借換債による繰上償還金の計上で、予備費は歳入との関連での補正であります。

なお、地方債の変更は第2表地方債補正のとおりであります。

次に、議案第108号 平成19年度南会津町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

本補正予算は、収益的収支の収入で、町公共事業関連事業繰入等で168万5,000円を減額し、支出で、その事業費の減額と人件費等で175万9,000円を減額するものであります。また、資本的支出の公債費では、利息の負担軽減を図るため資金運用部資金繰上償還金として963万

3,000円の計上であります。

以上、本定例会に提案いたしました議案25件、報告1件、諮問1件につきましてご説明を申し上げましたので、よろしくご審議を賜りご議決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○渡部康吉議長 以上で提案理由の説明は終わりました。



◎福島県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙

○渡部康吉議長 次に、日程第5、福島県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙を行います。

福島県後期高齢者医療広域連合は、本町を初め県内全市町村で組織し、高齢者の医療の確保に関する法律に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、被保険者の資格の管理、医療給付、保険料の賦課などに関する事務を処理している特別地方公共団体です。今回の補欠選挙は、広域連合議会議員の任期満了に伴って行われるものであります。

この選挙は、広域連合規約第8条の規定に基づき、すべての市町村議会の選挙における得票総数により当選人を決定することになりますので、会議規則第33条の規定に基づく選挙結果のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行いません。

そこでお諮りいたします。

選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、選挙結果の報告については会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決しました。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○渡部康吉議長 ただいまの出席議員は20名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に8番、楠正次君、9番、大宅宗吉君を指名します。

それでは投票用紙を配りますが、念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○渡部康吉議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○渡部康吉議長 異状ありませんか。

〔「異状ありません」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議席番号の1番から順番に投票願います。

〔投票〕

○渡部康吉議長 投票漏れはありませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

直ちに開票を行います。

立会人の方は開票の立ち会いをお願いします。

〔開票、計算〕

○渡部康吉議長 選挙の結果を報告します。

投票総数20票、うち有効投票20票、無効投票ゼロです。

有効投票のうち

斎藤 松夫 9票

大和田 昭 6票

佐藤喜三郎 5票

以上のおりです。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]



◎平成19年請願第9号の委員長報告、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、常任委員会に付託してあります請願の審査経過と結果について委員長の報告を求めます。

日程第6、平成19年請願第9号 「地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の抜本的改善を求める意見書」を国に提出することを求める請願書を議題といたします。

総務委員会に付託してありますので、総務委員長の報告を求めます。

16番、渡部東君。

○16番 渡部 東議員 それでは、ただいま議題となりました平成19年請願第9号 「地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の抜本的改善を求める意見書」を国に提出することを求める請願書は、平成19年9月18日、会津若松市城東町16の1、会津地方労働組合総連合議長、湯田厚氏より提出されたもので、紹介議員は大竹幸一議員であります。

請願理由の趣旨は、国民には健康で文化的な最低限度の生活を営む権利があり、働けば貧困にあえぐことなく生活ができて当然で、現在の最低賃金はまともな生活を支える水準ではない。また、国民生活の最低保障を支えるための整合性ある制度を構築するためにも、全国一律最低賃金制度の法制化が必要である。

よって、国に対して、1つ、地域別最低賃金の改定に当たっては、最低賃金法の趣旨に基づき、生計費原則に基づいて、健康で文化的な最低限の生活が保障されるようにすること、2点目に、国民生活の最低保障の機軸となり、農林漁業、中小企業、地域経済の活性化に結びつく全国一律の新しい最低賃金制度を創設することを含む、地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の抜本的改善を求める意見書を国に対して提出してほしいという内容であります。

当委員会では、9月21日に付託を受けてから、同21日、同25日、11月2日と3度にわたり審議、25日は紹介議員の意見を求め、慎重に審議してまいりました結果、1つ目の地域別最低賃金の改定はいいとしても、2つ目の全国一律の最低賃金制度創設については、一方で地域別最低賃金の引き上げを求め、一方では全国一律を求めているのはおかしいのではないか、地域で決めている最低賃金を全国一律にするのは無理があるのではないかと、そのような意見がありまして、当委員会としては全会一致で不採択とするものと決定いたしましたので、よろしくご

審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○渡部康吉議長 これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 審議ありがとうございました。

それで、今審議の結果を伺ったんですが、一方では地域別最低賃金の引き上げを求めながら、一方では全国的な一律の賃金制度をつくってもらいたいということについては、両方の整合性といえますか、それで問題があるのではないかというような話がありましたが、私は、紹介議員の説明のときにも行って話しましたが、全国一律の最低賃金制度につきましては、将来の、将来といってもなるべく早くなんですが、当面は地域別の仕組みになっていますからそれでやむを得ないんですが、将来的には全国一律にしてほしいんだと、そういうことを申し上げたわけです。そういう観点からすると何ら私は矛盾がないのではないかと思います、いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 16番、渡部東君。

○16番 渡部 東議員 ただいま大竹議員から将来的には問題ないのではないかという話がありましたけれども、この文面には実際にそのような文言は書いてありませんし、紹介議員に説明を求めたときに、それはちょっと私もおかしいと思うというような意見が確かにあったと思います。そういうことで、文面に将来的に云々というものが入っておればまた別の審議ができたのかな、そのように思います。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 今、文面に入っていないという言葉がありましたが、請願理由の真ん中辺を見てもらうとわかりますが、「同時に、現在の最低賃金制度では地域間格差が広がることに歯止めをかけられない」と。地域別になっていますから地域的に広がってしまうんですね。そこで、「国民生活の最低保障を支えるための整合性ある制度を構築するためにも、全国一律最低賃金制度の法制化が必要」だということで、請願の文章の中にはしっかりとそこは書いてあると私は思うんですが、いかがでしょうか。そこは、将来という言葉がなくても、しっかりとここで「整合性ある制度」とありますから、現在は整合性がないと、しかし将来は整合性があるようにするんだということが私は読み取れると思うんですが、いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 16番、渡部東君。

○16番 渡部 東議員 確かに、紹介議員である大竹議員はそのような解釈をされると思い

ますが、当委員会としてはそういう考えは実際ございませんでした。

なお、私見であります。最低賃金法については、労働者だけではなく企業の問題もあります。当然地域間の格差もございます。一番高い東京都、一番安いところはどこだったかちょっと忘れてしまいましたが、100円程度の差があったかと思えます。これを今現在一律にするというのは非常に問題があると。

もう一つは、この地域別最低賃金においては、都道府県がそれぞれ決定するというので、全国一律には若干疑問があるという意見が多数を占めましたので、その結果、本委員会としては不採択とするものとしたものですから、よろしくお願ひします。

○渡部康吉議長 ほかにございせんか。

[発言する者なし]

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 私は反対討論をさせていただきますが、今の日本の最低賃金というのは先進国では最低というふうに言われております。イギリスなどは為替レートで換算しましても1,237円ということで、日本の約倍ほどになっております。それがなぜそうなっているかという、全国一律ではなくて地域別にばらばらにやっているということで、お互いに足を引っ張るような面もあるわけです。

そういうことなものですから、やはり全国一律で最低賃金にしなくてはということなんですが、もちろんこれは、ヨーロッパの場合には労働組合が日本よりもっとしっかりしているということもあるようですが、今後そういう方向を目指していかないと、日本の暮らしが、特に格差が広がって大変ひどいという観点がありますので、そういう観点で私は不採択に反対を申し上げ、今後とも、全国一律の新しい最低賃金制度を求めるために頑張ってまいりたいと思っております。

終わります。

○渡部康吉議長 委員長報告に対する賛成の発言を許します。

17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 私も、総務委員会でこの陳情を審議した一員でございます。

今、大竹議員よりるる討論がございましたが、先ほど渡部委員長が申し上げたように、私た

ちの委員会では、賃金の引き上げそのものは労働者あるいは企業の面から見ても必要ではないかという意見が多数を占めました。しかしながら、先ほども申し上げましたように、現在、県ごとに最低賃金が決まっており、全国一律というのはなかなか難しい。将来的にという話もございましたが、長い将来のことを考えれば、何度もこの陳情を出していただいて採択できるような陳情をお願いしたい。そのために紹介議員の説明を求めましたところ、先ほど委員長が言いましたように、私も実際はおかしいと思っているんだと、こういう説明もございました。

なお、9月の議会中にこの部分を直すことができれば、また当委員会では採択も可能だと、こういう話までいたしました。しかしながら、その議会中にはそれは出ませんでした。

しっかりとした審議の中で、個人個人の中では賃金引き上げは必要であったとしても、南会津町議会の総務委員会という公的な立場からすれば、理屈の通らない陳情を採択するわけにはいかない、こういう理由で私はこの不採択に賛成をいたします。

○渡部康吉議長 次に、委員長報告に対する反対者の討論を許します。

〔発言する者なし〕

○渡部康吉議長 討論がないようですので、討論を終わります。

これより採決いたします。

この請願は、委員長の報告は不採択であります。

したがって、原案についてお諮りいたします。

請願第9号 「地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の抜本的改善を求める意見書」を国に提出することを求める請願書を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○渡部康吉議長 起立少数です。

よって、平成19年請願第9号は不採択とすることに決しました。



◎請願・陳情の委員会付託

○渡部康吉議長 次に、日程第7、請願・陳情の委員会付託を行います。

去る12月11日までに請願1件を受理しております。常任委員会の付託に先立ちまして、請願に係る紹介議員の趣旨弁明を求めます。

19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 それでは、朗読をして、さらに説明させていただきます。

後期高齢者医療制度の中止及び抜本的見直しに関する請願。

請願団体は、会津医療生活協同組合理事長、渡部愛子さんでございます。

請願の趣旨であります。来年4月から「後期高齢者医療制度」が実施されようとしています。75歳以上の高齢者全員から保険料が徴収され、月1万5,000円以上受給している年金生活者は年金から天引きされる制度です。

県後期高齢者医療広域連合の試算では、所得による法律上の軽減はあるものの、平均年5万6,000円の保険料が年金から天引きされ、介護保険料と合わせると月額8,000円から1万円以上の大きな負担となります。さらに、2年ごとの見直しで後期高齢者の保険料は医療費の増大に応じて自動的に値上げされます。さらに、病院などの医療機関に支払われる診療報酬は、75歳以上の高齢者は「心身の特性にふさわしい医療」などの名目で、診療報酬引き下げや包括制など、受診できる医療が制限されることが考えられます。

現在、高齢者に対しては保険料滞納による保険証の取り上げは法によってできないこととなっているのですが、この「後期高齢者医療制度」では「国保」同様、実行すべきこととされています。法定減免があるとはいえ、それさえ不十分なため現に国保では滞納者が発生し資格証明書・短期保険証の発行が実施されています。高齢となり収入も少なく困窮して滞納となれば必要な医療も受けられず、命と健康は危機に瀕します。

更には、医療機関や病床が少なく総医療費が低い自治体では、したがって国保税も比較的低額で推移してきたのですが、このまま「後期高齢者医療制度」が実施されれば、医療機関も多く救急医療体制も充実し受療機会が保障されている地域との格差はそのままに、保険料だけが同等に徴収されることとなります。脳や心臓疾患あるいは腎臓透析等を含む山間僻地のさまざまな医療要求に対して、国・県はどのように応えようとしているのでしょうか。高齢者の暮らしと健康に重大な影響を及ぼし、必要に応じた医療が受けられない事態が懸念されていますが、このままの「後期高齢者医療制度」では不安は深まるばかりです。

私たちは、戦中・戦後苦労を重ねられ、戦後復興に大きく力を発揮し、社会に貢献してこられた高齢者が生命の危機に瀕する事態が起きることを大変危惧しております。まずは一旦これを中止し、国民皆保険の原点に立って抜本的に医療制度を見直し、新たな提案を国に対して働きかけられますよう請願いたします。

請願事項。

1、後期高齢者医療制度の中止及び抜本的な見直しを求める意見書を国に提出することであ

ります。

それで、この前、9月の議会におきましても同様の請願がありましたので、それとの違いを話させていただきますが、この前はまず提出先が広域連合でありましたが、今回は国に提出してほしいというのが大きな違いであります。

そして、内容面では9月のときは改善でありましたが、今度はその改善が実行されないために中止及び抜本的な見直しをしてほしいという、さらに突っ込んだ請願であります。その大きな問題のポイントであります。この中にもありますけれども、例えば天引きという問題につきましても、いかに法律といえども、人の年金からその人の承諾を得ないのに法律の名のもとに差っ引いてしまうというのは、私は大変大きな問題だと思います。

さらに、真ん中辺に書いてありますけれども、滞納が発生した場合には保険証の取り上げということが発生すると。これについては、昨年時点で介護保険の滞納が既に33件ありましたが、介護保険で今、年金から引かれなくて滞納になっている人は33件あったとすると、その人たちは今度この仕組みになったら即また滞納になりますから、今度はもう病院に行くのに10割を負担するという事態が発生する懸念があります。これが大きなポイントでありますので、ひとつよろしくご審議のほどお願い申し上げまして、採択をお願いしたいと思います。

終わります。

○渡部康吉議長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

[発言する者なし]

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

以上で、請願1件に係る紹介議員の趣旨弁明を終わります。

それでは、お手元に配付の請願文書表のとおり、請願1件を会議規則第92条第1項の規定により所管の委員会に付託いたしますので、審査方よろしくお願いいたします。



◎散会の宣告

○渡部康吉議長 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は12月18日午前10時より開議し、一般質問を行います。

なお、休会中における各常任委員会の開催はお手元に配付の日程のとおりであります。ご承知願います。

またこの後、この場で引き続いて議員全員協議会を開催いたします。

案件は、道路特定財源の見直しについて及び水道料金の改定について執行部より説明を受けます。

若干休憩して11時20分から始めたいと思います。

よろしく申し上げます。

散会 午前11時14分

平成19年第4回南会津町議会定例会 第2日

議事日程 (第2号)

平成19年12月18日(火曜) 午前10時開議

日程第1 一般質問

- 7番 星 光 久 議員
- 6番 渡 部 優 議員
- 4番 馬 場 信 作 議員
- 12番 星 登志一 議員
- 17番 芳賀沼 順 一 議員
- 9番 大 宅 宗 吉 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (22名)

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 湯 田 哲 議員 | 2番 渡 部 俊 夫 議員 |
| 3番 高 野 精 一 議員 | 4番 馬 場 信 作 議員 |
| 5番 山 内 政 議員 | 6番 渡 部 優 議員 |
| 7番 星 光 久 議員 | 8番 楠 正 次 議員 |
| 9番 大 宅 宗 吉 議員 | 10番 渡 部 忠 雄 議員 |
| 11番 湯 田 秀 春 議員 | 12番 星 登志一 議員 |
| 13番 星 和 男 議員 | 14番 平 野 昌 盛 議員 |
| 15番 阿久津 梅 夫 議員 | 16番 渡 部 東 議員 |
| 17番 芳賀沼 順 一 議員 | 18番 菅 家 幸 弘 議員 |
| 19番 大 竹 幸 一 議員 | 20番 児 山 寿 明 議員 |
| 21番 五十嵐 司 議員 | 22番 渡 部 康 吉 議員 |

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

湯田芳博	町長	杉浦孝幸	副町長
横山恒廣	教育長	湯田タマイ	会計室長
穴戸英樹	直轄政策室長	渡部俊夫	総務課長
星廣政	企画観光課長	星光幸	税務課長
大竹政義	住民生活課長	室井裕	健康福祉課長
舟木平蔵	建設課長	児山忠男	環境水道課長
森秀一	農林課長	渡部文政	農業委員会 事務局長
長沼芳樹	学校教育課長	酒井直伸	生涯学習課長
星安晴	舘岩総合支所長	横山孝夫	伊南総合支所長
五十嵐竹則	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

澤田洋一	事務局長	馬場秀成	事務局長補佐
------	------	------	--------

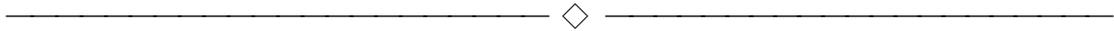
開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○渡部康吉議長 おはようございます。

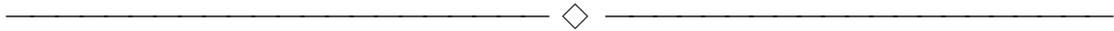
ただいまの出席議員は22名であります。

これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○渡部康吉議長 本日の議事日程はお手元にご配付のとおりであります。

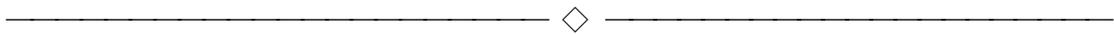


◎一般質問

○渡部康吉議長 日程第1、一般質問を行います。

順序に従いまして、順次発言を許します。

なお、質問に当たりましては、南会津町議会会議規則第55条ただし書きの規定により、質問の回数が3回を超えることを許可し、同規則第56条の規定により、その発言時間を60分に制限することにいたしますので、その趣旨は簡潔明確に質問されるようご協力方よろしくお願いいたします。



◇ 星 光 久 議員

○渡部康吉議長 それでは、7番、星光久君の登壇を許します。

7番、星光久君。

○7番 星 光久議員 おはようございます。

一般質問を行いますので、15、6回になるかわからないですが、初めてトップバッターということで非常に緊張しておりますし、そういうことで、いろんな言葉が理解できない部分がい

ろいろあると思うんですが、その辺はご了解をうまく解いてもらうようにしまして、よろしく
お願いしたいと思います。

そういうことで、私の質問についてはごく簡単な中身でございます。今まで給食と中学校問
題、それから猿問題をやっていたんですが、町民から、そんなのばかりやっているなど、ちょ
っと変わったことしないのかと、そういうことを言われたものですから、なるほどなど、今の
時勢に合ったような形でやっていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思いま
す。

まず1点目については、工場閉鎖と社員の就労支援についてでございます。

東洋衣料株式会社津ソーイングって、今までずっとこれ町民にとっては親しまれていた会
社なんですが、田島の田部原地区にあるんですが、大体35年間ぐらいの操業であって、ことし
の11月20日に工場を閉鎖しました。当社には約100名ほどの従業員が働き、地域の活性と経済
の向上安定に大きく貢献されていたことから、町としても大変憂慮すべき事態と思われ、今日
までどのような対応をされてきたか、伺います。

2つ目に、今後暮れになって社員及び従業員の再就職活動はみずからの努力で進めなければ
ならないと聞いております。そのために対象者の大方が女性と中高年齢者であるため容易では
ないと考えられます。町として再就職を支援するための方策があってもよいのではないかと思
うので伺います。

それから、2つ目に、去年、おととしまではいろんな形で建物の偽装工作、いろんな疑惑が
あったんですが、ことしは非常に食の疑惑に続いて灯油の疑惑っていったらいいのか何だかわ
からないですが、異常な高騰ぶりでございます。そういう中で落ち込む景気に灯油やガス、ガ
ソリンなどの異常な値上がり追い打ちで、町民生活の不安は日々増大しています。これが例
年、年末年始時期に発生する犯罪や事件に多くつながらないか心配するものであって、その対
策について伺います。

2つ目については、地方で低迷する景気も中央都市では回復した回復したと言われていま
すが、我々身にしみる感じでは決して回復なんていうものではありません。総務省も地域格差の
是正策を明言しているこの時期、地方自治体は次の世相をしっかり見据え、町民に理解と期待
をされる誠意・創意・熱意で処理能力がさらに富む職員をつくることにある。職員の通勤手当
を見直すなど、町民にも職員にもやる気を与える町長の賢明な処置を望み、考え方を伺いま
す。

演壇からは以上でございますので、よろしく申し上げます。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 7番、星光久議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、工場閉鎖と社員の就労支援に関する1点目、東洋衣料株式会社福島事業所の工場閉鎖に伴う実態把握と対応についてであります。従業員数97名のうち、南会津町民が46名勤務をしておりました。閉鎖の方針が伝えられてからこれまで下郷町、南会津地方振興局及びハローワーク南会津と連携をとり、さらには町で東洋衣料株式会社従業員再雇用問題検討会議を立ち上げながら、再就職支援や跡地利用などに取り組んでまいりました。

次に、2点目の再就職の支援をするための方策については、10月19日に庁内におきまして、南会津町東洋衣料株式会社従業員再雇用問題検討会議を設置し、関係各課の職員を委員として対応策を検討してまいったところであります。

まずは、生活の不安をなくすため国民健康保険及び年金の相談に当たってきたほか、再雇用に向けて財団法人産業雇用安定センターへの登録など、ハローワーク南会津と連携をとりながら行ってまいりました。しかし、従業員は50歳以上の年齢構成が69.5%、女性の割合が87%を占めている状況であることから、再就職についてなかなか思うに任せない状況にあります。

ハローワーク南会津では対象者に対して再就職の意向を調査し、早期就職希望者の把握を行うとともに、再就職の相談に当たっているところであります。

今後も引き続き生活支援のために、税に関する相談や再就職に向けての相談を初め、既に南会津町に進出している企業等への雇用のお願いや、関係機関と連絡を図りながら対応してまいりたい、このように考えております。

次に、灯油等の高騰による生活不安の対策に関する1点目、年末年始時期に発生する犯罪や事件につながるかとおたたくでございますが、世界的な原油高を背景に灯油等が値上がりしておりますことは、町民生活に与える影響は大変厳しいものと認識をしております。

このような情勢において、灯油等の家計負担増が犯罪や事件に波及するとのこと指摘でございますが、本町といたしましては、年末年始の事件事故防止活動が12月10日から平成20年1月7日までの29日間、県民総ぐるみ運動として、本庁のほか各総合支所にも青色回転灯パトロール車を配備いたしましたので、各地域の防犯指導隊と街頭活動を強化して、町民に安心感を与える運動を実施することとしております。

犯罪防止は家族や知人、近所の方々が常に周りの変化を見逃さず、一人一人を見守っていくことが大切なことと考えており、今後も地域連携を強化し、事件事故防止に取り組んでまいり所存でありますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

次に、2点目、町民に期待される職員をつくるため、通勤手当を見直すなどしまして、職員にやる気を起こさせてはどうか、このようなおたたくがございました。

7番議員ご指摘のとおり、地方における景気の低迷が続く中であって、中央と地方の格差拡大については看過できないものがあると認識しております。本町としましては、失いかけている地域力を回復させるとともに、自立した経済をつくり出すための具体的な行動を実行してまいりたい、このような覚悟をしているところであります。

さらには、町民からありがとうと感謝される職員の養成についても、着実に成果を上げていると認識しております。これまでの自己啓発の取り組みをさらに発展させ、外部有識者との交流を深めるなど研さんを重ねながら、地域の課題解決のため真摯に業務を進めていくことを確認し合っているところでございます。

おただしの通勤手当の改定につきましては、現在通勤手当の合理的な算定方法について職員組合と協議をしておりますし、今定例会の議論も踏まえながら結論に結びつけていきたい、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長に答弁させますので、よろしく願いをいたします。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星 光久議員 まず1点目の東洋衣料については、さきからも含めて頑張っているというような意思を確認されたみたいなんですけど、今後、我々が心配するのは、ここ年末に来て非常にやっぱりみんなが不安、職もないし、町長が言ったように50歳以上が70%近く、それから女性は87%、これは間違いない。このほかに外注に出している部分もあるし、こういう形も含めるとかなりの家族含めているわけなんですけど、7月に1回、大体17名と、そういう形で人員整理を1回されているんです。その時点で当てにしている家をつくったり何かしたのも家を売らざるを得なくなったと、そういう形も出てきているので、非常に年末になってこの兼ね合いが非常にやっぱりこれ今後心配だと。

2番議員の渡部俊夫君も、これに関してはいろんな形で団体交渉をやったり、いろんな形で要求項目はある程度はとってきたんですが、それだけでは今後生活もできないし、非常に大変な中身でございまして、今後どうするかを含めて、いろいろ出されたんだけど、具体的にそれじゃどうなのかという部分について、ちょっとやっぱり心配なものですから、作業としてワイシャツをつくって、型崩れないようにアイロンをかけたたり何かして形状をあれして、こっちで加工して東京へ出してやるんだけど、中身はどういう形なんだか。インドネシアからこれがバカーンと来て、こっちで加工をするんだけど、インドネシアの方を生かして、田島工場を閉鎖するのか、そういう中身は我々ではそこの中に入れないものだから、町長あた

りだと知っているのではないかと思って、その辺はどうなんですか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

私の方に最初に東洋衣料の社長が、いわゆる福島工場の関係の社長が、大変残念なことに工場を閉鎖をしなければなりませんと、こういう話に来たときの社長からの話ですと、親会社である東京の本社の方が、いわゆる田島と下郷地区で生産をしている製品を取り扱わない、こういうふうに言ってきたので、今後についてさらに内容を検討した結果、それ以外の今まで取引してきた会社以外の開発も見込めないで、今回こういう結果になりましたという話を聞いておりますので、それ以降、私の方は工場長と1回お会いをしましたが、私もそこでは退職される方々の再就職に向けた準備金等も含めてしっかり対応してほしいと、こういう話をただけで、詳しい閉鎖に至った外国とのいわゆる輸出入関係の内容については聞いておりませんので、ここではお答えできるのはその程度の内容で、大変申しわけないんですが、実体がそういう状況でございます。

以上です。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星 光久議員 そういうことだそうで、インドネシアを含めて、そこから製品を持ってきてこっちですということ、福島工場として田島と下郷だけ閉鎖して、あとよそのところにもっとあるんですか。これは特別聞いていなかったんですが、そういうことでもしあつて、田島と下郷だけ閉鎖して、いや、須賀川にあるんだ、白河にあるんだなんて言ったら、もしそういうことの方にもこれ今後のあつせんというか、そういう再就職というか、そういうことも考えられるんだけれども、その辺は私も聞いていないので、町長はそこらを聞いているのか聞いていないのかを含めて。

あと、これから問題になるのは再就職、いろんな町長がさっき言ったように検討しているという話は聞いているんだけれども、実際去年、おとし、栃木富士産業のときも町としても随分頑張ったんだけれども、実質、本当に再就職ができたかという何分の1しかないのね。

そういうことで、行政も入っても今はなかなかこれ再就職なんていう部分、はいきたなんていうわけにはいかないものだから、その辺も含めてこれからそっちこっちおれもいろんなところを当たっているんだけれども、「おらほだつていっばいだ」と、そういうことで、もしあれだったら町長の顔もあるし、行政の中でやっぱり再就職をこれから、閉鎖しちゃったものだから再就職がおれは優先だと思うのね。そういうことで、もしそういうところ、目ぼしいところ、

2人とか何人でもいいから、そういうところがあるのかないのか、町長もし耳にしていたら。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 答えをいたします。

福島工場、いわゆる田島地区と下郷地区にあるわけですが、それ以外に県内か、国内の話かわかりませんが、県内には、私は社長からはほかにあるというのは聞いておりません。ただ、そういうふうになった経緯が、いわゆる製品が悪いとか、そういうものでは全くないんですね。経営方針が変わったということもあるんでしょうけれども、つまり大変社長としては断腸の思いなんだと、私も本社に何度もかけ合って、製品が悪くないのに、しかもそのコスト管理も十分やってきたのに、こういうことでおっしゃっておいりましたので、それ以上の会社の経営内容についても、私も踏み込んで聞かなかったというのが実情であります。

それから、再就職問題については議員おただしのおりでありまして、実は12月14日に議会開会をさせていただいたその後、時間をとって南会津工業会に出かけて懇談会をしてきました。そのときも、実は南会津工業会の方々もその情報を知ってしまして、いろいろと心配をされておりました。

私の方からは、そこでは皆さんの、いわゆる工業会の方から話が出ましたので、改めてお話をするというよりは、何か企業支援が、企業の体力のつくような後方支援ができませんか、その意見交換をしましょう、こういうことで話をしてきましたが、それ以外に私は第三セクターのいわゆるスキー場関係、これにお願いをしてきました。しかし、私のところに届いているのは、現段階で東洋衣料関係の方々からの就職要望はありませんでした、こういうことでありました。

したがって、今後、株式会社観光公社がさまざまな分野で情報を得ております。そしてまた、これが新しい企画を今立てております。そんな中で対応できるのかどうなのか。あるいは、もう一つは、これも来年の春からになってしまうんですが、新たな農業政策の中で、今アスパラが、これは試験的にです。いわゆるハウス栽培を冬期間やっています。こういうことが、今、築地の市場の方で物が出れば受け入れてもいいと、いわゆる販売に私たちが参加してもいいと、築地の市場の方でも言ってきていますので、こういうことを、今後若干時間はかかるかもしれませんが、地場産業の中で再雇用については最大限の努力をしていきたい、こんなふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星 光久議員 確かに町長が言うように品物については、ワイシャツなんかダーバン

っていった一流の製品なんだ、そういうことで、おれらもこれ、何回もあそこさ行って製品を見たり何かして、すごいなと思っていたわけ。そういうことで、そういう形で従業員も何も泡食っているわけなんです、そういうことで、ぜひこれからいろんな形があると思うんだけど、問題は今建っている会社、建物、これの再利用は何かどこか企業誘致をしたり、ただこれをぶっ壊したりなにかをするんじゃなくて、あれだけのせつかく投資した広い面積さ、広い建物があるものだから、それをやっぱり利用する方向も含めて、町としても考えなければ、みんな考えなければならぬと思うんだけど、下郷については見通しがついたなんていう話を聞いたのね。そういうことで、組立工場が下郷さ入ってくるみたいだと、何人かに聞いたものだから、これは間違いはないと思うんだけど、時期については明らかではないけれども、そう遠くはない時期に入ってくるのではないかと思う。

そういう形で下郷も本気になってやっているし、田島は本気にならないわけにはいかないものですから、そういう形で、町長が先頭になってやっていただきたいと思います。結果というのはなかなか出ないものですから、さっき言ったそれ、アスパラ、農業政策だのでアスパラだの何だのは、これは女が多いものですから、そういうことは確かに得意だと思う、農業なんていうのは。そういうことでぜひ時間はかかるんだけど、そういうところも頭に置いて、なるほどなというような呼びかけをしてもらったり何かして、再雇用を含めてやってもらいたいと思いますので、お願いします。

2つ目に灯油の問題、非常にこれ灯油の問題、今、おれはこれ、まともではないかなと思うのは、灯油は大体7月ころから値上がりが始まった。そして、7月の参議院選挙、ある学者が言うんだけど、7月の参議院選挙が終わって政府がねじれ現象を起こしちゃって反対になっちゃった。これではなじよするかということで、だんだんからくりしながら灯油を上げたり何かして、新テロ法の給油のあれに行っているのではないかなと、そういう学者がいるわけだ。これは国の方のあれだから、そこまで言ってもあれだけれども、実質、おれもこんなに上がるのかなと。町長も初めてだろ、こんなに。1カ月に20円も30円も上がるなんて。

そういうことで、おれもこれはからくりの一端もこれは入っているのではないかと思うの。それだけれども、そんなことも言えないし、わからないと言われるとそれはおれもわからないんだから、聞いた話だの読んだ話でそういうのなんだけれども、そういうことでいろんな形で、これからが大切だと思う。今まではこれは上げられちゃったから何ともしようがないんだけど、これから、今までは灯油、ガソリンしか上がっていない。これから便乗値上げ、全国で監視なんて、我がで上げておいて全国で監視なんて、こういう見出しを出しながらやっぱりあ

おっている。

そして、きのうからタクシー料金が上がったし、今まで10キロまでのところは2,900円ぐらいで行けたのに、今度は3,300円ぐらいになるわけ、10キロまで。最初は安いんだけど、距離が伸びるたびに高くなっていく、そういう形できのうから一部のタクシー会社が上がった、県内で。これは来年明け、12月は別のところは上げないと言っているけれども、明けたらすぐに県内一斉に上がると思うし、それと石油、ガソリン、それからガス類、それからいろんな形でこの前テレビでシミュレーションをやっている。ベルトコンベアーに乗せるほど品物が便乗値上げ、便乗値上げといっても苦しいから上がっていくんだけど、そういう物がすごい、牛乳パックから牛乳から、何もかにもこれ上がっていく。町長らはわかるだろうけれども、そういう形で、いやごせやけるな、おれも大変なんだ。

そういうことで県の方でもいろんな形でこれ対策はとっているんだけど、対策が間に合わないというか、そういう形で町としていろんな形で低所得者というか、おれも低所得者なんだけれども、緊急原油高対策のポイントなんていってこれ出したんだけど、そういう形で寒冷地の低所得者に向け、灯油代の一部補助を年内にも開始なんて、国の方針なんだけれども、町としてもひとり暮らしもいるし、低所得者はいっぱいいると思う。それこそ回数券とか何かでも出して、救済方法、とりあえずそういうものの救済方法を考えているのかいないのかを含めて、町長。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

最初に、東洋衣料の関係で跡地利用の関係もありましたので、この件については議員もご承知だと思いますが、跡地については自社所有地とそれから借用地とがありますので、それらについて整理統合をしていかなければならないということが1つございます。その上で、確かに新たな工場を誘致するというのも1つの手ではありますが、また1つは、先ほど申し上げたように、南会津地域ならではの産業構造を起こしていこうと。これは今まだ全く私のところの試案の段階ではありますが、これだけの森林資源がございまして。そしてまた、森林資源に対する環境対策、いわゆるCO₂削減、これの期待も大きいですので、これらを何とかつなげた跡地利用もあわせて考えていくと、現在はそのように思っております。

それから、灯油の件であります。全く基本的なスタンスとしては議員と同様に考えております。しかしこれも国あるいは県の動きが今ようやく、遅きに思いますが、ようやく動き出してきました。その動きを十分に見きわめながら、町としても対応していくことになると思

ますが、ただ私がやはり心配しているのは、ある意味で低価格競争をずっと日本社会はしてきたんです。原油高という1つの高騰の状況に乗ずるように、今はむしろ安さ競争から値上げ競争に変わってきています。このところの原因は一体何か、根本は何だろう、こう考えますと、私たちはふだんたくさんの情報に浸っているといいですか、受けていますが、やはり正しくその情報の発信源を確かめた上で行動していかなければならないと、こういうふうな認識を持っています。

そんな中で考えられることは、やはり当面寒冷地で非常にコストがかかる地域の生活者の負担をどう守っていくかということでもありますので、このところについては、財政状況もございますので、全体的な判断の中で考えを整理していきたいと、こんなふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星光久議員 そういうことで大変なやっぱり状況になっている。これからが大変だと思います。そういう中で、この前、銃乱射事件だなんてあったんだけど、あれもやっぱり銭絡み、銭がなくてしょうがなく、そういう形になったと。やっぱり何でも犯罪はこれ、銭なんだけれども、そういう形で非常にやっぱりこれから灯油代、話を聞いてみると、いや、若いているんだけど、若いてはふろをたく灯油も入れようがないと、1回入れると3万も4万もとられてしまうと、年金がそれこそそっくりなくなってしまったなんていう、こういう状況で今あります。

当時50円、60円、夏場は60円あたりでいたんだけど、今は100円。50%も1年に半年で上がるなんていうことは、おれも初めてのことで、60何年、小さいころはわからないけれども、覚えあるようになって60年ぐらいたつんだけど、初めてこんなに上がったなんて、たしか町長も初めてだと思う。そういう形でおれらの経験からいっても本当に大変だ。

そういう中で灯油、ガソリン、ガソリンも同じ、50%ぐらいちよいの間に上がってしまったし、あるところに、若松の方に通っていて、大体片道45キロぐらいただと、そういう中で、車は毎日往復すると100キロだ、そうやって、いやガソリン代が大変だと。それに向けてタイヤは食う、今度は車は大体300万ぐらい今する。遠いからいい車買ったら、これこそ1年に3万、2万5,000も乗ると5年ぐらいしかもたない、何ぼ乗ったって5年ぐらいになる。そうして計算すると、本当に通勤手当を計算すると、1日の本当のガソリン代だけ勘定をした場合だと合うけれども、消耗品から勘定すると合うものではないと。

こういうことで、おれ出したのはそういう中で職員の通勤手当、何年か前にやったときの価

格がうんと違うと思う、5割もアップしているものだから。そういう形で何とか見直しする、さっき職員との話し合いも持っているというんだけど、ぜひ職員との話し合いも含めて、町長の考えを出してもらいたいと思います。やるかやらないかの話だから、考えているだけではだめだから、実施を本当にしてもらわないと、本当に大変な中身でございますので、そこらをひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

原油高等によってさまざまな暮らしへ影響していますね。それがささやかないわゆる楽しみというんですか、こういうものまで実は奪いつつあると、こういう認識をしておりますので、でき得る限り、やはり生きがいとかやりがいとか、そういうものを損ねない、あるいは対応というのが必要だというふうに思っております。それがあつ限り、私は犯罪というものとかかなり縁遠くなると、それがなくなつてきたときに、やはり犯罪化が進んでいくのではないかなと、こんな認識を持っておりますので、全くこれは私も因果関係をしっかりと丁寧に、その状況を見きわめながら対応してまいりたいと、このように思っております。

そしてまた、通勤手当のご質問がございましたが、合併をいたしまして、峠を越えた合併をしたというのが南会津町なんです。ここのところについても、なるべく峠の道路改良等について率先して、今、期成同盟会などを通じながら、議員の皆さんの力もかりながら進めているところではありますけれども、なかなかそれが思うに任せないというのも実態であります。

そんな中で、通勤手当についてどう今後考えていくかということではありますが、先ほど申し上げましたように、高齢者世帯、あるいは低所得世帯といわれる方々の生活支援もありますし、また中小企業に対する、いわゆるコスト高になりますので、そういう支援、これらも総合的に考えながら、見きわめながら職員との話し合いを今後も続けていきたいというのが、現段階で私の気持ちでありますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星 光久議員 そういういい、これからの対応策、そういう形で、やっぱり差し迫つている年末、これをどう乗り切るかが、低所得者も含めてみんな同じなんだけど、何か愛の手というか、割引灯油券とか、何でもそういう形であると思うの。割引ガソリン券とか、やる気なら何でもあると思うし、特にこれから予想されるのは、若い手サラ金、これは各銀行でサラ金に貸して、その金でからくりをやっている大手銀行は、そういう形でやっているのはもう間違いないんだけど、そういう形で労働金庫もサラ金対策ということで本腰を入れて、

だれか友達、そういう人がもしいて、何とも方法がない人がいたら、ぜひ紹介してもらったって、続々になっちゃっては困るんだけど、そういう形で何とか支援法、対策したいということで、労金でもことは本気になって、やっぱりサラ金借りると必ず命にかかわる事故が多いわけ。そういう形で何とかしたいということでやっておりますので、その辺も含めて、労金に負けないように、町でもサラ金対策を含めて、灯油対策を含めて、いろんな弱い者に、当座、今年度が山場だと思いますので、その場を何とか乗り越えると暖かくもなるし、この後灯油代もそんなに使わなくなるから、何とかそういう対策がとれるかとれないかを含めてよろしく頼みます。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

犯罪のメカニズムというのが何かあるらしいんです、心理的なものも含めて。私はそこまで承知しておりませんが、この前テレビでイギリスのワーキングプアの放送をしていました。やっぱり犯罪が起こってから対策を講ずるとなると大変なお金がかかるんです。ですから、やはり防止をするという意味で、犯罪を未然に防ぐ、ここのところにある意味で、行政を主体とした地域一体となった対応を積極的にしていくということはとても大事だと、こういうふうに認識しております。

そこで、私の中で今考えているのは、南会津町だけで対応すべきなのか、あるいはそれぞれの町村がどういう、同じような状況を抱えているのか、ここを確認し合いながら、一度南会津広域市町村圏の中でしっかりと状況を確認し合いながら検討をしていきたい。その上で県あるいは国に働きかけながら、そのまた具体的な当面の対応についてどこまで可能なのか、あるいはある一定の方策を出すときに、どこで線引きをするのか、こういう問題もありますので、今後さらに検討を進めたい、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星 光久議員 そう粘るわけではないんだけど、そういうことで、また3月の議会あるから、結果を見ながら総括している時間がありますので、今後これからどういう対応をしたか、町長の、毎年そうそうはないと思うんだけど、今度は本当に緊急ではないかと思う。そうすると、ここばかりではない、学校関係からあらゆるところ、灯油を使わないところはどこもないものだから、そういうところも予算も含めて別に組まなければならないと思うんだけど、除雪関係、なお民間除雪に出している場合、余り燃料を食うから出ないなんていう、何というんだ、ごまかしではないだろうけれども、省く場合があるものだから、そういう

関係で、本当にやっぱり大変な問題になると思うので、そういうことも含めてよろしく願いしながら、私の質問を終わります。よろしく頼みます。

○渡部康吉議長 以上で、7番、星光久君の一般質問を終わります。



◇ 渡 部 優 議 員

○渡部康吉議長 次に、6番、渡部優君の登壇を許します。

6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 おはようございます。

一般質問を開始いたします。

一般質問の目的の、町長の政治的姿勢、責任をできるだけ明確にするということで質問をしたいというふうに思います。

今回の私の質問は大きく2点ございますが、町入札についても大きく言えば町活性化の諸政策の1つになるかというようにも思います。

町活性化の諸政策についてお伺いします。

先ほど7番議員からも出ましたように、現在町の経済状況は非常に悪いと言えます。幾つかの進出企業の人員整理や業績悪化を見越した会社の閉鎖などが見受けられ、100人を超す町民が職をなくし、不安の中で年を越そうとしているのが現状でございます。

町長は地域力の醸成ということに非常に大きく力を注ぎ、さまざまな施策を講じていることは大変共感を持つものであります。私も賛成の立場であります。しかしながら、町の現状を見ますと町民の意識向上を促すと同時に、町は町民の生活の安心のため、今何をすべきか、何をしているんだ、何をしているのか、そのことも同時進行で町民にわかりやすく、わかるように示していくべきと考えます。そのことを申し上げ、以下の質問をいたします。

これまで議会で何度か言っておりますが、公の町の政策には長期的な展望に立った施策と、比較的対処的な、短期的な、町民に希望を与える対処的な施策が必要だというふうに常々考えております。現在、先ほど申し上げたように、長期的な施策というのは地域力の醸成という、この言葉に集約されるわけですが、そういった施策がされております。

しかしながら、先ほど申し上げた短期的な施策、処方せんだ的な施策、それは邪道というふうにおっしゃる方もいらっしゃるかもしれませんが、それが見えない。町民の生活の安心と安定のた

めの施策が見えないのです、残念ながら。町民が我慢をして待ってられる希望の持てる施策を示していただきたい。町長の考えを伺います。

②旧田島町におけるまちなか再生事業がいよいよ実施する段階に来たところで、急変のごとく町長の判断により中止となったと聞きます。場所も出資する店もほぼ決まり、旧田島町商店街がみずからやる気を出していよいよというときに、町の判断で中止になったということは、町長が強力に進めている、やる気を促す諸政策、施策とは矛盾を感じるが、一体どういうことなのかという町内の大きな声がございます。

町民に対しいろいろ誤解があろうということも聞いています。しかしながら、町民に対しきちんとした説明がまさに必要であるというふうに思います。なぜならば、町の進める諸政策に対する疑念がわく、不協和音を起こすその原因ともなってしまうからでございます。ぜひわかりやすくこのことも説明をお願いしたい。町長のお考えをお聞きいたします。

③平成18年第1回定例会での、今いらっしゃいませんけれども、湊田幹夫議員の質問に、町長は鳴山城跡を中心市街地活性化基本計画で、田島駅周辺回遊ルートの一つとして位置づけ、活用を図るとの答弁をしている。湊田議員の当時の指摘、町内のいろんな活性化対策策定、いろいろやってきたけれども、何にもならない、何かなったのかという言葉もあったかというふうに思います、当時。その中で町長は、今度の策定は違うんだと、議員待っていてくれというふうにおっしゃったことも私は覚えております。

まちなか再生事業の中での位置づけもあったろうというふうに思います。今後、この大きな財産、旧田島町の大きな財産である鳴山城跡地、どのように活用されるのか、しっかりとした考えをお聞きしたい。大分長い間活用を待っています。お聞きいたします。

④これまで旧田島町内で進められてきたまちなか再生事業の中止にかわる町内活性化、まちなか活性化のほかの事業があれば示していただきたい。また、町中の田島市街地、まちなかの活性化というのは、やはり町商工会の協力なしではできないというふうに思います。町長が当初考えたように、中止になるのは町の中だろう、そういうことをおっしゃってもおりましたので、そのことをお伺いしたいというふうに思います。町長のお考えをお聞きいたします。

次に⑤、このことも町長が何度か議会で、中身は出ていませんけれども、申し上げているわけですが、仮称やまなみ博覧会というのが今進められて、委員会また地区懇談会等が結成されて、委員が結成されて進められております。3度か4度くらい集まっているのかなというふうには情報として持っています。

このやまなみ博覧会の目的、これは副町長が当初の委員会でおっしゃったようでございます

が、第一義的にこれの目的というものは、地域力の醸成なんだというふうにおっしゃっております。そして、交流人口増や知名度向上、新産業及び雇用の創出は第二義的なものなんだというふうにおっしゃっています。委員全部に当たったわけではございませんが、委員からの情報では、委員会の現況というものは委員の出席率が悪いんだと、懇談会等の出席だというふうには私は認識しておりますが、またその資料を見させていただくと、まさしくいいとこ発見隊、旧田島町でやっておりましたけれども、全く同じことを最初からやっているというふうにも、これは情報として委員の方から聞いております。やっているんだということを知りました。

それで、委員は目的のこのイメージがどうもわからないんだと。今確かに委員会の方で一生懸命やっております。しかしながら、全体的になかなか進まないのは、こういったような理由からかなと私は推察しました。

また、この事業に対し副町長は、町長の公約であるのでしっかりやってほしいというのが最初の言葉であったようでございます。まさしくそうであるならば、町長みずから、町長が描いたこの事業のイメージ、考えをしっかり委員に伝えて、委員の意識の共有を図り、事業の具現化計画、具現化作業をお願いする、策定をお願いするというのが大事なことだろうというふうに思うんです。そうすれば間違いなく結果は出てくるというふうに思います。町長のお考えをお聞かせください。

それから、町入札について、2点目を伺います。

前回の議会でも出ましたけれども、町入札について。前回の防災無線もそうでありましたが、今回の統合館岩小学校の物品購入入札においても、やはり今までになかった現象があった。すなわち、参加辞退者が多く出ていることや、防災無線でも指摘されたように、限定的な入札要件、今回の入札では、これはまさしく主観であります、不備とも言える入札通知書、ほかの入札通知書を見ますと、やはり言葉が足りないというふうに感じました。

購入物品の購入の特殊性にもかかわらず、十分な期間が設けられなかった。あした入札通知を出しますよ、入札通知が届いてから、土日を入れて6日間しかなかった。まさしく十分な期間を設けなかったということで、競争原理が本当に働いていたのかなというふうには議会の議員の一人として思いました。各業者が入札に対応できたのが不思議なくらい、そんなように私は感じました。これもこのことは、学校関係のことは所管でございますので、所管の中で担当者からもいろいろお聞きしました。細かいことはお聞きしました。中身に関してここでお聞きしようとは思いません。

これからの入札というものは、これは意識は同じだろうというふうには思いますが、公平に

実施していく、同じ土俵をつくって、そこで業者には勝負をしてもらい、そういう姿にしてい
く、そういう必要があるというふうに思います。

また、落札金額、予定金額を決めるときに、やっぱり複数社から事前見積もり等をいただく
とか、最初から設計だから決まっていたとか、そういった認識ではなくて、こういった仕様で
どのくらいでできるのかなというものを、1社からじゃなくて数社から出していただいて、高
い安い、そこで判断をして、どのくらいが適正な金額かを決めて予定価格を決めていく、そう
やっているんだと言われればそれまでなんだろうけれども、どうも今回の備品の購入はそれは
なかったように私は判断しています。

県では物品などの購入情報を当該業者に随時流しているようでございますが、これは所管委
員会でもお聞きしましたけれども、それは急に決まった物品の購入のときだけなんだというふ
うにおっしゃっていました。でも当町にはそれさえありません。町長の考えをお伺いします。

入札に関しましては何度か出ていまして、町でも研究調査をして、より適正な入札制度をど
うやってつくっていかうかということは、大きな課題にはなっていると思います。例示的にい
ろいろ申し上げましたが、大まかなところで、入札制度というのはどういうふうにしていった
らいいのかなということも含めて、町長に伺いたいというふうに思います。

壇上からは以上で終わります。ありがとうございました。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 6番、渡部優議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、町活性化の諸政策に関する第1点目、町民の生活の安心と安定のための短期的な施
策が見えない、こういうご指摘がございましたが、町の活性化対策につきましては、本年3月
に策定をされた第1次総合振興計画に基づき、総合的な発展に向けた施策を実施しているところ
であり、本年6月には南会津観光公社を設立し、観光を通じた地域経済活性化及び都市交流
の推進に向けた具体的な取り組みを開始したところであります。

また、来年4月には総合支援センターの設置を予定しており、これは行政だけではなく、多
様な民間主体を地域づくりの担い手として、行政との協働によって、これまでの行政サービス
の領域を超えたきめ細やかなサービスの提供を目指すものであります。

なお、現在平成21年度に開催を予定しております、やまなみ博覧会に向けて、これは仮称で
ございますが、地域懇談会等を行うなど準備を進めておりますが、町内のあらゆる地域資源を
活用しながら取り組みを進めることにより、地域経済の活性化につなげ、町民生活の安定と希
望の持てる町づくりを推進したい、このように考えております。

次に、2点目のなぜまちなか再生事業が中止となったか、おただしがございました。

田島商工会より地域活性化センターを運営するための町づくり会社設立の出資金を要請されましたが、その新たな第三セクターであります町づくり会社が将来にわたる収支見込みや責任体制に疑問があり、町づくりを担える人材に非常に不安を感じたことから、株式会社南会津観光公社など、町出資の会社と商工会が協力することで担えないかを考え、今回の新たな町づくり会社への出資を見送ったものであり、今後それらの問題を解決した後で、まちなか再生事業を改めて実施したい、このように考えております。

なお、商工会やまちなか再生委員会の関係者には、中止に至った経緯を懇談会の場を通じて私から説明を申し上げ、ご理解をいただいたところでございます。

次に、3点目の中心市街地活性化基本計画における嶋山城址の位置づけ並びに今後の活用計画でございますが、嶋山城址は貴重な歴史遺産であり、会津田島駅周辺の回遊ルートの一つとして中心市街地基本計画の中で位置づけをしております。この計画はその位置づけが何ら変わるものではないと考えておりますので、今後とも町外からの観光客や町民の方に気軽に散策していただけるような活用の仕方を図ってまいりたい、このように考えております。

次、4点目のまちなか再生事業の中止にかわるまちなか活性化事業、商工会の協力についてでございますが、まちなか再生事業は商工会、商店街との信頼と責任に裏打ちされた関係の中で進めるべきと考えております。その上で、新たな町づくりの受け皿となる会社として株式会社南会津観光公社と商工会の連携を図った上での組織の検討を行い、事業実施に向けて動き出せる体制づくりを進めてまいりたい、このように考えております。

次に5点目、仮称やまなみ博覧会に関するおただしでございますが、8月11日に御蔵入交流館で開催をした全体地域懇談会において、私の考え方として、地域の中にはいろいろな能力を持っている人や、先人たちが築いてきたすばらしい資源がある。それらの活用を役場や商工会、観光協会だけが考えるのではなく、そこに住む人たちがそれぞれのポジションで本気になって資源の掘り起こしに向き合い、そして向かっていけば必ず南会津発の経済が起り得るはずである。また、今の厳しい財政状況の中で、我々が次の世代を生きる子供たちのために何ができるかということを真剣に考える契機にしたい、このように述べさせていただきました。

私は、仮称やまなみ博覧会の開催の目的は地域課題を解決するための絶好の機会とすること、そして町民の当事者意識の高揚にあると考えております。それが結果的に地域力の醸成、つまり地域の自立につながるものと考えておるところであります。ですから、全体地域懇談会の際にも、町民の皆さんがやる気にならなければ仮称やまなみ博覧会は取りやめても構わ

ない、このように述べさせていただきました。それは地域力が醸成されなければ、幾ら交流人口の増加や知名度の向上、新産業及び雇用の創出を図ったとしても、一過性のもので終わってしまうおそれがある、このように考えたからであります。そして、全体の地域懇談会の最後に、出席した委員の皆様には、町からの提案におおむね賛同をしていただけたという確認がとれましたことから、基本計画の策定に着手した経緯でございます。

このようなことから、各委員の皆様には仮称やまなみ博覧会の開催目的を十分に理解していただき、地域力の醸成につながるような前向きな検討をいただいているものと認識しているところであります。

次に、町入札に関するおただしであります。館岩統合小学校備品購入予算につきましては、当初予算で400万円を計上しておりましたが、福島県森林環境交付金の追加内示がありましたので、去る9月定例議会におきまして323万5,000円の追加補正をさせていただいたものでございます。したがって、追加分について、新たな必要備品の協議及び統合小学校建設設計業者に設計図書の作成を依頼してきたことと、校舎内外の木工事について林野庁の採択内示がおくれたことによる工事のストップ期間もありまして、入札がおくれたものでございます。

そこで、おただしの入札につきましては、南会津町入札参加資格者名簿登録業者が町内4社、会津若松市1社、郡山市1社の計6社を指名し、11月22日に入札を実施したところ、2社が辞退し4社で行い、その結果につきましては、本定例会に物品購入契約議案として提案をしているところでもあります。この入札通知につきましては、11月15日付で翌16日に発送しております。

なお、指名業者には通知書発送前に電話にて入札日、時間、場所、あわせて福島県の森林環境交付金事業などで天板は福島県産材で、足はスチール製による特注になる旨を事前説明しております。当町の財務規則において、物品購入の指名競争入札においては、見積もり期間を急を要するときは5日までに短縮できるとしておりますが、この急を要するときは、議会提案などが想定されております。今回の見積もり期間は郵送による通知書の到着日を含み5日間から6日間はあったこととなります。

また、福島県においては物品などの入札情報を随時ファクスで流しているとのことでございますが、県に問い合わせをいたしましたところ、物品購入における指名競争入札の場合においてのみ、入札日まで時間がないときに当該事業者に入札通知書をファクスで送信し、その後、電話で確認するということがあるとのことでございました。

したがって、通常は県のホームページにおいて条件付一般競争入札に係る工事、物品購

入、修繕の入札情報は公開しているだけで、入札情報を随時ファクスで流すということはない、このように聞いておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長に答弁させますので、よろしく願いをいたします。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 若干再質問をいたしたいというふうに思います。

短期的な政策が見えないということで、町長のお考えをお聞かせくださいということで聞いたんですけれども、例えば今回上程されています職員の給与等の引き上げがございます。給料で80万そこそこ、手当で1,000万ちょっとですか、そういったお金を、先ほど7番議員から出ましたように、緊急の、例えば灯油代に社会的弱者だと言われている独居老人やそういった方々に、そういったものにお金を使うというような、そういう意味で短期的な、初歩的な、目に見える、明かりの見える施策ということでお伺いしたわけですが、若干認識がちょっと違ったのかなというふうには思いましたけれども、公社等の設立等の中長期的な計画、考えを述べられたのかなというふうには思いましたけれども、そういった現状に対してでき得る施策というものはあろうというふうに思うんです。

今は、先ほど何回も言うようではありますが、7番議員から出ましたように、失業された方がぼんと出た。そして、生活が苦しいという中身の中では、灯油、ガソリン等が上がって大変だというのが、目の前に課題としてどんと突きつけられているわけですね、町としても。そういったときにぼんと具体的な施策が、それは大きな施策はできないというふうに思います。ただ、明かりに見える、光に見えるそういった短期的な施策というのが、いわゆる町の活性化につながるんじゃないか、町民の安心につながるんじゃないか、そういうふうに思って短期的な施策は見えないというふうに申し上げたんです。その辺のところのお考えをお聞かせください。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

それぞれの考え方を言葉で表現をして相手に求め合うわけですが、それぞれ短期的という、非常に抽象的な表現なんですね。短期的というのをどういうふうにとらえるかという問題がありますから、今お話聞きますと、短期的というよりは、どちらかという緊急的に、あるいは救急的というふうにとらえられるのかなと、こういうふうに思います。

その上で、私は先ほど7番議員にお答えしたように、緊急的な処方をするのはやはり大事だと思っています。しかし、今まで議員もこれまで行政を見てきたとおり、行政が緊急に処方せ

んを下すというのがいかに苦手な分野だかということを考えていただかなければなりません。それは1つには、町長といえども、専決事項として任されているのはそれほどないんですね。いわゆる議会の同意を得てやるということが大変重要な仕組みになっていますから、そう考えたときに、本議会が、この議会が、いわゆる今突きつけられていると言いましたけれども、私たちの目の前にあらわれた課題をしっかりと解決するための、言ってみれば議論の場だと、処方場の場だと、こういうふうにとらえておりますので、そのところをご理解をいただきたいというふうに思っております。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 そうですね、町長がおっしゃるように緊急性と言った方がわかりやすいかな、今回の事件に対しましては。

ただ、そういったものは、例えばそういったことを認識されている中で、今回の議案にはそういったものは出てこなかったというのは、非常に残念だというふうに申し上げておきます。緊急性を感じている、目の前に課題がある、そのことを認識をしながら、なかなか出せない。それは行政の不得意分野だと言われれば、それまでだろうというふうに思いますけれども、これは覚悟次第というふうに思います。

例えば何億円とか何十億円とか費用がかかるようなものであれば、それは大変な決断が必要かなというふうに思いますけれども、例えば200万あれば、今18リットル1,700円ぐらいですから、1,000缶以上買えるんですよ。単純計算で細かいことを言って申しわけないんですけども、例えば今回職員の給与1,100万、手当を入れて、どのくらい買えますか、灯油を。どれだけの生活弱者というか、今般の冬を不安の中で、高く買えないと、先ほど出ましたように、そういったような状況の中でいる方を助けられるかということ考えたときに、やはりその緊急課題というふうに認識されるなら、やはりそういった対応も若干出てくるのかなと、私は期待しておりました。

それから、やまなみ博覧会の中に提示されました幾つかのアンケート結果が出ております。これは町活性化の問題にかかわることなので、ちょっと申し上げておきたいというふうに思います。

このアンケートは平成19年7月13日から8月31日において、奥会津地域の行政区長235人から得たものであります。この中で、若者が流出する理由とはどういうふうにお考えですかと聞いたときに、働く場がない、これが98.5%なんです。流出に歯どめがかかる働く場としてどういうことを考えているか。工場の立地61.1%。こういうふうな235人の奥会津地域の行政区

長のアンケート結果から出ている。そして、過疎、高齢化の進行に対する反応として議論した内容。一番多いのは、これは問題だよ、漠然とした不安58.2%もあるんです。

それから、もう一つアンケートがあります。奥会津地域の高校生、3年生302人に聞いたアンケートでございます。これは平成19年7月9日から7月20日。地元以外に就職する理由、地元で働きたい場所がない、75.6%です。日常生活が不便の理由、店が少なく買い物が不便、88.6%。行政への希望、高校生ですよ、高校3年生に聞いているんです。行政への希望、働く場の確保55.4%、娯楽施設の充実40.6%、祭りなどのイベントをふやす31.7%。そしてもう一つ、踏み込んで聞いているんですね。地域活性化のために最も市町村がやるべきことは何ですか、どのようにお考えですかと聞いている中身、働く場の確保、1番目27.3%、娯楽施設17%、情報通信網11.9%。これは高いところだけ申し上げております。

こういうアンケート結果が出ているんですよ。これは何のためにとっているのか、地域活性化に生かすためだろうというふうに思うんです。そして、その結果を十分に認識されているというふうにも私は思います。働く場の確保、大きな命題が課されたわけです。これも我々議員にもそうでしょうけれども、町に目の前にどんと課せられて、これは前からのアンケート結果からも同じような結果が出ているというふうに聞いています。これは一番新しい平成19年のデータなんです。町の活性化のために何が必要か、何を市町村にやってもらいたいのか、若い人から、それから区長会といわれる高齢者ですよ。高校生からそこまでの中の集約の最も大きな要求というのは、この活性化に必要なのは働く場なんだよと、町よ一生懸命にやってくれというふうに言われているんです。どうお考えですか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

働き場の確保対策をやっていないと議員は思っているからそういう発言をするんですね。私はやっていますから。認識の違いでしょう。

例えば、働く場って今まで南会津町は何だったですか。ほとんどが公共事業ですよ。今、県の公共事業が平成11年を100とした場合、36.8%まで落ちている。南会津地方は66%です。ところが、南会津町は土地区画整理事業を中心として、いいですか、92%ぐらい。仕事の場は確保されているんです、公共事業という面では。

さらに、里山再生事業、それから先ほど東洋衣料の話がありました。南会津工業会、ここで栃富士の方々を採用したのは80数%です。もちろん時間がかかった場合もあります。事務屋さんの中には2年くらいも後にかかりましたというのもあります。こういう具体的な数字を考

えながら、当面直面する課題にしっかりと雇用拡大をしています。

さらには、やまなみ博覧会の例がございましたが、若者が流出する理由については確かにそうです。じゃ若者がどういう業種につきたいか、これは南工会の幹部の方々と話ししてみますと、応募してもいないと、人材がないんですと、こういう話が出てきた。つまりできる限り私どもの方でも人材育成をやりたい、人材育成については町でも支援したい、こういう話もしています。

ですから、このことについてはアンケート調査を私もいただいたんで、それをもとに、もう少し具体的にどういう業種に仕事を求めているのか、あるいはどういうものであれば、自分たちに可能性が出てくるのか、ここを深く考えながら対策を考えていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 私の言い方がやっていないというふうに聞こえたらしいようですが、そうは思っていません、我々も一員ですから。

ただ、これだけの大きなアンケート結果、要望の中で、本当に真正面から取り組んでいるのかなと疑問はあります。例えば、7番議員から出ましたように東洋衣料の跡地利用、下郷はなくなってすぐにそういったお話がありました。田島の方は見向きもしなかったそうです。私は実は、下郷町に問い合わせをして聞きました。それはいろいろな仲介者の理由とか、設置場所とか、ある場所を鑑みての判断だろうというふうには思いますけれども、ただ、また例に出しますけれども、町長もたまたま例に出しますけれども、矢祭町における根本町長さんがおっしゃっています、やはり。可能な手を打って、歯を食いしばってという言葉をおっしゃっています。

企業誘致に対して、いきなり企業誘致の話をしますけれども、その姿勢というものは物すごく強いものがあつたそうであります。現在、矢祭町を潤しているのは、相当な企業誘致の法人住民税とか固定資産税がウエートを占めているそうであります。ここに資料がございますけれども、財政調整基金もご存じのとおりびっくりするほど、2倍くらい伸びているんです。しかし、交付税の方は3億円くらい減っているというふうな状況の中で。

なぜ、こういうふうな姿になったのかおっしゃっています。やはり可能な限り歯を食いしばって企業誘致をやっていかなきゃならないと、本当に先頭に立ってやったそうであります。こういった姿勢が企業に、企業が寄ってくるらしいんです。もちろん立地条件とか全然違いますから、単純に比べようがないというふうには思います。しかしながら、そういうアンテナを高くして、門を広くしていくと寄ってくる企業もあるということなんです。

今般、新聞で報道されました。会津若松市、喜多方市、トップセールスマンで企業誘致をやりましょう、もう堂々と新聞に、もう広告塔ですよ、無料で広告をしていただいている。

企業誘致が100%いいとは言っていません。ただ、こういったアンケート結果があるという事態があれば可能な限りをやる。やっていないとは私は言っていないですよ。ですから、可能な限りやる、そこがちょっと食い違うだけで、もしかしたら企業誘致に対しては可能な限り、思い切って、真正面から取り組むなんて言っていないのかもしれない、私は聞いたことはないですけども。

だから、そういうふうにして町が情熱を持って、町長が情熱を持って発信していけば寄ってくる企業もあるんです。県だってそうでしょう。

なぜこんなことを言うのかというと、町長が進めているこの地域力の醸成、町民の自発性というものは、生活の安心があってこそそのものなんです。これもおっしゃっている方がいらっしゃいます。まさしく行動の基盤というのは安心なんだと、ここの地方の安心というのは生活の安心なんです。

そういうことで、町の活性化というものを取り上げましたけれども、もう一度お考えをお聞かせください。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 答えをいたします。

まず初めに、東洋衣料の跡地の関係であります、下郷が云々で田島が云々という話がありました、下郷には下郷のいわゆる地域事情があるんです。田島には田島の地域事情があります。私は、栃木富士が撤退をしたときの状況、そして今回の東洋衣料がいわゆる撤退をするということに至った内容、ここを精査してみますと、言ってみれば完全にトップの経営方針の転換なんです。ここのところが、例えば下郷にどういう企業がこの後来るのかわかりませんが、わずかな期間で、栃木富士の場合には13年ですよ。それで撤退されたんでは、誘致、実は安定にはならないですね。ここのところはやはりじっくりと、その会社がどうなのか、あるいは将来見通しはどうなのか、ここのところをきちっと、根っこの部分で探って、認識をお互いに共有していける会社を呼んでこない、これまた大きな町民に不安を与えることになりかねないということでございますので、それぞれ手法、やり方は違っていいんじゃないかと思っております。

それから、企業誘致についてでありますけれども、安定した生活というのはどういう状況を言うのか、やはり1つの基準を共有してから話しすべきだと思うんです。

例えば、今、南会津会法人会があります。ここで働く人たちが非常に厳しい労働条件の中で働いている。その人たちが言うには、もしもう少し有能な、あるいは優良な企業が来たら、そちらに間違いなく移ります、こうも言っているんです、懇談会をさせてもらおうと。企業はどういう企業を持ってくるのか、私たちは優良企業を招きたいです。そういうことも考えながら、今現在この町にある企業といわれる、いわゆる団体も含めてですが、働いているところの環境をしっかりと体力をつけるようにしていきたい。あわせて着実に一方では企業誘致の準備も怠らず努めていくと、こういう考えですので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 既存企業を大事にするというのはとてもいいことだというふうに思います。これは当たり前のことでもあるわけでありますが、ただ、私が申し上げたいのは、先ほど矢祭の根本町長さんの言葉をおかりしましたけれども、可能な手を打ってという、この決意なんです。

きょうもやはり町長は、先頭に立ってやっていくと、議会も協力してくれと、そういう言葉が聞かれなかったのは残念でありますけれども、やはりこれだけ、もちろん申し上げませんが、町の財政もこれは大変だというような共有意識として持っている、議会も執行部も持っているというふうに思います。また、町の情勢に対しても持っていると思うんです、我々も執行部も。そういった中で、やはり課題とする大きなものというの、これはお互いにわかっているのではないかなというふうに思います。共通意識だというふうに思います。ただ、手段とか考え方とか持っていく方が違うというふうな中で議論になっているというふうには思いますが、可能な手を打って歯を食いしばって、ここに本当にすごく私は情熱を感じたんですけれども、先ほど既存の企業を大事にして、それから新しい企業に対しては準備していくんだと、それも優良な企業を目指して、どこでもそういうふうに思っていると思うんだよね、優良な企業っていうのは。

ただ、矢祭の総務課長がおっしゃっているんだよね、やっぱり。これだけ財政がよくなっても、工場団地ができて人口減はとめられていないんだと言っているんですよ。100人のうち60人ぐらいかな、60人か40人ぐらい減になっているらしいんですよ。そういうふうな状況はとめられないと、過疎化をとめられないというふうにおっしゃっているんです。それだけ歯を食いしばっているいろんな施策をぶってもなかなかとめられないんです。だからできる限りのことをやってもらいたいんです。やっていると言えればそれで終わってしまいますけれども。

企業誘致に対しては後で質問される方もいらっしゃると思います。また、まちなか再生のことも後

で質問される方があると思います。深く中にそこで入られるというふうに思いますけれども、ぜひ高いアンテナを立てて、ウエルカムの気持ちで、しかもトップセールスマン、これははやり言葉になっちゃいましたけれども、ぜひやってくださいよ。そうじゃないと優良企業を目で探したってなかなか見つからないですよ。優良企業を引っ張ってきたって、財政の関係で悪くなるかもわからないんですから。

光の見える政策、安心のできる施策、それを示していただきたい、見せてください、町民に。そのことをお願いします。お願いするという場ではないかもしれませんが、考えをお聞かせください、最後に。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

結論から申し上げますが、私は町民の前に示していると思っております。ただ、町民といえども2万人近くの町民がいますから、いろいろな考えを持って、いろいろな判断をして、いろいろな行動を起こす人がいていいんじゃないですか。しっかりと私を見ていただきたい、町民に。そういうふうに思います。

〔発言する者あり〕

○湯田芳博町長 自分の質問の場所で話ししてください。

いいですか。どう言おうと言葉のやりとりじゃないんですよ、成果をつくり上げることなんです。矢祭の例を出されましたけれども、矢祭の町長は私も何回も会っていますが、議会がすごく積極的なんです。言っていますよ、どうしますか。執行部だけの問題ではないんです。一丸となってやらなきゃならん。

私は職員に訓示等で必ず申す言葉があります。それは、可能思考を忘れるな、できない理由を探すな。ですから、可能な限りという意味では議員と同じ気持ちだというふうに思っております。

それから、もう1点、歯を食いしばれというお話がありましたが、私はそういう言葉は使いません。ただ、トップは、リーダーは居心地のいい場所に自分を置いてはならない、常にかげっ縁に身を置いて前を向いて進む、真剣さを持ってやる、こういうふうに言っておりますので、その真意をしっかりと丁寧に見届けてください。

以上でございます。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 なかなか先頭立ってやると口に出しては、簡単な言葉では言っていた

だけませんが、真意をよく見ろというふうなことだろうというふうに思います。それは、湯田芳博町長が生まれたときに、その期待は大きく持ってあれだけの票をいただいて、大きな政権が変わったわけですから、その期待は非常に大きなものがある。ですから、町長がそうおっしゃるのは当然であるというふうに思います。見せてください、見えるように。

以上で終わります。

○渡部康吉議長 以上で、6番、渡部優君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。昼食休憩とします。

休憩 午前11時35分

再開 午後 1時00分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 馬場信作 議員

○渡部康吉議長 次に、4番、馬場信作君の登壇を許します。

4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 それでは、通告に従って質問をいたします。

初めに、仮称南会津やまなみ博覧会の開催についてお伺いします。

この博覧会は今年度から取り組みが始まり、現在、基本計画の立案作業が地域ごとに行われておりますが、博覧会についてはまだどういうものなのかほとんど知られておりません。私はこの博覧会の開催が、合併後の最初の大きなイベントとして位置づけられて、単に単年度の観光誘客のイベントに終わるのではなくて、観光資源の掘り起こし、新町としての地域の一体性の形成、地域おこし、町づくりのきっかけ、起爆剤になればなど思っておりますが、そのようになるのか、あるいはそれとも、この財政が厳しい折、この博覧会の開催がさらなる財政負担がふえるだけになるのか、私は来年度の重点施策になるであろうこの博覧会の開催に当たって、非常に大きな期待とともに不安、心配もあります。当然、町民の協力と参加を得るためにも、博覧会の意義やテーマ、内容、これをしっかり知らせるべきと考えます。そこで質問いたしま

す。

1つ目、博覧会全体の方針や内容について町長の考えを伺います。

2つ目、今年度は予算化された作業でございますが、一体どのような今年度は作業を行って進めているのか、その内容をお聞きします。

3つ目、来年度は開催の前年度ということで重要な事業になると思います。そこで、開催前年度の計画について、来年度の計画をお伺いします。

次に、2つ目、20年度の予算編成についてお伺いします。

来年度の予算編成は、本町が公債発行の許可団体になった、つまり公債という借金をするのに県との協議だけではなく許可が必要になった。それだけ県の方も町の財政が心配ですよということだと思いますが、そういう中での来年度の予算編成でありますので、むだを省き、徹底した経費削減をするのは当然であり、しかし、町民が安心して生活できるように、必要な施策にはしっかりと予算措置も必要だと考えます。

そこで、20年度予算について質問します。

1つ目は、予算編成の方針と重点施策について伺います。

2つ目は、合併協定における地域事業についての方針及び取り扱いについて伺います。

地域事業については、昨年度からの積み残し事業、あるいは来年度の新しい事業等がありますので、その辺も含めてお伺いします。

3つ目は、各種主要計画の策定状況とその完成予定を伺います。

以下に挙げる主要な基本計画は、計画的な予算編成をするためには当然道しるべになるべきものであり、また、町づくり、あるいは政策立案にも道しるべになる方針であります。主要計画ができれば、その次には具体的な実施計画、あるいはさらに細部の計画が立てられることだと思います。

そこで、主要計画のうち1つ目、国土利用計画。この町の土地をどういうふうにご利用していくのか。商業区域、あるいは農振区域等々いろいろあります。その国土利用計画はちゃんとできているのか。

2つ目、地域防災計画。安全・安心に暮らすためのしっかりした行政の対応ができているのか。

3つ目、財政健全化計画。町の財政は非常に苦しいです。県内でも各指数を見ますと、もう40番目、50番目という下の方に位置します。その中での長期の健全化計画はできているのか。

また、行政改革大綱。合併当初のこの膨らんだ行政機構をどうやってこれから改革していく

のか、それができているのか。

5つ目、公債費適正化計画。これは町が許可団体になったことにより、当然こういう計画をつくってしっかり県に示して、その中で県の許可を得るという計画でありますので、これも当然つくるべきですが、どうなっているのか。

6つ目、環境基本計画。今回の議案に環境基本条例の議案がありますが、それに伴って当然環境基本計画が必要になります。この町を自然、あるいは災害のない自然にするにはどうするのか。あるいは今の時代になれば、地球環境を考えたCO₂を含めたそういう視点でのこれから環境計画も必要になると思います。それがしっかりできているのか。

7つ目、森林整備計画。これも町の大部分を占めるこの森林について、水源林も必要でしょう、あるいは観光資源としての森林も必要でしょう、あるいは伐採、植林、保育を含めた木材の利用の森林も必要でしょう。そういう計画がしっかりできているのか。

以上の計画について、これからの予算編成並びに諸政策をつくる上での基本的な計画であります。状況についてお伺いいたします。

以上、壇上より質問します。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 4番、馬場信作議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、やまなみ博覧会、これは仮称であります。この概要に関する1点目、博覧会の方針、内容に関するおたがございました。

博覧会の方針につきましては、これまでのイベントのように一過性のもので終わってしまうのではなくて、将来的な地域の自立に向けて、自分たちの住む地域をどのようにしたいのかを自分たちで考え、事業の当事者となって組み立て、今後の地域づくりの起爆剤となってほしい、このような考えを持っております。

ただし、博覧会とはいっても、パビリオン型の施設を新たにつくるのではなくて、既存の施設や資源をできるだけ活用し、住んでいて楽しく、訪れた人にまた来たいと思っていただけるような人づくり、地域づくりを目指した地域づくり型博覧会にしたい、このように考えているところであります。

なお、内容につきましては、現在、各地域懇談会や基本計画策定委員会において、周遊観光システムの構築につながるような地域連携事業や、各地域で開催しているイベント等に創意工夫を加えることにより、新たな魅力をつくり出すようなエリア事業等についての検討を行っている段階であります。

2点目の今年度の作業内容についてのおただしにつきましては、担当の直轄政策室長より答弁をいただきます。

次に、3点目、来年度の計画に関するおただしでございますが、来年度につきましては、できるだけ早い段階で、住民の方々に事業の趣旨や内容等を周知するような機会を設け、仮称やまなみ博覧会の実施に向けた協力等と呼びかけてまいりたい、このように考えております。そして、町民の皆さんや議員の皆様方に賛同していただけるのであれば、平成21年度の開催を目指して、より具体的な実施計画を策定するとともに、開催に向けた組織づくり、人づくり、広報宣伝活動を展開し、条件が整えばプレイベントも開催として検討していきたいと考えております。

次に、20年度予算についてに関する1点目、20年度予算編成方針と重点施策についてのおただしがございました。

平成20年度の予算編成方針については、目先の問題解決や、従来の延長線上だけで考えるのではなく、将来予測を系列した事業展開を図っていくものとし、各部署、各地域だけの視点からではなく、関係部署との連携を図りながら、住民と政策課題を共有しながら、地域の個性を生かした活力ある地域社会の形成を進める施策を推進する考えであります。

具体的には医療費の削減に関する施策、子育て支援に関する施策、就労の場の確保及び所得向上に関する施策、頑張る人や頑張る地域を応援する施策、総合支援センターの設立及び仮称やまなみ博覧会の開催に関する施策といった5つの柱を中心に重点施策を位置づけ、重点的に予算の配分を行うこととしております。

次に、2点目、合併協定の地域事業の方針についてであります。これまでも議会で答弁してまいりましたとおり、基本的に尊重してまいりたいと考えております。来年度の事業実施につきましても、各地域協議会の意見をお聞きしながら事業の優先度を検討し、それぞれの地域の実情に合わせた形で進めることとしております。

次に、3点目、南会津町の主要な計画の策定状況と完成予定についてであります。おただしにありました7つの主要計画のうち、森林整備計画については本年4月に策定しております。国土利用計画については、現在全国計画及び福島県計画が策定中であり、それらの計画に基づき、平成22年度までに本町における計画を策定する予定であります。地域防災計画については既に素案策定まで進んでおり、南会津防災会議の審議を経て、本年度中に策定する予定であります。財政健全化計画、行政改革大綱及び公債費適正化計画については、現在策定に向けての最終調整に入っており、本年度中に策定予定でございます。環境基本計画については、平成18

年度から平成20年度までを計画策定調査検討期間とし、平成21年度の策定に向けて進めており、本定例会にその基本となる環境基本条例の制定について提案しているところであります。

いずれの計画も本町の基本的な指針となるため、町の目指すべき方向をしっかりと見定めたものにすべく、本気で取り組んでまいる考えでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長に答弁させますので、よろしく願いをいたします。

○渡部康吉議長 直轄政策室長。

○宍戸英樹直轄政策室長 私からは、やまなみ博覧会の2点目、今年度の作業内容についてお答えをいたします。

ことし8月に全体地域懇談会を開催し、全委員に共通認識に立っていただいた上で、9月に地域単位の地域懇談会を設置いたしました。各地域懇談会では、本庁の企画観光課及び各総合支所の振興課が事務局となり、これまで地域ごとに3回から5回の地域懇談会を開催してまいりました。

懇談会では、地域で抱える課題の抽出や既存資源の整理、潜在資源の発掘など、そういった洗い出し作業を行った後、地域が進むべき方向性や他の地域との連携策、地域に存在する資源の活用方法等についての検討を行ってまいりました。また9月には、各地域懇談会の座長、副座長、それから南会津観光公社、副町長で構成いたします基本計画策定委員会を設置いたしました。この策定委員会では直轄政策室が事務局となり、各地域懇談会の検討内容や委員から出された意見などを基本計画の中に反映させているほか、各地域懇談会の情報を共有することにより、地域同士の連携策についても検討をしているところでございます。

なお、本年度の残りの予定につきましては、各地域懇談会をそれぞれ1回、策定委員会を2回開催いたしまして、3月末までに基本計画を策定してまいりたいと考えております。どうぞご理解をお願いいたします。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 では最初に1点目の方から、今の答弁の中で再確認を含めて聞きたいんですが、来年度の計画の中で、これから協力を得ながら進めたい、その中で賛同を得られれば進めたい、あるいは条件を整えばとか、何かちょっといまだもって迷っているといいますが、今現在、もう基本計画が進んでいる中でも、何かちょっとはつきりしないような点があったので、そこをもう一度お聞きしたいと思っております。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

議員がこの問題をどういうふうにとらえているか、そのところをもう一回共有したいと思います。

つまり、私が何回も言っているように、これは一過性に終わらせてはならないんです。地域の持続する発展型の事業にとらえていかなければならない。そのときには、町長部局だけで物事を判断するのではなくて、地域住民を含め多くの方々のいわゆる積極的な姿勢、あるいは当事者としてやろうという認識、これを導き出していくのが、むしろこの事業の大きな目的なんです。

したがって、ただいま発言したようなことが前提条件にあるんですよと。しかしそれは、ただ放置しておくのではなくて、積極的な働きかけをしながらも、そういう条件をつくり出していく、しかしそれがなかなか難しいときには先送りもあると、こういうことでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 私の考えははっきりしています。先ほども壇上で一部述べましたように、これは合併後の本当に一大イベントとして、そして今地域発展活性化事業とか、それぞれの地域づくりを今少しずつやっています。私はそのある意味では誘発剤、もう今は起爆しています。さらにそれが爆発するような、誘発剤に私はなるべきこのやまなみ博覧会かなと思っていますから、今さら賛同を得られればじゃなくて、私は、基本計画も3月末にはできます、公表されております。ぜひとも来年度はしっかりと町民にもっと具体的な内容を示して、そして協働の精神でできるように私は進むべきと思いますので、その辺は迷いなくやってほしいと思います。

今年度の作業についてですが、もう3回から5回、内容について若干お聞きします。精力的にやっていますが、新しい観光資源の発掘といわれてもなかなか容易でないと思います。今までの途中経過、もしも新たな視点、新たな発掘とかを含めて何かありましたら、報告できることがありましたら教えてください。

○渡部康吉議長 直轄政策室長。

○宍戸英樹直轄政策室長 お答えいたします。

4つの地域の懇談会の中で、これまで取り上げられてきた主な会議の中身についてお答えしますが、まず地域の資源の発掘ということで、各地域それぞれ特色を持った地域資源をたくさ

ん有しておりますので、それらを再認識した、皆様からいろいろな地域資源を上げていただきまして、それをどう活用するかということでさまざまな話し合いがされてまいりました。

その中で、博覧会の中でどういった事業を行うかということにつきましては、まず、それぞれの4つの地域ごとにどのような特色を持った事業をやるかということで、エリア事業の整理を行っております。例えば、南郷地域ではまず伊南川というのがメインに上がってまいりまして、その水を中心とした事業を組み立てようという発想や、田島地域ではやはり祇園祭をもっと多くの方に知っていただきたいというようなことで、そういった関連する事業などが提案されております。

そのほかに、町内の4つの地域をそれぞれ連携する、お互いに共同して助け合いながらやるような連携事業についても話し合いが行われております。そのほか基本計画といいますが、構想の中におきましては、博覧会のシンボリックなオープニング、あるいはフィナーレ等に行われるようなシンボル事業をどういうふうなものか、さらには協賛していただく企業、民間の方にお手伝いをいただいて、どのような事業をやっていたらこうかというようなことについて、今後開催される懇談会、さらには来年度の実施計画の策定の中において、今後組み立てていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 地域のテーマごとに、あるいは連携とか、ぜひそういうのをキーワードに今後精力的に進めて、しっかりした基本計画を立てて、そして次年度の実施計画に私は結びつけてほしいと思います。

1番の博覧会の内容、方針の中で周遊観光、私もこれに期待をしているんですよ。合併して大きくなった町の地理的な広さ、これをこの博覧会において、観光客はもとより、あるいは滞在観光客はもとより、地域の住民がこれお互いの周遊観光、地域を見るといいですか、合併して広い町、まだまだ住民同士、知り得ないことがあります。そのための私は博覧会でもあると思います。したがって、合併した一体性を形成する意味での博覧会でもあると思います。

その中で、以前の答弁の中で、公共交通事業に関連してやまなみ博覧会が出てきました。つまり、いきなり会津バスにかわるここの合併した町内の循環バスといいますか、そういうものをいきなり運行するのはいろいろ規制があって難しいと。しかし、こういうイベント型で周遊的な交通体系、バスをできるんじゃないかと、可能性があるんじゃないかと。それで私も希望を持っているわけですが、その辺の考え方、これは本当に観光客にとっても地元にとっても、

ぜひやまなみ博覧会では実現してほしい1つの事業であると思いますので、その辺の考えと現状をお聞きしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 答えをいたします。

議員がおただしのように、地域発展事業がまさに地域の力のいわゆる醸成の起爆剤として位置づけております。しかしながら、6番議員が午前中に質問したように、イメージがわからないとか、あるいは過去にあったよといこ発見事業と同じじゃないかと、実はこういう認識の方々もおられるんです。ですから、それはいろいろ考え方があっていいと思うんです。でも、できればそういう考え方を持っておられるの方々にも参加をしていただいて、地域の大きな力にしていきたいというのがありますから、私はできればこの事業はじっくりプロセスを大事にしながら、過程を大事にしながら進めていきたい。

その中で、ただいま議員からご指摘のあったように周遊観光システムと、地域の方々がいわゆる公共交通機関をどう利用されるかと、それから公共交通機関の整備をどうしていくかと、こういう問題とあわせてつなげていきたい。これは1回ほどしか確認はとっておりませんが、いわゆる陸運局の許可事業なわけです、こういう公共交通機関の路線バスをつくるということは。そのときに、なかなか既往の路線バスがある場合については、新たな路線の認定というのは難しい、同意を得なければならないハードルが幾つかあります。

そこで、イベントならばどうでしょうと、イベントというか、そういういわゆる事業であればどうでしょうかということになった場合に、それはまた別な解釈ができるでしょうと、こういう話があったので、議員がおっしゃるように、周遊観光システムとあわせて、地域のさまざまな交通弱者といわれる方々の足にこれになり得るのか、あるいはどういう形態をつくれば、周遊といいながら旧4町村、4地域が広いですから、ここのところをどういう時間帯に合わせればいいのか、ここのところもしっかりと考えながら、いわゆる病院へ通うバス、あるいはまた学校へつながるバス路線、こういうことも総合的に考えながら、この公共交通システムに何とか一石を投じるような、そういうような事業にしていきたいというのが現在の状況であります。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 ぜひ一石を投じてもらって、それがそれこそ単年度で終わらないで、これをきっかけにその後、ぜひ町の中に巡回バス、それがぜひ交通体系として確立して、高齢者の方、あるいは運転免許のない方、公共交通機関を利用する方の手足となるような公共交通

体系に発展すればなど期待しますので、そこまで考えて、ぜひ博覧会の開催をお願いしたいと思います。

その中で、あとは財政の厳しい折、新たな新規事業としてこの博覧会を行うわけですから、それこそまたさらに大変だなと感じますが、そこでお聞きしたいのは、これは国とか県とか何か新しい交付事業、新規事業を何か導入というんですか、それをあてにしての博覧会というんですか、それを考えているんですか、その辺。町単独の財源ではないとは思いますが、その辺の交付事業、補助事業等の該当するものをお考えおられるのか、お聞きします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

詳しい補助の内容については、室長の方から考えがあればお話をさせていただきますが、その前に、基本的な姿勢についてちょっとお話をさせていただきます。

実は、本町の公共交通体系の軸になるのが、実は野岩鉄道と会津鉄道なんですね。財政事情が非常に厳しい中というご指摘がございましたが、これが実は財政の足を引っ張る危険性が非常に高いんです。現在でもそれぞれ固定資産税見合い、それから、それに赤字補てん分についても沿線町村として、この2つの鉄道会社に支援をしております。ここの支援の仕方が、これまでの仕方だけでいいんだろうかという議論を私は関係者にしてまいりました。

そこで、この仮称やまなみ博覧会が、あるいは循環するシステムバスが構築されることによって、この軸となる2つの鉄道と、いわゆる二次交通がしっかりとつながるような仕組みを考えていかなければならない。としますと、今度は鉄道事業の方からの支援がないのかどうか。国土交通省全体の補助枠がどうなっているのか、ここのところを総合的に県あるいは国に提案をし、その補助制度といいますか、助成措置を探しているところ、これが現段階でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 直轄政策室長。

○宍戸英樹直轄政策室長 お答えいたします。

現在のところ、まだ基本計画も固まっておらず、さらにその中で実際に行う事業を実施計画の中で定めていくということにしておりますので、国あるいは県の支援事業、交付金事業の活用については考えてはおりますが、まだ個別の事業を選択しているという段階にはありません。ただし、そのほかにも国の外郭団体であります電源地域振興センター、あるいは財団法人の地域活性化センター、そういった外郭団体もかなりこういったイベントに支援する資金もあるというふうに見込んでおりますので、そういった団体の支援も受けながら、できるだけ一般財源

の持ち出しを少なくしながら事業を組み立てていきたいというふうに考えております。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 周遊バスとといいますか、公共交通の答弁ありましたが、何かまだ非常に難しいというか、だめだと言えだめになっちゃうんで、そこは頑張っって、ぜひ英知を結集して、つまりほかの合併市町村が県外を含めてちゃんとやっているんですよ。合併して当然大きくなったから、そこにそれじゃ福祉バスを出そうとか、有料、無料を含めて、あるいはワゴン車でお年寄りを乗せようとか、実際有料なり、公共交通体系の中に組み入れたりして。方式は私も詳しくはわかりませんが。いずれにしろそういう合併町村で広がった分、公共交通は大切だという考えから、やはり実際巡回バスをやっているところもあるんです。それはそういう事例を見ながら、難しいのはわかります、いろいろな一次交通、二次交通とかの話もありましたが、それは困難を乗り越えてやるのが行政だと思います。そのきっかけがやまなみだと思います。そういう意味でぜひ努力してほしいと思います。みんな合併後の公共交通に期待しています。

そこで、もう少し聞きたいんですが、仮称、いつまで仮称なんですか。これ、正式名称は基本計画のときにできるんですか、その辺の予定は。

○渡部康吉議長 直轄政策室長。

○宍戸英樹直轄政策室長 3月末までに基本計画を策定するというようにしておりますので、その基本計画策定時には正式名称が決定するというところでございます。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 ではあと、今年度末にはぜひ正式名称でこれからまたいろいろ議論する機会があると思います。

次に、2番目、20年度の予算編成についてお伺いします。

重点施策と方針については、これから次の定例会にはそれに沿った予算書が出てくると思いますので、当然重点施策はこういうことになると思います。

地域事業について若干お聞きしたいんですが、1つは、前年度の地域事業の実態といいますか状況を見てみますと、基本的には私も何もスケジュールどおりびたびた、合併協定の決まりだからぜひ100%そのとおり実施しなさいということとは言えない状況ですから、それは理解します。その上で、でもしかし昨年度は全体の予定した地域事業よりもマイナス6,000万円でした。簡単に言えば、田島地区はいろいろ防災無線もあったでしょうし、大きな事業があったりしてプラスの方向でした。そして、伊南で大体集会場を延期にしたのでマイナス8,000万、南

郷地区の方では町営住宅なり教員住宅を延期ということで、これもマイナス1億5,000万ですね、それぞれマイナスになって平均でマイナス6,000万ですが、これもいろいろ実施段階では煮詰めたり、また地元の準備が整っていないとかいろいろあったでしょうからいいでしょうが、しかし、やっぱり大きな流れの中、10年という合併のスパンの中では、やはり少しずつこれは調整をしていく地域事業であると思います。

その中で、私どもの伊南地区においては集会場が延期になりました。当初は非常に残念でした。それなりに期待して、今年度できる予定が1年延期になったわけですが、しかし反面それによってまた地域の考え方、あるいは地域の活性化といいますか、今度は集会場は自分たちのものだと、だったらどうしようか、それをいかに生かすか、そういう新たな動きの中で、また来年度はぜひ実現したいということで、この1年間、本当に地域の活性化といいますか、その集会場のあり方、利活用の仕方、1年間地域でも勉強してまいりました。そういう意味では私は結果的におくれた分、これから利活用においては取り戻せるんじゃないかと思います。そういう意味で、そういう地域事業の積み残し事業と本年度の事業の考え方について、再度お聞きいたします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

最初の答弁で申し上げたように、地域事業について、それぞれの地域で協議を進めてきたという、そういう経緯をやはり重要な政策決定の時間として位置づければ、当然それは尊重していかなければなりません。ただ、それでは、その事業決定する経過、過程の中で、例えば先ほどお話があったように、これは一体どこから補助金が出るんだろうとか、支援があるんだろうとか、あるいはこの集会場をつくった場合に、この事業をやった場合にどのくらいの効果が上がるんだろう、それがどういうふう波及していくんだろうか、ここまでの実は検討内容を確認すると余りない。ここはやはり時間をかけてつくり上げていく必要がある。そのときに庁内だけの意見、考え方では私は十分ではない。

したがって、各集落、あるいは地域の方々の意見を聞くために職員が出向いて行って、しっかりとそここのところを確認、共通認識を持っていくと、こういう時間が必要だろうと思うんです。それは積み残しということではなくて、言ってみれば重要な地域の事業にもっと真摯に向かうと、丁寧に向き合うという意味で時間を要していると、こういう認識を私は持っております。

そんな中で多々石地区、それから浜野地区で集会場を交流拠点として位置づけると、こうい

うふうに変わりました。それはこれまで行政の方をお願いしてきたことが、自分たちができるものがあるはずだということで動いたんです。多々石の場合は「創年のたまり場千円の会」という会ができて、山菜栽培から木材の利用促進までやっていこうということで動いているわけです。

こういうところには、それでは、どういう資金をもってこたえていけるんだらうかということで、今電源流域の資金、あるいは農山漁村の資金、これらを投入しながらみんなで考えていこうということで、それぞれ農林水産省や県の方と協議を進めているというのが実態であります。

したがって、私は積み残しの事業という認識はありませんので、鋭意これまでも重点的な地域事業にはしっかりと対応していると、こういう認識ですので、ご理解をいただきたいと思えます。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 交流の拠点ということで、それぞれ地域において、施設がこれから有効に使われるように期待しますが、やっぱり我々もやはり合併という試練を乗り越えて、そして本当に行政からただもらう、与えられる、そうじゃなくて、みずからそれを利活用するという、やはり我々住民も議員もそういう立場、態度は必要だと思えます。それはこの財政事情を含めて、新たな町になった意味も含めて、それは必要だということは十分認識しております。

積み残し作業という言葉自体は別に厳密な意味はありませんが、要は前年度の事業なんです。もう1点、南郷地区の町営住宅の改修、新築なり、あるいは教員住宅、これについても地域事業としての方針がありましたら伺います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

南郷地区の町営住宅あるいは教員住宅についても、今お話ししたのと同様の考え方です。実は町営住宅いろいろありますが、南郷の場合はいわゆるトマト栽培の新規就農者がかなりふえてきています。この方々の住居がないということで、あるいはまた、民間の住宅を借りていたんですが、トラブルがあってやむなく地域から出ていかざるを得ない、これではやはり全体的な住宅政策にはなっていないので、こここのところをあわせて、現在ある南郷の地域住民のための住宅だけでいいのか、それとも新たに農業を通して参入をする人たちも含めて地域の住宅のあり方を考えて、そして住宅政策をやっていこうということで、現在南郷地域でその取り組みを進めております。

教員住宅についても、教員が特別の手厚い待遇を受けているのか、それともいわゆる教員が、最近ご存じのように非常に厳しい環境の中で教育業務を行っている。それは確かに法律で決められた定員があります。しかし、実際に正規の職員と同じ、教員と同じような任務をして仕事をしているにもかかわらず、講師先生でやむなくいる、来年がどうなるかわからない、こういう中で、やはりその教員住宅についてのあり方もしっかりと総合的に手を加えていこうということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 十分検討して、よい結果を期待しております。

次に、各種主要な基本計画のことですが、最初に国土利用計画、土地利用計画とも言う場合もありますし、これは上位の計画が策定されていないのでということで、まだ大分伸びそうなんです。しかし、この計画だけで規制されるなりあれじゃないと思いますが、都市計画とかいろいろ土地の利用に関してはいろんな基本計画があると思いますが、ただ、こういう土地利用は後手に回ると、心配しているのは、例えば祇園祭の神社付近の信号、十字路があります、あの辺もこれからバイパスの完全開通に伴えば、いろいろあの辺は発展地域になると思います、開発地域に。その場合、やっぱり秩序ある発展といいますか、開発といいますか、それはやはり、余りこれ計画がおくれますと、業者も早いですから、もう既に今建物も建っています。あるいは予定地もあります。その辺はぜひ町の計画との整合性、こういう基本計画をしっかりと立てて、いろいろ商業区域とか必要だと思うので、ぜひ後手に回らないような対策をしてほしいと思うんですが、その辺の考えをお伺いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

後手に回らないように、これは本当に行政では一番気をつけなければならないことなんです。したがって、私どもも議員と同じように、そういうことのないように、現在あの区域は、いわゆる御蔵入交流館の前のバイパスの区域については、都市計画の中でしっかりと用途指定をしながら、その管理をしておりますので、特に現在のところこの計画が大きく定まっていなくても支障はない。それはいずれ整合する形で計画が一致できるようになるんだろうと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 ぜひともそういう都市計画の中で秩序ある開発をよろしく願います。

次に、地域防災計画。まだまだ町の中には自然災害等を含めて災害の発生の恐れのあるところがあります。この防災計画自体は恐らく行政側の災害の予防、あるいは発生したときの緊急対応、あるいはその後の復旧復興の対策、恐らくそういう趣旨でつくられると思いますが、やはりこれは今年度中ということですが、ぜひともいい計画を立てて早く公開してほしいと思います。

財政健全化計画、行政改革大綱、公債費適正化計画、これらは行財政にかかわる、本当に私は道しるべといいますか、基本計画だと思いますが、これも今年度中ということになりますが、特に行政改革大綱についてお伺いしますが、これで大綱はできても次の行政改革実施要綱といいますか推進計画、それが次のまた実施計画になると思いますが、その辺の予定はどうなっていますか、お聞きします。

○渡部康吉議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 答えいたします。

ただいまのおただしでございますが、これらにつきましては、行革大綱とあわせて一緒にするが、計画づくりですね、これもあわせて進んでいるところでございますので、この後、行革大綱とあわせてお示しできる部分がありますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 順序がありますから、まず大綱からいって、その次を含めてぜひ職員の定員管理なり事務事業の効率化、OA化推進とか、そういう具体的な今度いろいろ実施計画をよろしく願います。

環境基本計画も条例提案ですから時間がかかるとは思いますが、これもよろしく願います。

最後に、森林整備計画ですが、もう既に4月にできているということですが、公開したのか非公開なのか、ちょっと私はそこまで認識なかったんですが、ぜひ公開であればいずれ閲覧資料を欲しいと思いますが、私は、これは当然町の森林ですね、国有林から私有林から町有林もあります。その中で私は一番これに関心があるのは、やはり機能別の指定はしっかりしているのか、水源涵養林であるとか、あるいは森林浴を含めた観光資源の森林とか、あるいは木材の伐採、木材利用のための区域とか、それをしっかり指定しないと、沢の水が枯れたの、土砂崩れが起きたとか私はあると思います。そういうことを私はこの整備計画にあるのかなと思って挙げたんですが、その辺は中身についても、もしも、どういう中身であるか、今概要で結構ですが、わかれば教えてください。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

議員がおただしのように、機能別の森林の活用というのはやっぱりこれまでおくれていたと、私はこう思います。おかれていた理由は一体何かということで検証してみますと、やはり民有林の場合、森林所有者にその同意を得なければならない。やはり機能別の場合、その機能によってはいわゆる施業を制限する場合があります。保安林とかそういう場合については法的に制限内容が決まっておりますから、これは一応森林所有者も理解するでしょう。しかし、それ以外に、例えば環境教育森林とか、あるいは逆に木材の、これから環境対策としてやっていく場合の森林に対してどうご理解をいただくか、こここのところを、実は先ほど答弁でも申し上げましたように、来年度の20年5月か6月ころは1つの形を示したいということで、今準備をしております。その1つが機能型の実験といいますか、試行的な方法として、道路沿線型を重点的に森林整備していこうというふうな形で今事業を進めておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 わかりました。ぜひともそういう機能別の区域指定なり、しっかり計画をお願いします。

森林整備計画に関連しまして町長にお伺いしたのは町有林です。これは植林地もありましようし、自然林といいますか広葉樹もあるんでしょうが、町有林のこれからの維持管理、あるいはあり方、お考えをお聞かせください。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

議員も多分もう既にご承知だと思いますが、新潟から西会津地方を中心に発生をいたしましたキクイムシによって、ナラの老木が非常に今被害に遭っています。これを本町で調べたときに、もちろん町有林も、あるいは財産区有林も含めてまだまだ広葉樹林が多いんです。その実態の中には、今のところ被害が発生したという状況はございません。

それで、研究者の方といろいろと情報交換をしたら、やはり森林も人間の手が入らないためにどうしても高齢化が進んでいると。したがって、いわゆるバランスがとれていない、幼齢から壮齢、そして老齢、こここのところを考えながら、町有林については町の計画が主体となりますので、財産区の方とも相談をしながら、この辺から改めて整備計画をこれから検討してまいりたい、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 ぜひそういう管理、手入れは必要だと思いますので、しっかり整備計画を立ててほしいんですが、その中で、今はクイムシ、ナラ材の広葉樹ですね。杉などの植林地に対しても、合併前の旧町村においてそれぞれ思いを込めて管理、養育、保育してきました。それらも利用できる林齢、木の年齢に達したのもあります。あるいはまだ小さくて手入れ、整備が必要なものもあります。そういう植林地に対してのこれから利活用、手入れを含めての考えをお聞かせください。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

先ほど言葉足らずだったかもしれませんが、いわゆる人工林ですね、杉あるいはカラマツ、アカマツがありますが、人工林についても実は人工林の林相を見てみますと、広葉樹がかなり入っています。つまり混交化しているんです。ですから、私はその混交化の森林の中で、必ずしも杉とか人工林の木だけを残すのではなくて、広葉樹林を残しながら多様な森林をつくっていきたくて、こういう意味で人工林を、あるいはそれ以外の森林も、先ほどまとめてお答えをさせていただいたわけではありますが、人工林については今、先ほど申し上げたようにストックヤードを、町単独になるか、製材事業者といろいろ協定といいますか、約束事をつくったことになるかはわかりませんが、ストックヤードをつくってしっかりと、林内に放置するのではなくて、できるだけ私たちの暮らしに役立てるような形で林産物を引き出して、そして森林の整備を進めていきたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○渡部康吉議長 以上で、4番、馬場信作君の一般質問を終わります。

◇ 星 登志一 議員

○渡部康吉議長 次に、12番、星登志一君の登壇を許します。

12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 議席番号12番、星登志一、通告にしたがって一般質問を行います。

きょうはお寒い中、大勢の傍聴者の皆さん、おいでいただきましたので、ひとつ専門用語を余り使わないで、かみ砕いた言葉でご質問をさせていただきたいと、こんなふうに思います。

私は9月の議会で、南会津町が非常に財政が悪化していると、特に毎年必ず出ていくお金、いわゆる経常経費の削減について質問をいたしました。そのときの答弁は、職員の勤勉手当、いわゆる国・県等の制度に倣って町長は職員に払っているんだと、財政的な理由でそれを中止することはない、削減することはないと、このようなお答えでありました。

また、町だけではなく、一般の町関連の企業に対しても少し削減を見直すべきではないかということで、特に田島、下郷の衛生組合、ここのし尿処理の施設が、もう20年以上たって大変古くなっていると、この辺の修理費が相当大きくなってきているので、新設に対することも考えてはという答弁に対しては、費用効果を考えて、新しくつくる場合にはどのくらいかかるか、そういったものを見きわめながら判断をしたいというお答えでした。

特に、私は町の財政を考えると一番大事なものは、財政再建の数値的目安、これには経常収支比率、いわゆる毎年町に入ってくるお金と出ていくお金のそのパーセンテージですね。今のところ南会津町は95.8%です。町長さんがいろいろいい案をつくっても、実際に自由に使えるお金は4.2%、100万円の中で4万2,000円しかありません。ですから、この枠を広げて80%くらいにすれば、町長のいい案もお金を投資して生きてくるのではないかと、こんなふうに考えます。

もう一つは、やはり夕張市のようにならないためには、実質的な公債費比率といいまして、これは一般会計の借金額、それからスキー場だとかあるいは衛生組合とか、そういった関連会社の借金を両方合わせた額が、大体18%を超えると県の方からちょっと待てよと、県の許可を得てから借金しなさいということになりますので、それを18%以下にすると、このような2つのポイントが大事じゃないかと思えます。

そこで、今回議会には職員の給料のベースアップ、それと手当の中の勤勉手当の一部改正が上がっております。私は9月の議会で、勤勉手当については、福島県の中でもそろそろ先陣を切って下げてもいいんじゃないかというような話をしました。そのときは、先ほど申し上げたように、町長は財政を理由にそういうことはしないんだということでありましたけれども、実際のところ、福島県でも9月議会以降、桑折町のように勤勉手当を減額したところもあります。あるいは大分県の姫島村では、ワークシェアリングといいまして、給料はほかの市町村よりも低いけれども、その分だけ職員の数をふやして町民へのサービスを低下させないようにしようということで、実際、南会津町の場合には、国の給料を100とした場合に今現在93.8%ぐらいだと思えます。この姫島村では国の給料を100とした場合に2000年には78.0%です、さらに2003年には72.7%と抑えている。ただしほかの町村よりも職員の数を多くして、サービスが

低下しないようにという町独自の政策をやっているところもあります。

また、福島県においても、新聞でお気づきのように、現在給料を5%カットするという、この問題が継続中であります。

また、当町においては、先ほど一般質問にありましたように、東洋衣料という田島工場、通常我々は会津ソーイングと言っていますけれども、その工場の撤退等がありまして、少し私は職員のベースアップをするのは周りの空気が悪過ぎるんじゃないかと、金額はさほどの金額ではありません、わずかなパーセンテージですけれども、今ここで町民のことを考えた場合に、それよりも一般財源をなるべく少なくして、例えば来年度に起こるようなことに対処するようにプールしておくべきではないか、こんなふうに思いますので、以下3点について町長のお考えをお伺いいたします。

まず1つは、こういった空気の中でベースアップをするのは町長のかたい意思なのか、あるいは組合の要求なのか、それとも組合員全員がどうしてもやっぱり苦しいから上げてくれと言っているのか。

2番目に、経常収支比率が、例えば組合の方に待ってくれと、今こういう状況だから80%くらいになったら考えるよとか、あるいは借金の率が18%以下になるように努力して、それから上げようかというような、そういった約束はできなかったのか。

3つ目には、もし一般財源に余裕があれば、今一番問題になっているのは借金の返済です。たまたま国はある程度枠を広げて、ことしはこういった借金は一括して返してもいいですよ。要するに借金の利子の高いやつについては原則的に認めますよということになりましたので、ことしの繰上償還はどのくらいできるのか。

それから、4つ目、これは前段の質問者の方に町長が詳しく伝えておりましたけれども、私も田島町の森林は、これはこれからの環境問題を考えたときに、大きな価値を持ってくると思います。まず新エネルギーは職の創出と、それから今話題になっているCO₂、これをいっぱい削減できる場所はよそに売っていいわけです。いわゆるこれがCO₂の排出権というやつです。こんなものも私は町の大きな財源の1つになると、こんなふうに思いますので、町の方でこのCO₂の排出権に関して、A重油、あるいは軽油、灯油、ガソリン、ガス、間伐材のCO₂の換算の重量ですね。この品物はこのくらいのCO₂の重さになります、そういった利用の仕方、あるいは計画をしているのか、お伺いをいたします。

大きな問題の2つ目として、最近特に祇園祭の開催について尋ねられることがあります。これは前段、私がまだ今撤退しました栃木富士にいたころ、子供歌舞伎を通して見たいんだとい

うような話がありまして、私が当選してからですけれども、議員5、6名と小松まで行って子供歌舞伎を応援しに行ったことがございます。田島の子供歌舞伎は通しで見るとやはり素晴らしいものです。当時はなかなか町では、それは屋台の方だとかいろんな組合があるので、町ではなかなか要求できないんだということでありましたけれども、あえて一般質問でやらせていただきまして、町長あるいは町の努力もありまして、通し上演が実現した経過があります。

そこで、今、日程変更の問題、土曜日曜でやってくれれば我々も会社を休まずに応援できるんだがなというような声もあります。そんなことで、私も観光協会の一員ですので、今度の総会ではひとつ提案をしてみようと思いますけれども、ぜひ町の方からも、強制力はなくても日程変更について今どんな考えを持っているか、その点についてお伺いいたします。

なお、再質問については自席より質問させていただきます。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 12番、星登志一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、財政再建と職の創出問題に関する1点目、ベースアップは町長の意思か、あるいは組合の要求なのかというご質問でございますが、私はこれまで継続的に自治体職員の使命、仕事について職員の皆さんと一緒に自己啓発を進めてまいりました。その成果として、多くの職員はどんなことをすることがみずからの使命であるかということに気づき、町民の方々と真剣に向き合い、それぞれの分野に出現する課題を先送りすることなく、本気な対応をすることができ、たくさんの住民の皆さんからも感謝の言葉やはがきが寄せられてきております。

また一方で、財政再建への取り組みも、それぞれの課や支所においてできるところから始めておりますので、総合的な職務姿勢を評価し、私からの自主的判断として、今回の県人事委員会による給与等に関する勧告の完全実施を決定をし、町職員労働組合へ通知したものでございます。

また、2点目の経常収支比率や実質公債費比率の健全化については、既に全庁挙げて取り組みをしておりますので、特に条件として提示をしているところではございません。

次に、3点目の今年度の繰上償還はできるのかとのおただしでございますが、現在、総務省及び財務省に繰上償還の申請中であり、許可が下りれば今期定例会に提出しております補正予算に計上してある金額の範囲内で、年度内に繰上償還を実施いたします。

次に、4点目の二酸化炭素の換算重量の把握と利用計画についてであります。A重油を初めとしたエネルギー源別の二酸化炭素換算重量については、環境省温室効果ガス排出量算定方法検討委員会の示した単位当たりの二酸化炭素排出計数を用いて算出をし、本町においては、

各種エネルギーの需要が産業部門や一般家庭によって特徴的に異なることから、これらの形態ごとに区分して把握しております。これらの結果につきましては、本年2月に策定をいたしました南会津町地域新エネルギービジョンにお示しをさせていただいたところでございます。

また、二酸化炭素排出権は、現時点では国内での取引は認められていないため、具体的な活用方法をお示しできるまでの段階までには至っておりませんが、二酸化炭素排出権の取引に関して、本町の持つ資源には大きなものがあると認識をしているところであります。

なお、木質バイオマスの多様な利活用を視野に入れた上で、本町の森林資源を有効に活用できるよう、そのベースとなる木材ストックヤードの創設を初めとした、木材の流通システムの構築から進める考えで現在準備を進めており、これによって地域の新たな職の創出に貢献できるものと確信をしているところでございます。

次に、祇園祭の日程変更に関してお答えをいたします。

現在、7月22日から24日の固定日開催として毎年田島地域で盛大に行われておりますが、日程変更する場合に、国指定重要無形民俗文化財の指定を受けておりますが、変更申請については、祭日変更が祭りの本質から外れ、または実質主体や町民からの強い要望、要因があれば不可能ではない、このように聞いております。

ただし、祇園祭は神事でありまして、町が事業主体ではございませんので、神社、お党屋組、あるいは産土奉賛会といった関係組織が判断するものと考えます。

今後、それら実施団体で協議検討の末、変更したいとの判断に至った場合には、文化財指定の変更申請について町としても関係団体と連絡を図ってまいりたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長より答弁いたさせますので、よろしく願いをいたします。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 それでは、再度質問をさせていただきます。

初めの1番、2番、これは非常に、なかなか私も前労働組合にいましたものですから、できれば職員上げさせてやりたいと、こんなふうには思いますけれども、現状の南会津の状態を考えると断腸の思いで、ちょっと待ってくれよと、こんなふうに言いたいというところでありませぬ。

それで、私は職員が一生懸命にやっているのはわかります。これだけ残業、多分公の場でこんなことを言っているのかどうか、残業も相当厳しくされながら一生懸命やっているんだらう

というのはやはり財源の中を見ても、超過勤務がだんだん減っているとか、そういった感じで、もうこれは職員と話さなくてもわかっている状態です。ただし、私はやはりこれだけ財源がほかの町村と比べて厳しい中では、少しもう一回考え直してもいいんじゃないの、これは。

そこで、これは町長より総務課長の方がいいと思いますけれども、平成17年度決算で南会津町は経常収支比率が大体市町村の何番中何番くらいになっているのか。それから、前回も言いましたけれども、特に補助費等が私は一部組合の方に流れている部分も非常に多いと、こんなふうに思っていますですけれども、これらの方はほかの町村と比べて、一体少ないのか多いのか。それから、特に今回水道料金の値上げもあります。これに加えて、私は繰出金についてもという話をしました。そこで上下水道の特別会計はほかの町村に比べては実際にはどうなのかと、この3つが非常に経常経費を圧迫しているんじゃないかなと、こんなふうに考えますので、ひとつその辺をお答えいただきたい、こんなふうに思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

数値的な件については総務課長の方から答弁をさせますが、基本的な考え方について若干つけ加えをさせていただきますが、これまで町の職員、多分正確なデータは持っておりませんが、町内のさまざまな産業、あるいは雇用等の実態の中では大変優遇と申しますか、高い位置に給与の位置があるんだろうと、こう意識しております。

しかしながら、議員もご存じのようにこれまで何段階も、いわゆる人事院勧告で削減をされてきたんですね。給与削減は何回もされてきた。そしてことしの4月から、実は地域給というものが実施されまして、ここでまた給与の全体のレベルが下がりました。

こういう中で、だからどうのというのではなくて、実は合併をいたしまして、これまで職員が定年退職、あるいは早期退職を含めて48人の職員が退職しました。しかし、合併協議で補充率35%というのを基準にしておりますので17人採用であります。したがって、31人削減しております。この金は約1億8,000万くらい、平均でしか出しませんが1億8,000万くらいになっているんです。

そんな中で、先ほどからさまざまな分野でしっかりと雇用を起こせと、あるいは公共交通対策をつくれと、あるいは森林対策をやれと、これはすべて職員がやるんです。町長は命令はします、あるいは町長から指示は出ます。しかし、これを国の基準に合わせ、あるいは県と相談をし、そしてそれが1つの成果をつくるための形にするのは全部職員がやるんです。

したがって、私は先ほど言ったように、これからこの地域の、大変厳しい財政ではあります

けれども、当然削減するところは削減しますが、そのところはしかし、それこそ辛抱して真剣になって、自分たちが一体何のために、だれのために仕事をしているのかということを理解して仕事をしてください、それを今回判断をした大きな内容でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 答えいたします。

まず1点目の平成17年度の普通会計における、決算におけます経常収支比率の関係でございますが、おただしにつきましては、類団と比べました場合、74団体のうち71位という状況でございます。

それから、補助費等が多いのか少ないのかということでございますが、これらにつきましても類団と比較した場合には高い位置にあります。

さらに、上下水道の関係でございますが、これらにつきましても一般会計からの繰り出し分ではないかと思うんですが、これらについても、一応ルール分という中で繰り出しはしてございますが、これらについてもそれぞれの企業会計の中でそれぞれ努力していただければ、一般会計からの繰り出しも少なくはなってくるのかなとは思いますが。

それで、今回このそれぞれの企業会計の中の起債関係ですね、こういったものの計画、これの作成をいたしまして、今後、起債を含めてこれらの検討、改革をしてまいりたいというふうに考えております。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 今お答えいただきましたけれども、これは手元に持っている資料によって多少の差があるのかなと思いますけれども、私が今手元にある資料は、県のホームページから引っ張り出しました市町村財政比較分析表、平成17年度普通会計決算というものです。

これは、こういった表がありまして、この下にコメントがついているわけです。非常に小さい字でコメントが見つらいので、今大きくしてありますけれども、この資料によると、17年度の南会津町の経常収支比率は県内ワースト1となっております。これは正式な文書ですからね。総務課長は今74の71と言ったけれども、これはどこの書類かわかりませんけれども。

それから、維持補修費は県内町村平均の2倍となっております。それから、補修費等は一部組合に対する負担金が非常に大きいと、これを何とかしなさいと。それから、繰り出しについては上下水道の特別会計の繰り出しが6.8ポイント上回っている、これも何とかしなさいと、こういうふうなことです。そして、その下の方に、ラスパイレスは下の方にあるけれども、今後

も町の財政状況を勘案し、給料構造の見直しをさらに進め、適正化の取り組みを進めていくことが必要だと、こういうふうに正式な文書に書かれているんです。

ですから、この適正化というのが今回のベースアップでは私はちょっと、この文章とは相反するんじゃないかなと。それで私は壇上から、上げたいけれども、こういう状況ではなかなか、もし上げたら町民の納得も得られないでしょうから、ひとつここは経常収支が80%になったとか、あるいは実質的な公債費比率が県のお墨つきを得なくても17%とか、そのくらいに落ちたと、それじゃ今度はもろ手を挙げて職員のベースアップもしましょうというような方向に行かないかなという思いで、今回はあえて私は質問しづらいことを今質問しているわけです。

その辺を十分に理解した上で、もう一度町長、今回この条例を取り下げてちょっと考えてくれるというようなことになると、我々も非常にありがたいんですけども、その辺のお考えはどうでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

ただいま議員からお示しのあった数値ですが、既に皆さんもご存じだと思いますけれども、これはいわゆる長い町政運営の中の、言ってみれば起債という、借金をつくっているいろんなものを建ててきたというのがあります。それからもう一つは合併をして、残念ながら非常に財政基盤の弱い町村がお互いに合併して頑張ろうということで来たための数字なんです。

ですから、今すぐこれが、いわゆる職員とか町長部局が失策をしてつくったものではないんです。ここのところは、やはり行政というのは継続していきますから、こういうことで数値的な問題を示しながら、商工会の理事会、あるいは各種団体等の話の中で、私は私なりに説明をしてまいりました。

そんな中で、今非常に南会津が変わろうとしている、あるいは南会津に元気が出てきている、したがって、ここは町長がもしそうお考えであるのであれば、ぜひそういうことで職員ともども私たちの暮らしのために頑張ってくれと、職、雇用のために所得向上のために頑張ってくれと、こういうメッセージをたくさんいただきましたので、私は今、条例案を取り下げする考えはございません。

そしてまた、一部事務組合に負担金が多いというのは、これは実は南会津町が非常に人口的にも多いんです。南会津地方ではいわゆる経済的にも人口的にもいろいろな面で、教育的にも学校の施設も多いんです。したがって、当然それに見合う負担を出して、南会津地方全体をみんな支え合っていこうと、こういうことですから、確かにほかの町村から比べれば多い負担

率になっていくんです。こここのところもご理解をいただければありがたいと思います。

そのような背景がございましたので、私にしてはこの数値を厳格に受けとめながらも、ここはしっかりと職員と暮らしを支える、あるいは暮らしの中で発生するさまざまな課題に真摯に本気で立ち向かっていくということで、そのあかしにもしたいという意味で、条例案は撤回するつもりはございませんので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 この問題は、でもちょっと今、町長の答弁の中で気にかかったことがありますので、それだけ再度質問いたします。

それと、私は一部事務組合に対する金額を言ったつもりじゃないんです。町の予算の構成位置からいったならば9.3%もある金額は、町ですよ、それは多いですよ。決算額の9.3%だから。ですから、私は当然南会津町は大きいですから、それは金額は大きくなるのは当然です。ただ、今回も多分3月の来年度予算、一部事務組合等来るんでしょうから、そのときはぜひとも南会津町議会は経常経費に対して非常にシビアになっているからということで、なるべくその中身を再度査定していただきたいと、こんなふうに思います。

それと、その次に移ります。

組合の話、昇給の話はこのくらいでいいです。私はただ現状ではちょっと、もし金額にかかわらず上げた場合にはちょっと町民の反感がどうかと、こんなふうに思いましたので質問ただけですから、別にこれが反対、賛成とは、条例が出ているからどっちかに手を挙げなきゃいけないんでしょうけれども、それほど深く突っ込むつもりはございません。

それで、その次の新エネルギーに関してなんですけれども、これは町長、先ほどは日本国内ではまだ動いていないというような答弁ありましたけれども、実際は私たちが秋田県の能代、あそこで木材をもとにして電気を起こしながら、電気とそれから水蒸気を利用した新エネルギーをやっております。これは3年か4年くらい前だった思うんですけれども、視察に行ってきました。

規模がちょっと、これは南会津町がそっくりすぐまねできるような規模ではありませんけれども、実際にここはソニーが、もう排出権をこの会社が買っております。これはつい最近です。10月か11月ごろだと思います。大体1万3,000トンくらい買いまして、1万3,000トンというと、今、国際的なCO₂の値段が大体1トン15ドルくらいだと思うんです。そうすると1ドル100円とすれば1,500円ですから、多分2,000万かそのくらいのこれは数字になるんじゃないですか。あそこで運営で困っていたのが2、3千万のはずです。これをやるとこの施設は経常的

なお金が入ってくると、この施設はうまくいくんだけれどもなど。それは燃やすために持ってきた業者から取っている金そのくらいなんです。そこにちょうどこれが今CO₂の排出権が入ってくると、これは非常に楽な経営になっていくわけですよ。

ですから、南会津町のやっぱり私は一番の弱点というのは、長期的な計画を立てた事業に対して第一歩を踏み出せない。それはなぜかという、経常収支比率が悪過ぎて町長が自由に使えるお金がないということなんです。だから私はそのところ少し職員でも我慢して、この経常収支比率を何とか80にすれば、20%を自由に使えるわけですから。20%のうち、じゃ10%は町長が自由に使っていいよと、あと10%は職員にだっていいアイデアがあるんだからそこに使えと、ただしその使ったお金が投資的になればいいけれども、例えば建物を建てるような後々は経常経費になっていくような使い方はするなよと、こういう歯どめをかけて自由に職員に使わせれば、私は相当職員の中でもアイデアを持っている人はいると思いますよ。

だから、町の雰囲気を立て直す第一歩は、私は、だからそのために経常収支比率を80%にしなければ、借金するときは自分たちでできるような体制にするのがまず第一歩の町づくりだということで、今回の質問をさせていただいているわけです。ですから、そこまで行くまでには何とか、これは組合も町長から言われれば、確かに町長だって苦しい立場だと思いますよ、県の人事委員会から来たんですから、それをやらないというのは、これは普通考えられないですから。ただこれだけ悪化した町であるから県も認めてくださいと、我々はこういった必死の思いでやらないと今後の町づくりはできないんだと、県だってわかるでしょう。95.8%を80まで起こすのはどのくらいの経費だかわかるでしょう。これは総務課長なら計算、念のために私も計算しておきましたけれども、難しい数字になるから言いません、これは。

やっぱりこれは議会、それから行政、職員一体となって町民にそういった姿勢を見せていかないと、やっぱり第一歩を踏めないんですよ。そのためにも、私は今回の質問の中身をこういった4点にしたわけなんです。

それで、町長に1つ提案がありますけれども、4番の新エネルギーに関してです。

これは、今回我々産業建設委員会も能登半島の方に行ってまいりました。そこはなぜ行ったかということ、非常に新しく汚泥の問題があります。今後、汚泥が相当費用がかかるということで、ここは真っ先に、変形ですけれども、国土交通省あるいは環境省の方からの2つの省にまたがって補助金をもらっているんです。それで新しく、人口は南会津町と同じくらいの約1万8,000人くらいです。そこがうまくその補助金を使っているんですよ。

ですから、そういった補助金を使って、その町は何をやっているのかということ、まず町民の

環境意識を変えなければいけないというためには、こういった施設が必要だということでやっていますので、これは委員会の中で聞きましたけれども、ぜひとも町長にやってもらいたいの、来年度、廃油を、以前これは文教委員会からもありましたけれども、廃油のディーゼル化ですね。これは町民一人一人が協力するとできる事業だと思います。まさしく町長がいつも言っているように、職員だとか町長が声を出したって町民がやらないとだめだよと、まさしくこの事業はそのとおりです。町民一人一人が協力をしないとでき上がらない事業です。ただし、こういう環境ですから、町民の方に、今、後ろでいろいろ団体の方がいらっしゃいますのでちょうどいい機会だと思います。各種団体をお願いしたりすると、相当量の廃油がディーゼルエンジンとして使えます。

これは町長にぜひとも来年度の予算に予算化して、全町民でやっていけば、まず大きな計画のステップの第一歩になるんじゃないかと、こんなふうに思いますので、町長のお考えをお伺いいたします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 答えをいたします。

新エネルギーに絡んで、給料の問題とか、あるいは経常経費収支比率とか、あるいは実質公債費比率とかの話がありましたが、実は先ほども演壇で答弁しましたけれども、300数名の全職員にそここのところはしっかりと考え方を出して、共有認識をして、いつになったら、いわゆる96%目標とか、あるいは82%目標とか、数字的にいろいろ詰めをしておりますけれども、その数字はもう私は、今議員がおただしのような考え方がかなり職員の中には浸透してきていると、こういう理解をしています。

ただ、どの言葉と申しますか、どういう情報がそういうふうにさせているのかわかりませんが、本当に今節電を初め、いわゆる事務用品、それからそれぞれの課が管理をしている公共施設がございます。この施設のいわゆる維持管理費、ここについても今取り組みを進めております。

そんな中ですので、私はこれまで、いわゆる減額するときには人事院勧告は完全実施、しかし若干でありますが見えてきた、しかも東京都とこういう地元で差をつけた、いわゆる地域給をこの4月に採用をしたばかりです。こういう中で、やはり午前中に質問がありましたが、やる気をしっかりと持っていて、これにこたえていこう、それがもし形として出なかったときには、そのときにはみんな、みんなの気持ちの合意としてきちっと町民の前に示していこうと、こういう認識で私は給与に対する考え方を持っております。

さらには、もう1点は、これも社会福祉法人南会津会、あるいは一部事務組合の田島下郷衛生組合、さらには広域がございます。これは連動していきます。しかし、この方々も非常に人数が厳しい中で仕事をしています。なかなかこれも、では看護師さんを手当てをしようと思っても経費がかかるということでいろいろと問題が整理できない、こういう状況にもありますので、私はこの職員体制、またさらに定数削減していかなければなりません、しっかりとそういう地域に発生する問題に立ち向かって、地域で働く人たちが本当に体力をつけて、この会社で、この団体で、この組合で働いてよかったと、こう言えるような環境をつくり出すことがまず第一段階だと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

それから、新エネルギーについては全く私も議員と同感であります。このことについては新エネルギービジョンの中にもしっかりと位置づけをさせていただきますし、つい先週、下郷町長ともこの問題については話し合いました。

つまり、ごみの広域化という問題が今会津一本化という議題が出ています。そんな中で、南会津地方がどういう形で町民にごみ問題を負担のかけない形で提供できるのか、その中には汚泥の処理ももちろんあるでしょうし、いわゆる廃油の燃料化の問題も出てくるだろうと。そこで、只見町と桧枝岐村と南会津町と下郷町、4つの町村が南会津地方市町村圏の構成団体でありますので、ここでしっかりと共同、いわゆる町単独もいはいけれども、共同で何とかできないかと、こういう今協議が始まったところですので、今後、議員の言うような形ができるだけ早く実現するように頑張りたいと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 私、余りこれは言いたくなかったんですけども、どうしても今の雰囲気だと、町長は職員の給料アップは何とかこれを通してくれというような雰囲気なんですけれども、実は私はこの議案書が来てから、実際のところ職員の給料体系を調べてみたんです。そうすると、今たしか308人の、19年度の予算が始まる時は多分310人の、今現在は職員の数は308人なんですか、これをちょっと確認してから質問したいと思うんですけども。

○渡部康吉議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 お答えいたします。

大変申しわけございませんが、現在の職員数につきましては、年度中の退職職員を除きまして309名であります。

以上です。

○12番 星 登志一議員 すみません、データは……、私は今回の議案書の中から、一般職

補正後287、補正前288、国保補正後6、それから補正前6、介護補正後6、前が7、公共が補正後2、前が2、簡水が補正後4、前が4、上水が3、補正後3の前が3、トータルで補正後が308人、補正前が310人のマイナス2減かなと。これは議案書の中から拾った数字です。

これで、この計算をしますと、給料は大体308人で12億3,626万なんです。ここに職員手当が7億1,171万なんです。ただ職員手当といっても通勤手当だとか、超勤手当とか日直とかいろいろ入っていますから。これまで計算したんじゃ数字は相当大きくなりますから、これを抜いた手当というのは全部で、これの手当の合計は6億1,411万になって、これと給料を足すと18億5,037万になると思います。今回の議案書のこれトータルするとわかりますけれども、これを単純に308人で割りますと600万の年収になるわけですよ。

そうすると、今、町の雰囲気、所得を考えた場合に、確かに職員は一生懸命にやるなどわかるけれども、1人平均600万超のところ、多少でも人勸から来たから給料を上げましょう、片方は経常収支比率は95.あれでは、ちょっと町民は納得しないと思いますよ。これは金額の多いとか少ないんじゃないんですよ、これは。そういったムードが、私はこれはかえって上げた後、職員に対する町民の反動の方が大きいんじゃないかと思うんですよ。

そういう意味で町長はもう一度、まだ日にちがあるわけですから、組合員の方全員と少しアンケートとか、多分今回は町長だって人勸から来たから上げざるを得ない、組合の幹部だって来たんであれば上げざるを得ないという、そういう提案の仕方だと思うんです。

ですから、組合員全部と、町の事情はこうなんだからどうなんだろうと、組合の方ともう1回逆に、町長としては上げたいけれども、議会の方ではこんなふうに話しているから、もう1回みんなでアンケートをとってこないかと、このくらいの手間をかけても、それでも職員の方で、いや、ぜひとも上げてくださいと言うのであれば、これは私もそれ以上は反対と言えませんから、ひとつぜひそういう作業をやっていただきたいなと思うんですけれども、町長のお考えを。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

結論から言いますと、全くその気はありません。なぜならば、地域の経済をどのように展開していくか、例えば外需と内需を考えた場合、日本国が今外需で支えられている。もしこれが外国の事情で変わったら、日本の経済はどうなるのでしょうか。それと同様で、今もし皆さんがいろいろな点から、役場の職員に対するご指摘として高いとお話をさせていただくのは、それは結構だと思います。しかし、これをほかの団体に置きかえたら、ほかの団体も限りなく町から

補助をしている団体等については削減をまたどこかで要求、要望されます。本当にこのままこの地域の経済が下降に焦点を合わせていっていいんでしょうか。私はそうではない。わずかではありますが、職員に頑張ってもらって、そういう地域の新しい経済を、南会津ならではの自前の経済を興していきたい、興していこう、こういう約束の中で私は判断をさせていただきました。

つまり、人勧は私がそういう気持ちでいたところで、ちょうどタイミングよく、多少なりとも上げて下さいという人勧が出たということですので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 それでは最後に、祇園祭の日程変更ですけれども、私もやはり観光協会の一員として、少しこれは町民の声をもうちょっと聞いて、その結果、やっぱりそういう人が多いなということであれば運動をしたいと思いますので、町の方にもご協力をお願いして、以上で私の一般質問を終わります。

○渡部康吉議長 以上で、12番、星登志一君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時42分

再開 午後 3時00分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 芳賀沼 順 一 議員

○渡部康吉議長 次に、17番、芳賀沼順一君の登壇を許します。

17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 本日5番目ということで一般質問をいたします。

長くお座りの方はあきてきたかもしれませんが、もう少し我慢をして聞いていただきたいと思います。

まず最初に、平成20年度予算について伺います。

前に何人かの方が質問をしましたので、ダブるところもあるかもしれませんが、町長にはさきの人に答えたとおりと一言しないで、何とか答弁をお願いしたい、こうお願いします。

総務省は12月7日、自治体財政健全化法に基づいて自治体財政をチェックする4つの指標を市町村に通知したと、こう新聞報道がございました。4つの指標の適用は2008年度の決算から、こうなっておりますが、これには、その4つのうちの1つに、特別会計も加えた連結実質赤字比率と、こういう分野も入っております。南会津町の財政力も、先ほどありましたように県内では決していい方ではないと思います。

そこで、まず1番目に財政再建団体と、個人で言えば破産宣告みたいなことですが、そうならないために、合併3年目の来年の20年度予算はどうなるのか、まず新年度予算に対する町長の査定方針を伺います。

2つ目に、いろんな補助金が出ておりますが、19年度の補助金の執行状況を見ますと、幾つか当初予算で予算を立てたが執行されない予算もございました。むだがあるのであれば、すべてゼロベースから補助金について査定をする考えはないか、伺います。

3つ目に、19年度の当初予算では合併年の18年度よりも約10億少なくなっております。だんだんと標準財政規模の80億に近づいていくのかなと、こう思っておりましたが、6月、9月、12月の補正予算でふえたり減ったり、こうしておりましたけれども、今では約5億ふえまして、10億少なくなっていたのが約5億しか少なくなっていない。ということは当初よりも5億ふえている。もちろん急に減らすことは、家庭の予算と同じでなかなか難しいとは思いますが、この南会津町の標準財政規模、家庭で言えば、うちはどんなことも20万はかかるという、そういう財政規模が約81億、こうするとまだかなりのオーバー予算でございます。20年度の、来年度の予算規模は大体どのくらいを予定しているのか、これを伺います。

2番目に就労対策でございますが、これも先ほど出ました。11月20日に閉鎖した東洋衣料の従業員について町長の一般行政報告の中に、雇用問題検討会議を立ち上げ協議しているとございます。年の瀬を迎えて、皆さんが非常に困っております。もちろん長く勤めた人は雇用保険もございますので、何カ月、あるいは1年という人もいらっしゃるでしょうが、非常な協議をしていますので、先ほどの大体聞いてはいたんですが、自分の質問じゃないものですから、ちょっと聞き漏らしたところがございますので、もう一度、きょうまでに何名が再就職できたのか、また今後の見通し、来年の1年ぐらいでは何とかなるんじゃないかとかいうような見通しがあれば、せつかく協議会ができたのですから、また、東洋衣料だけではなくて町全体の失業者対策、これがあればお伺いします。

特に私も町内各地で町民の方々と懇談をしますと、少子化とか高齢化、これも非常に心配だが、一番の心配は仕事がないことだ、こういう意見が最も多くあります。もちろん収入がなければ結婚もできないし子供も生めない、これが町民、我々の本音だと思います。

3番目に町税の滞納対策について。

合併前の田島町時代から町税、住民税、あるいは使用料、また保育料などの滞納額は毎年1億円を超えていました。合併した18年の決算でも多額の滞納がありました。この多額のことを町財政を苦しめている要因の1つでもあると思います。もちろん生活困窮者でどうしても納められない、こういう人がいるのは、これは仕方のないことです。仕事がないんですから。また、税務課職員やその他の職員が収納に努力をしていることも、もちろん理解はいたします。相手が顔見知りの住民のため強くも言えない、こういう部分もございます。

しかし、この町の住民の皆さんの中には、わずかな国民年金だけしかもらっていない、こういう高齢者が納税組合に入ってまじめに納税している方もたくさんいらっしゃいます。生活困窮者は別としても、乗用車を持って、周りから見てもいい生活をしている人が滞納していること、滞納者となっていることは、これは見過ごせないことだと思います。

そこで、この滞納をしっかりと整理していくために、南会津郡内の町村と広域で町村税滞納整理機構、これは仮名ですけれども、これを設置してはどうでしょうか。住民としがらみのない機構職員が収納に当たることで思った以上の成果が出た、実際、これをしている国内には何カ所もあるわけです。そういう結果が出たという事例もあります。町長の考えを伺います。

次に、ドクターヘリのヘリポートについてですが、いよいよ来年、20年1月末から東北で最初に福島県にドクターヘリが導入されることになりました。今月11日には試験飛行が行われて、南会津病院にも飛んできました。ドクターヘリはお医者さんと看護婦が乗って、ここまで飛んでくるわけです。福島の医大からここまでですと、南会津町だと30分かからないということです。時速200キロ、最高だと250キロ出すということです。

このドクターヘリについては、私たち公明党が皆さんにも協力をいただいて署名活動や、また国会で強く要望していたのが実現したと、こう喜んでおりますが、全国ではさきに導入された千葉県などでは、年間600回利用されているそうです。そして、脳梗塞や心筋梗塞、あるいは大けがの人、その人たちのうち600回のうち80%の人が命が助かった、こう言われています。またこの間のテレビでもやっておりました。福島県の中でも救急病院が1つしかないこの広大な地域の南会津地方での利用が一番多くなるのではないかと、救急車で30分で病院に行けるところはヘリコプターを使うことはないですから。非常にこの南会津では期待しています。

そこで、この町でのヘリポートはどこに何カ所を予定しているのか、伺います。特にこのヘリコプターは乗ってもお金はかかりませんので、健康保険でかかる医者代だけで、ヘリコプター代は個人が出すことはございません。ですから、大いに利用をしてくださいと、こういう話ですので、この辺をよろしく願います。

次に、自宅介護者に支援をとということで、今高齢化が進んで、各集落の機能維持、集落もなかなか役員がいなくて、区長がいなくてと難しくなってきた、この集落を最近限界集落などというふうに呼んでいます。簡単に言えば若い人がいない状態です。南会津町でも多くの集落がこの集落になろうとして悩みを抱えています。当然、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯もふえております。介護認定者も多くなって、老人ホームの入居待ちは全然減りません、待っている人が多くて。高齢者が高齢者を介護する老老介護、あるいは若い者が仕事をやめて自宅の介護、お年寄りを自宅介護している、そういう家族もふえています。

そこで、あちこち回りますと、一生懸命介護している自宅介護者への支援はできないでしょうか、こういう声があります。例えば、介護度3以上の人を介護している家族には幾らかの補助をすとか、そういう限定つきでの支援はどうか。その支援次第では自宅介護者の家族のパワーアップ、力が非常にわくということにつながると思います。介護保険の料金が上がらないためにも、町長の所信を伺います。

最後に、米寿記念に表彰状を出せないかということで、高齢者支援として節目の年齢のときに祝金を出しています。77とか88、あるいは100歳とかね。そのうち88歳の記念として表彰状を出せないかということなんです。町内の各地を回ってみますと、高齢者の方から祝金は大変うれしいと、しかし、祝金は若い者に使われちゃう。確かにうちにもいますが、もう高齢者はどこへも出られませんので、出られる人は使いますが。その88歳はめでたい祝いなので、記念に残るものとして湯田町長の表彰状が欲しいと、飾っておけると、本人からも家族からも要望がございます。今、町長は1人しかいないから、まさか渡部町長というわけにはいかないでしょう、それは。賞状1枚とは言っても合併して広い町内です。ことし88歳を迎える人は何人ぐらいいるのでしょうか。賞状を出したとすれば予算はどのぐらいかかるか、大きな金額がなければことしの分からは出せないか、伺います。恐らく米寿の人からきっとありがたい言葉が広がると思います。

以上で質問を終わります。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 17番、芳賀沼順一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、20年度予算に関する1点目、総務省が自治体財政チェックの4指標数値基準を出したが、当町の新年度予算査定の方針については、こういうおたがございました。

その基準の取り扱いが明確にされていないため、現時点での新年度予算査定では考慮をしないこととしておりますが、実質公債費比率を管理することで、それらへの当面の対応は可能と、このように考えております。

なお、新年度予算査定に当たっての方針につきましては、4番議員に答弁を申し上げましたとおりでございますので、ご了承いただきたいと思ひます。

次に、2点目の補助金をゼロベースから査定する考はないか、こういうおたがございました。

ゼロベースから査定する考はございませんが、補助金の見直し基準を作成し、統合や減額あるいは終期設定や廃止などを含め、1件ごとにまずは各所属で検証し、その結果を受けて断定いたしたい、このように考えております。

次に、3点目の予算規模の予定についてであります。初めから予算規模を決めることはせず、例年年末に国で定める地方財政計画を十分見きわめ、歳入の半分を占める地方交付税の見込みを立てた上で、重点事業に予算を傾斜して配分して予算編成したい、このように考えております。

次に、就労対策に関する東洋衣料株式会社福島事業所の閉鎖に係る検討会議の設置でございますが、10月19日に庁内におきまして、関係職員による南会津町東洋衣料株式会社従業員再雇用問題検討会議を設置し、生活支援、再雇用について会議を開催してまいりました。再就職につきましては12月10日現在であります。2名が再就職された、このように報告を受けております。ハローワーク南会津で行った再就職に関するアンケートによりますと、18%の方が早期に就職を希望されていることから、この方々のニーズを的確に把握しながら、今後、再就職が図られるようハローワーク南会津と連携をして対応したい、このように考えております。

また、町の失業対策についてであります。ハローワークで発行している求人情報を町のホームページへ掲載しているほか、既に進出している企業でつくる南会津工業会との情報交換を持ちながら対応してまいりたい、このように考えております。

次に、町税の滞納対策についてであります。滞納整理機構は徴収体制の強化策として、徴収困難な滞納案件等について効率的、集中的な徴収や、滞納処分等を行うために一部事務組合等を設立して対処する方法であります。全国的には組織を立ち上げ実施している自治体も一部ございます。このことについては承知しておりますが、町といたしましては、現在税務課職員

を増員し、徴収専門班を設けまして滞納対策に取り組んでおりますので、滞納整理機構の設立については現段階では考えておりませんので、ご理解をいただきたいと思ひます。

次に、ドクターヘリのヘリポートについてのおただしがございました。

現在、消防防災ヘリの離着陸を行うために指定されているのは、田島地域は田島阿賀川河川敷と南会津病院の2カ所、館岩地域は村民広場と高杖運動公園、それに白樺公園多目的運動公園の3カ所。伊南地域は伊南運動公園とマルヤの2カ所、そして南郷地域においては南郷体育館グラウンドと南郷スキー場駐車場の2カ所で、合計9カ所ございますが、これに田島高等学校及び南会津高等学校を候補地として加えた計11カ所を予定しているところでございます。

次に、在宅介護者へ支援をとのおただしがございました。

介護保険の一番の理念は在宅介護支援事業所、地域包括支援センターのケアマネジャーを中心として、在宅介護者の抱えるさまざまな相談支援を初め、要介護者の現状を的確に把握し、実情に応じた適切な介護サービスにつなげていくことで、家族介護の軽減を図ることにあります。在宅介護者への支援という観点からは、こうした機能を充実強化することが最も重要であると考えますが、行政で行える支援には限界があることから、介護者と行政とともに支え合いながら、在宅介護を進めていかなければならない、このように強く考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、介護者の精神的な支援策として、家族介護者同士の交流事業を来年度より実施するほか、経済的な支援策としましては、現在実施しております非課税者におけるショートステイ利用者への食費等の負担を軽減する負担限度額制度や、紙おむつ等の購入について助成する介護用品支給事業などを実施しているところでありますので、あわせてご理解をいただきたいと思ひます。

次に、米寿記念に表彰状をとのおただしがございました。

町では9月15日現在で満88歳の方へ敬老祝金を支給しております。また、今年度より敬老の心交付金を創設し、地域の高齢者を地域みずから敬ひ、支え合いの地域社会の醸成を図るなど、高齢者の支援を行っているところであり、提案されました表彰状の贈呈に関しましては、現段階では考えておりませんので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上、答弁申し上げましたが、具体的な事項につきましては担当課長より答弁させますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 それでは、何点か再質問をいたします。

1 番の査定方針、先ほど4 番に申したとおりとあったんですが、まことに申しわけありません、4 番のとき人ごとだと思ってよく聞いていなかったものですから、もう一度同じ答えでもいいですから答えていただきたい、お願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

この次は少し耳をかしていただければありがたいというふうに思います。

予算編成につきましてはいろいろな見方がございますが、私はこれまでも申し上げてきましたように、いわゆる目先の問題解決、あるいは従来の延長線上の中での予算査定は極力避けていきたいと、こんなふうに実は考えておりました、その場合に、先ほども申し上げましたが、さまざまな事業の事業目的をしっかりと精査をする。事業を起こす場合に目的があります、その目的が例えば数値で示されれば、その数値に対して現在どのくらいの目標達成になっているのか、こここのところが大変重要でありまして、従来までやっていたから、これまでやっていたから継続するのは当たり前だと、こういう考え方は、私はできるだけ少なくしていきたい、こんなふうに思っております。

あわせて、新しい考え方として、先ほども申し上げましたように、この町に企業誘致をする、こういう動きは大変重要であります。しかし一方で、この町にある既存の企業、それからいわゆる当時必要として設置をしたいいわゆる老健センター、あるいは特養施設、こういう施設にも働いている方がたくさんおりますので、こういう方々にもしっかりと働いてよかったと、ここに勤めてよかったと、そしてそれが家族の皆さんに還元をできる、その働きが、そしてまた地域の人たちに、地域事業に参加をして大いに貢献をしていただく、こういう形につながるような予算編成にしたい。

その中で、1 つ重点として医療費の削減に関する施策、それから子育て支援に関する施策、そして今申し上げましたが、就労の場の確保とあわせて所得の向上に関する施策、さらには頑張る人、あるいは頑張る地域を応援する施策、そしてまた、総合的な地域のさまざまな問題に向き合うための総合支援センターの設立及び、仮称ではありますが、やまなみ博覧会等の事業を起こしていく、こういう施策を重点的に位置づけて予算の配分をしたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 今度は聞き漏らすまいと、町長の顔を見ていたら、町長と言ってしまいました。

査定方針の中で、私も総務委員会ですから予算の説明もございました。いろんな予算の中で、先ほども申しましたが、当然あることかもしれませんが、当初予算で立てた予算が今回全然執行されずに減額になったというような場所が幾つもありましたので、当初の時点での町長の査定の仕方が甘かったのかなと考えています。あるいはいろんな事情でなったとは思いますが、私は余りうわさは信じない方なんです。できれば自分の目で確かめ、自分の手で触り、自分の足で行ったところしか、ものしか信用しないと、全部信用じゃないですけども、そういう気です。ただ町長の最初の第一の計画の中で、南会津町の将来像はありがたいの広がる新しい町づくりであると。私はこれは非常にそのとき気に入っていたんですよ。

なぜかという、私の尊敬する人の言葉に、ありがたいは奇跡の言葉、口に出せば元気が出る、耳に入れば勇気がわく、こういう言葉があって私は好きなんです。だけれども、今のいろんなことを考えますと、このありがたいの広がる新しい町づくり、この予算の立て方、こういうもの、あるいは執行の仕方一つで、ありがたいが広がるんじゃないかと、現時点でありがたいが狭まってきているんじゃないかと、私はこう心配するものですから、やっぱりことしの予算に対しては、町長の先ほどの5つの、これは思いましたけれども、19年度予算の執行、あるいはその「もし」について反省点がもしあれば一言お聞きして、次に移りたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

執行されずに減額になった事業がございます。それはいろんな経緯、あるいは条件が満たせなかったということではありますが、1つは、私がこれまで大変大事にしてきたものの中に、だれが運営をする、いわゆる人材というものは大変重要です、こういうことで、予算づけをするときに、もちろん外部団体であれば外部団体の責任者も来ていただいていると意見交換をさせていただきました。そのときに、ある一定の項目が整えば、それは県あるいは国に申請はできるんです。しかし、それが裏づけとして、どういう方が責任体制として配置されるのか、ここところが私は何回も念を押したのでありますが、十分そこが担保されなかった、こういうこともございまして、残念ながら執行できない予算がございました。

今後につきましては、そういうことのないように、査定の段階で、さらにある意味では深く掘り下げた確認、査定をしていきながら、このような結果にならないようにしていきたい、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 わかりました。

20年度予算についてはなるべく、もちろん終わってみれば反省というのはだれでもあることですが、反省の少ない予算にお願いしたい。私たち議員もしっかりと審議をしていきたい、こう思います。

就労対策については、これは町でどうにかしろと言っても、なかなかすぐになるものではないです。しかし、私自身も思うんですが、先ほどからの答弁の中で、企業誘致というのはよっぽどいいところじゃないと難しいと、いいところを模索しているという町長の答弁もありましたが、私はもちろん企業誘致はしなきゃならないですけども、この地元企業をいかに応援していくか、地元企業あるいは商店街、それをいかに応援して力をつけさせるかということが、現時点では最も大事ではないのかなと。あるものを、それによって10軒の商店街が力をつけて、一人ずつ雇えば10人雇えるわけです。やっぱり対策として企業誘致は考えていかなきゃならないですけども、地元企業への応援あるいは支援、そういう考えがあれば伺います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

先ほどから企業誘致、あるいは雇用の問題については、各議員の方から真剣に、そしてある意味では大変な心配をされた中にご質問をいただいております。そのことについては私も同様に考えています。

しかしながら、これまで福島県知事が、知事の名刺を私は10枚ほど預かってまいりましたけれども、営業本部長と名刺に書いて、今まで500数カ所の企業を尋ねてこられました。そんな中で私も知事に、何とか南会津地方にも合う、あるいは来ていただける企業をと、こういう話をしましたが、知事からは、なかなか町長、白河の関を越えられないよと、こういうことがあって、大変申しわけないがまた頑張ると、こういうふうなお話をいただきました。そのくらい厳しい状況でございます。

しかし、そこであきらめてはなりませんから、絶えずそのことについても強い意識を向けていきますが、先ほども申し上げましたように、あるいは議員からおただしのように、実は地元企業に雇用はされています、仕事はしています。しかし収入がかなりいわゆる不安定だ。つまり、本社工場の受注の内容によっては大変忙しい月を過ごしたり、当然残業手当が出ますので収入はふえていきます。しかし、本社企業の方からの受注がない月になりますと、これが所得にも影響をして減っていく、このところを何とか支援できないでしょうかと、こういう話を南会津工業会にも持ち出しました。しかし、これとといったいいアイデアはありませんでした。しかし、人材育成についてなら、何とかお互いに支援をしたり提携できるんじゃないだろうか

と、こういうことでおります。

そしてまた、もう一つは、人材派遣、これが企業間で今やっています。例えば田島精密の方にお勤めの方が飯野製作所の方に行ったり、そういう交換、いわゆる業務の交換をしています。これをもう少し行政が入ってスムーズにできないだろうか、ここのところを今検討に入ったところでもありますので、地元企業、それから先ほど申し上げましたが、地元にある施設関係で働いている人たちの、言ってみれば労働環境とあわせて所得の向上に何とかつなげていきたい。

しかし、介護保険制度というハードルもございまして、ここのところは今、県に問題点の確認をしに行っていました。そしてこの後、でき得れば厚生労働省の方にも介護保険制度の根本的な問題について具申をすると、こういうことにもつなげていければ、何とか地元の企業の応援ができるのではないかと、こんなふうにも考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 地元企業というのは、私の質問がちょっと悪かったんですが、大きな企業じゃなくて商店街であるとか、地元のそういうところへの支援なんです。今従業員がいないで家族でやっているけれども、本当に支援があって、地元で品物が売れるようになれば従業員1人雇えると、あるいは高齢者で今店をやっているけれども、もう若い人1人雇ってやりたいというような、そういう本当の地元の小さな、そういうところへの支援は何か考えはございませんかということでした。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

これまで商店街の関係者と話し合いを持ってまいりました。そんな中で、何とかにぎわいづくりをしてくださいと、こういう話がございましたので、当面は空き店舗対策として空き店舗にシルバー人材センターに入ってもらったり、あるいは今、来年度から発展支援事業を使って考えているのが、セーター編みの方々を商店街の方でやっていただくということで今準備をしています。

それから、もう1点は子育て関係で商店街の空き店舗に入ってもらって、そこで居場所づくりもやっていこうと、こんな中から何とかにぎわいづくりをしながら、いわゆる子ども交流農山漁村事業があるわけですが、これらをひとつ民宿等に来ていただいて農業体験をしていただきながら、ぜひ町にも出てきていただく。あるいは町から商店街に買い物に行くということもありますが、商店街の方からいわゆる材料を運んでいただく、こういう形で収入につなげて

いきたい。

いずれにいたしましても、農業や林業や土木が力をつけないと、商店街から物を買うという行為になりませんので、そのところも周辺の事業の支援もしっかりしていきたいと思っているのが現段階でございます。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 わかりました。

今、町長の言った中で、私も非常に、私たちが商店街に言うといってもなかなか言えないので、高齢者あるいは高齢者の家庭が多くて、品物を配達するという、今、昔の外売者というのが非常に少ないんですが、来るのを待っているお年寄りは結構いるんです。そういう中で、今町長が言った配達をしていく、用足しをしてくれる、そんな商店街ができれば割合私はいいいんじゃないのかなと、こう思います。そんなところへの支援が町長の口から今出ましたので、非常に期待をしたいと、こう思います。若い人だと配達ができますので。

それから次、ドクターヘリポートについてですが、学校、あるいはいろんなところの田島2カ所、館岩など11カ所が挙がりましたが、では、これ、けが人や病人は時間に関係ございませんので、例えばヘリコプターが飛んできたと、我々授業中にばーっと来たときにはどうするか。あるいは、この場所だけを見ますと果たして11カ所でいいのか。あともう一つはこのヘリコプターが、私が心配しているのは、山とか何かの場合にはどういう対策をとるのか。前の防災ヘリであれば病人を吊り下げて上に上げることができるんです。このヘリコプターに関しては恐らく病人を上げるあれはないと思うんです。何て言うんですか、ホバーしているというんですか、途中にとまって、医者をおろす設備でもあるのか、そんなところまで確認して、あるいは学校対策はしているのか、伺います。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 答えいたします。

ドクターヘリ関係でございまして、まず1点目、騒音関係のお話が出ましたが、これにつきましては人命にかかわることでございますので、頻繁にこのドクターヘリが飛ぶというようなことも想定はされませんので、その時点については多少の騒音、それから砂ぼこり等については住民の方、それから学校関係者の方にご理解をいただきたいなど、こんなふうに思っております。

それから、2点目の11カ所でいいのかというようなお話でございましたが、実はドクターヘリが県立医大から出まして南会津町エリアに来るまでに約30分から40分ほどかかります。し

たがいまして、その時間内にヘリポートの方に救急車が搬送するというございますので、今設定しました11カ所の中で、基本的にはドクターヘリが来るまでに搬送できるというような位置づけかなと、こんなふうと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

それから、山岳地帯、それからヘリが飛ぶ場合の対策でござひますが、これにつきましては通常8時半から5時までの日中しか飛ばないことになっております。しかも、有視界飛行でござひますので、当然気候等で飛ばない場合も想定されますので、そういった場合についてはドクターヘリではなくて、これまでの救急体制で対応するということになろうかと思ひますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 騒音についてご理解をいただきたいと、こういうわけなんです、もちろんご理解するとは思ひますが、あと1カ月です。この近辺の利用するところにはもう周知してご理解をいただひているんですか、それとも飛んできたときにご理解をいただきたいということで一応周知してあるんですか。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 お答えいたします。

まず、ドクターヘリのヘリポートは全部で11カ所ということでござひますが、基本的には町長答弁申し上げましたとおり、既に消防防災ヘリとして指定されていた9カ所に、新たに今回県立の高校を2校加えたということでござひまして、この県立高校の2校の指定に当たりましては、県の担当部局の方から県の教育委員会の方に指定依頼をしておりまして、そちらの方から学校関係者、それから生徒に対する周知が図られるものかなと、こんなふうと思ひております。

ただ、いずれにしましても、このドクターヘリは来年の1月から運行いたしますので、候補地が正式決定した暁には十分住民の方にPRを図りながら、その活用について進めていきたいと、このように考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 わかりました。

なお、県からは確認されていると思ひますが、町からも南会津町内の学校に関してはやっぱり一応確認をお願いしたいと思ひます。

それから、自宅介護については、今後介護の保険の問題もあると思ひますので、一応わかりました。

6番の米寿記念に表彰状をとということなんですが、現在いる88歳の高齢者が大体何人いて、表彰状を出すですればどのぐらいの予算がかかるのか、その点をお聞きしたい。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 お答えいたします。

平成19年度におきまして、88歳を迎えられた米寿者に対しまして、今年度122名の方が該当しておりまして、その方に敬老祝金を支給しているところでございます。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 私はその敬老祝金じゃなくて、賞状を出した場合の予算はどのぐらいかかりますかと、その点を聞いたんですが。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 お答えいたします。

いわゆる今年度米寿を迎えた方の祝金の支給人数が122名ということでございますので、仮にその方に表彰状を送るということであれば、同数が想定されるということで、ご理解いただきたいと思っております。

○17番 芳賀沼順一議員 予算、お金どのぐらいかかるというの。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 お答えいたします。

予算の関係につきましては、この問題については積算をしておりませんので、どの程度かかるかということはこの場では詳しい話は申し上げることはできませんが、想定されるのは印刷会社に頼む印刷製本費、それから表彰状を書く筆耕の依頼をする方の手数料関係かと、このように考えております。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 はっきりした予算はわからないとは思いますが、賞状代、例えば幾らかかるか、1枚1,000円はしないと思います。印刷をすればそんなに高いものではないと、書くのも年度は入れないので名前は後ですから、1枚書けば印刷もできるということを考えれば、恐らく122人で1枚300円でも3万6,000円、300円ではできないかもしれませんが、一つの住民の声を聞いて、ありがたいの広がる町にしたいという町長からすれば、安い予算ではないかと私は思うんです。人によってはその3万円の券よりもそっちの方がいいという高齢者もいるんですよ。だから、そっちをやめてやれとは私は言いませんが、額までつけてくださいとは言いませんので、1つの、確かに行って見ると「金婚おめでとう」という賞状がありますよ

ね。あれは本当に大事に飾ってあるんです。そういうのから見ると、自分の生涯の88歳、米寿記念というのは、なってみれば非常に大きな記念かなと思います。ひとつ町長の考えを伺います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

実は高齢者といいますか、ご高齢の方々の会合に出ますと、私たち若い者がともすると見逃してしまうようなことを大事に大事にされているのがあります。その1つに、今議員がおただしのように、いわゆるお金ではない、あるいは食べ物でもないという1つの誇りですか、そういう形で賞状があるんだろうというふうに思います。そこは、私たち日本人として、ある意味でしっかりと次の世代にもつないでいかなきゃならない大事な部分だと思います。

そこで、先ほど申し上げました20年度予算の重点項目の中の医療費の削減に関する施策の中で対応できるのか検討をさせていただきたい。つまり、では米寿になったらだれにでも、祝金を出しますが、賞状についてはだれにでも出すのではなくて、その中から例えば健康でおられる方に出すのか、その辺は、あるいはまた、別な意味では家庭の中でそれを支えてくれた方にも連動するというか関連しますので、そこはどうなのか、その辺もあわせてこれから検討をさせていただきたい、こう思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 わかりました。期待をしております。1つのその高齢者の方々の言うには、生きているうちはいいですが、亡くなってから私の遺影は飾ってあると、その横に88まで生きたあかしがあれば私の生きた価値はあると、こういうような話もありましたことをお伝えして、私の質問を終わります。

○渡部康吉議長 以上で、17番、芳賀沼順一君の一般質問を終わります。



◇ 大 宅 宗 吉 議 員

○渡部康吉議長 次に、9番、大宅宗吉君の登壇を許します。

9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 本日最後の質問者ということで、これより大きく2点について、いずれも町長に答弁を求めるものでございます。

まず最初に、農業振興対策についてであります。南会津町の産業及び雇用を取り巻く現状は非常に厳しく、このような現状はこれからはますます厳しくなる一方ではないかと大変憂慮しております。

町内に進出している企業も閉鎖撤退や規模の縮小がなされたり、これまで地域の雇用の場として地域振興発展に絶大な貢献をしてきた公共事業等も、国・県等の財源難により大幅に縮小され、これに頼ることはできなくなってまいりました。

先ほど町長の答弁の中に、南会津町はそれでも90%程度の事業は維持されているというようなこともありましたけれども、今後の見通しを考えれば減っていくことには間違いなくその方向になるわけでございます。そして、これら企業の閉鎖やそういうことによって職を失った人たちへの対応も、今後町としてしっかりしていかなければならないと考えます。

このような中であって、これからの町の雇用の場を確保し活性化するにはどのような対策がよいのか、私は農業の振興の面からただしてみたいと思います。

現在の南会津町の農業の生産状況は農産物価格の低迷や高齢化など、余り芳しいものではなく、米の買い渡し金も前年より大幅に下がり、地域経済や農家経営に与える影響は大変大きく、深刻なものがありますが、また一方、当町の集約的園芸農業のやり方によっては、これからの可能性を持っている部分も多数あると私は考えております。

これまで、公共事業に頼ってきた地域のつけが回ってきたのではないかなど私は考えます。これからの日本の将来、世界の農業を考えると、世界的には人口が増加し、食料不足や食の安全、そして環境問題等が人類の大きな問題となっておりますが、これらを解決する窓口と申しますか、要素が農業の中には秘めていると考えます。

したがって、南会津町においてもピンチはチャンスととらえ、地域特性を生かせる農業の振興に真剣に立ち向かうときであると考えます。このような観点から町の考えを伺います。

まず最初に、地方経済や雇用状態が非常に厳しく、地域格差が拡大し、雇用不安と所得の減少が危惧されています。さきに述べましたように、農業情勢も大変厳しい状況にあります。地域を生かした集約園芸農業作物の中には融合作物があり、これらを生かした農業の持続的発展を図る考えはないか、まず最初に伺います。

2点目です。

南会津町の中にはさまざまな業種があります。いろんな、民宿を営んだり、商店を営まれたり、あるいはいろんな加工物を生産されたりしている方々がおられます。いろいろあります。農業とそれらの業種との連携を深め、協力することによってお互いの特性を発揮し、付加

価値を高めたり、新作物の導入開発や、加工分野の商品開発も可能性があるのではないかと考えます。

例えば館岩地区のアカカブの生産と加工など、今現在行われておりますが、その他もあるでしょうけれども、ほんの一部しかないような感がいたします。これら連携がうまくいっている状況とは思いません。また、販売分野においても直販店を開設したり、道の駅など販売などがありますが、まだまだ不十分だと思います。町の第三セクターの組織を活用したり、商店などと連携を深めることによって、お互いの利益供与を図れるのではないかと考えます。町が積極的にこれらにてこ入れをして、相乗的発展を図る考えはないか、伺います。

3番目に、農業と観光業との連携により、都市との交流によって農業体験旅行など注目されております。都市部では一部聞きますところによりますと、もう既に保育所、幼稚園のそういう年代の人たち、また親たちがそういうようなものに興味を持っているように伺っております。そこで、今現在町内にも既に行われていて大変成果を上げている地区もあります。四季折々の南会津のよさをPRし、あわせて町の農業に対する消費者への理解を深め、農産物の販売促進や民宿を利用した地域活性化を図る考えはないか、伺います。

4つ目です。米の消費が年々減少し、価格も下がり、先ほど申し上げましたように、買い渡し金も大幅に下がりました。福島県として転作達成も全国ワースト1ということで、来年度はもう減反割り当てが当然ふえるものと思っておりましたが、この質問事項を提出しました翌日に、南会津町においてはトマトやアスパラガス等が転作により一定の成果を認められて、最高でも昨年と同じ数値の見通しになるという新聞報道があり、少しは安堵しました。がしかし、依然として厳しい状況には変わりはなく、担い手農家ばかりではなく、地域で頑張っている農家がないと集落の維持や地域農業の将来はないと考えます。これらの米作農家への町の対応を伺います。

5つ目、原油の値上がりや資材の高騰で町民生活や農家への影響が懸念されます。国は、低所得者に対して石油代の援助を行う自治体に対し、特別交付金を充てるような考えがあるようですが、町として、特にハウス栽培や燃料を多く使用している農家に対し援助する考えはないか。また、一定以上の規模の経営をしている農家に対して、種苗費等の援助をする考えはないか、伺います。

農業問題は以上ですが、大きな2番目として除雪対策について伺います。

南会津町の暮らしの安全・安心対策として除雪対応は大切なものであります。春から秋のシーズンは自然豊かな恵みをもたらしてくれますが、冬期間は大変厳しい季節となります。いか

にこの冬期間の生活環境をよくするか、これが南会津町の課題だと思います。人口の減少や高齢化が進み、地域の力の減退が懸念される中、地域住民の連携と助け合いも必要不可欠ですが、これら対策について町の対応を伺います。

まず最初に1番目、田島地区と西部地区では積雪量や1回の降雪量がかなり違います。昨年度は除雪作業が地区の方々の出勤に対応がおくれたりと支障がありましたが、除雪車の更新もされて、いろいろ検討されたことと思います。今年度の町の対応を伺います。

(2) 南会津町内の除雪対象となる生活道路の規格や基準が町で決めてあるのか。同じような状況の道路で、ある一定の除雪対応がなされているのか、伺います。

3番目、除雪オペレーターの確保についてですが、このことは南会津町にとって大変重要なことと思います。公共事業が減って建設業が以前のような活力がなくなってきました。建設業に従事している方も減少し、将来の地域の除雪体制を考えると大変心配です。2人乗車体制ならば指導養成しながらのオペレーター後継者育成もしやすいと思いますが、今の体制ですと将来の人員確保に不安があると考えます。どのように対応されるのか、伺います。

4つ目、最後ですが、町の除雪車のオペレーターは1人体制となっています。このオペレーターの健康管理や事故等への対応は、町としてどのように対応されるのか、伺います。

以上、伺います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 9番、大宅宗吉議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、農業振興対策に関する1点目ではありますが、南会津町の基幹産業は農林業であり、それらを活性化することは極めて重要であると認識をしているところであります。町といたしましては、振興作物としてトマト、アスパラガス、花卉を中心とした園芸作物の振興を図り、消費者に期待される産地づくりに努めているところであります。

さらには、持続的振興を図るために意欲ある農家に対して補助事業を導入し、農業所得の向上に寄与していますが、今後さらに作物を生産するばかりでなく、出口である消費者のニーズに合わせた農産物生産を推進していく考えでございます。

次に、2点目の新作物の導入開発と加工商品開発についてではありますが、町といたしましては、消費者がどのような作物や商品を求めているのかを販売業者等からの確に情報を収集し、それに基づき、南会津観光公社と連携しながら戦略的に取り組むこととし、売れる商品づくり、売れる商品については、加工業者へ積極的に提案するなどして販売拡大につなげてまいりたい、このように考えております。さらには、今ある商品に付加価値をつけて販売するような方法に

つきましても、同様に検討してまいりたい、このように思っております。

次に、3点目の都市へのPRについてでございますが、本町では友好都市となっている台東区やさいたま市、都市農村交流が続いている狛江市、そのほか佐藤栄学園などと地域間交流を深めているほか、交流の拠点となる会津山村道場などの各施設を利用して都市との交流を実施しております。

今後は、小学校を対象にした宿泊体験学習として、子ども農山漁村交流プロジェクト事業に企画を提案するほか、都市住民に対し長期滞在型の農業体験や自然に触れ合う機会を提供するため、南会津観光公社を中心として交流型、体験型の地域間交流を推進していくとともに、既存の観光施設や4つのスキー場施設を核として地域資源の活用に努め、地域の農林水産物のPR等販売の拡大を積極的に図ってまいりたい、このように考えております。

次に、4点目の米作農家への対応についてであります。稲作農家が現在行っているエコファーマーや特別栽培を推進をいたします。さらには農産物の無農薬栽培の振興により、付加価値をつけた中での販路拡大を図るため、地域農業者を初め関係機関、関係団体との連携により実証圃場の設置や生産技術の習得と、さらには調査研究に支援をしていく考えを持っております。

次に、5点目の原油高騰に伴う重油費等の援助でございますが、国・県においても、原油高騰に対する農業支援のための施策が現在検討されておりますので、その動向を見きわめるとともに、農業経営の経費削減を図るため、免税軽油の積極的活用について農家への周知に努めてまいりたい、このように考えております。また、種苗費の助成につきましては、現行の補助制度の活用をお願いをしたいと思います。

次に、除雪対策に関する1点目、冬期間の生活道確保のための各地域における除雪対応についてでございますが、本町におきましては、西部3地域が15の委託業者と12月1日に、そして田島地域につきましては、13の委託業者と12月15日に委託契約を締結をいたしました。それをもって生活道路の確保のための除雪体制を整えたところでございます。その内訳といたしましては、西部地域で委託業者借り上げ機械が14台、町有の機械貸し付けが27台、町直営が2台でございます。また、田島地域では委託業者借り上げ機械が21台、町有機械貸し付けが6台、町直営が7台となっており、町全体で77台の除雪機械が稼働することになります。

次に、2点目の除雪対象となる道路の南会津町の基準についてのおただしがございました。基本的には町道でかつ住宅が建ち並ぶ路線については、除雪計画路線に挙げて実施しているところであります。しかし、大型除雪車の入らない町道も数多くありますので、これらの路線は

地域の方々で組織をする地域助け合い除雪支援事業と、本庁と各支所単位に組織をしました除雪ネットワーク事業の中で除雪要望の取りまとめや集金、あるいは支払い業務を行う団体に登録した業者が、高齢者住宅の雪おろしや狭い道路の除雪を対象に行うことで対応を考えているところでもあります。今後とも地区住民の方々と町が協力し合いながら、きめの細かい地域内除雪ができる体制づくりに精いっぱい努力を重ねてまいりたい、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

次に、3点目の除雪オペレーターの確保や養成の対応についておたがございました。

除雪委託業者や除雪オペレーターに欠員が生じた場合には、各地域の土木協会やハローワークに紹介するなど、公募を原則として確保に努めてまいりました。また、オペレーターの養成については、除雪会議等の場で関係事業者に除雪講習会への出席をお願いし、各オペレーターが除雪工法や安全対策、除雪機械の取り扱いなどを習得するとともに、経験豊かな熟練者から若手がその技術を引き継ぐことで、高度な除雪技術や能率向上が図られるよう努めていただいております。

次に、4点目の町の除雪オペレーターの健康管理と事故の対応についておたがございました。

町の除雪オペレーターにつきましては、日ごろより健康に対する自己管理の徹底を図るとともに、体調の悪いときには休暇をとっていただき、万全の体調を整えた上で作業に当たるよう指導しているところではありますが、事故の対応については早急な処理ができるよう、各車両に無線機を搭載させ、各車両間の連絡体制を整えているほか、町の職員が班を編成をいたしまして除雪パトロールに当たり、事故の未然防止に努めておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項については担当課長に答弁いたさせますので、よろしく願いをいたします。

○渡部康吉議長 9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 それでは、幾つか再質問させていただきます。

まず最初に、確かに町長の意気込みのあるような答弁はいただきましたけれども、基幹産業としての農業、その認識も私もそうでございますけれども、どうも景気が悪くなってくると農業が注目されると、まことに残念だけれども、そんなような気がします。それで最後のピンチヒッターとしてどうしようもないときに出てきて、何だかんだといろいろもめるのもやっぱり農業と。そんなわけで、実際的に頑張る農家と町長はおっしゃいましたけれども、この頑張る

農家の定義、私、前回も同じようなこういう質問をしたときに、頑張る農家、これは増反した農家だと、そういうような答弁をいただきましたけれども、私は頑張る農家というのは増反したばかりじゃなくて、やっぱり今一生懸命、精いっぱい頑張っている農家、それはある一定規模として農業を主としてなしている経営農家がそうだと、私はそういう認識であります、町長の認識をおたじいたします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

つい先月、認定農業者の方々を中心として、若手営農者、それから新規就農者と懇談会を持ちました。その中で彼らが言うには、さまざまな考え方がありますが、いわゆる補助金を当てにしない人が頑張っている人なんだと、こういう意見もございました。つまり補助金がないとなかなか設備投資や基盤整備ができない、いわゆる基盤ができ上がらない、こういうこともございますが、彼らの話ですと、いわゆるそこに余り乗っかり過ぎると、また何かあったときにまた頼ってしまうと、こういう話もございましたので、私は一概には言えないかもしれませんが、いろいろな現在作付をしている品目、これに一生懸命取り組んでいる方ももちろんそうありますが、新しい、同時に複合的な経営に向かう人たち、ここもやっぱり頑張っている農家だと、こんなふう位置づけられます。

そこで、先ほど注目される、景気が悪くなると言いますが、私は現在の農業を取り巻く情勢はそうはとらえておりませんで、というのは、いわゆる1年間の収穫をもって農業を云々すると、これまでやってきたんですが、当然それは収入にかかわりますから大事な話なんですが、しかしその農業経営をしていくプロセスが、今本当に国民挙げて大事に見直さなければならぬ、こういうふうには私は時代が求めているんだろうというふうに思っています。

したがって、先ほど申し上げましたが、子ども交流の農山漁村のプロジェクト事業も国が挙げて立ち上げた、しかも120万人の子供を農家、あるいは農村漁村の体験をさせないと自立できない、なかなか将来子供が自立を目指した生活ができない、こういう認識もあるわけですから、そういう意味では、私は農業の基幹という部分の中には収入、いわゆる所得の向上はもちろんでありますが、そこに教育的な視点も十分入ってくる。したがって、私は基幹産業としてこれまでも位置づけてきましたが、さらにこのところは強い姿勢で強力的に頑張る農家を支えていきたい、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○渡部康吉議長 9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 ちょっと視点がずれたのかなと私は思いましたけれども、頑張る農家

というのは、私は今、一生懸命栽培しているというか、私も農業経営をやっていますけれども、ことしあたりの状況を聞きますと、年によっていろいろ作物ですからできふできがあったり、価格も違ったりします。特にカスミソウの人の話なんかしていたんですけども、今まで田島地区でかなり注目されてきた作物でありますけれども、やはりここ近年どうしても需要の関係もありますけれども、価格がかなり落ちている。そこに苗の価格は変わらないんだと。切り花もそんなにふえているわけではない。ですけども、これだけ安値になった。それで、今後どうしたらいいのか、今までは補助金も町からいただいていたけれども、何もなくなって価格もこの状態だ。来年どうしよう、実際にもうやめようと思う、そこまで言う農家もおります。

ですから、農業の中でもいろんな分野があって、まだ増反っていうか、もっと頑張ろうという人もいるだろうし、もう少し何かがあればな、そういう思いの農家も当然いるわけで。私は当然、自分で頑張れる農家は頑張ってもらいたいんですよ。そういうレベルにある農家をもう一押しする町の手というものを、その点に関して町はどう考えているかということ伺いたかったわけで、そういう意味で種苗費も町の振興補助金というんですか、それがありませんけれども、増反した農家には援助しますけれども、面積がふえない農家はだめですよ、現状維持はだめですよ、それではないでしょう。もう精いっぱいこれ以上ふやせない農家、そのいっぱい頑張っているという規定があるならば、そういう農家でも頑張っているんじゃないですかというのが私の話ですので、その点の考えをもう一度お聞かせください。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

発展支援事業というのは、商店街あるいは地域振興だけではなくて、農業版にもございます。あるいは農業政策の転換の中でもできます。それで、これまでも農業関係の中で、いわゆる発展支援事業を使ってさまざまないわゆる広告をしたり、あるいは市場調査をしたりしている人たちもいますので、ぜひその発展支援事業を使って企画をつくっていただく。つまり、現在作物を作付している面積が一定だからじゃなくて、それが例えば単価が下がったと、下がった理由は何かはわかりませんが、そういうところでどういう手当てをする、どういうふうに支援をしていただければ盛り返すのか、あるいは持続できるのか、こういうところをぜひ提案をしていただければ、それに見合う支援をしてまいりたい、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○渡部康吉議長 9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 それでは、この件に関しましては、やはり町でもいろいろ今後の対策

として頑張れる人になお頑張れるように、また、もう少しという人には応援という意味で町の支援があればと思いますので、またいろいろな施策の中で対応していただきたいと思います。

それから、2番目にいろいろな町内の各業者との連携を図るという件でございますけれども、私は一番最初これ、支援センターの事業の中に入るのかなと正直思ったんですよ。どうも支援センターはなかなか立ちおくれがありまして、そこまでいろいろ業務の範囲とかがあると思うんで、今回はそれは支援センターの話は別にしまして、今ある町の第三セクター、そういうものの考え方の中で、観光公社の話、先ほど町長はされましたけれども、消費者ニーズと、それから地域にどういう売れる商品があるのか、あるいはどういうふうにしたらいいのかというようなことを申されました。

今、観光公社あるいは第三セクターの会社でもいいですけども、そういうものが現実に企画や考慮されているものがあるかどうか、お尋ねいたします。

○渡部康吉議長 農林課長。

○森 秀一農林課長 答えいたします。

今現在、観光公社と協力をしながら進めている関係で、昨年新聞に載りました鈴木商会との関係で米の売買、それらについて町の方から提案しながら観光公社の方で対応しております。

また、佐藤栄学園との関係で、これも観光公社の方を通じまして白米ということになりますけれども、これらについて観光公社の方で対応していただきながら進めているという状況です。

また、野菜等につきましても幾らか試みたところはあったんですが、ちょっと距離的なところでの輸送系関係が難しいということで、ちょっとこれらについては検討するという内容になっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 確かに町はいっぱい一次製品といいますか、生産物はあると思うんです。先ほども申し上げましたように、館岩のアカカブは確かに、今商品の額としたらまだわずかかもしれませんが、そういう意味ではいい関係プレーかなと私は思います。

せっかく、観光公社もそうですから、やっぱりそういうところで農家に気がつかない面はあると思うんです。そして一番消費者と接点できる面、やっぱりそういう人たちだと思いますよ、私は。ですから、そういう情報とかそういうものを確実に農家にも伝わるようなシステム、そういう意味で連携というものが大切だと思うんで、地域協議会とかそういういろいろ話題も出ます。ですから、そういうところでも一歩突っ込んだここの地域の雇用の場、就労の場、そういう意味でも拡大する意味からしても、これは大事なことだと思うので、ぜひともこれは本当

に真剣に、もう一次産品で売るよりは加工して売った方が有利に売れることは歴然としていますので、そういう意味で有効な町の第三セクターの会社を生かす意味からしても、ぜひともいろいろな企画を第三セクターの方にも働きかけながらやっていただきたい、そう思うわけでございます。

それから、観光業と農業の交流ですけれども、連携ですけれども、これ実はこの秋口に役場の方からいろいろパンフレットが回ってきまして、来年度民泊を計画している、対応できますかというような話も聞きました。これはちょっと伺ったところによると、農家民泊を考えているみたいなんですけれども、実際に、私は農家民泊とまではならなかったと思うんですが、実際今まで幾つかイベントの中で農家民泊のような話も聞いています。自分もやったこともあります。ですけれども、やはり農家民泊といいますと、どうしても農家の主婦というのは昼間仕事をして、また夜お客さんがいれば賄いから何から夜遅くまで仕事する。一晚といえどもとても厳しいよという話、現実の話があります。

来年そういうのを企画されていることがどのようなことであるか、企画観光課長かな、農林課ですか、どのようなことなのか、ここでわかる範囲で結構ですからお知らせください。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 まず、私の方からお答えをさせていただきます。その後で、さらに具体的な内容をお求めであれば担当課長の方から答弁させていただきます。

実は、これは先ほど申し上げたように、なぜ農家に泊まらせるのかということなんです。つまりこれまではいわゆる農山村に来て、都会の子供たちが田植えをしたり、稲刈りをしたり、あるいは芋掘りをしたり、そういうことを体験した。しかし、これでは文部科学省の方の目指す子供教育にちょっとつながるのが薄いと、こういうことで、農家の一日を体験させていけないんじゃないかと、こういう発想なんです、こういう考え方なんです。

そこで、私は受け入れとして、なかなか私の地元では農家がそこまで態勢が整っていない、議員おただしのとおりの状況でありますから。したがって、いわゆる民宿ではどうでしょうか、しかも民宿は完全なる民宿じゃなくて、農家をしていますから、したがって、農家の体験はさせられる、あるいはそういう農家の一日の生活の実態は見ていただける、こういうことで逆提案をさせていただいて、それでは民宿でもということに今なりつつあるというのが現段階であります。

つまり、ヨーロッパでやっていますB&Bという形式があります。これだと農家の人たちに手間をかけなくて済むんです。こういうのがまだこの地域には浸透しておりませんので、いず

れそういう形が農家の方々といろいろ話し合いの中で築けるようであれば、今後、農家民泊というものも考えていく必要があるだろう、こんなふうに思っております。

○渡部康吉議長 農林課長。

○森 秀一農林課長 お答えいたします。

さきに議員おただしの旅行の関係ですけれども、これは南会津観光公社が実施しようとしております教育旅行、農家民泊ということでのおただしだと思いますので、それに対してお答えをしたいと思います。

来年度7月24、25日の両日、東京都江戸川区立篠崎中学校2年生150名、それから8月1日、2日、東京都江戸川区上一色中学校2年生130名が農家民泊ということで南会津町を訪れ、それで農家での農業体験をするという内容でございます。

これにつきましては、既に伊南地域、南郷地域の農家にお願ひしますということで募集をしているということを伺っておりますが、今のところどの農家にどうということまでの確定した内容にまでは至っていない、こういう予定をしているという状況を把握しているという程度でございます。

以上でございます。

○渡部康吉議長 9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 実は、この件は針生地区で旅行業者とやっているのを私も見学させていただきました。ほんの上っ面だけでしたけれども、ですけれども、いい連携だなと思えました。これには旅行業者も入っていますし、地元の民宿の人たちもありますし、それからいろいろな人たちの関係者の協力があったり、それから農協ももちろん業者として入っていたみたいです。

私がやはり言いたいのは、地域農業というのはやはりその農家ばかりでやっているんじゃないんだよ、地域のみんなから盛り上げてもらって初めて農業が成り立つと思いますし、そういう意味で懐の深いものであると、私はそういう認識でおります。ですから、この農業体験、それは消費者といいますか、お客さんの方は農業の、農家の生の体験をしたいんだと言われるかもしれませんが、実際に受け入れる側に見たら、これほど苦痛なものは正直言って現状ではないような状況です。

ですから、これはお互い、先ほど言いましたように利益供与といいますか、もち屋もち屋の分で、それでできれば民泊とか旅館とか、仮にはホテルであっても、そういうところを利用した形の中でのぜひともこういう体験旅行を町として、町の状況も説明していただきながら、そ

うというような方向で進めていただけたらなど。少なくとも受け入れる農家、実際にそういう人たちともっと具体的な話し合いをしながら、煮詰めながらみんなが受け入れられるような、そしてもう一回、ずっと続けてやろうと、そういう意欲になるような企画をお願いしたいと思います。

それから先ほど、米の件ですけれども、米は実際にエコファーマーを推進したいと、それから無農薬の栽培をやりたいんだとかいうような、そういうのを進めていきたいというようなお話がありましたけれども、実際にこれは現場の人間としますと、エコファーマーはいろいろ化学肥料の制限、農薬の制限があります。これはかなり土質によって差が出るんですよ。これ、差が出るということは、収量とか栽培の仕方とかに、具体的にになりますとそういうように影響が出てきますので、これは農家の経営にもろに響いてくるわけですよ。

ですから、今テレビで盛んに言われるような上っ面だけの話じゃなくて、本当に真の農業の実態をつかんでから、私は農家に勧めていっていただきたいと。これはJAにもお願いしたい話なんです、その点、町としての考えをお伺いいたします。

○渡部康吉議長 お答えをさせていただきます。

○湯田芳博町長 エコファーマーについては、これまでももう継続して県の方の指導を受けながら取り組みをしてきたところではありますが、私は実際に言葉でいろいろと言っても、実際に作物をつくったことのない人にはなかなか理解できないんです。確かに議員がおっしゃるように、私もいろんな現場に行きましたが、やっぱりしっかりとした土壌をつくることからスタートしないといけない。それでも虫等の被害なんかはかなりあるんです。ですから、収量の減収は、やるのであれば最初から覚悟をしてやらなきゃいけないと思う。

そこで、私が先ほど答弁をさせていただいた内容は、限界集落といわれる、私は限界集落とは思っていませんが、そういうテレビ報道、新聞報道もございますから、あえて使わせていただければ、そういうところでは限りなく残留濃度が低い、つまり無農薬に限りなく近いんです、調べてみたら。いわゆる放置されている農地もありますから。このところを実証地域に指定して、ここでひとつしっかりやってみよう。そのときに協力者が出たわけです。それは化学物質で大変困っている方々が、都会では暮らせない、暮らしにくい、この南会津で何とか生活をしたい、あるいはこちらに定期的に通って体の浄化を図りながら交流していきたい。その方々が、できればそういう無農薬の地域に入って、私たちが農業の勉強をしながらお手伝いできないでしょうかということを始めようと、こういうふうにきっかけができてきました。それが実は舘岩地区の川衣であります。

そのほか、今、水引地区でも田代山が単独で尾瀬国立公園に指定されたことに伴い、環境の集落、環境の地域ということで、そういうことに取り組んでいこう、こういうことで今役場の方と集落の関係者が鋭意懇談を重ねております。こういうところからまず始めて、いきなり農家の方々にそれを押しつけるといいますか、巻き込むということはしないでやってみようと、こういうことですので、ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 町で試験的にそういう手法を設けられるというか、町民の方の協力を得てやりたいというような考えありましたけれども、もう一つ、やっぱり町の施策として、そういう無農薬とか、あるいはエコファーマー的な考えを申されるのであるならば、私は今一番農薬の数を減らすとか、そういうことが1つ課題にあるわけですけれども、そうしたらやはりカメムシの防除をやっているわけですけれども、これはチャクシヨク前の、何ていうのかな機械の名前、チャクシヨク前をはじき出す機械があるんですけれども……、識別機というのかな、そういうものの導入に当たって、町がそういうものを援助したり何なりするような、財政難はわかりますけれども、そういうような考えがあるのかどうなのか、急な話で申しわけないですけれども、そういうような意味合いからして、そのようなことがあればやりたいというのはどうか伺いたいと思っております。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

識別機については私なりに聞いております。これは、先ほど佐藤栄学園との米のやりとりとか、いろいろなところで話が出てきております。しかし、実際に私、そこを現場を見ておりませんのでどういようなものなのか、現場の方の話を、あるいは担当者の話をよく聞きながら、今後検討の材料にだけはしていきたい、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 それは、そういう話になったものですから申し上げさせていただきましたけれども、1つの選択肢かなど、財源はいろいろありますけれども、そういうような考えで、私はそう思います。

それから、先ほど登志一議員からもBDFの話で、廃油の話がありましたけれども、実は田島地区で遊休農地の活用とかの中で菜の花栽培、そして最後に実をとるといような状況があったかと思うんですけれども、これを先に一步進めまして、これもBDFの中で菜の花油を生

産して、やっぱりそういうような環境に優しい燃料生産というか、なかなか採算は合わないみたいですが、でも町の試験としてそういうことをやられたらどうかと、私はそう思いますけれども、一応それは頭の中にとめておいてください。

時間がもうあれですから、次は除雪の方に移らせていただきます。

いろいろ町では検討されたみたいですが、直轄、委託、それから町有の除雪機を貸し出すと、それは大体わかりましたけれども、実は各それぞれの地区の除雪そのものが機械の応用範囲であるかどうか、例えば、特別雪が降ったときは別ですが、最長延長距離の除雪範囲という箇所は最短と最長と、どのくらいの差があるのか、あるいはその機械そのものがそういうふうに適して対応なされているのか、確認したいと思いますので答弁願います。

○渡部康吉議長 建設課長。

○舟木平蔵建設課長 お答えいたします。

今現在、機械の更新も行っておりますけれども、除雪の能力は13トン級のローダーを更新しているところであります。これには附属機械のプラウとか、それからロータリーの飛ばすもの、これらをアタッチメントとして取りつけ可能だと、こういうものでやっております。

したがって、今現在合併したからといって、急激に除雪サービスが低下したとは今考えていませんので、今、十分な形の中で台数も適宜、各旧市町村あてに配備されているのかなと、こんなふうに考えております。

〔発言する者あり〕

○舟木平蔵建設課長 延長については、今手元にそういう数字がありませんので、お答えできません。

○渡部康吉議長 9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 延長距離は突然でしたのであれですが、資料がなければ答えられないかもしれませんが、特別なことは別にしましても、通常である対応が出来るということのないように対応していただきたいと、そう願うわけでございます。

それから、2番目に対象となる生活道路の規格や基準、これはあるのかと聞いた本当の意味は、実は、町長はネットワーク事業とか支援事業とか、そういうので対応したいというような答えもされましたけれども、実は場所によっては、支援事業とかそういう事業ではちょっと、道路幅が確かに狭くて除雪機は大きいのは入れない。ですが、そういう事業だけではちょっと困難でないかなというふうなものも見受けられたものですから、こういう質問をしたわけですが、その点について、そういう場合、あるいは地域の要望があれば、ある程度の地

域の要望を聞いて町として対応をする考えがあるかどうか、伺います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

これは、少し話しがさかのぼりますので申しわけありませんが、私が田島町長としてその任務を任されたときに、私が実は一番先に疑問に思ったのが今の件なんです。同じ町道なのに除雪がされる場所とされないところがある、これは少し変だなと。しかし話を聞いてみますと、その話の説明だけを聞けばもっともだなと、こういうふうなとらえ方ができる。それは、除雪機械が入れないからという理由だったんです。でもそれは、除雪機械が入れないというのは、町道として認定をしておきながら、路幅の問題とか、あるいは舗装の問題とか、そういうことをクリアしないためにとられた措置であって、本来あるべき姿ではないということで、実はいろいろと検討をして現在に至っておるわけですが、そのときに除雪をする際に、排土板で除雪をずっと移動するわけですが、砂利が周りの田んぼに入ったり、畑に入ったりして大変苦情が来るので、舗装のないところはしなかった。

それで、例えば今言ったように飛ばす機械、こういうもので何とか対応できないだろうかということで、今回改めてネットワークをつくって、その中で対応してみよう。これをやりながら、また別な問題が出てくれば、あるいはそれだけで十分対応できないのであれば、また新たな施策、あるいは具体的な検討に入りたい、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 ただいまの町長の答弁で、それで不十分であるならばまた別な検討をしたいというようなことですので、それはわかりました。

それから、オペレーターの指導と養成なんですけど、これは2人いれば道路の状況とか、そういうことによっていろいろな体験をしながら教えてもらいながらできるんですよ。ところが1人だといきなり除雪に行くわけですよ。その前の前段はいろいろあるにしても、いろいろオペレーターの話を知ると、免許を持っているからといっていきなりできるわけではないと、みんな口をそろえて言うんです。ですから、それは本当に知らないで行くということは事故にもつながると思うし、これは町の責任にもなってくると思うので、その辺の対策がやっぱりちょっと不十分かなと私は思ったものですから、改めてその件について伺いたいと思うんですが、本当にこれ、講習会ぐらいで私は済む問題とは思っていません。ですから、実際にそういうことをやっぱり上から下に確実に伝えられるようなシステムというか、やっぱりこういうのは必要

だと思うんですが、その点を伺いたいと思います。

○渡部康吉議長 建設課長。

○舟木平蔵建設課長 お答えいたします。

大変難しい問題であります。今現在のところ、ベテランのオペレーター、この方をことしは雇用というようなことを考えましたけれども、このような職がなかなかないというような時代なものですから、私にでもできるんだけれどもと、こういう要望がありますので、原則としては公募にしたいと、こんなふうを考えております。

それから、行く行くは総合支援センターの中で除雪も一手に引き受けてもらえるような体制づくりを今進めておりますので、そのようなことから、一度60歳になったという方は一回引退をしていただいて、その中で新たな体制づくりと、あと若い人たちの技術の伝授というんですか、指導、そのことをお願いしながら、今現在進めておるところでございます。

いずれにしましても、2人体制というのはなかなか財政の面もありますので、本町の場合ですと無線機をつけながら、町の課の職員が班を編成しながら、パトロールをしながら除雪の確認をしながら危険防止に努めているところでもあります。どうかご了解をいただきたいと思えます。

○渡部康吉議長 9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 だんだん時間がなくなってきましたけれども、あとそれと関連したようなことですが、やはり最後の健康管理、これは1人体制ですから本当に大変だと思うんですよ。それから直営とそれから委託とで健康管理も違ってくるかと思うんですよ。そうしたときに、やっぱり業者へ対しての町の指導も当然なされなければならないと私は考えます。そして時々そういう情報交換とかチェックもされなければならないと思えます。

これは本当に事故につながったら大変なことでありまして、物が物だけに、もう本当にオペレーターが気を失ったとか、そういうような事態になれば、個人の健康管理だけに任せただけでは済まない問題になってきますので、これは町が十分定期的にチェックされるなり何なり、そういうものが必要だと私は考えますが、そういう対応はどうなっているんですか、ちょっと伺います。

○渡部康吉議長 建設課長。

○舟木平蔵建設課長 お答えいたします。

確かに議員おっしゃるとおりだと思います。それにつきましては、当初の除雪会議の中でも十分事業者の方にはお願いいたしますし、今後とも何度かシーズンの中で、集まった中で業者の方

をお願いしながら、我々パトロールも含めながら、できぐあいとか健康管理に努めてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○渡部康吉議長 9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 いろいろ申し上げてまいりましたけれども、町の財政もあります。今、原油がこれだけ高騰しております。除雪の方も、どの程度の契約をされたのかまでちょっと聞くことができませんでしたが、今後どれだけ原油が上がるか、そういうことによって委託のことにも影響あるのかなと、そういうのも懸念はありますけれども、ぜひとも町、地域の安全、暮らし、それから今後の職場の確保、町民が安心して将来に不安がなくなるような施策をやっぱり町はしていかなければならないと、私はこう考えております。

ですから、今いろいろ見直しもされるということですので、そういうものを期待しながら、私の質問を以上で終わらせていただきます。

○渡部康吉議長 以上で、9番、大宅宗吉君の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○渡部康吉議長 本日の議事日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

明19日は午前10時より開議し、一般質問を行います。

本日はご苦労さまでした。

散会 午後 4時50分

平成19年第4回南会津町議会定例会 第3日

議事日程 (第3号)

平成19年12月19日(水曜)午前10時開議

日程第1 一般質問

- 11番 湯田 秀春 議員
- 13番 星 和男 議員
- 5番 山内 政 議員
- 18番 菅家 幸弘 議員
- 1番 湯田 哲 議員
- 14番 平野 昌盛 議員
- 2番 渡部 俊夫 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(21名)

- | | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 湯田 哲 議員 | 2番 | 渡部 俊夫 議員 |
| 3番 | 高野 精一 議員 | 4番 | 馬場 信作 議員 |
| 5番 | 山内 政 議員 | 6番 | 渡部 優 議員 |
| 7番 | 星 光久 議員 | 8番 | 楠 正次 議員 |
| 9番 | 大宅 宗吉 議員 | 10番 | 渡部 忠雄 議員 |
| 11番 | 湯田 秀春 議員 | 12番 | 星 登志一 議員 |
| 13番 | 星 和男 議員 | 14番 | 平野 昌盛 議員 |
| 15番 | 阿久津 梅夫 議員 | 17番 | 芳賀沼 順一 議員 |
| 18番 | 菅家 幸弘 議員 | 19番 | 大竹 幸一 議員 |
| 20番 | 児山 寿明 議員 | 21番 | 五十嵐 司 議員 |
| 22番 | 渡部 康吉 議員 | | |

欠席議員（1名）

16番 渡部 東 議員

説明のための出席者

湯田 芳博	町 長	杉浦 孝幸	副 町 長
横山 恒廣	教 育 長	湯田 タマイ	会 計 室 長
宍戸 英樹	直轄政策室長	渡部 俊夫	総務課長
星 廣政	企画観光課長	星 光幸	税務課長
大竹 政義	住民生活課長	室井 裕	健康福祉課長
舟木 平蔵	建設課長	児山 忠男	環境水道課長
森 秀一	農林課長	渡部 文政	農業委員会 事務局長
長沼 芳樹	学校教育課長	酒井 直伸	生涯学習課長
星 安晴	舘岩総合支所長	横山 孝夫	伊南総合支所長
五十嵐 竹則	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

澤田 洋一	事 務 局 長	馬場 秀成	事 務 局 長 補 佐
-------	---------	-------	-------------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○渡部康吉議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は21名であります。都合により欠席届のあった議員は、16番、渡部東君であります。

これより本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

○渡部康吉議長 本日の議事日程はお手元にご配付のとおりであります。

————— ◇ —————

◎一般質問

○渡部康吉議長 日程第1、一般質問を行います。

順序に従いまして、順次発言を許します。

なお、質問に当たりましては、南会津町議会会議規則第55条ただし書きの規定により、質問の回数が3回を超えることを許可し、同規則第56条の規定により、その発言時間を60分に制限することにいたしますので、その趣旨は簡潔明確に質問されるようご協力方よろしくお願いたします。

————— ◇ —————

◇ 湯 田 秀 春 議 員

○渡部康吉議長 それでは、11番、湯田秀春君の登壇を許します。

11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 おはようございます。

11番、湯田秀春、ただいまから一般質問を行います。

今回質問することは4点ほどあります。

1点目は、田島まちなか活性化対策についてということでございます。

田島のまちなか、皆さん通りましてどのように感じておられるでしょうか。最近シャッターを閉める店が多いばかりか、店そのものも取り壊してしまっていて、多分これは借り手がないと固定資産税も取られるということで、建物を取り壊せば固定資産税も取られないという、そういうことだと思うんですけども、大分建物もなくなって、くしの歯が欠けたような形で、非常に寂しい限りであります。本町の課題の一つであろうと、こんなふうに思います。全国的にもやっぱり商店街はそのような状況が多いわけで、なかなか特効薬というものはないような感じがします。

ただ一方で、世の中いろいろ時代の変化というのか、商店街は確かにそういうふうになっていきますけれども、大手スーパーとかホームセンターとかそういった、特に最近大きな都市あるいは中都市、そういうところでは、中心市街から少し離れたところに大きな駐車場を真ん中にして、周りにスーパーとかホームセンターとかドラッグストアとか電気屋さんとかと、そういった名前はよくわからないんですけども、ショッピングモードというんですか、そういったところが最近はやっているようでございます。ただ、これはやっぱり大きな資本がないとできないわけで、なかなか田島の商店街、よそのところに移してそういうふうにしようと思っても、なかなか大変な資金力がかかるからなかなか難しいだろうと思うんです。

一方では、通信販売とか、特に女の人なんかは通信販売を結構しているようで、それからインターネットでの販売、私も何回か買い物をするわけですけども、インターネットですと即、人差し指でクリックしただけで次の日宅急便で届くと、そういうようなことだと。あるいはまた、食材を配達というようなことで、非常に買い物の形もチャンネルがいっぱいあって、非常に変化してきている。ですから、昔に戻れといってもこれなかなか戻れないような時代の状況はあるだろうと思います。

ただ、この田島の、南会津町の中心であるこの商店街、ここをどのようにしたらいいのか、町長さんにお聞きしたいなど。現状をどのように考えて、基本的にどういう対策を考えておるのか、考えをお示しいただきたいと、こんなことでございます。

それから、当然商工会というのは非常に重要だろうと思います。中心となるべきものは商工会だと思えます。その商工会をどのように指導していく考えであるかお聞かせ願いたいなど、こんなふうに思います。

それから3点目でございますが、当初予算で計上した空き店舗対策事業、活力ある商店街支

援事業、これが当初予算ではやりたいと、こういうことで上げたんだろうと思いますが、今議会でそれをやらないというようなことになっているわけですが、その経過と今後の対応策をお聞きしたい。昨日、6番議員と大分その辺の質疑をしておりますので、しかしながら、私もこれは通告してありますからやらなければならないわけで、ひとつこの辺のことをお願いしたいなど、こんなふうに思います。

それから、大きく2点目は、高杖のゴルフ場の対応策についてということでございます。

南会津郡内の唯一のゴルフ場である。ゴルフ場の名前は会津高原高杖カントリークラブということで、これはゴルフ愛好者にとっては近くて非常に便利な、どうしても何か存続させたいというゴルフ場と、こういうことが言えると思いますが、しかし、経営はここ6年、毎年赤字を計上して、累積欠損が、資本金、これが4,005万円なんですけれども、そこに非常に近づいてきている。何で今回質問するかと。普通、民間の考え方でいきますと、自己資本を超えてしましますと債務超過ですよ。普通、債務超過と言いますともう倒産の原因になる。今ならまだ間に合うと。後で言いますが、大体660万ほど財布の中にありますから、もって1年か2年間で、こういう状況だと思うんで、それは当然、来年急にバーンと売り上げがふえればそんなことはないだろうと思いますが、6年方ずっと経過を見てきますと、どうも平成20年度は相当大変な状況になるのかなと、こんなふうに思いますので、お聞きするわけでございます。

それと、来年、下郷から甲子峠が抜けますよ。抜けますと、今この町に高杖ゴルフ場は近いと思いますけれども、あそこのトンネルが抜けただけで、今度はライバルが2つふえますよね。甲子峠を越えた途端にゴルフ場が、白河高原ゴルフ場というのがある。それでちょっと行ったところに那須タイガと。タイガといっても、これは韓国の企業が日本のゴルフ場をあちらこちら買収しているんですよ。福島県でも3つぐらいのゴルフ場をやっているんですが、やはりこういうことも先を見通して考えないといけない。つまり、来年はもっとライバルがふえるだけ大変じゃないかなと、こういう感じでもって、それで質問するわけです。なお一層苦しくなる可能性が高いと私は見ております。

その会社は、先ほど、ゴルフ場の名前は会津高原高杖カントリーと言いました。多分そこに書いてあるかどうかですが、ゴルフ場を運営する会社は会津高原フレンド・カントリークラブと言うんですね。これが株式会社です。それで、先ほど言ったように資本金は4,005万と。その4,005万のうちの1,000万が町出資なんです。そして、300万が、会津高原リゾートというスキー場とかその辺を運営している会社と。そのほかの残りの2,705万が個人とか法人、主にゴルフを愛好している人たちが5万円刻みで最高で50万、これが178名いるんです。ですから、

これは主に南会津郡ですから、下郷町も只見も檜枝岐の人も含まれてこのくらいいると、こういうことです。

そして、19年、今年の3月31日に累積損失額が約3,000万です。2,998万4,909円、正しく言うと、約3,000万近くなる。ここに、もうゴルフ場は今シーズンは終わりですよ、もう雪が降ってしまいましたから。それで、12月7日に電話をして聞きました。そうしたら、343万8,000円でした。多分これが上乗せになります。そうすると、合わせると3,342万2,909円となります。これを資本金から引きますと、先ほど言ったようにもう660万くらいしかないんですよ。財布には660万しかない。じゃ去年、18年、1年間で赤字額が何ぼだったんだと。約750万ですよ。これは決算書が議長あてに来ています。そこを見ますと750万。それで、大体今までも平均して600万か700万くらい赤字になっていますから、この残り600万くらいで本当に1年もつかもたないかと、こういう状況なんです。自己資本が非常になくなってきている状況だと、こういうことでございます。

そこで、会津高原フレンド・カントリークラブに対する町の考え方、何だかんだと言っても町は1,000万ですからね、1,000万ポーンと出しているわけですから、やっぱりその影響というのは非常に大きいだろうと思います、大株主ですから。

それから、これだけふえた累積欠損解消をどうしたらいいんだと。本来、私らは出資をしますと、当然それから、少なくともそれは返ってくるか、あるいはそこに配当も何%とかと普通は考えるわけですがけれども、いずれにしても今までの欠損の解消の指導はどうするんだと。

それから、一番大事なことは今後の対応策はどうするんだと。結局財布がゼロになった、継続していくにはお金を注入しないとだめだと。普通、一つは増資があります。いや、心配することはないよと。町でもう一回1,000万だすよと。皆さんも今度178名になったと、通知でね。出してくださいよと。やり方はいろいろあると思います。あるいは3割増資しますよとか、あるいはさゆりの里みたいに指定管理料を何ぼかもらえないかと、こういうことも考えられるかもしれません。いずれにしても、どういう対応策を考えておられるのかなと、こういうことでございます。

それから3点目、企業誘致の取り組みについてと、こういうことでございます。

これは、旧栃木富士産業がやっぱりこの町から撤退しまして、先月は東洋衣料会津ソーイングと言ってましたけれども、田島工場も閉鎖となってしまいました。きのうの説明ですと、田島でもいるし、それから内職をやっている方も入れますと100名まではいないけれども、結構な人数がいるということがわかりました。

私は、これは6月にも企業誘致には力を入れるべきだというふうなことを町長さんに質問いたしました。もちろん、企業誘致なんてすぐにでも企業が来てくれるほど、今、そんな易しい状況じゃないですね。むしろどちらかというと中国の方に行ってしまいますから、なかなか来てくれない。それは難しいということは十分承知しておるわけですが、やはりけれども、企業誘致は絶えず続ける必要があると思います。きのうの6番議員とのやりとりでも、町長は一生懸命やっているんだと、こういうことでございますが、私もこれを今回取り上げましたので、町長の、町の最重要政策とこの前言っていましたので、具体的な対策、どのようなことなのかお聞かせ願いたいなど、こんなふうに思います。

それから、これは私の方から企業誘致の委員会のようなものを、そういったものを立ち上げてはどうかと、こういうことです。きのうも町長は、南工会と言ったのかな、そういう人たちといろいろなお話をして一生懸命にやっているんだと言いますけれども、そればかりじゃなくいろいろな町民の各層から集まってもらってどうしたらいいだろうと、そういう委員会を立ち上げてはどうかと。やっぱり企業誘致と言っても、私はこれからは攻める、企業誘致は攻める方だと思うんですけども、やっぱり今ある既存の企業にやめられたり行かれてもこれも困るんで、そういう守りというのか、そういった形も大事なかなと思いますので、ひとつ、その委員会等の立ち上げについてお考えをお聞かせ願いたいと、こんなふうに思います。

それから、最後になります、4点目、これは物品購入の入札の方法についてということで、きのうも6番議員からありましたけれども、館岩の統合小学校の備品購入における指名競争入札、本当に何ら問題のない方法であったのかどうかということでございます。

きのうもありましたけれども、15日の日付になっていて、入札の通知は、実際はその16日の日に電話があったみたいなんです、これから発送すると。業者の方には17日に着いているんですよ。17日というのは土曜日なんです、18日は日曜日ですから。そうすると19、20、21と3日、実質3日だけで本当にあの仕様書どおりできるのかと、こういうふうに私は思いますので、難しかったのではないかとということで、いや、そんなことはないですよと言えればそれまでなんです、この辺です。

それから2点目、これはきのう6番議員との中でわかりました。辞退した業者は何件ありましたか、これは2件ということですから、これはわかりましたのでいいです。

それから3点目、材質、それから納付日も記入されず、逆にメーカー名は書いてあった。普通、逆じゃないですかと、こういうことなんですけれども、今回の館岩統合小学校の備品は、上の台だけを福島県の産材を使いなさいと、こういうふうなことになっておまして、だけ

ども、そこに福島県の材質といっても杉だか松だか何だかわからない、何も書いていない。それから納付、いつ納入するんだということも書いていなかったと思うんです。メーカー名は書いてある、どういうわけか。何でメーカー名が書いてあるのか、そういうことで、これは逆じゃないですかと、こういうことで質問したいと思います。

演壇では、これで終わりたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 11番、湯田秀春議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、田島まちなか活性化対策に関する1点目ではありますが、まちづくりは本町の重要な課題ととらえ、振興計画や中心市街地活性化計画を踏まえての活性化対策は意義ある政策でありまして、継続して計画を推進する考えに変わりはありません。今回、当初予定しましたまちなか再生事業が中止となりましたが、まちなかの活性化が図られるよう新たな受け皿となる組織の充実を図り、事業実施に向けた取り組みを進めたい、このように考えております。

次に、2点目の町商工会をどのように指導していくかというおたがございました。

町が商工会を直接指導するというのではなくて、町の役割、商工会としての役割、さらには事業者みずからが行うべきことなど、それぞれの役割を当事者意識を共有していけるような関係づくりを進めることが必要だと、このように考えております。

次に、3点目の空き店舗対策事業の経過と今後の対応策についてのおたがございました。

経過につきましては6番議員にお答えしたとおりであり、今年度の事業実施につきましては、現状の中では困難と考え、すべての経費について減額補正といたしました。また、今後につきましては、受け皿となる組織の充実を図り、その中で方向づけを行いたいと、このように思っております。

次に、高杖ゴルフ場の対応策に関する1点目の、会津高原フレンド・カントリークラブ株式会社に対する町の基本的な考え方についてのおたがございましたが、当ゴルフ場は景気低迷と競争激化によってプレー料金の値下げが進み、経営環境は年々厳しさを増しております。平成19年3月31日現在の累積欠損金は2,998万4,000円になっているというふうな報告を受けております。

しかし、当ゴルフ場は南会津地方唯一のゴルフ場であり、厳しい経済情勢の中にありますが、総合的な観光資源の一翼を担う可能性や地域住民の健康づくりの拠点になり得るものであり、当地域にとって重要な位置づけのある施設だと、このように認識をしておりますので、今後経営の新たな企画を求めつつ、指定管理のあり方等を検討してまいりたいと、このように考えて

おります。

次に、2点目の累積欠損金の解消についてであります。これまでの間、町といたしましては乗用カート道及びコース環境整備をし誘客活動の支援をするとともに、販売、管理費の圧縮を図るなど、財務体質の改善を促してまいりましたが、今後は、今までの累積欠損金を含め経営悪化の原因をさらに検証し、抜本的な経営改善策の検討を行い、会社の実態を分析し、現計画の見直しや新たな改善計画を立てるなど取り組みを進めてまいりたいと、このように考えております。

次に、3点目の今後の対応策についてでございますが、ゴルフ人口の減少や地理的条件による入り込み客の減少が経営環境を厳しくしておりますので、引き続き、株式会社として地元ゴルフ愛好者の利用促進に取り組むとともに、南会津観光公社との連携やさいたま市の高等学校ゴルフクラブとの連携を図りながら誘客活動を図ってまいりたい。そしてまた、そのように計画をしているところであると、このように聞いておりますので、今後は、さらに友好都市を初めといたしまして南会津町のファンを募り、交流のきずなづくりを進めながらリピーターをふやして観光振興につなげ、ゴルフ場の活用促進を積極的に図っていけるよう町としても支援をしてまいりたいと、このように考えております。

次に、企業誘致の取り組みに関する1点目でございますが、本町にあります工場跡地を再活用するため、福島県立地グループ及び東京事務所へ情報提供を行い、新たな企業情報を入手するとともに、これまで本町に進出している企業でつくる南会津工業会との情報交換により、企業拡張等の情報がある場合には、期を逃さず情報が入手できる体制をつくっておるところであります。また、会津地域17市町村及び福島県その他経済団体で構成した福島県会津地域産業活性化協議会が、10月11日に県内で初めて設立をされました。この協議会では、企業立地の促進法に基づき基本計画を策定し、立地企業に対する設備投資減税や人材育成事業の支援など措置が受けられることとなりますので、この地域優位性を生かしながら企業誘致に取り組んでまいりたいと考えてございます。

次に、2点目の企業誘致の委員会を立ち上げてはどうかとおたがございました。

関係各課の職員を委員とする南会津町東洋衣料株式会社従業員の再雇用問題検討会議の中で、今後の雇用対策のあり方について協議をする委員会を設けるべきとの意見もございましたので、その委員会に雇用問題にかかわる関係機関の方に参加をいただきながら、就労の場の確保に向けた検討をすることも選択肢の一つではないか、このように考えているところであります。

次に、物品購入の入札の方法についての1点目、館岩統合小学校の備品購入での実質3日間

の積算は難しかったのではないかというおたがございました。

昨日、6番議員にお答えをしたことと重なる部分もございますが、入札通知書に購入備品明細書及び仕様企画等を明示した設計図書を同封しておりますので、切り抜き設計図書を閲覧するというようなことが不要ですので、実質5日から6日間の期間がございました。ただ、もう少し見積もり期間を長く設けるべきではなかったかと、こういうおたがしについては反省する点もあるので、今後適切な対応について指示をしてみたいと、このように考えております。

次に2点目、辞退業者は何社かというおたがしでございますが、6番議員にお答えをいたしましたとおり、辞退業者は2社でございます。

次に3点目、材質や納入日も記入されず、メーカー名は書いてあるが、通常逆ではないか、こういうおたがしございました。

材質については、福島県森林環境交付金事業のガイドラインにおいて、福島県産材の定義を、県内で育成する森林から間伐されたものとして材質を特定しておりませんので、それに沿ったものでございます。また、納入日については、南会津町財務規則では、指名競争入札の通知書に納入日を必ず記載すべきものとはしておりません。さらに設計図書にメーカー名が記載されていたことについては、設計業者から提案を受け、学校側とも協議しながら、設置する教室などのスペースに合わせて品質、企画、数量について決定してきたことから、指名業者の見積もり算定の手助けになろうかということ削除しなかったもので、製品を指定したものではありませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長に答弁をいたさせますので、よろしく願いをいたします。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 まず、まちなか再生事業についてちょっとお伺いしたいと思うんですけども、私は町長に何だかんだこう言うつもりはないんですけども、例えば商工会だより、8月3日に28号が来たり、それから10月10日に田島商工会会長さん、それから、まちなか再生委員会の委員長さん名でまちなか再生委員会にあてたこういったものを見て、この経過を見ますと、やっぱり危惧していることがあるんです。余計な危惧だとなるかもしれませんが、町と商工会というか商店街、どうも不協和音があるような感じがしてならないんですけども、しかも町ではことしの当初予算に計上して、さあ、これからやるぞと、こういったときに、当然いろんな事業を進めてまいります。そうしますと、当然ここに再生委員会というのは7月10日に第1回が開催されている。結構多くのメンバーがですね、私はメンバーをもら

いましたけれども、この中で委員として一生懸命討議をしたというか、いろいろ考えたというか、そういった経過が見られるんです。ところが、7月10日第1回をやりまして、第2回の当会は解散なんですよね。そして、解散の協議経過の報告のわきの方に、これは町長が商工会で出した案に対して動きが見えないとかやる気が見えない、同じような会社が2つあるのはいかがかとかということを書いてある。私は現物を見たわけじゃないんですけれども、こういったことを見ますと、わきの方から、私も一議員として見ていますと、「おいおい何だ」と、「うまくいっているのか」と。そして、きのうの6番議員のやりとりでは、町長の方からそういったことを説明して理解を得られたと。極端に言えば、ざっくばらんに言うと、いろいろその中で思いがあったけれども、何とかそれはもう解決したんだというふうに町長の発言からはとれるわけですが、その辺に関してもう一回、私たちが危惧するようなことがあったのか、なかったのか、その辺をお聞かせ願いたいと、こんなふうに思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

危惧をするということですが、心配をすると。心配というのは人によって違うんです。私はそういう商工会とのやりとりが、実はある意味で今まで気づけなかった部分に気づけるチャンスだと、そう考えておりました。したがって、商工会の理事さん初め、あるいは商店街の人たちが、当事者を前にしてしっかりと話をしましょうと。ところが、陰で話をする。これは10月26日に理事の懇談会をやりました。そのときにもはっきりと理事さんに申し上げました。もう、そういうやり方はやめようと。つまり、私の方が「明らかに当事者としてどういう参加をし、どこまで責任を持つかということをしっかり考えないといけないんじゃないでしょうか」ということを申し上げています。そして、特に事務局に申し上げたことは、事務局が最後まで責任をとれるような体制をつくってほしいんだ。つまり、事務局はご存じだと思います。事務局長は、田島の商工会は、県の連合会から経費が出ているんです、事務局長の経費、人件費は。条件は2年なんです。それから、商工会の事務局の局員というのは異動があるんです。ですから、私はもしまちづくり会社をつくるのであれば、将来までつくった者が責任を持てるような体制、つまり、例えばの話ですが、株式会社観光公社などになりうれないのかということを目に申し上げている。その議論がされないまま来たということでもありますので、結論として議員が申した結果になったわけです。

ですから、それを通してまちづくり協議会の方と、それから商工会の方とじっくり話をしました。私が、言ってみれば説明不足だった部分についてはしっかりとそここのところは反省をし

ました。しかし、私が意図するところはどこだったかということは、会長さん初め、全員とは言いませんが、多くの理事者が理解をした。それで、ここで仕切り直しができる。

したがって、この後質問があるかもしれませんが、いわゆる町が主導でやってきたものがなぜ成功しないんだろう。それは当事者意識が少ないんです。いずれ町の責任だということになるから、そういう関係はもうやめにしましょうと、こういうことで今回のいろいろな経過があったということは事実でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 少し見えてまいりました。町長がそういう形で、商工会の理事長さんたちとはそういうふうに行ったと。だけれども、どうなんでしょう、まちなか再生委員の方はそういうことはおわかりなんですか。私は委員の方に何人かお話ししますと、わからないんだと、特に町長が何を考えているかわからないんだと、こう出てくるんですね。きのうの6番議員とのやりとりでも、何か町長が自分でやって、自分で引っ込めたように悪くするととらえられる、そういう感じにも聞こえないわけじゃない。

だから、商工会の譲歩はいいとしても、一般の委員の人たちは、恐らくああ、そうかと、まちなかの今度こういう形で事業がスタートしたんだと。町もそう言うようだし、じゃ、こういうふうに協力しましょうという気持ちになっていたと思うんですね。全部ではないにしてもですよ。そうしますと、その人たちが、そういう経過とかその辺の町長の思いとか何かというのは、本当に知っていたのかなという感じがするんですね。

だから、その辺が、先ほどちょっと説明不足だったと、そう言われればそれまでかもしれませんが、私は先ほど危惧を言ったのは、町長はそう思っていたとしても、町民のねしかもこの商店街に暮らす人たちにその思いが伝わっていたのかどうか。そして、私はもう一度こういったことが、いずれ、この会社ではなくても観光公社を通してでも何でもいいですけども、再度やっぱりまちなか再生の事業をやるんだろうと思うんですけども、そのときに果たして今度、そういった方々に協力を得られるかどうかという、そういう心配をしているんです。余計な心配と言えどもそれまでかもしれませんが、やっぱり私たちも町の商店街はこれであってはないと、何とか活性化してもらいたいと、こう思っているわけですから、町長の思いを各委員の方に本当に伝えたのかどうか、伝わるようなことをしたのかどうか、そこをお聞きしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

これも、いわゆる伝える側に問題があるのか、聞く側に問題があるかという、私は委員というのはどなたを言っているのかわかりませんが、委員も参加して、福島大学の教授もいて、助教授もいて、会長さんもいて、そこで話をしたんですよ。いいですか、それをどうとるか、これはしようがないです。それで、伝わるか伝わらないかというのは、考え方が根本的に気に食わない人だと思えば受け入れないんですよ。そうでしょう。そういう中で、一々そういうものに反応するわけにはいかない。したがって、私は懇談会をやりたいと。ところが、舘岩、伊南、南郷についてはすぐに懇談会が設立された。ところが、田島はいつになっても懇談会が結成されない。しかも、懇談会を設立するかどうか理事会を開いたと言うんです。それほど合意形成が難しい、あるいはいろいろな意見があるところで、それはいろいろな考え方があって、不協和音ととられるような、言ってみればそういう話が広がることもやむを得ないんじゃないでしょうか。私はその委員さんにぜひ町長室に来ていただいて、ちゃんと説明しますから、誤解を解いていただければありがたい、そんなふうに思っております。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 じゃ、いずれにしても再度こういう活性化のときがあるでしょうから、できるだけ協力を願えるような形で、結果的に活性化になればいいわけですから、そういった形で今後対応をしていただきたい。

それから2つ目、これは高杖のゴルフ場でございますけれども、先ほどの話でいきますと、資金がなくなった、いずれ近いと思うんですけども、そのときは先ほどの弁だと、指定管理か何かで資金補給をするというお考えにもちょっと聞こえるような感じがするんですけども、指定管理というような言葉が出ましたので、そういうことでしょうか、お願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

現在も実は指定管理をしているんです。指定管理として、先ほど申し上げたようにフレンド・カントリークラブが指定管理を受けています。ただ、その指定管理の仕方ですが、これは合併前に一応そういう形式といいますか、形態ができていましたので、本来、会社というものはいろいろな分野に複合的に経営するという、そういう経営戦略もあります。ところが、1つだけの会社が指定管理を受けるということになると、非常に限られた、言ってみれば経営・営業努力が限られてきます。そういう意味で広い営業エリア、領域をつくって、いわゆる指定管理の言ってみれば対象が今のままでいいのかわかるところをこれから検討しなければならないだろう。

そこで、冒頭に申し上げたように、会津高原の高杖地区が総合的にいろいろな観光の広がり

を持つ地域だと、こういう認識を持っておりますから、そういうものと結びつけた総体的な経営の中でゴルフ場の経営があると、こういうことも視野に入れていかなければいけない、こういうことですので、ご理解をいただきたい。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 町長、そうじゃなくて、現実問題として6年のこの経過をたどると、来年資金ショートするんですよ。それをどうするんだと。何で補給するんだと。増資をやるのか、今1,000万をやっているから、さらに500万やるとか、何ぼやるかわからないけれども、そういうふうにするのか、それから増資にするにしても、例えば普通民間でいうと株主さんに3割増資をお願いします。町でいうと1,000万だから300万プラス、あと、今、50万までかな、5万刻みでもっていったときに3割をお願いするという方法も一つ。それから、指定管理料をポーンとふやしてやるという方法もあるだろうし、それから、あとは恐らく考えていないんだろうけれども、普通、譲渡というのがあると思うんですね。どこかゴルフ場を、今だめになったところを一生懸命に再生をしている会社があるんですよ。先ほど言った韓国のタイガなんていうのも、どちらかというところの部類なんですけれども、そういうようなお考えがあるかどうかをお聞きしたいと思います。

それから、とにかく資金ショートをしたときにどうするんだと。これは本当に債務超過になってからではちょっと私はおそいような感じがするんです。ですから、そこをお願いしたいと。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

議員は、早く結論を導きたいというふうに思っているかもしれませんが、会社の経営はやはり主体的な役員さんを含めて出資者もいるわけです。そこでやっぱりある一定の結論を見出すということが前提だと思うんです。町が1,000万円の出資をしているとしても、それはやはり経営に深く介入することはやはり考えるべきだと。そういう方針に基づきながら、あるいはだからといって何もしないで待っていると、見ているということじゃなくて、そういう経営陣との懇談といいますか、協議を持ちながら、先ほど申し上げたように全体的な、いわゆる観光資源の一翼として存在価値を高める方法があるのか、ないのか、このところを考えていくわけです。

ですから、議員の皆さんは何かというと町長から何とか答えを出させようと思っておりますけれども、これはプロセスが大事なんです、プロセスが。このところをしっかりとやっぱり私たちは検証しながら次に進むと、こういうスタンスですから、よろしくどうぞ。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 確かに言われてみればそうなんです。当然、先ほどのフレンド・カントリーのことだったら、多分そこで決めないとそれは一步も先に進めない。だけれども、私が言っているのは、当然町が1,000万出しているということは、町民が株主でもあるんです、ある意味では、考え方によっては。やはり債務超過というか、実質倒産になってほしくないという、そういう思い。それと、1,000万というものを出して一番の大株主だから聞いているわけですよ。方向を聞いているんです。ここで結論なんか出ないわけがないんですから。町長は、そういう税金で投資した、そういうところをどう思っているんだ。

私は、前の議会でも損益分岐点と言いました、採算ラインです。4つのスキー場から出してもらいました。1社だけですよ。あとみんな採算割れです。しかもみんななかなか難しいというか、当面難しそうだなというところが結構多いわけです。これは、私らがやっぱりこういう議会で、町のお金、税金を投入してやっているわけですから、当然心配もするし、今後どうするんだと、これはみんな関心があると思うんですよ。個人だけではないわけですから、それは、どちらかという、みんな町で出資しているところというのは、私らから見れば、いざ困ったら町があるさと、どこかにあるんじゃないかと。そんなことを言うと怒られるかもしれませんが、どこか厳しさが足りないような感じがしてならないんですよ。今、このフレンド・カントリーもそうだと。スキー場の4つのうち3つはそうだと。そのスキー場の一つは採算ラインを割っているところは、町の出資比率はもう4分の1以下のところだからね。町の出資の高いところはみんな当分の間、採算ラインを超えることは難しいんじゃないかと、そういう状況だと思うんです。

だから、私は町長をいじめているとかそういう問題じゃなくて、方向をお聞きしたいと言っているわけですよ。その方向くらいは出せるんじゃないかなと思ったから聞いたわけですが、再度お願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

町民が株主ということになれば、議会の議員の皆さんからも提案をしていただければありがたいです。いわゆる問題を指摘するだけでは前に行きませんね。このところはぜひ、先ほどの話がありましたわけですから、具体的に提案をお示しいただいたら、関係会社の役員と懇談をしながら前に進めていきたい、そんなふうに思っていますので、よろしくお願いします。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 待っていました、その言葉を。そこで提案したいと思います。

というのは、これは冗談じゃなくて、最近の動向ね。今、福島空港の近くのゴルフ場というのは大分韓国の人たちが多いんです。中国、台湾も来ているんですけども、韓国が多いんです。それで、韓国というのは、私も詳しくはわかりませんよ、いろいろな情報によりますと、どうもゴルフ場は少ない。それから、ゴルフ人口はすごく多くなってきている。それから、スキー場も少ない。結構、福島空港におりると、すぐ近くでゴルフができたりスキー場があったりと。成田でおりと、そこから移動するのが大変だと。じゃ、ここにおりた方がいいと。ですから、今言っているふうに、韓国の企業がゴルフ場を福島県で3つかな、買収というか、そういうふうになっているわけです。

私は、ここ高杖が一番いいんじゃないかなと思う。ゴルフ場もスキー場も持っているんですよ。やっぱりここから、ターゲットは向こうの韓国の方の人たちを呼び込むと。同時に、やっぱり行政はどちらかというとは、こういう株式会社から少し手を引いた方がいいんじゃないかなと、私は個人的に思います。というのは、やっぱり民間に任せた方がいいと。ですから、もし韓国の企業とかそういったところが買収というか、1,000万で譲ってくださいと言ったときは、私は考えた方がいいんじゃないかなと、そういう一つの提案です。

それから、それは来るか来ないかわからないから、雲のような話だかもしれないけれども、あのゴルフ場のクラブハウス、私はあるゴルフ場に行きましたら、御飯を食べたら、ほかぞろぞろご婦人方がいっぱい来るんです。どうもゴルフをやっているような格好じゃないから、ちょっと聞いたんです、「どうしたんですか」と。そうしましたら、あのゴルフ場の御飯を食べに来たと、食事会とか言ってね。ですから、何もあそこでゴルフやっている人ばかりじゃないわけですから、ちょうど会津高原の滝原の駅でおいて、旧中山道でずっと歩かせて、山道を歩かせて、あそこで御飯を食べて、そして帰すようなやり方のそういう提案も、余計なことかもしれないけれども、一つ考えていただきたいと。

それから、譲渡も、やっぱり余り1つの町で4つのスキー場とかゴルフ場だとかちょっと持ち過ぎだと思います。しかも、きのう言ったみたいに福島県の中で当町はもう下から、総務課長は4番目だか3番目だと言っていたけれども、ワーストワンと、私はインターネットで調べたらそうなっていますから。ですから、決してよくないわけですから、行政の方はそういったことから少しずつ手を引かれて、譲渡できるときは譲渡した方がいいんじゃないのかなと、こんなふうに思いますが、町長のお考えをお聞きしたい。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず初めに、譲渡の話からしますが、譲渡というと、例えば相手方の民間なら民間に、民間が優良会社と、こういう条件で恐らくお話しされたと思うんですね。例えば、今回、南郷地区にホテル南郷がありますね。その指定管理者をさいたま市では応募した。民間のニッコクさんが応募を辞退した。だってニッコクさんに譲渡じゃないけれども、民間に指定管理をお願いしたんですよ、学校給食も含めて。なぜ、じゃ辞退したんでしょう。

いいですか、譲渡をする場合でも、指定管理を変える場合でも、そこで働く人たちの働く条件というのをきちんと私たちは検証していかないととんでもないことになるんです。その辺は詳しく話しませんが、ですから、譲渡も含めて、あるいは韓国の話もございましたし、あるいはまた食事の話もしました。これはもう既に、関係役員に聞いていただくとわかりますけれども、会社内部で検討、協議は進めていますから、よろしくをお願いします。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 最後の物品購入で大事なことだけ言っておきます。

あそこに、メーカー名が書いてあったでしょう。今、メーカー名を書いたら、何だ、手助けとなるから、冗談じゃないでしょう。手助けとなるなんて、そんなあれじゃないですよ。こういうのを渡されて、ここにメーカー名が、こうしなさいと仕様書に書いてあったら、だれだってこれ、このメーカーでないとだめだと思わないですか。これは私は違うと思います。

例えば、このメーカーで型式が書いてあるんですよ。これ車で言ったら、こういうことですよ。トヨタのキャラバンというトラック、これだとここに書いてあったら、みんなそう思ってしまいます。そのトラックの荷台のところに、福島県の産材を使いなさいと、これと同じことじゃないですか。そんなときに、こんなメーカー名が書いてあったら、例えば車だったら、今言ったようにトヨタのキャラバンと言ったら、日産とか三菱とかホンダだとかスズキだとかダイハツとか、どうぞ参加してくださいと言ったって、こんなのトヨタしかとれないじゃないですか。

ですから、私はこのメーカー名が書いてあるということは、これは親切とか何かじゃないと思いますよ。うまくないと思います。もう3分しかないから、あっ、残り5分だ。3分から5分にふえた、ひとつお願いします。

○渡部康吉議長 学校教育課長。

○長沼芳樹学校教育課長 お答えいたします。

確かにご指摘のようにメーカー名は記載して通知をしたようでございます。ただ、先ほど町

長が答弁しましたように、あくまでも製品を指定したものではないということは、電話で連絡をした際に、天板を福島県産材、もしくは足についてはスチール製ということでしたというふうには聞いております。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 きのうのやりとりで、すぐ私は業者に行ってきました。電話なんか来ないと。電話はこういうこと、「16日に発送しますから」と、「あした着きますから」と、それだけです。あとは言っていないです。それ確かめてください、本当に、重要なことだから。

○渡部康吉議長 学校教育課長。

○長沼芳樹学校教育課長 製品名を入れたことについては、先ほど答弁したとおりではございます。あくまでも担当者としては製品を指定した意図はなかったというふうには聞いておりません。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 意図がないとか何かじゃなくて、ここに、仕様書に書いてあったら、このとおり思うでしょう。そんな思いとか何か、だから、ここは普通メーカー名は消すべきなんです。みんな寸法が書いてあるんだもの。それから、天板を建材屋で使ったら、ちゃんと材質は書くべきなのよ。杉にしてください、間伐材の杉にしてくださいとか何かって。いろいろ材質だっていっぱいあるでしょう。こんなの当たり前じゃないですか。だからみんな戸惑うんですよ。そんな答えではちょっと納得できないような感じがします。もう一度お願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

ただいまのやりとりの中で、電話で話をしたということですが、議員の方からはそういう事実がないということですので、明らかにここでは食い違いがあるわけですので、これを見逃すことができません。したがって、私の方で、ただいま議員の方からおただしのあったものについて、もう一度検証させていただくということでご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 1分終わりですから、やはり入札を、この前の無線もありました。今回もこういうふうになっている。やっぱり疑惑の出るような、そういったことはしないでくださいよ。私らもこんなの喜んで質問しているわけじゃないです。やはり業者の中には町民もいるわけですから。そうすると、やはりだれが見ても、こんなメーカー名でいいのだろうか、何だこれと思うようなことはないように、必ず1つの仕事は2人でチェックをしているんだ

と思うんだけど、そういうチェック体制というのかな、その辺、ひとつよくやって、疑惑の出ないような入札にさせていただきたいということをお願いして、私の一般質問を終わります。

○渡部康吉議長 以上で、11番、湯田秀春君の一般質問を終わります。



◇ 星 和 男 議員

○渡部康吉議長 次に、13番、星和男君の登壇を許します。

13番、星和男君。

○13番 星 和男議員 私からは、南会津町の観光産業についてということでご質問を申し上げます。

観光産業とは、頭打ちのない創意工夫、やる気によってはどこまでも伸びると言われる産業であると思っております。企業誘致の難しい当町としては、観光産業の進展こそが活力ある町にするものと私は考えております。

そこで、以下の質問を申し上げます。

今、国も県も外国からの誘客活動に力を入れており、福島空港には中国よりチャーター便によって多くのお客が来る報道があり、先日、12月7日には本県誘客のため、東山温泉において中国の旅行会社と県内の観光施設や宿泊業者、バス会社などと商談会が開かれております。町としては外国人誘客について、どのような考えのもとに対処されているかお聞きいたします。

2番目として、株式会社南会津観光公社が設立、オープンして6カ月となりますが、営業活動あるいは業務報告等を受けているか、受けていれば、その内容をお示しくください。

3、観光イベントが各地域において開催されております。主催が実行委員会や観光協会、また、同じような内容のイベントもあり、10年、20年と続いているイベント、歴史・伝統を守っているイベント等いろいろありますが、これからの町の方針をお聞きいたします。

4、町内の4スキー場が、今シーズンのオープンを目の前にして積雪を万全を期して待っていると思います。また、季節雇用の方々も、また同じお気持ちだと思います。しかし、昨今の不景気の上に、ガソリンなど燃料の高騰によりマイカーのお客様が減少するのではないかと心配されます。町では、今年度もスキー場に設備投資をしました。今後のことが心配で、このシーズンにおけるスキー場の計画書をお示しいただきたいと思います。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 13番、星和男議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、南会津町の観光産業に関する1点目、外国人の誘客についてであります。国土交通省では、外国人旅行者訪日促進戦略の一環として、訪日外国人旅行客を2010年までに1,000万人の訪日外国人誘致を実現するために、ビジット・ジャパン・キャンペーンを実施中であり、本町でも、会津高原夢開発株式会社や会津高原リゾート株式会社が、東アジアをターゲットとして営業活動を行うなど、主体的な取り組みによって、それぞれに温泉やゴルフを絡めての外国人誘客を展開しているところであります。

南会津観光公社でもビジット南会津推進委員会事務局を務め、台湾島からの教育旅行を中心とした誘客を図っております。また、その際には、田島高等学校や南会津高等学校と交流会を実施し、関係を深める機会を設け、町といたしましても郷土芸能披露などに協力するなどして、継続的な誘客を見据え展開をしているところであります。

教育旅行誘致で核となってくる南会津観光公社と、これら関係団体との連携を強めた受け入れについて、今後もしっかりと検討、推進をしてみたいと、このように考えております。

次に、2点目の株式会社観光公社の営業活動状況についてであります。次のとおり営業報告を受けております。

株式会社南会津観光公社は7月会社設立以降、首都圏からの誘客活動を積極的に行い、中でも教育旅行誘致の営業においては、来年1月に幸手市中学校130名が決定したほか、来年の夏には江戸川区の中学校2校が農家民泊での受け入れを決定しているところであります。このほか、先に申しあげましたとおり、ビジット南会津推進委員会の事務局として台湾からの受け入れを積極的に行っており、またウオーク・アンド・フェスティバルの事務局により、首都圏からの誘客、さらに、観光公社オリジナルマップの作成、農産物の首都圏への販売など、南会津の魅力を積極的に外に向けて発信しているところでございます。

なお、観光公社を事務局として、町及び第三セクターとの戦略会議を定期的で開催し、新たな観光資源の掘り起こしと連結力を高めたすそ野への波及効果を上げる努力をしていると、このように報告を受けているところであります。

次に、3点目の観光イベントに対する町の方針であります。それぞれの地域で歴史・文化または自然を活用したイベントが開催をされております。とかく、イベントとは、一過性のもので観光客の来町数にとらわれがちですが、私はイベントを通じて地域の人が集まり、イベントの方向性や運営方法をともに考えることによって、いわゆる地域力を高めるきっかけとした

い、このように考えております。そのようなイベントであるならば、これからも積極的に推進すべきものと、このように認識をしているところであります。

次に、4点目の各スキー場の誘客計画についてであります。今シーズンの各スキー場の誘客計画はおもてなしの心を持ち、4スキー場ともそれぞれの魅力を生かした誘客に努めてまいりたいと考えております。

例えば、台鞍スキー場はスキーバスの運行や食事の充実、高杖スキー場では日帰りバスツアーの充実や魅力あるコースづくり、高畑スキー場ではスキーヤーズ・オンリー・ゲレンデのブランド化、つまり、スキーのみに特化していくということでもあります。南郷スキー場では初心者、ファミリー層を取り入れるための誘客活動を行うなど、このような予定、計画をしているところでございます。

また、南会津町の4つのスキー場が一体となりまして、会津高原スキー場連絡協議会として共同で首都圏のスキー、スノーボード関連イベント等に出店をし、10月よりPRをしてまいりました。今後とも、南会津町の4つのスキー場が連携をし、首都圏に対して南会津町のスキー場の魅力をアピールし、燃料高騰にもかかわらず来場していただいたお客様に、このスキー場に来てよかった、また来てみたい、こう思っただけの魅力あるスキー場にしてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長に答弁させますので、よろしくお願いをいたします。

○渡部康吉議長 13番、星和男君。

○13番 星和男議員 本当に今、国や県では観光誘客に大分力を入れております。きのうの新聞でしたけれども、福島県において、観光組織体制強化ということで福島県連同友会ですか、県に観光に対していろいろ提言しております。県庁内に局をつくっていただきたいとか、そういった問題を今提言しているということもきのうの新聞にありました。

そういうことから考えて、やはり町においても観光産業の推進を大いに図っていくべきではないかと思っておりますけれども、いろいろとその中でも金のかかることもいっぱいあると思っております。そんな中で、地域の興す地域おこしということで、物産の関係もあると思っております。そういうものに力を入れて、そして地域おこしをしていきたいと思っておりますけれども、そういうお考えはどうでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

ただいまの議員からおただしがありましたように、南会津町は、今、大変観光のすそ野を広げていこうという取り組みをしておりますが、そんな中で、国・県と共通する部分がたくさんございます。そういうことを一つの励みにして、できれば南会津ならではの絶対差を、ほかにはなかなかまねのできないという絶対差をつくり上げたい、その一つにおもてなしの心で臨もうというのがございます。おもてなしの心は何かといいますと、つまり、相手が何を望んでいるのか、このところをもう少し掘り下げた観光行政をやっていくというふうに思っています。

その一つとして、これまで、ここの産品を単品で販売をしてきた。そうじゃなくて、これをパッケージできないだろうか。加工することはもちろん大事なんですありますが、とりあえず、例えばお酒とほかのアスパラだとか、あるいはカブだとか、そういったものをパッケージしながら観光客の方々に提供できないか。さらには、今度は台鞍スキー場なんかでもやっておりますが、南郷スキー場もやっておりますが、トマトラーメンとか、そういうもので、より素材をいろいろ工夫をして、そしてほかではなかなか味わえないものを一つ力を入れていこうと。

こんなことで、しっかりと議員からご提案のあったようなものについて取り組みを強力的に進めていきたいというのが、私の基本的な観光に対する考え方でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 13番、星和男君。

○13番 星和男議員 物産に対しても売れるものをつくるということは大変難しいことだと思います。売れないものをいろいろ開発しても、それでは金がかかるだけであるかと思えますけれども、売れるものといえどどういうものかといっても、私もそんなに思いつくものはございません。ですから、そういうものを開発する力を与えてくれるのは町の方ではないかと思えますけれども、そういう考えはどうでしょう。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まさしくそのとおりだと思います。私たちは自分の価値観、自分の思いの中だけでものづくりをしていっても、それが大きな負担になってしまうということもございますから、私は出口、つまり消費者が何を望んでいるかということ、つまり売れるものづくりというのをしっかりと、言葉だけじゃなくて市場調査等しながら、あるいは消費者の意見を聞きながらつくっていかねばならない。ただ、それは、そう言いながら試行期間といいますか、つくってみて試すということもあわせて必要だと思うんです。

この前、川衣のおばあちゃんたちが昔からつくっていた布草履をつくらせていただきましたし

た。そうしたら、今400足売れています。さらに引き合いがあつて要るんですが、なかなかできない、大量にできないという問題がございます。ですから、今後どうするかという問題がありますが、その話を台東区の方に行つてしてまいりました。そうしたら、ぜひ、仲見世に卸せないだろうか。ものを持っていったんですが、浅草の仲見世で卸せないかと、こういう話もありました。そのときに、ではだれが買ってくれるのかな、こういう話をしましたら、外国人のお土産にならないだろうか、こういう提案もいただいたので、実はそういうふうに行つてつくり、そしていろいろな方に見てもらつて、あるいは食べてもらつて、そういうことをしながら進めていきたいと、このように思つておりますので、ご理解をいただきたいと思つています。

○渡部康吉議長 13番、星和男君。

○13番 星和男議員 観光公社でやっていると申すけれども、観光コースづくりも、これも観光に対しては一番重要な町の史跡やコースを、いろんな見て歩く場所をつくるということが、それを計画して、そして観光会社に売り込むという、そういう方法を今観光公社ではやっていると申すけれども、今どこら辺まで進んでいるのかわかりませんが、国内の観光に対してどういう宣伝方法をしているのか、観光公社でやっていると申すところが、そういうところをちょっとお聞きしたいと思つて申す。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

観光公社の方で、私の方の手元に、こんなアイデア、こんな創意工夫ができませんかということに届いているのが10数項目ございます。しかし、それは昨日も質問にありますが、やまなみ博覧会の方とつなげていった方がいいんじゃないかと、こういう意見もあります。パッケージをすぐにつくつて、すぐに旅行会社に持ち込むよりは、もう少し具体的に、先ほど申したようにどんな方が来てくれるんだと、いわゆる団塊の世代の方たちが楽しむんだらうか、あるいはもっと、いわゆる子育ての人たちが来ていただけるんだらうか、こういう対象者を限定しながらコースづくりも考えていくべきだと。こういうことで現段階ではまだ具体的に場所の提案はありますが、それをつなげたコースのところまでの計画にはなっていないというのが現状でございます。

○渡部康吉議長 13番、星和男君。

○13番 星和男議員 外国からの教育旅行についてもいろいろありますけれども、台湾から来る教育旅行、生徒ですか、学校交流というのもそのコースの中に入れてくださいという申

し出がいっぱいあると思うんですが、受け入れ態勢側の南会津町の学校、高等学校でも中学校でもそうですけれども、そういう教科というか、受け入れ態勢をつくっていただくことができるか、もっともっと伸ばしていくためにはそういう協力が必要ではないかと思っておりますけれども、その点はどうでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

先ほど、ゴルフ場の質問が11番議員の方からありましたが、実は台湾、韓国の方というのはゴルフが大変、非常に興味を持っておられるんですね。ですから、私が先ほど言ったようにゴルフ場も絡めたコースづくり、いわゆる楽しみ方の一つにあると思うんです。

実はもう一つ、台湾の方々とはたまたま伊南で交流会を持つことができたんですが、そのときに非常に興味を持っているのは、歴史に興味を持っていると、こういうことがございましたので、そこで南会津町に潜在するさまざまな歴史的な資産、こういったものも観光資源に十分なり得るんだらうと、こんなふうを考えて、外国の教育力を含めた新たな企画づくりの中には、そういうことも重要な資源として位置づけをしていると、こういうことでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 13番、星和男君。

○13番 星和男議員 今シーズンを迎えましたスキー場ですけれども、シーズンを迎えての今計画というものを、イベントだとかをいろいろやって誘客活動を図るということは聞きましたけれども、計画書として入り込み客ですか、来場者をどのくらい見込んでいるのか、また売り上げはどのくらいになるのか、そういう点はまだ報告はないですか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

4つのスキー場の安全祈願祭に参加をさせていただきました。本日は南郷スキー場で安全祈願祭をとり行ったわけではありますが、なかなかきょうは議会もあつたし時間がないので、そこまでの話になりませんが、それぞれのスキー場が少なくとも前年度並み、あるいはでき得れば、それより1人でも多くのというような恐らく見込みをしておりますし、さらには収入についても同様の考え方で進んでおられる。

これについては、いずれ、今スキー場の方で準備万端整いましたので、あとは降雪を待つということになりますが、たまたま降雪も何とかオープンにこぎつけられるんじゃないかと。こういうことで計画の達成についてさらに意気を強めているといたしますか、社員同士で確かめ合

っていると、こんなところではないかと。したがって、具体的な数字については、私のところで聞いているものではございません。

○渡部康吉議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 答えいたします。

実は、合併して企画観光課の方で連携会議を本年度は持っております。この目的は、4つのスキー場、それから町が一体的に進めましよう。その中で、やっぱり一番大きな動きとしては組織、それから社員の意識改革ですね。これは、町を含め会社の幹部がそれぞれ率先して現場を巡回し、現場を最優先にやってみましよう。それと、一つの大きな動きとしては、従来は高杖スキー場はオールシーズン、あるいは南郷もそうだったんですが、四季を通した通年営業ということで大変あれだったんですが、台鞍スキー場におきましても18年度からホテルの方も通年営業をするというふうなことで、4つのスキー場も言えることは、スキー場単体だけでなく、その附属する施設、いろいろ指定管理の中で、例えば台鞍の中ですと道の駅とか、あとステーションプラザですとかいろいろやっているんですが、それぞれのスキー場がそれぞれの施設を指定管理しているものですから、そういう連携のもとにやってみようということで、具体的には細かいあれはそれぞれの役員会とか理事会の中であれなんです、一つとしては、昨年度4つのスキー場で53万1,000人ほど来場しているわけですが、できればこれを少しでも上回りたいというふうな形で連携推進会議、それから4スキー場連絡協議会、その中で頑張っておるということでございます。

○渡部康吉議長 13番、星和男君。

○13番 星 和男議員 町の方へは余り詳しい計画書というものは提出されていないようですけれども、今の段階でわかるでしょうか、季節雇用者ですか、各スキー場の。それは何名ぐらい雇用されているのか、それはわからないでしょうか、お願いします。

○渡部康吉議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 ただいま手持ちにその正確な数字はございません。ただ言えることは、大体前年度並みというふうな形で、ほぼ季節の従業者は確保されたということで聞いていますが、数字は今ここで持っていません。

○渡部康吉議長 13番、星和男君。

○13番 星 和男議員 何か一番、季節雇用者のための、そのためにスキー場を存続させるというような、一番の目的はそこにあるような、今までの経過だと聞いていますけれども、そういうところにどのくらいの雇用者がいるかわからないようでは、ちょっと困るんじゃないか

と思うんですが、もう一度お答え願います。

○渡部康吉議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 ただいま手元にございませんで、後ほど回答したいと思います。

○渡部康吉議長 13番、星和男君。

○13番 星 和男議員 ちょっと調べて、それからまた質問したいと思います。

○渡部康吉議長 暫時休憩いたします。では、10分くらい休憩しますので、そのままお待ちください。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時50分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番、星和男議員に申し上げます。答弁をいただけないと次の質問に移れないような重大な事項につきましては、事前に通告されるようお願いいたします。

企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 それでは、お答えをいたします。

各スキー場の今シーズンの当期スキー場の雇用の状況ですが、まず夢開発でございますが、正社員が23名、それから臨時が34名、それから冬場の臨時、これが135人ということで、合計192人。34名は期間雇用のような形になりますが。正が23名、期間雇用が34名、冬場の臨時が135名、合計192名。

それから、南郷でございますが、正社員が4名、それから臨時が56名、パートが5名、合計65名。正社員が4名、臨時が56名、パートが5名、合計65名。

それから、伊南、正社員が7名、それから臨時、パート合わせて58名、合計65名。正社員が7名で、臨時とパートで58名、合計65名。

それから、高杖でございますが、正社員が70名、それから臨時が160名、合計230名。高杖につきましては、正社員が70名、それから臨時が160名で合計230名ということでございます。

○渡部康吉議長 13番、星和男君。

○13番 星 和男議員 議長から言われましたけれども、私は通告の際に、局長に季節雇用の人数ぐらいはわかるようにしていただきたいという申し出はしておいたつもりですけれども、

聞き漏らされたかもしれません。そういうことでございます。

一番、スキー場を存続させるのは雇用の問題であるということで、合併協議会のときからそういうふうに言われてきたものでございます。このようにして季節を含めても大きな雇用創出にはなっているものと私も思っております。

しかし、スキー場、今までの決算を見ますと赤字のところが多く見られます。そういうことからいっても、町において、もっと管理指導という立場に立ってやっていただけるのが順当と思いますけれども、それについて町長のお考えをお聞きいたします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

管理指導はやっております。ご存じのように赤字にしたい人はいないです、だれも。そして、当時は議員おただしのように、このスキー場は黒字経営ができるんだと、こういうことで設置をしているんです。しかし、社会は経済状態は絶えず変化していくんです。その変化に対応できるように私たちは4スキー場の社長、役員を初め、一体となって頑張っているんです。議員さんもぜひ頑張ってください。

○渡部康吉議長 13番、星和男君。

○13番 星和男議員 どうも興奮すると、申しわけありません、前のことで。大変、私たちもいろいろと応援しているつもりでございます。私たちが、ただ文句ばかり言っているようにとらえられては、また、それも困ることでございます。

それで、ゴルフ場もそうですけれども、そういうところも観光、またみんなの応援があって、そうして成り立つというか、そういう気持ちを盛り立てていくという気持ちが一番我々には大切なところではないかと思っております。役場ばかりで、行政ばかりの責任ではないことも、また一人一人住民の意識、そこにスキー場やゴルフ場があるという、そしてそれを盛り立てていかなければならないという気持ちを町民も私たちも、議員もみんな持っていかなければ、この町の発展というのではないものと私は思っております。

対立するばかりではなく、みんな共同でどうしたらよいかという、英知を出し合うことが必要だと思いますけれども、いかがでしょう。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

ただいまの発言に対しては私も全く同感であります。今、いわゆる地域格差というふうに言われていますが、つまり都市部と農村部との格差は、言う言わず、マスコミ等での報道で恐ら

く皆さん認識されているでしょう。しかし、今、同じ広域的な地域の中でも地域間競争というのがあるんです。そのときに、町長部局がどうしたと、こうしたと、そういうことだけではなく、過ちは当然指摘されて結構です。改めていかなければならなりません。しかし、議会も一体となって進めていくことが町民の信頼と、それから将来に安定的な持続のある地域社会をつくるための私は礎として最も大事だと。

したがって、私たちは町民の方々と当事者意識を共有しながらやっていこうということでございますので、先ほど申し上げたように、その一番すそ野の広いのが観光事業であるということですから、一緒にできればやっていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○渡部康吉議長 13番、星和男君。

○13番 星和男議員 最後の一つだけ。各イベントについて観光パンフレットもつくらなくてはならない。いろいろ前の先から、早くからそういう計画を立てて事業を行わなければならないわけです。それに対し町の、町と言ったらおかしいかもしれないですけども、予算の関係上か何かで予定でも、そしてパンフレットに行事を載せることもできないような宣伝不足の点がいっぱいあるんですけども、そういう点を解消していただけるようお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

これまでパンフレットというのは、いわゆる単体の会社、あるいは第三セクターの単体として出してきた。これが、実は連絡不足で議員おただしのように十分な情報の発信になっていない、いわゆる連携したものになっていない、こういうご指摘がございました。

したがって、私はこれまでのパンフの内容を根本から変えていくということで、地元の方から情報を寄せていただいて、そしてそれをもとに地元の会社、地元の人たちが企画、あるいは印刷ができないのか、こういうことで進めてまいりました。その結果、南会津町のパンフについては大変好評で、今、都市部の方からは催促が、郵送してくださいという意見もたくさん来ています。

したがって、観光パンフについても、できれば、これは1年前につくらなければならないわけですから、来年度に間に合わせるということになれば、早くから着手をしなければならない。そのためにはどうしても関係者が集まって、そして情報の交換をすることが前提になりますので、このところをまず最初に急いでやって、議員が言うような成果をつくり上げたい、この

ように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思いをします。

○渡部康吉議長 13番、星和男君。

○13番 星和男議員 ありがとうございます。これで質問を終わります。

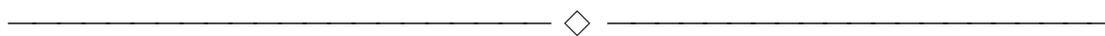
○渡部康吉議長 以上で、13番、星和男君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。昼食休憩といたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◇ 山内 政 議員

○渡部康吉議長 5番、山内政君の登壇を許します。

5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 通告により、これより質問をいたします。

文化財、史跡を生かしたまちづくり計画についてお尋ねをいたします。きのうからきょうの午前中となかなかハードの質問が続きましたので、文化財という、文化というソフトな面で質問をしたいと思います。

南会津町には多くの文化財があります。これは、合併によりさらに多くなったと言えます。いわゆる国・県・町に指定を受けた指定文化財以外にも多くの重要な文化財があると思われま

す。

文化財というと、どうしても国のそれぞれの専門家の指導を仰いで、指定やその後の保護行政に当たっていくというのが今までのやり方のようなものでした。しかし、新聞報道等で見ると、各自治体主体で文化財保護ができ、各市町村で基本構想の策定ができる気配になってきたようがあります。これは、とりもなおさず文化財保護の地方分権化でありまして、歴史や文化など、地域の貴重な遺産を生かしたまちづくりにつなげるねらいがあると思われま

す。

南会津町の文化財を将来的にどのように保存、活用をしていくのか、基本構想を策定される

考えがないか、教育長に伺います。

続きまして第2点目であります。文化財を次の世代に引き継ぐための保護は重要な役割であります。そのことと同じくらい今を生きる世代の人々に文化財を公開し、活用を図ることもまた重要な役割と言えます。公開と活用策について、どのように進められていくのか、教育長に伺います。

3点目でございます。

南会津町内には田島地域の嶋山城跡、伊南地域の久川城跡、城跡の周りには碑の里というものもございます。南郷地域の河原崎城跡と中世城館があります。また、館岩地域には前沢曲屋集落という多くの方に認められている伝統的建物群があります。こういった史跡を生かしたまちづくりのため、新聞報道であります。国土交通省が城跡や古い民家など、地域の歴史的な資産を核にしたまちづくりを進めるため、支援制度を創設する方針というような報道であります。

このような中央の動きも合わせて、我が町南会津の史跡や伝統的建物群をトータルに考え、史跡の町、南会津として新たなまちづくりの一つとして考えられますが、町長の考え方を伺います。

4つ目、6月定例会で「嶋山城、久川城の国指定を受けるための条件として埋蔵文化財の調査員が配置されていること、史跡の全体像を明らかにするための発掘調査ができる体制が確保されていること、さらには史跡周辺を含めた景観の保全も条件の一つとなっております」というふうに教育長が答弁されておられます。私はその一つ一つをクリアしていくための一つとして、嶋山城跡、久川城跡の発掘調査はぜひ必要であると思っておりますが、その考えがあるか、教育長に伺います。

壇上での質問は、以上でございます。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 5番、山内政議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、文化財、史跡を生かしたまちづくり計画に関する3点目の史跡や伝統的建造物群を新たなまちづくりの一つとして考えられるが、町長の考えはというおたがございました。

本町のさまざまな歴史的資源はまちづくりには欠かすことのできない重要な素材であると考えております。特に、館岩地域の前沢曲屋集落は、現在地域住民参加による話し合いや調査を進めながら国の伝統的建造物群保存地域指定を目指しているところであります。

また、嶋山城跡や久川城跡、さらには河原崎城跡などは、それぞれの地域の歴史が刻まれた

大変貴重な遺産であります。しかし、それをまちづくりに生かしていくためには地域の力が必要である、このように考えております。それぞれの地域が歴史に関心を寄せ、知恵を出し合っ
て連絡性をつくり出すことが求められます。そのためにも、実践者としての人材を育成するこ
とが急務であります。

したがいまして、歴史的資源の保存を初め、各地域をつなげてコーディネートできる総合的
企画づくりに着手したい、このように考えておりますので、ご支援の方をよろしくお願いをし
たいと思います。

以上、町長に求められた答弁とさせていただきますが、具体的事項につきましては、担当課
長に答弁させますので、よろしくお願いをいたします。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 初めに1点目、文化財の保存や活用に関する基本構想を策定する考えはな
いかというおただしであります。本町に点在しております多くの文化財は、南会津町の歴史
を物語り、またその地域にこれまで住んできた方々の多くの思いが秘められている大切な財産
であります。本町としましても、合併後、国・県指定の文化財を初め、町指定文化財や埋蔵文
化財まで数多くの文化財を引き継いでおります。現在、町内のそれぞれの地域にある文化財が
どのような形で保存されているのかの実態把握を優先的に進めているところであり、今後、全
町的な調査の結果を待って、基本構想を策定すべきと考えていますので、ご理解をいただき
たいと思います。

次に2点目、文化財の公開と活用策のおただしであります。本町内の文化財は、これまで
所有者の方々のご好意により公開しているところもあり、社寺・仏閣などでは、住職さんが文
化財の解説まで対応していただけたところもあります。しかし、文化財が個人所有の財産であ
る場合、公開する場所の問題や管理人が不在である場所での公開などがあるため、慎重に対
応すべきものもあると考えております。

また、活用する方法であります。文化財や史跡は地域固有のものであり、ほかにはまねので
きない歴史的資源であります。この歴史的背景をひもとき、町内にある多くの文化財や遺跡等
を線で結ぶことにより南会津町歴史の回廊としての発信や、それぞれの文化財を解説できる人
材の育成等と合わせて取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと考
えております。

次に、4点目の鳴山城跡と久川城跡の国指定に向けた発掘と調査をする考えがあるかという
おただしであります。これらの城跡は、その背景から国指定を目指すべきものであるものと

考えております。そのためには、史跡の歴史的価値を解明するための史跡全体の発掘調査が必要であります。

しかし、現状は埋蔵文化財の発掘に関しても、年に1回、県の技術協力員の派遣をお願いしているところであり、調査が広範囲で長期的になる城跡等の場合は、県からの技術派遣による調査は望めないと聞いております。さらに、国の指定を受けるためには、史跡の整備計画を策定することも必須条件となっていることから、現段階では発掘調査を行うことは不可能であり、今後総合的に判断しながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、教育長に求められた答弁とさせていただきますが、具体的事項につきましては担当課長に答弁させますので、よろしく願いをいたします。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 それでは、1点につきましてはわかりました。

2点目の公開と活用ということについてお尋ねをしたいと思います。

まず、公開と活用の、先ほどの話の中で歴史的回廊ということで、そういうようなものをつくるというようなお答えでした。大変すばらしいなというふうに思っております。ぜひいいものをつくっていただきたいと思っております。

その中で、公開と活用の中で、各地域に眠る文化財を小・中学生に郷土理解として年に数回授業に組み入れる、文化財学習ということで組み入れるというようなことはできるか、できませんか、もしくは今実施しているか、実施していないか、わかりましたらご答弁をお願いしたいと思っております。

○渡部康吉議長 学校教育課長。

○長沼芳樹学校教育課長 お答えいたします。

小・中学生の文化財の公開とか見学とかのおたがいでございますが、基本的には総合的な学習の時間の活用の中で対応できるというふうに考えております。具体的に今どこの学校が事例としてあるかというのは手元にはございませんが、お答え申し上げましたように、総合的な学習の時間の中で十分対応できるというふうに考えております。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 私は郷土を理解するということは、やっぱり子供たちがその地域に残るといいますか、根差せるという意味も含めまして、自分の郷土の歴史とその文化財を深く知るといことは非常に重要であるというふうに思うわけでありまして。

そこで、12月でありますので、これからカリキュラムを多分つくられると思うわけですが、ぜひその辺のところを、総合的な授業といいますか、そこで対応できるように指導をするというようなことの考えが、これからあるかどうか、教育長に伺います。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 お答えいたします。

ただいま、先ほど来、課長が申しあげましたように、総合的な学習の時間で対応するということですが、さらに3年生以上につきましては、それぞれ「郷土の学習」というのが社会科においてございます。今、郷土の読本をつくってもらっているところですが、それとも絡めまして、そして今後そういう時間をきちんと各学校でとっていただくように指示したいというふうに考えますので、ご理解ください。

以上です。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 わかりました。

同じく、その活用という意味で質問をしたいと思います。

奥会津地方民俗資料館という立派な施設がございます。本当にさまざまな催し物が行われておりまして、私たち議員にも案内をいただいております、私も伺うんですが、その活動というものは、本当に文化の伝承という灯をともし続けなければいけないと、そういう気持ち、そういう努力が本当に続けられていてとても素晴らしいことだというふうに思っております。

私は今回、話をしたいと思うのは、山王茶屋、すばらしい建物を移築された旧田島地区の方々には本当にすばらしい、敬意を表するという言葉が一番なんですが、すばらしいというふうに思っております。ただ、見せるというだけじゃなくて、この活用という意味で、実は一つ提案なんですが、あそこで昔の花嫁姿、いわゆる花嫁・花婿の結婚式みたいなようなことが、例えば文化財の施設の中でできないかというようなことを考えているわけですが、その辺のところはすることができるかどうか、きょうは資料館の館長さんがいらっしゃいませんが、伺いたいと思います。どなたでも結構です。

○渡部康吉議長 生涯学習課長。

○酒井直伸生涯学習課長 お答えいたします。

山王茶屋の活用ということでございますが、ただ見せるというだけじゃなくて活用、動ですね、静から動という意味でも有効な活用になると思いますので、なお、活用は可能でございます。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 活用できるというご答弁でございますので、それに続きましてお話をしたいと思うのは、南会津郡内でフィルムコミッションというものがあるようで、映画会社との、要するに映画を誘致しようというような、撮影を誘致しようというようなことだと思うんですが、例えば奥会津地方民俗資料館のあの一群は、非常にそういう意味でロケーションもいいものですから、映画の誘致というようなことで教育委員会と企画観光課で手を結びながらやるというようなことは考えられておるか、あるいはそういうことについてどう考えられるか、ちょっとお伺いしたいと思います。どなたでも結構です。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 答えをいたします。

午後になったら大変静かになったんで、丁寧に答弁ができておると思います。

実は、このことについては所管の教育委員会と企画観光課の方と連携をして、何度か活用の検討委員会を設けておりました。しかし、なかなかいわゆる役場の職員の人たちの活用のアイデアというのが、そう発展性がなかなかないのが実態であります。そこで、第三セクターの関係者にも入っていただいて議論を進めたところではありますが、実は、先ほどの花嫁花婿はいわゆる祝言の再現みたいな形ではありますが、地元の子供たちに実は一番体験させてあげたいものが、むしろ、どうしても交流交流ということではほかの子供たちに体験させるケースが多いんですね。こここのところはやっぱりしっかりと反省をして、教育委員会も学校の授業のカリキュラムに入れるかどうかというのは、先生方の問題もありますから難しいんですが、私は選択肢の一つとして、子供たちがスポーツを選んだり、いろいろな文化活動を選ぶ中にそういうことがあってもいいのかなと、こんなふうには実は思っておりまして、場合によっては、今後の方向性の中では、あそこの地域も指定管理者もありかなと、私の中では考えております。そのくらい活用に向けて急がなければならない、こんなふうには思っております。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 実は私は本当に文化財保護委員を務めていてこういう質問をするのも非常にあれなんですけれども、そういう意味でぜひ理解をしていただきたいなという意味もありまして質問するんですが、あの山王茶屋を見たときに、建物そのものを残してくれた先輩方の偉さと移築した政策力、それを考えたときに本当によかったと、本当に心底思いました。あそこに入ったときに、どうしても、先ほど祝言という話が出たんですが、今の時代にぴったりではないかというふうに考えたわけです。そして、あそこの山王茶屋にあります、ちょっと糸

沢でいいんですか、あの下の部落にはまだお年寄りの方がいっぱいいらっしゃるように見受けましたので、祝言が再現できるとすると、例えば料理なんかもきちっと、その先輩方に再現していただけるのではないかなというふうに考えるわけです。ぜひともそういう、教育委員会は保護でいいと思います。なおかつ、企画観光課の方でそれを活用という意味で、ぜひ進めていただきたいなというふうに思うわけであります。

そのことについて、先ほど町長から答弁いただきましたけれども、観光課長からも一言答弁をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 お答えいたします。

今議会の中でも、一つはやまなみ博覧会、地元の素材を生かすという中で、実はこの田島地域のやまなみ博覧会の懇談会の中でも、この地域は確かに観光もあれなんです、やっぱり文化、歴史と文化がこの田島地区については資源として上げられるんじゃないかと。その中で、山村道場の資料館を含めた一帯的なもの、あるいは舞台の歌舞伎のもの、やっぱりそういう歴史と伝統をひとつ資源として結びつけようという具体的な話し合いがなされております。

今ほど、町長から答弁がありましたように、何度か町内でこの山村道場の活用、やっぱりどちらかという文化財的になると守る方が多いと。そうでなくて、もうちょっと動きのある形で、指定管理の見直しを含めてということで何度か今までやってきたわけですが、なかなか今のような具体的な花嫁、花婿の祝言ですか、そういうところまで至らなかったわけですが、今具体的な提案をいただける中で、さらに早急に検討してまいりたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 それでは、町長に質問いたしました城跡関係のことで質問したいと思います。

昨日の4番、馬場信作議員の質問の中で、これはやまなみ博覧会の質問の中でございますが、現在ここに生活している町民が、まず合併して広域化した我が町を知ることもやまなみ博覧会の大きなテーマであるのではないかというような旨の話をされました。そのことはとても重要なことだなというふうに私も思います。

2つの峠を越えた相互理解ということでもあります。西部地域の町民は何につけても2つの峠を越えて田島地域にやってきます。しかし、なかなか田島地域の町民の方は2つの峠を越えて、そういうように越える機会がないというのが現実なわけであります。私は、そういう意味で、

先ほど申し上げました文化財的なものでトータルに考えて史跡のまちづくりと、ぜひ見ていただきたいという意味を込めて史跡のまちづくりと提案することの中には、まず町民の相互理解ということがあるわけであります。これについて、先ほどとちょっと方向は違うんですが、町長の考え方を伺います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

議員は今、相互理解がまず最初だろうと、こういうおただしがありました、私の中では実は相互理解は2番手、3番手でいだろうというように思っています。というのは、やはりその地域には地域のかねてから住民が本当に地域の力を結集して守ってきたものがあるんですね。ですから、ここの熱意とそれから行動力、これのあるところから私は始めるべきであって、そのことがいずれ峠を越えて相互理解につながっていくだろうと。

そういう意味では、先月の伊南地区の商工会、理事会、あるいは青年部、女性部も入っていましたが、なお、懇談会のときに大変青年部の方からいい提案をいただきました。つまり、伊南は大イチョウがシンボルであります、歴史的な資産をイチョウでつなごうと、こういう提案をいただきました。イチョウをちょっと調べてみましたら、確かに東京の方の紅葉を見ますと、やっぱりイチョウの紅葉というのは非常にきれいで、そこに人が集まっていると、こういう実態がありますので、そういうことからできれば始めていきたい。

それともう一つは、それを始める際に、やはり歴史ですから誤った説明、誤った事実を伝えるわけにはいきませんので、ここのしっかりしたコーディネーター、あるいはガイドできる人をできるだけ早く養成し、設置をしていくと、こういうことになろうかと思しますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 それでは、4番目の久川城と嶋山城について教育長に質問を申し上げます。

先ほど、長期の発掘、あるいは広範囲の発掘はできないというような答弁をいただきました。県ではできないと。それでは、南会津町として調査員を養成しながら発掘をしていくというような考えがあるかどうか。

それと、先ほど説明の中で、総合的な判断をしていくんだというような答弁でございましたが、その総合的な判断というのは、体制が整わないからしばらくは発掘もしないし、このままにしておくんだという総合的な判断なのか、いや、年次計画で養成しながら対応していくとい

うような意味の総合的な判断なのか、それについて伺いたいと思います。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 お答え申し上げます。

この総合的な判断といいますのは、教育だけじゃなくていろいろなことを考えながらということでの、これからそれぞれいろいろなことがございますので、教育委員会の中にもやることはいろいろいっぱいございます。そういったことを考えながら、順位的なものを考えたり、そういうようなことをしながら判断してやっていきたいというところでございます。

以上でございます。

〔発言をする者あり〕

○横山恒廣教育長 失礼しました。

もう一つ、調査員のことでございますが、調査員につきましては、やはりこれはいろいろなお金もかかることでございます。そういったことがございますので、これから町部局とかいろいろなことを考えながら、ご相談を申し上げながら、町の体制の中でやっていかななくてはなりませんので、今後そういった方面から考えてまいりたいと思いますので、ご理解ください。

以上です。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

町部局と相談をとということでございましたので、これについては、先ほど企画観光課長が申し上げたように、やまなみ博覧会が、今後、4番議員から頑張れと、一生懸命やれと、こういうおただしもいただきましたのでそれに向かって進めますが、このやまなみ博覧会を通して私は想像以上の資源が、歴史的ないわゆる観光に結びつくものが出てくるんだろうと、こう思っています。

したがって、それをやりながら、できるだけ私としては前向きに、県の方にばかり頼るんじゃなくて、町としてそういう全体的な調査ができる体制づくりを、このやまなみ博覧会の動向を見きわめながら対応を考えたいと、こんなふうに思っております。

以上です。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 教育長の苦しい胸のうちはわかります。ですけれども、どこかで判断を、教育委員会で判断をされないと、湊田議員がいらっしゃらないので鳴山城の話もどんどんなくなりますので、山内議員も久川城の話もどんどんできなくなりますので、いつ教育委員会

として総合的に判断するののかということやはり必要だと思うんです。じゃ、せめて策定計画を立ち上げようとか、そういう判断をされないと、全然前に進まないと思うんですよ。だから、そのことはきちっと教育委員会内でお話をされているのか、これからしていくのか、それをお答えいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 お答えいたします。

今まで、それぞれ久川城あるいは鳴山城、そういったことにつきましては教育委員会の中では話し合いはしておりますが、具体的ないつ、何を、どういうふうに策定をするかというようなことまで行っておりませんので、今後ぜひできる限り早く、早い時期にその会議の中においてこれを議題にしまして、教育委員会の中で話し合いをして、できる限り早く策定できるような方向にもってきたいと考えますので、ご理解ください。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 文化財の中央の行政もいろいろさま変わりをしているような情報でございますので、そういう情報を的確にとらえられまして、いわゆる文部科学省だけのお金じゃなくて、あるときは国土交通省、あるときは総務省、そういった広範囲な情報をもとにされまして、そういった中で発掘調査のできるような経費等がもしもありましたらば、そういうのを活用していただいて、やはりクリアしなければいけないことを一つ一つクリアしなければ前に進まないわけでありますから、その辺のところはきちっと調査していただきたいと思っております。

このことについて答弁をお願いします。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 お答えいたします。

ただいま山内議員さんがおっしゃったとおりでありますので、今後そのような方向でもって進めてまいりたいと考えますので、ご理解ください。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 以上で質問を終わります。

○渡部康吉議長 以上で、5番、山内政君の一般質問を終わります。



◇ 菅 家 幸 弘 議 員

○渡部康吉議長 次に、18番、菅家幸弘君の登壇を許します。

18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 午後になりまして大変眠い時間となりますが、一生懸命頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

通告順に従いまして、3点ほど通告問題をしたいと思います。

1番目に、祇園のまちなみづくりについてであります。

田島祇園祭は、全国の数ある祇園祭の中から日本三大祇園の祭りの一つとして数えられている歴史があり、大変価値のある祭りであると思います。しかし、祭りとは別に、神社周辺の町並みは道路整備により近代的な町並みに変わろうとしており、警察署の移転計画もあり、バイパス通りの開発が進むのは間違いありません。開発により無秩序な町並みが形成される可能性がありますので、祇園の町としての町並みづくりが必要と思うが、規制・保存などの政策、祇園の町並みに対する考えについてお伺いをいたします。

次に、田島中心部のシャッター通りについてであります。

田島中心部のシャッター通り化が進んでおりますが、大型店が進出しバイパスができてしまえば、ますます中心部は空洞化する一方です。長期的な町並みづくりが必要と思いますが、祇園のまちづくりという点で具体的な町並みづくりはどう考えておられるか伺います。

次に、その他の地域のまちなみの政策は。

その他の田島、南郷、伊南、館岩地域でもそれぞれ歴史のある町並みや農村景観が残されているところもあり、南会津の観光資源として保存・維持していく必要があると思いますが、町はどのように考えておられるか伺います。

また、住環境の政策として旧田島、南郷、館岩地域ではHOPE計画が策定されていますが、その計画が継続して生かされているのか、新たな町としての政策はどのように考えておられるか、伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 18番、菅家幸弘議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、祇園のまちなみづくりについてのおたがしでございまして、神社周辺及び国道289号線のバイパスの町並みについては、元気ふくしま、地域づくり・交流促進事業において検討を行ったところであり、特に神社周辺は都市計画大坪地区計画などにより、建築物等の規制を

定めており、無秩序な開発を防止するための指導や誘導を図ってまいりたい、このように考えております。

なお、景観町並み町民会においても引き続き町並みづくりの方向性と規制誘導策を検討しているところであり、十分に住民とのコンセンサスを得ながら、祇園の里にふさわしい町並みづくりを進めてまいりたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、田島中心部の町並みづくりについてのおただしであります。長期的な町並みづくりは、振興計画や中心市街地活性化計画を踏まえた事業の推進が必要であります。まずは、町なかの活性化の受け皿となる組織の充実を行い、今後、関係団体と連携を図りながら、中心市街地の活性化事業の中で、バイパスから中心市街地へ歩きながら周遊する事業展開が図られるように進めてまいりたい、このように考えております。

次に、その他の地域の町並み政策に関する1点目のおただしであります。豊かな山並みや農村景観、歴史ある町並みは貴重な観光資源であると同時に、町民すべての共有財産であると考えており、現在4地域に景観まちづくり会議を立ち上げ、それぞれ特色ある景観計画の作成を進めているところであります。

次に、2点目の旧町村のHOPE計画内容の継続についておただしがございました。

町村合併により、新町に旧町村の計画を引き継ぎ、地域経済活性化対策奨励金制度や介護保険における住宅改修事業及び介護保険被該当者の高齢者に対する優しい住まいづくり助成事業における支援制度の対象地域を南会津町全域に広げたところであります。

次に、3点目の新たな町としての政策についてであります。地域の文化、歴史、地場産業などの資源を大切にしながら景観行政団体としての計画を策定し、歴史的暮らしの変遷が感じ取れる、活力に満ちた町並み政策を積極的に進めたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等に答弁をいただきますので、よろしく願いをいたします。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 ただいま前向きなご検討をいただきましたけれども、私は2、3、質問をさせていただきたいと思っております。

まず、御蔵入交流館前のバイパスの通りに関することですが、今現在、田島警察署が予定地として看板が出ているわけですが、この進捗状況はどのようになっておられるのか、わかる範囲で教えていただきたい。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

確かに議員おただしのように、御蔵入交流館、あるいは神社の前、あの辺に警察署の建物が建設されるということで用地の確保がされました。この用地の確保については、私ども警察署を設置する町村として、警察本部の方に依頼に上がりましたので、その経緯については十分承知しておりますが、ただ、その時点ではどこに警察署が建設されるかというのは不明でありました。しかし、現在は用地を取得されたということですから間違いなくあの近辺に建設されるということを理解しておりますが、それで、地元の方々、あるいは景観町並みの方の会議の中で、どのような景観にするかということで警察署の方と今鋭意協議を重ねていると、こういうことを聞いておまして、なかなか地元の方々が希望する景観と、いわゆる警察署の方で望む建物とが今のところ合意を見ていない、こういうふう聞いています。これが現状でございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 私も、あの神社通りの交差点に立ちますと、田島警察署があの上に建つということは、私は大変景観を損なうのではないかという気がいたします。それはなぜかという、今現在、あの広いバイパス通りに関しましては非常に広い空間がありまして、大変にあの場に立つと鳴山城があり、田島の町並みの景観というのは本当に素晴らしい景色になっております。その景色のある中におきまして、田島警察署の建物のあり方というものは、私は提言するわけではございませんが、やはりさすが田島の祇園の町に合った警察署なんだというような外観を統一した、祇園の町に合うような、もし建てられるのであれば、そのようにしていただきたいと私は思います。

今現在の通りの地域がまだ景観地域として指定はされていないと思うんですけれども、やはり今度甲子道路が来年の8月に抜けるわけですから、その甲子道路が抜ける状況におきまして、町の対策の方はどのように考えておられるのか、ひとつお聞きしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

甲子トンネルの方からお話をさせていただきますが、一応、今国土交通省の郡山国道事務所、あるいは県関係の情報を総合しますと、来年の9月ころにはトンネルが供用開始になるだろうと、こういうことを聞いております。それにあわせて、それには本来ですと先立って、あそこのバイパスの入り口を整備をしなければならなかったんですが、なかなか地権者との関係もあ

って若干おくれております。しかし、今、ようやくそこのところの用地の問題についても解決をしましたので、それに伴ってバイパスが通過する安全については段階的に解消できると、こんなふうには思っております。

そんな中で、議員おただしのように、バイパスから、いわゆる中心市街地を通過しないで他の地域に行ってしまう、そういうおそれもありますので、都市計画の中で当初からあったのでありますが、会津田島駅の北口駅をつくると、こういう計画がありました。これを一たん計画を変更しようという話も持ち上がったんですが、そうではなくて、北口駅については形状を変えながら計画を残そう、こういうことで考えておりますので、できれば祇園会館、あるいは神社、あるいは交流館、そこの人たちに立ち寄っていただける皆さんに、中央の121号の方の商店街に何とか誘客できるような、そんな仕組みも今内部で考えているところであります。

それから、警察署ができる広い空間がなくなってしまうのではないかと、確かにこういうことが住民の方からたくさん寄せられた時期がございました。しかし、地権者と、いわゆる土地の所有者と建設する側との契約がなされたということでもありますので、今後は限りなく祇園の町にふさわしい建物にしてやりたい。しかし、これも私も出県するたびに県警本部の方に回ってまいりますが、全く予算的な見通しが立っていないというのが現状であります。そしてさらには、そんな中で、限りなく予算が縮小される可能性も高いということですので、この辺については引き続き気を緩めず、警察本部の方と私どもの方の要望を協議してまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 バイパス通りに対する両サイドに建てる建物の規制というのをされる考えはあるんですか。

○渡部康吉議長 建設課長。

○舟木平蔵建設課長 お答えいたします。

バイパスは2,000ちょっとの延長があるわけなんですけれども、一部区画整理の区域の中ではもう用途が決まっております。したがって、今現在、区画整理の中のバイパスの沿線は専用住宅地域になっておりますので、大きな建物は建てられない、こういう規制がかかっております。

今、町長から答弁しましたように、交差点周辺でありますけれども、以前あそこは文化センターという建物を建てようといった経緯があって検討した結果、その部分につきましても用途地域の中で、またさらに網をかぶせて地区計画と、こういうものを立ててあります。そんな

ことから、警察署と打ち合わせしている中では、3階以上の建物は建てないでくれとか、それから祇園の通りの道路沿線はコンクリートをもろに出さないような形にしてくれとか、こういう形で警察の設計担当の者と数回、もう3度か4度ぐらい設計の段階で地区計画、それから用途を合わせた中で協議をしております。

さらに、コメリの方の道路なんですけれども、あそこは農振区域の中の白地であります。ここもまたいろいろな大型店舗が出てこようと、こういう考えでありますけれども、ここもまた白地であって、転用についても協議をしておりますので、転用があった時点で高さとか色とか、そういう概観のものについての協議を当然進めなくてはならないわけですから、今すぐに2階建て、3階建ての大型店が出ると、こういうことは今の時点ではあり得ない、こんなふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 私には、あのバイパスの通りが何の魅力も感じない、この通りが完成しても何の魅力もない、田島に立ち寄ろうという気持ちになる観光客というのはほとんどいないのかなという私は気がします。これはなぜかという、やはり田島町が一番体力をつけていただかなければならないんです。そのためには、やはりこの祇園の町というものはどうしたらいいかということはやはり皆さん、行政も議会も一体になって先輩の議員の人たちもやってこられたと思うんです。でも、今この厳しい状況の中におきまして、一番やりやすいことだと思うんです。やはりそのバイパス通りに規制を加えた景観づくりの本当の祇園の町にふさわしいような雰囲気をつくれば、祇園会館も御蔵入もこれは一体となって生きると思います。今、無秩序な建物をどんどん自分勝手に建てていって、外壁もそろえない、もう自由奔放なやり方をしたら、私は本当に魅力のない、ただ素通りの町になると思います。

今現在、大内に100万人以上入っているんですよ、100万人。それで尾瀬の街道に289が抜けますと、今現在、館岩の方に入っていましても30万、40万来ていますけれども、今度道路一つが開道されることによって、私は物すごく流れが変わってくると思うんです。この流れが変わった時点で開発しても、もうおそいんです。だから、今現在そういう状況の、町長さんの答弁でありますから、やはり真剣に考えていただいて、あのバイパス通りは魅力あるまちづくり、だからライフラインを埋設するとか、やはり神社通りは田島は絶対に文化的保存として、本当に重大なことだと思います。私、ここをやはり開発することによって田島が潤ってくるんじゃないかと、私はそう思います。そういうためにも、神社の参道というものはやはり真剣に考えて、全国のどこへ行っても玉砂利を敷いた神社通りというのがあるわけですから、何でもかん

でも道路を広くしてコンクリを敷けばいいというわけではございませんから、私は今のバイパスを抜けるに当たっては、やはりしっかりとしたHOPE計画を立てて、景観をつくって、田島に誘客を呼べるような町にさせていただければいいかなと私は思います。

そういうことを考えますと、全国から、私もカメラをやる一人ではありますが、非常に焦点距離が合ってきます。その合ってきたものが栄えを生むことですから、ぜひともバイパス通りは真剣に考えていただいて、自由に住宅を建てないように、どうしたら皆さんに魅力のある町が出来るのかということ協議していただきたいと思います。そのことについて町長さん、ひとつよろしくをお願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

実は、御蔵入交流館から神社につながる場所、それから神社から祇園会館につながる場所、いわゆる下郷の方から帰ってきますと道路の右側については、先ほど申し上げたように、元気ふくしま、地域づくり・交流促進事業ということで、あそこを南会津町の玄関として、インフォメーション機能を持つ自然のインフォメーション拠点というんですか、そんなふうにしようということで、既に計画はおおむねでき上がっております。専門家の手が入ってこの後実施計画に入りますが、そのためには、やはりせせらぎも必要だろうと。今非常に汚い水が流れているので、これも実は地下水を掘りました。毎分約200数リットルが出るということですので、つまり簡単に言いますと、あそこをいろいろな南会津にある自然のものを取り入れながら、そこに腰を落ち着けていただいて、もっと広いステージで、例えば花を楽しみたかったらどこどこにありますよ、あるいは山菜でしたらどこですよ、きのこでしたらどこですよ、あるいはそういうことで案内基地というんですか、そういうものにしていこうということで準備をして県の方とタイアップしながら進めております。しかし、住宅とかそういうものについての用途指定はしておりますが、都市計画全体の中で用途指定をしておりますので、それ以外の規制を今かけるということはちょっと考えておりません。

いずれにしても、参道の今後のあり方についても、おおよそその姿が示されておりますので、議員がお考えのようなものが少しずつ姿が見え出してくるんじゃないかなと。そのときにぜひ議員の方に情報を上げたいと思いますので、また改めて提案があったらぜひお願いをしたいと、こんなふうに思っております。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 町の振興計画の策定の中で、観光客が気軽に立ち寄れる、例えば道

の駅のような町の駅という整備計画の考えが上げられておるわけですがけれども、これはどの辺に、今、町長さんが言われた駅の裏の方なのか、そう言われた状況だったんですけれども、やはり私の考えとしてはこのバイパスの方に持ってくる考えがあるのかどうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

町の駅というイメージがそれぞれ若干違うのかもしれませんが、強いて言えば道路沿いにあつて、ドライバーの安全運行等に寄与するということでいえば道の駅というふうに言えないわけではないですが、私は町の駅という言い方をしているだろうと思います。それを例えば私が言ったようなインフォメーション機能を持たせながら、御蔵入交流館と神社の間にそういうトイレつきの空間をつくっていただけるといいなと。そのときも限りなく祇園の町にふさわしいような建物にしていきたい。それから、神社を通過して祇園会館の方に行つて楽しんでもらうと。この流れをつくつて、できれば祇園会館から今度は会津田島駅の北口の駅の方に向かうとか、そして北口を通過していわゆる中心市街地の方に人が流れる、こういうシステムができればいいなと、こういうことで都市計画の中では位置づけをさせていただいております。

ただ問題は、こちらの方の、いわゆる121号の方の商店街の問題がありますので、ここが実は私は祇園通りとして、ある意味では今警察署の方とも相談していますが、車道を、交通量がどういふふうに変つていくか、バイパスができてわかりませんが、交通量の問題も含めて車道をちょっと広げていけないかという提案は警察署の方にしております。これについても、はっきりとできないと、こういう答えは来ておりませんので、今後検討に値すると。その中で空き店舗対策もしっかりと埋めていきながら、祇園の町としてのイメージをつくっていききたい、こんなふうにしております。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 町なかへ今入ろうと思つてはいたんですけれども、もう一つだけひとつバイパスの方で確認をしていただかないとならないということで私は質問しましたけれども、いわゆる町の駅、この町の駅も、やはり今町長さんも御蔵入と祇園会館の間ということ、間には神社がある。神社の参道がある。あの辺はやっぱりどうしたつて祇園としての風格を残さなければならぬ地域ですから、あの間につくるよりは、祇園会館寄りの方につくつていただいて、やはり建物も祇園の町にふさわしい景観にマッチした外壁の整つたもので、農産物を販売したり、物もいろいろ、民芸品を売つたり、そういうことがあれば、確かに観光バスは寄ると思うんです。そういうものの流れというものを、漠然としている中ではもう抜けてしまい

ますから、常にピシッと決めて、やはり住民としっかり話し合っ、私はやっていただければ、田島町にすごい体力がつくのではないかと私は思います。

次に、田島の中心部でございますが、現在、私がいろいろ見ていますと、新建材の建物が多くなっております。歴史的伝統的な建物もところどころに残っております。現在、景観を配慮した建物も建設されておりますが、一番残念なのは点在をしていることなんです。町の中に点在をしているから目につかなくて、立派な建物があっても余り魅力を感じられないと。そういった格好になっておるものですから、せめて神社通りには地場産材を使った、祇園の町にふさわしい格子戸つくりの家並みをつくったらどうかと、私は一つ提案したいと思います。そこを一つのモデル地区として、もう欲をかかない、少しのモデル地区をつくれればそれが手本となって広がっていくと思うんですけども、その考えがあるかどうかひとつよろしく。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず初めに、バイパスのことでちょっと触れておきますけれども、実は地元の人たちとの話し合いは既に終わっておりまして、実施計画に入っているんです。それで、場所はそこじゃない方がいいんじゃないかと、こういうご指摘があったんですが、御蔵入交流館等から人の流れをつくり出すという意味では、あそこに空間があるというのはもったいないということで、ですから神社風格を阻害しないような位置関係とか、それはできると思うんです。それで、そこを通って神社を通って祇園会館と。そこに公園もありますから、それらも全部つなげたその流れをした場合は、祇園会館の向こう側じゃなくて、こちらの方がいいだろうと、これが地区の人たちの意見の総意ということですので、その線で進んでおります。

それから、中心部について、あるいは参道、神社通りなんですが、格子戸は大変すばらしいと思います。私がかねてからいろいろと自分なりに分析をしてきました。なぜ西部地区の、いわゆる旧3村が農道も含めて道路整備がこんなによく進んだんだろうと。それに引きかえ、なぜ田島地区がおくれてきたんだろうと。それぞれ政策の違いはあったんでしょう。しかし、どうも行き着くところは地権者の同意が得られない、こういうことがあるんですね。つまり、峠を越えて旧3村についてはやはり共同意識が非常に強い。しかし、こちらの場合は、どちらかという、やはり個々の意見があつてなかなか合意に結びつかない。そういうことがありましたので、多分これまでもHOPE計画や何かでも町並み景観を議論されたんですが、そこでとんざをしてきたのかなと、こんなふうに思いますので、そこのところをもう一回、ご指摘がありましたので、内容を検証させていただきながら、ちょっと検討をさせていただきたいと、こ

んなふうに思っています。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 あと、町の中によく目につく空き家、空き店舗、これが住民も気軽に利用できるような政策も考えておられるのかどうかわからないですけども、そういう建物と、あとはやはり固定資産税、あとは店舗を借りるときの家賃、そういったものの考えももう少し地区の人と考えをいただいて、町の方から何ぼかそういう補助をいただけないのか、やはり町を活性化するにはそういうものがなければ私はできないと思います。

また、そして最近祇園祭の山車ですか、ああいう山車も毎年毎年組み立てをしているという話を聞きましたものですから、あれもやはり今の空き店舗があるのであれば、そういうものも観光客が見学できるような倉庫なり通りなりにもしあったら、そういうものを見せることも私はいんじゃないかなという気もいたします。そういう考えはどうですか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

空き店舗対策については、全く同感であります。午前中の質問にもありましたが、いわゆる商工会とのあつれきの話もありましたが、私は基本計画を策定したときに、そういう内容が盛り込まれているんですね。ですから、全体をイメージをしてその中の今回はこの地区のこういうことというふうに位置づけをしてくださいと、こうお願いしたんですが、その地区だけの話になってしまったので、ちょっと私が意図したものと違うということになってしまいました。

ですから、今言うように西町地区では解体をしないで常時展示をできるような、いわゆる保管庫をつくらうと。あるいはそれがほかの地区でも空き店舗がある、あるいは空き地がある、こういうことですので、それらについて議論を重ねていきましょう。そのときに初めて、それだけじゃなくて鳴山城址があるでしょうと。この鳴山城の回遊もしっかりと検討していこうということで進めているわけであります。

ですから、議員がおただしのように、この空き店舗対策については、全体的なビジョンをつくりながら検討していきたい。

それで、一つだけ申し上げますが、空き店舗に入っただけの方については、発展支援事業でしっかりと助成をしております。ただ今回、ジェイママというのが上町にできましたが、そこで彼らが言うには商工会に行ったら、それは商工会にも町にもそういう支援措置はないんだと、こういうふうに言われたということなんです。やはりその辺はしっかりと、ほかの商工会では発展支援事業を活用しているわけです。ですから、きちっと事務局が理解をして利用者

に制度を紹介していただきたい。私どもの方も、ただ広報で紹介するだけじゃなくて、いろいろな機会をとらえて、そういう制度がありますよということを示していかなければならない。そんな中で徐々に空き店舗が埋まって行ってにぎわいが取り戻せると、こんなふうに思っております。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 町なかに対するすばらしい伝統・文化の建物があるんです。そういう点在しているものの見せ方というか、町並みの中の統一した雰囲気をつくるか、町並みをそういうふうと考えていけば、もう田島町は大内とか全国に負けないぐらいになりますよ。そういうことの活性化を住民としっかりと話し合って、どこか1カ所モデル地区をつくれば、私は皆それに賛同してくるんじゃないかという気がするんです。それを実際にやっていただければ、田島町の折橋から眺める愛宕山はやはりすばらしいですから、ぜひともそういう景観づくりをやっていただければ、田島に立ち寄る観光客はふえてくると思います。ぜひとも町長さんがやっていただかなければできないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、町の中で、旧館岩、伊南、南郷、伊南はちょっとHOPE計画はなかったかどうかわからないんですけれども、南郷村がいち早く平成2年ぐらいにHOPE計画というのを策定しまして、大変、村からの補助をやりながら、すばらしい景観のある建物をつくってきたかなと私は見ておるんですけれども、館岩村もその後に6年ぐらいから景観づくりが始まりまして、田島町の方が館岩より早かったかなという気もするんですけれども、HOPE計画が最近合併したことによって、ちょっと各地域の、やっていなくはないんですよ、地域の集まりの考えが少し小さくなったような気がするんですけれども、継続的にHOPE計画をやっていただけるかなという気がするんですけれども、それを、お考えをひとつお願ひしたいんです。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 答えをいたします。

まず初めに、統一的な景観、これはやっぱり魅力というのは点在よりは継続していること、あるいは流れがあるとか物語があるとか、そういうものは大事なので、全くそのとおりだと思うんです。

ただ、私は、町長がやらなければという話をしますが、私はトップダウンでやる気は全くない。なぜかと言いますと、これも地域性があるのかもしれませんが、何をやっても失敗したときは町長の責任になる。これは、やっぱりさっき言ったように当事者意識を持って、共同というお互いに役割を持ちながらお互いがやるんだという意識がないと、これは批判で終わってし

まう。このところは、町がやったから勝手に町がやれという話になってしまうと地域の力が醸成されない。ところが、そういうところでない地域もあるんですよ。ここは、トップダウンで、どうでしょうかと、こう言って一体となることができるんです。4つの地域が合併したと言いながら、かなり差があるんです。

ですから、さっき6番の議員からも話がありましたが、ああいう話になるか、それとも4番の議員の話になるかの違いがあるんですよ。この差は、私はやっぱりきちんと内容を確認しながらやらせていただくということでご理解をいただきたいと思います。

それから、景観、HOPE計画についてですが、HOPE計画については、これはやっぱり南郷がちょっとぬきんでているのかなと、こんなふうに思っております。そんな中で、これも南会津全町に引き継ぎはしましたけれども、地域特性、地域の状況をかんがみながら必要に応じて全体に広げているわけ。その地域の中で一つのモデル、一つの広がりをつくって行って、そしてそこで関心を持ってもらって、その次にまたスタンスを考えると、こんなことでいきたいと思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 HOPE計画の内容であります。館岩村もかなり景観条例をやりまして、私も昭和62年から携わって景観づくりというものをやってきたものですから、非常に館岩においても隅々まである程度は見てきたつもりでございます。そういう状況の中におきまして、HOPE計画はやはり継続をしていかないと、絶対にとんざしてしまうとだめになってしまう。だから、この田島町も継続を絶対に続けていくことが大きな町並みをつくる土台となりますから、私は予算が少なくても継続をしてやっていただきたいと思います。

今後のHOPE計画のスケジュールなんですけれども、伊南、南郷、館岩の方の、田島も含めてですけれども、ことしあたりの日程はどのようになっているのか、ひとつ教えていただきたいと思います。

○渡部康吉議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 答えをいたします。

実は合併前に、旧館岩村が景観法に基づく景観行政団体の指定を受けたわけですが、それで現在、景観法が上位になるわけですが、町としては景観まちづくり町民会議、これを本年度それぞれの地区で立ち上げました。その中で、20年度、それから21年度に向けて、現在まちづくり町民会議の中で景観計画の素案づくりをしておりますので、できれば来年度すぐというわけではないんですが、今やっているまちづくり町民会議、それを骨子としながら、9月ある

いは12月、その辺までに方向づけをしながら条例制定審議会に持って行って、最終的には景観計画を策定していくと。それが上位計画になった中で、H O P E計画とか、それぞれの地域に合った計画ができてくるんじゃないかという考えを持っています。

したがいまして、現在の町の進め方は各地域に景観まちづくり町民会議、これは報酬を払ったり何かはしていませんが、自主的な団体ですが、それを町の中で立ち上げておりますので、20年度、新年度におきましては、今度正式に条例制定に向けて審議会を委嘱しながら、そして具体的な景観形成に向けての方向づけをしていきたいというふうに考えております。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 ただいま課長の答弁で、そういう日程があるわけですが、その日程に対して一応町長さんからの通信で来るわけでございますが、やはり各支所へ行ったときに、支所長なり課長なり、真剣にその会議に取り組むような姿勢というものを見せていただかないと、私はその会議に対する熱意が薄いんじゃないかと思うんですけれども、それに対してひとつよろしく。

○渡部康吉議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 お答えをいたします。

この景観、これはまさしく観光を進める上、あるいはやまなみ博覧会もそうなんですが、基調なこれは資源であります。それで、今のところは4つの地域それぞれやっているんですが、新年度になりまして審議会を立ち上げ、あるいは景観条例の制定に向け、そして最終的には景観計画を策定するという事なものですから、さらに本庁、支所、それから、今H O P R計画の話もございました。H O P E計画も委員の方々がおられますので、連携を図りながら、強力に進めてまいりたいと思います。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 それでは、しっかりとよろしくお願ひしたいと思います。

私は、あと最後になりますが、私も不勉強でまことに申しわけなかったんですけれども、田島の議員さん先輩の議員さんもよくご存じのように、御蔵入交流館に世界三大名器といわれるベヒシュタインというドイツのグランドピアノがあることがわかりまして、私も本当に勉強不足で申しわけないんですが、こういうものが南会津町の中にあるということはすごいことだと私は思います。これはまだ情報発信が足りないのか、まだまだそういうものを町民が知らないのか、やっぱりこれはうんと大々的に宣伝すべきではないかなと私は思います。このベヒシュタインというのは、すごい三大名器と言われて、世界の三大名器。田島の祇園は日本の三大祇

園ですから、これをひとつ、2つを情報発信して南会津を売ればすごい売りになってくると思います。そういった考えからおきまして、このピアノの利活用を今どのように発展させていけるのか、ひとつ伺います。

○渡部康吉議長 生涯学習課長。

○酒井直伸生涯学習課長 答えいたします。

ただいま議員がおっしゃったとおり、文化ホールのベヒシュタインピアノは世界三大ピアノの一つであります。オーストラリアのイヨルク・デームスという世界で有名なピアニストに絶賛をいただいているところでございます。NHK交響楽団のピアニストにも絶賛をいただきまして、当文化ホールが収録ホールとしての十分な価値がありますので、PRしてみてもいかがですかというご提言もいただいております。現在、平日のホール活用ということで検討を進めているところでございます。

また、チャイコフスキー国際音楽コンクールで最優秀賞を取られた佐々木京子ピアニストですか、その方もベヒシュタインピアノに魅了されまして、年間を通じて行っております文化ホールの自主事業に積極的にご協力をいただいております。

そのようなことから、今後、ベヒシュタインピアノの積極的な活用を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 ぜひともお願いしたいと思います。

それで、あと支援センターに対する町長さんのお考えもあると思うんですけども、やはり支援センターをつくられる中におきましても、今後も町の活性化をつくるには、職員、議員、町民みずからもそうでございますが、皆さんサービス精神を持った気構えで、やはり職員の人たちに、私は1カ所研修していただきたいところがあります。それは京都の鴨川の先斗町、それをやはりぜひとも職員を順繰り順繰り行かせて、祇園の町というのはどういうものなのかというものを勉強させてもいいんじゃないのかなと、ひとつそういうように思いますが、それは私の意見でございますから、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

祇園の町と御蔵入の音楽の町がつかれるような状況になっていくと思っておりますので、ぜひとも町としてもしっかり頑張りたいと思っております。

私の質問はこれで終わります。

○渡部康吉議長 以上で、18番、菅家幸弘君の一般質問を終わります。

〔「議長、議事進行」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 質問の途中でまことに申しわけないんですが、先ほどの町長の発言の中で、6番議員の発言は悪い、4番はいいと、こういう公の場でのこの発言は、私は取り消していただきたいと、こう思いますので、議長に進言申し上げます。

○渡部康吉議長 17番の発言でございますが、議長としては特別そう感じなかったんですが、申しわけなかったです。



◇ 湯 田 哲 議員

○渡部康吉議長 次に、1番、湯田哲君の登壇を許します。

1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 それでは、一般質問を始めます。

その前に、議会中の16日曜日の朝日新聞に、駒止湿原に対する記事がありました。結構ショッキングな記事でしたので、ちょっとそのタイトルを読みたいと思います。「木道立入禁止」、こういうタイトルで初めからありました。「ああ、じゃ来年からもう入れないのか」と思ってその記事を読んだら、2009年から実際に始めていきたいという話です。

僕たち住民がいつも身近にそこに住んでいますが、そういう有識者たちの特別委員、ここには地元も含めた専門委員会による結論だという形で細かく書かれていましたけれども、いつの間にか僕たちの手を離れて、僕はその地元の住民でもありますが、なぜかどんどん遠くなっていくような湿原なものですから、今回の質問にも含めますので、そういうのを初めに述べて、一般質問にいきたいと思います。

質問、駒止湿原について。

南会津町には駒止湿原という最高の観光資源がありながら、その湿原の町への経済効果は決して多いとはいえません。むしろ、ないと言っても過言ではありません。昨年7万人の観光客、推測ですが、来場者が来ているにもかかわらず、観光客はお金を1円も使わずに帰っていきます。休憩所も売店も食堂もないのですから、当然かもしれません。駐車場のスペースは40台が限界、これは実際は30台、僕もちょっと軽くあれですが、30台が限界ですという、路上駐車して入り口の坂にとめると10台ぐらいはとまれると思うんですが、それ以外には休日になれば路上駐車です。これは完全に起きて、大型バスはV字どまりとって、あそこはちょうど内カ

ーブですので、こういうふうにとめて待っている状態が続きます。ミズバショウ、ワタスゲ、ニッコウキスゲのシーズンともなれば、駐車場のスペースがあくのを待っている観光客の姿を多く目にします。

これらの状況を踏まえ、駒止湿原をどのようにとらえ、今後、この駒止湿原が町の観光に、経済にとってどのような役割を果たしていくのが望ましいのか、町長の考えを伺います。

それから2番についてですが、これは針生地区の巡見使の道についてです。

巡見使の道、初めて聞く方もいらっしゃるかもしれませんが、戦国時代、江戸時代の前ころからこの道はあったそうで、渡辺美智雄さん、湯田与作氏、あと歴史学者の渡部力男さん、平成9年、今からちょうど10年前にシジツキを見つけて現地調査に入ったのが始まりで、その後、森林緑化センターの窓口になって募集して、日本全国から集まっていただきまして刈払いなどして整備が始まったのがきっかけで今スタートしています。

毎年のように整備は進んでいます。ことしはマヨネサワとって、大峠、小峠よりちょっと手前の平らな部分の一番広いところ、手をつけなかった部分を全部刈払いすることができて、針生の部分は開通することができました。といっても人が通る程度の整備という感じです。それで、その整備は、ボランティアによって今も続けられています。

町長はこの「巡見使の道」に対して、今までの整備の経過などを踏まえ、どのような考えを持っているのか伺いたい。今後この道が町の観光・経済にとってどのような役割を果たしていくのか、町長の考えを伺いたい。

3番、温泉の活用と未来について。

今からちょうど17年前の平成2年に、旧田島全体の大がかりな温泉調査がなされました。調査の結果は、温泉が出る可能性の高いところは幾つか見つかったとか、その後、その翌年ですが、平成3年には水無川沿いの1カ所をボーリングしました。当時1,000メートルの予定が、出なかったもので300メートル追加して掘った末には、失敗という言葉は一言も聞きませんでしたけれども、今なおあの状態ということは、失敗だったということですね。

その中身についてなんですが、調査の結果、温泉が出る可能性の高いところは幾つかは見つかったとか、その調査結果は掘る人間には教えますという話で、僕たち住民にはそういううわさぐらいで聞いたぐらいでした。本当に有力な地点が見つかったとしたら、調査直後にその情報が公開されたいらうし、もっと話題になったと思います。さきに述べたような答弁だったことは、余りよい結果ではなかったのだとも予想します。

今、町のこの財政の中で、新しい温泉開発を求めることも困難であるのは町民のだれもが承

知しています。その情報が公開され、その情報をもとに個人や企業がさらなる、最近技術が進んでいますので、その情報をもとに最新の技術をもって温泉調査をし、温泉掘削に挑戦するかもしれません。町民に夢を与える情報でもあると考えます。17年をたった今、その情報がどこに眠っているか僕は疑問ですが、その情報を公開しても全く問題ないと考えます。情報の公開を求めるとともに、町長の考えを伺いたい。

さらに、南会津町には本当に田島以外3町村、南郷、伊南、舘岩地区には豊富な温泉があります。それらを含めて今後の温泉の活用について、既に町内にある温泉を含めて伺いたい。

以上、壇上からの質問は終わります。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 1番、湯田哲議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、駒止湿原に関してであります。駒止湿原には多くの入山者がありますが、現状は入り口にある大谷地湿原の植物などを見られて帰ってしまう、このような観光客がほとんどであるというふう聞いております。湿原が地域経済に与える効果は現在のところ余り多くはないと、このように認識をしております。

さらに、湿原は木道の影響により荒廃をし、乾燥化も進んでいる現状にありますので、湿原の保存と活用の中で両立が難しいのも事実であります。現在、天然記念物駒止湿原保存管理計画策定委員会を設けて、駒止湿原の保存対策と今後の活用に関して検討しているところであり、この計画には駒止湿原の希少価値と自然環境の保全に対する新しい考え方が盛り込まれますので、今後、全国に先駆けた自然との共生のあり方を発信していきたい、このように考えているところであります。

また、駒止湿原を含んだ針生地区全体としての環境教育や、それに伴う教育旅行への取り組みにより、単なる観光誘客だけではなく、地域ぐるみの新たな形の観光産業の創出も可能ではないかと、このように考えているところであります。

このような取り組みによりまして、地域へ滞在する時間が多くなり、滞在型観光への移行も考えられます。このことから、駒止湿原を初めとした有料ガイドなどの需要も生まれる可能性もあり、地域経済への波及効果を高めていきたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に2点目、「巡見使の道」の役割についてのおただしがございました。

針生地区における巡見使の道への取り組みについては、平成13年に地域の有志が現地調査を行ったことを契機として、翌年から住民の方々を中心としたボランティアでの刈払い等を毎年

実施し、本年の刈払いでようやく頂上の大峠まで刈払いが完了したと、このように聞いております。

また、巡見使の道への取り組みとしましては、平成17年度から里山再生事業のモデル地区として住民の方々を中心に計画づくりを行い、具体的な整備方針や長期的な方向づけについてまとめていただきました。これまでの地域の方々のかかわり、取り組みについて、行政と地域との協働によるまちづくりの先駆的なケースとして、改めて敬意と感謝を申し上げているところであります。

さて、巡見使の道の今後の役割であります。巡見使の道が南郷地域の東地域へ連なっていること、それから駒止湿原へ連動し得る可能性があること、こういう地理的な特徴、また歴史的、あるいは自然的・環境的な価値を考慮しますと、新たな観光資源として都市との交流の場として活用が期待されるほか、学習の場や、いやしの空間として提供できるなど、さまざまな役割を持ち得る大変貴重なエリアであると、このようにとらえております。

また、これらの役割が具体的になる中で、地域の経済や新たな雇用の創出に寄与していくものと考えております。

次に、温泉の活用と未来に関する1点目、温泉調査結果の情報公開についてであります。旧田島町において平成2年にヘリコプターによる空中探査が実施され、温泉探査結果の資料の取り扱いについては、議会総務委員会等の意見を参考に、空中温泉探査結果資料取り扱い要綱が制定され、同要綱に基づき資料の管理を実施してきたところであります。

旧4町村の合併後においても、従来からの方針に沿った取り扱い規則を定め、掘削希望者には資料閲覧制を採用し、町の総合振興計画及び土地利用計画に基づいた開発事業を行う場合や、地域住民の福祉向上に資する事業を行う場合において、資料の提供ができる制度となっております。

なお、資料の提供による混乱、及び第三者への迷惑等が生じないように、申請に係る土地に限って情報の提供を行うものであり、その取り扱いには慎重を期しているところでございます。

次に2点目、温泉の役割と今後の活用についてのおたがしがございました。

南会津町においては、豊富な温泉資源を観光資源として活用し、長期滞在型の保養地として森林セラピーでの森林浴と合わせて温泉浴としていやし効果を提供したり、さらには町民を対象とした健康増進事業のための活用をしていく、このような考えを持っているところでございます。

以上、お答えを申し上げますが、具体的事項につきましては担当課長に答弁をさせますの

で、よろしく願いをいたします。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 再問に入る前に、駒止湿原についてなんですが、先ほど新聞のことを出しました。その中で、住民、専門家で作る専門委員会ということで、僕は実は正式には知りませんでした。樫村教授とか先生方は、もちろん有識者だということはわかっていますけれども、そのメンバーを見ると、元先生とか教育の部門に携わる人、あるいは野鳥の会もいらっしやいますけれども、本当ならば観光を生かすという意味では商工会や産業商業部、いろいろなことがあるにもかかわらず、この会のメンバーはいつも気になりますけれども、僕たちが遠のくというのは、生かすという意味よりは教育、守るといふことの保護の方に行きます。

ちょうど今から、平成10年に駒止フォーラム、「駒止湿原の未来を考える」というのがステーションプラザでありました。かなり膨大な資料を僕もいただいたし、参加させていただきました。その中では、どちらかといえば両保立があつて、ビジターセンターの話も具体的にできましたし、開拓地のところには駐車場を持っていこうなんてかなり過激な、とても具体的に案として5、6パターンがありましたけれども、そんなふうになっています。

そういう意味で、まずこの再問で聞きたいのは、このメンバーは、果たして町長が考えるのに、活用に重きを置いているんでしょうか。だれがそういうのを選任し、それがひとり歩きして僕たちの手から離して駒止湿原を持っていったんでしょうか。それ、ちょっと僕は気になりますので、その考えを伺いたい。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

これは、旧田島町時代に、駒止湿原の活用に関する検討結果というのが出ています。それによって、これまで駒止のいわゆる保全と活用について進めてきた。その一つとしてブナの植林をしたりしたわけですが、ここに来て、先ほど申し上げましたけれども、駒止湿原の乾燥化が進んでいると、こういう提案が学者先生からあつたんです。それでは、例えば木道を動かす場合は、天然記念物ですから文化庁の許可を得ないといけないということで、文化庁に相談しましたら、ただいまの委員のそういう構成をしないと、そういう構成の中で協議をしないと文化庁の方では受け付けられないんだと、こういうことで構成を考えた。その中に、当然、地区の区長さんや森林管理署の方々も入っておられるわけですので、ご理解をいただきたいと思いません。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 今、地元区長とか出ましたけれども、駒止湿原保護協議会、これとこの管理が全く違うメンバーです。僕も実は文教厚生に入りましたので、6月に昭和村に行きました。そのときの構成委員は確かに昭和村の民宿をやっている方がいらしたし、僕たちも入っていたし、ちゃんと針生の区長も行っていました。ソウガ地区参加させていただきましたけれども、いただいた名簿の中には、どちらでも何も完全に有識者のみですね。つまり、これを評論する人たちです。釧路湿原がどうの、世界中のあちらこちらの湿原、確かにプロです。プロですけれども、どちらかといえば、もうそちらの方であって、活用というよりは学術的に、何だったら閉じちゃいましょうかという部分ですね。ここで自然との共生、僕たちと自然との共生、ともに自然を私は観光資源として、それをもとに生活したいという人もいるわけです。

そういう中で、こういうメンバーが文化庁から指定されて、これがなければその次の段階に行けないというのも確かかもしれませんが、本当に今まで、この歴史を見ると、昭和30年代にはあそこに開墾地があって、針生の住民があそこに入植をして、あそこで耕していた時代がありました。作物もつukれない、とんでもない谷地だという意味で煙たい存在だったかもしれないけれども、それから10年後の昭和40年代に注目を浴びて、それから木道が敷かれて、それから文化庁の指導で1988年までにちょうど木道が2,000何万ですか、それで木道を完備して現在の状態になって、それが今朽ち果てて、腐っている状態。

こういう流れがあって、確かにいつも文化庁からそういう予算をいただいて、見せるとか観光とか、教育の場ですごく助かっているというか、僕たちも刺激されています。すごく自慢にできる湿原なんです。それを今、この状態の管理の中で生かすより守りに入って、新聞にはいきなり「木道立入禁止」という表現があって、繰り返しでごろんなさいね、「そういう意味ではもっと、町長とか町民の、住民の立場に立って」とかとよく言葉にするんですけども、それがあって、そこで僕たちが生活しているにもかかわらず、そこからこういうものを有識者が言っているから、文化庁が言ってそういう組織をつくって結論を出さなかったらだめだとか、そういうのは住民の立場にも立っていなければ、本当にそこが潤って、これをもとに僕たちが、本当に今こうやって緊迫して、スキー場にも人が来なくて、何か観光資源をつくって、イベントをつくったり、箱物をつくって、夕張みたい、ああやって努力しているところと比べれば、我々はこんな湿原があって、年間僕は7万人、10万人は減ったから7万人と書きましたけれども、10万人、1日に1,000人来る時代もありました。そういうのがあるにもかかわらず、本当なら10年前、保護協議会は40年前にできています。めちゃくちゃ昔からいろいろな討議をして40年たったにもかかわらず、生かされもせず、そしてその10年前の部分にあります。

湿原の活用、我々が行き着いた駒止湿原の活用方法は、地域づくり、人材育成、駒止湿原を活用することである。そのため、湿原に関する情報を常に発信できる施設が不可欠である。そこで我々は駒止湿原にビジターセンターの整備を提案する、これはちょうど10年前のフォーラムです。10年前にそういうのができて、本来はできていれば、踏み込みがある木道がダム化しているなんて、ダム化していると思いますか。それは人が踏み込むんじゃない。雪が5メートル降るんですよ。何十トンの重さなんですよ。そこに置けば必ず沈みますからね。人が入って重くなって沈んだような印象で有識者たちは記事をつくり上げるということ事態がおかしいです。重かったら沈みますよ。どんなのだって、雪なんか入らなくっても木道を置けば10年たてば沈んでいます、あれは重いんですから。

そういう意味で、私たちはその有識者たち、もちろん余りバッシングをすると僕が責められるので余り言いませんが、そういう指導のもとにどんどん進んでいき、僕たちが置いてけぼりを食らっているから僕は腹が立っているかもしれませんが、そういう中で、ぜひこの有識者の組織を解体するとかじゃなくて、もっともっと住民の立場で、僕は民宿もやっていますけれども、本当に午前3時からお客さんを案内してきます。朝の6時ごろ満車です。30台というのが果たして多いと思いますか。

高清水公園、僕はことしイベントに行きました。すごいですよね、自由に途中途中で駐車場ができて、ああ、できたての駐車場かな、2万人入ると思いますよね。それで、3週間しかない期間で南郷地区の人たちは、ああやって盛り上げながら、そこにかけているんです。2ヘクタールだからちょっと面積は忘れちゃったけれども、ヒメサユリという一つの単品だけで3週間も2週間もかけて、300万、400万の入場料を上げながら、そこにしがみついてという言葉が悪いかもしれませんが、それを生かそうとしている。だけれども、この湿原に関しては10万人から来て3カ月以上見られるのにもかかわらず、僕たちは指をくわえて待っているのか、指をくわえて、まるでとても自然の貴重な部分だから、触ったらすぐに、だれか、あいつは何をしたんだと。それが怖いのもかもしれない。僕も怖いのもかもしれない。そういう意味では、何か有識者さんに振って、彼らが結論を出すのを待っている。僕たちも商工会とか何かの、観光協会でもいつも出ているんです。おまえ、駐車場に行ったら、いよいよ、だつてやればいいじゃないと。針生地区の土地なんで、そんなこともできない、できるような僕たちも結構話します、針生で結構話になるんですよ。

でも、ぜひそういう意味の生かすという意味の考えに対して町長はどういう考えを持っているのか。やっぱり有識者の方にリード権があつて、それは仕方がないという考えなんでしょう

か、その辺は町民の一人である町長として考えを伺います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

結論から申し上げますと、私はこれまでも何回か申し上げてきましたが、地域の新しい経済を興したいと思っているわけですから、やはり有識者による保護の方のところに偏っているとか、そういうことではなくて、例えば仮に、この資源が、私もよくわかりませんが、専門家の目で見ると谷地化の、いわゆる草原化するということになったら大変貴重な財産をなくしてしまうことになりますから、それは放っておけないでしょうということで、文化庁の方に行って相談をして、こういう形になりました。

専門委員会の方々の構成がよくないとすれば、それは今後もう一度検討してみる必要があるかもしれませんが、この方々が言われたら見て、いわゆる草地化しないと、こういうことであれば、これまでどおりでいいのではないか。しかし、もし草地化、乾燥が進んで草地化するとすれば、この後の子孫に、子供たちに駒止湿原をしっかりと見てもらうことができない、こういうことはやはり避けなければならないということになりますから、私は、特に針生地区の民宿をやっている方々、あるいはあの地区でさまざまな駒止湿原とのかかわりを持っている方々の状態を変えようと、こういうことは考えておりません。

ただ、先ほど申し上げたように、区長様が入っているのは保護協議会の方だったのかもしれませんが、ただ中間報告を専門委員会でやらせたときには、多分それぞれ昭和村でもやりました。そのときにも来られたか来られないかわかりませんが、大方の人たちが、もし木道がそういう傾斜湿原の水をせきとめているということになれば、雪圧であろうと、人の力であればそれはやはりどこかで対策を講じなければならない、こういうふうに考えて、大方の、そのときに参加された方の意見としては検討を続けてくれと、こういう意思だったというふうに記憶をしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 少し興奮してしまいましたけれども、湿原に対して、僕は本当に素人でプロでもありませんし有識者でもありません。田代湿原はご存じですよ。池がありますね。僕も都立大の歌川教授を案内して黒岩湿原にも行ったことがあります。湿原というのは、おわんみたいなこういう状態のところにカルデラとか、その上にどんどん堆積して行って、かつては池だった、年間、その上にヨシが生えたり、草が腐って寒さの余りに数ミリずつ堆積していった。つまり40年たったら、0.何ミリなんです、8センチぐらいです。つまり池はなくな

ります。あのまま閉じても30年後には、40年後には乾燥化なんです。それは明らかなんです、もう。

池がかつてあそこにもあったですよ。それがなくなったのは人間が入ったからじゃなくて、自然の中である、腐る、ある、腐る、このマニュアルは簡単に、素人向けにイラストの中でも完全にうたっています。あそこもかつては池だった。だけれども、今はこんな状態。田代湿原もいずれ美しい、今回議会だよりの中にもありましたけれども、その中にきれいな湖、それはやはりいずれ枯れるんです。

素人から考えても、そういうものが現実にあるにもかかわらず、あと30年足らずであと10センチ上がりますから、さらに乾燥化が進むんです。それはどうしてもとめることはできないんです。そういうのは素人で考えても、あっ、どうしてか、今、危機的状況なんです、どっち道そういうふうになってくるんですね。なるんだそうです、運命なんだそうです。だったら僕たちは、今まだ生きているうちに、湿原がまだまだ元気であるうちに、例えば僕は思います。乾燥化します、水位調整できないんでしょうかと。僕も写真を撮りにいきますと、水位調整の、春から雪解けの水がどんどん流れる水量調整のものを調整して、文化庁から調査でしょうけれども、調べています。どのぐらい水がどれだけ枯れていくのか。それが枯れていくんだったら水位調整で、素人ですから、出入り口の方を何とかすれば、1カ月ぐらい延びるんじゃない。そうすると自然環境がずれるんですよ。今、乾燥化して瀕死の状態の湿原の表面があるなら、水位調整して、閉じろと言っているわけじゃない、流れを抑えて1カ月なり2週間なり水が浸っていれば、ミズバショウだって、あんなすぐ真っ黒にならないで、しばらくはいるだろう。いろんな考えが、素人なりにですよ、それにもかかわらず、そういうのをやると自然を壊すんだと。乾燥化だって流れてしまいますよ。あその池にイワナもいたんですよ。イワナがいなくなったとかいろんなものも記事で調査結果が出ています。

〔「今でもいる」という者あり〕

○1番 湯田 哲議員 今でもいるんだそうです。その部分では、乾燥化しているからなくなってきますけれども、あれは6月が過ぎて、6月中旬になるとあそこオカボですね、丘です。昔はもっとあったような気がします、確かに。だから、そういう意味で素人が考えても、この行き着く先は、目の前に終わる湿原があるのに、30年、あと100年はないですよ。よほどの人工的に加工したり、僕はそれをやってもいいと思うんですが、それぐらい湿原を維持するのなら、もっと土木的にやったら本当に、いいかげんにしろと言われるかもしれませんけれども、それぐらい貴重で……

〔発言する者あり〕

○1番 湯田 哲議員 という考えもあります。

そういう考えについて、町長はいかがお考えでしょうか、伺いたい。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

そのとおりという意見があったようですから、そのとおりなんだろうと思うんですけども、私はそういう議員がお考え、あるいは緊張感といいますか、危機感というのをお持ちだったら、その専門委員会がこの後もあると思うんです。そこで、ぜひ時間調整をして意見を述べていただく、そういう機会を私の方からとらせていただきます。

あくまでも私は町長として、先ほども申し上げましたけれども、トップダウンでこうしろあしろという考え方は、最終的には判断しなければならないですけれども、最終的にどこかの時点で、これは町長として判断をしなければなりませんから。しかし、そこまで行くプロセスの中には、何回も言っているように、いろいろな考え方があっていいんです。いろいろな行動があっていいんですよ。でも、そのことの中で、でき得る限りお互いの立場や違いを理解し合った上で着地点を探したい、こういうことですので、ぜひ、この後いつあるかはちょっと執行部に聞かないとわかりませんが、そこに出ていただいて、その思いをぜひ専門員の方々に話をしていただいて、議論の中に加わっていただきたい、こんなふうに思っておりますので、ご理解をいただきたい。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

質問の趣旨は明確にお願いします。

○1番 湯田 哲議員 わかりました。

1番の駒止湿原についての部分で最後に、2009年から具体的に始まりますという新聞記事です。これに対してビジターセンターをつくるのか、駐車場をつくるのか、その辺の構想的な、ちょっとした先のことをお答えいただけますでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたしますが、巡見使ですか。

〔「ごめんなさい、1番の湿原です」と言う者あり〕

○湯田芳博町長 駒止湿原については、今専門委員会の中でもいろいろと議論があるのは、ただ単に自由に駒止湿原に入って、自由に帰っていただくというよりは、何とかその駒止全体の湿原、あるいは周辺の林相、それから野鳥、こういったものまで自然の生態系の中で関連にな

るので、それをちょっと学んでいただこう、学んでいただくような施設をつくったらどうだろうと。しかも、その施設はそれほど大がかりなものではなくて、雨風がしのげる程度でいいんじゃないだろうか。そこにガイドブックをつくって、ガイドブックを買っていただいて、そうして自然の中で学びながら、さらにそのガイドブックを持ち帰っていただいて、ここに訪れなくても訪れられない、例えば病人の方がいらっしゃいますね、そういう方々にも駒止湿原を紹介できるような、そんな環境施設と環境のガイドブックとガイド人を育成できないかと、こういう話をしているということは私の方に報告が来ております。

以上です。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 ぜひビジターセンター、社会教育、あるいはマナーを教えるためのそういう、今言ったパンフレットをつくって、システムづくりをして、いかに生きた自然教育ですか、そういうものをぜひやってほしいと思います。

それでは、2番の巡見使の道の質問に移りたいと思います。

今についてですが、ちょうど今から30年前のこと、駒止湿原について、このところだけ言いたいと思います。

今からちょうど30年前の広報たじま6月号に、七ヶ岳駒止湿原、あなたが選ぶ新観光福島30景に入る記事でありました、6月号。今からちょうど30年、約30年、29年前ですが、その中のその文章の中の終わりだけ言って、この質問は終わりたいと思います。

「今後、田島町の観光発展に大きな期待をかけられるものである。田島町の観光が飛躍的発展を見られるよう、心から願うものであります」というのが、30年前の広報たじまに掲載していました、30景入り。2万7,000人ぐらい投票して、多分まちなか挙げて投票したんでしょうね、1人で50枚書いたかもしれません。それぐらいみんな純粋に駒止湿原を愛し始めたころです。そういうのを言って、この1番について質問は終わります。

2番、巡見使の道についてですが、これは僕も9年ぐらいの付き合いですけれども、僕もその刈払いに参加させていただいたりしています。本当にこれは歴史的な道で、余り詳しくないと思いますけれども、2間ほどの広さの馬車道ですね、傾斜はほとんどこの状態です。そしてスイッチバックの状態で50メートル行って50メートル戻ると、ここが2メートルぐらいで近道できるというパターンの道です。途中に、山の斜面につくるわけですから石垣が、人工物があります。もちろん町長と一緒に刈払いとか整備をした人間なんでわかると思うんですが、そういう貴重なブナ林、これも途中にあったり、とにかく歴史を感じさせる道です。

この道をぜひ、本当に予算もいただいて、毎年町の方から出していただいて刈払いとかをやっていますが、10年近くたつ今、本当に観光に生かせるとか商業の中に生かせるものに、何て言うんでしょう、駒止湿原の二の舞じゃなく、ぜひ30年後もこの答弁をまたしているんじゃないかと、5年なり、あるいは2年後でも、先ほど町長が言われたように、湿原とこの巡見使の道は背中合わせなんです。この巡見使の道から上がると、あそこは1,000メートルちょっとですから、50メートルぐらい山に登って大峠、小峠を越えますと駒止湿原と標高は同じなんです。そのまま尾根沿いをずっと水平に歩いて駒止湿原なんです。だから、言ったとおりに確かにセットで、全く背中合わせの、観光としては2時間で行くこともできれば、近道すれば30分ぐらいでもしかしたら上がるぐらいの峠です、トンネルの横から上がると近道になりますので。そういう意味で、ぜひ巡見使の道について、もう少し具体的に、年数を切っちゃ、それは難しいかもしれませんが、その辺もう少し具体的にというか、進めるプランというか、もちろんそれは議会の承諾も、もちろん行政のあれもあるでしょうけれども、町長の考えを伺いたい。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

巡見使の道については、先ほどご答弁申し上げましたように南郷地区の東地区でもその整備をしようと、こういうことで里山再生事業の中で今事業を進めています。ですから、これらとの関連の中で、当時の時代の復元まで行ったらいいねということを地元の住民の方から聞いております。

したがって、ここの整備につきましては、継続的に森林環境税を原資とした里山再生事業を継続して実施していきたい。ただしかし、この中は当然森林でございまして、所有者がおりますから、所有者の同意、理解を得た上でないと整備の限界がございまして。当面、田島側の入り口については一部私有林もありますが、大半が緑資源機構の分収造林です。ですから、緑資源機構と打ち合わせをしながら、いわゆる伐木等についても、今後村のワークショップの中で議論され、その結果が出たものについては、しっかりと里山再生事業の予算づけをしながら整備を進めていきたい。

将来は、議員がおただしのように、そういうネットワークができればとてもいいなというふうに思っております。その際に、一つだけやはり考えなければならないのが、かなり距離がございまして、どこかにトイレを設置をする必要があるだろうと、こんなことで今は考えているものが私の気持ちでございまして、ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 町長は具体的に、一緒に歩いていますので、その部分の距離、長さ、そしてトイレの話まで具体的に出ましたけれども、ぜひ10年のスパンではなく、もっとすごく短く、湿原にビジターセンターもできるような計画で走り始まるんでしょから、背中合わせで、この巡見使の道ができれば、湿原のみに集中することなく、こちらに行って、ああ、巡見使のブナ林を行こうかという選択する来訪者もいらっしゃると思います。本当にこっちの方がもしかして評判がよくて、こっちに逃げてしまう、流れる人が出るかもしれません。ですから、過密になることもなくなるかもしれませんから、同時というよりも、本当にそんなに長い目ではなく、早いうちに実現してほしいと思ひまして、進めていってほしいと思ひます。

3番の温泉についての質問ですが、これは実はその情報について、行政、議会とのいろいろな取り決め、その情報に対する保管規則みたいなものがあるのではという答弁でしたけれども、もしそれがこの議会の中で、あるいは行政の中で、あるいは産建ですかね、その分もあれですが、その中で、その情報が、僕は混乱とあって、質問書に混乱するとかいう話がありました。もしこの混乱で、うちの裏の畑が出ますよと、隣の畑5メートル先に出来ますよと、それで、これから1,000万、2,000万かけて町じゅうが穴だらけになるぐらいみんな豊かになるんだしたら、人騒がせって、混乱と言いますけれども、そんなに温泉掘削って簡単なんではしょうか。それが混乱って、もっと具体的にどういうふうにお考えが混乱なんではしょうか、ちょっとお教えください。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

発掘するという行為に対する混乱とかではなくて、例えばそこが源泉地になった場合に、その地域の人たちがいろいろな例えば動きをします。永田地区に発掘した温泉があったことを私は田島町長になってから知ったんですが、そのときの混乱はすごかったです。どのくらいで町で買ってくれるのかと、こういうところまで進んできました。そういう、いわゆる混乱と言っているいかどうかはわかりませんが、土地の利用の憶測が飛び交うと、こういうことが考えられるというのがまず第一点です。そういうことが、ここで意図したことであります。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 具体的に述べていただきましたけれども、僕はその混乱よりも夢を、この表がありますね。夢を与える情報じゃないか。金井沢地区、あそこに硫黄山というか、実は水晶が出る地区があります。僕のところではないんですがね。その地区って昔、温水泉とい

うのがあって、ああいう水晶ができるらしいです。ですから、もしかしてあの辺も情報に上がったか僕は知らないんですが、その情報がもし金井沢地区なり、針生地区なり、荒海地区なり、水無地区なり、栗生沢地区なり、丹藤地区なり、あるいは枇杷影の老人ホームとか病院のあたりに出れば、僕は最高だと思っています。

そういう情報があって、それが分布図的に17年前の情報で航空からガンマ線で調査したぐらいで90%だ、30%だという数字では出るはずはないですよ。本当に今の技術だったらもっと100%単位でレベルは10倍ぐらい精度はもっと上がっていると思うんです。その情報がひとり歩きして混乱を与える、ここの問答をしても仕方がないです。

議会の中で、もしそれを進めるのなら、ぜひそれを公開しながら夢を与えて、じゃ、うちの裏の畑で出るのなら、おれ5億貯金持っているから掘りたいわという人が出るかもしれない。それだって問題はないでしょう。それをだれかに売るとかじゃなくて、それを入浴料300円払ってその人がもうけたって、それは周りがそれでボイラーたかなくて済むんだったら、これは大いに結構な話ですから、この情報が出て混乱する、まして17年前の情報がどれぐらい価値あるかって、僕はすごく疑問です。今はもちろん衛星も使えますし、とてつもなく水がどの辺に分布、地下水として分布するかもわかるはずですよ。

ですから、そういう意味でそれは流しても、一回議会にかけたらどうでしょうか、見せなくてもいいです。どんな混乱が出るのかというのを上げて、方向に持っていこうかという、もう一回、今、17年たった今、その結論をある意味では討議してもいいんじゃないでしょうか。ぜひじゃ、いついつか多目的ホールでこんなのをやるから、ぜひ温泉をみんなで掘ろう会みたいなもので発表しますからとイベント的にやってもいいですから、ぜひこの情報の公開については前向きに、このまま行ったら僕たちもいなくなります。町に掘らずにその情報を、あと70年たったらどうなるんでしょう。その情報は何なんですか。僕はその情報に対してはすごく疑問なんです。もしかしてあけてびっくりで、何もなかったなんてこともないかもしれませんし。

その部分で、あけるのはもちろん議会の同意も、すべての同意も要ると思うんですが、そういう方向で進めても何ら問題はないと思うんですが、その辺町長、どうお考えでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

15年前の情報がどれほどの価値があるかということ、情報を公開しても余り価値があるのかどうかということになります。15年前に決めたことですから、今議員がおっしゃるように、その公開の内容を私なりにもう一回精査をさせていただいて、そしてその上で結果をお示した

い、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 今の町長の答弁の中に、前向きというか、その内容に依じて前向きというか、その情報が公開されるかもしれないし、議会の同意を得れば公開してもおかしくないだろうと。混乱はそのときの情報だから50%かもしれない、30%、残念ながら全部20%だったよという結論でも、その辺はよろしく、前向きをお願いします。

それで、僕は、その活用の部分なんです。

この情報とともに何で重要かという、館岩の議員も言いましたけれども、館岩に温泉があります。それを内風呂を持っていない人でなくても、温泉に頼って内風呂はたかないよという人がいらっしやるとか、いろいろな話を聞きます。今、CO₂削減とか地球温暖化防止とかとありますけれども、その中で、もし内風呂を使わずにその温泉を使うことが、もちろんその温泉の施設にもよりますけれども、すごくいいことですよね。1万7,000人が全部ボイラーを持たずに、内風呂を持たずに温泉でもし入浴できたら、多分年間何億ぐらいの灯油、あるいは燃やさないです。僕はこの活用という言葉の裏にはそういうものが、もし金井沢なり、一番理想は栗生沢に1本、丹藤、水無地区に1本、ここに1本、丹藤地区に1本できて、その中にみんなそこの共同浴場に歩いていける。何で歩くかという、今、車が運転できるうちはいいですけども、僕たち、僕の父もそうでしたけれども、伊南の赤湯温泉に常連で行っていました。本当にお世話になったんです。それぐらい温泉は、「ささやかな楽しみ」と町長はきのう言いました。本当にささやかな楽しみかもしれないですけども、自分の健康を維持するにはすごくいいものです。それを情報とともに、もしそういう可能性があったら、5人集まって、じゃ掘ろうか、永田地区の話もありました。もしかしてうちのおじさん何十億持っているから掘らせてあげようか、いろいろなができるわけだから、それを眠らせて眠らせて、調整に期待することの混乱なんかよりも、はるかにそれをもとに、じゃ、もっと詳しく調べようか、そういう部分が進むんです、進むと思ひます。あそこは60で70だ。じゃ、隣のところは70%だから、そのおばさんについて許可をとって掘ってみようかなんていう人もいると思ひます。

だから、僕は、この話一本なんです、その活用の部分で、ぜひ町民の健康維持ということが出ました。観光プラスその次の部分が僕は気になっていた、その部分をもっと強く、料金で伊南が、赤湯温泉が100円の時だったね、ちょっと上がったりました。でも僕は300円でも全然、あれだけのいいお湯をいただくわけだから、それもいいだろうと思ひます。だから、それがもっと若い女の子がちょっと温泉、ああいうのが苦手だからとか、そういうハード

づくり、ぜひそこに行って気楽にもっと町民が行けるような仕組みというか、今の現況ではちょっと見えてしまうはとかいろいろなのがあるかもしれませんが、そういうものを作って、ぜひ町民がその温泉に行くということをぜひ活用の中で、観光はもちろんですけども、本当は田島にもそういうのが発表と同時に、永田地区に1カ所、そういう形でやってほしいのはあるんですが、それはやってほしいとか、そういう情報が欲しいんです。

そういう意味で、その活用、地球温暖化の、僕はだからこの南会津町ではそういう温泉を使って内ボイラーを使わない方針にして、昔やったカルチャーの学習会をやると、判こをもらってポイントをもらおうと教授だか何だかという時代があったです、旧田島町で。あれみたいに、内フロを使わずに年間、私は100回実には行きました。内ボイラーを使わずに、毎月3,000円の灯油代を使わなかったですよ、自己申告では申しわけないんですが。いろいろなアイデアがあると思うんですね。そうすると、伊南に行く人もいるだろうし、それで判こを押してもらうだかわかりませんが、そういう……

○渡部康吉議長 質問の趣旨を簡潔にお願いします。

○1番 湯田 哲議員 そういう活用をぜひ進めていきたいと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

先ほども申し上げましたように、今、健康づくりね、特にひざ痛等に温泉療法を使わせていただいております。場合によっては檜枝岐のところまで行っているというケースも聞いておりますが、私は医療費の削減という政策の中でこの問題をとらえていきたいと、こう思っておりますが、あわせて、ただいま議員からおただしがありましたように、化石燃料に頼ってきた私たちの暮らしの中で、どのようにその温泉が活用できるかという意味では、CO₂の削減効果、いわゆるこのところも一つ新たな素材として、切り口として見えてきたのかなと、こんなふうに思っています。

そこで、議員の皆さんもご存じでたくさんの質問がありますが、財政が非常に厳しい。ですから、民間の活力を限りなく使う、こういう方法を取り入れているんですが、それは、それぞれきょうですか、いわゆる排出権の問題もありましたので、排出権の問題に積極的に取り組みながら関連づけをしていって、政策のある意味では部分的な対応の中で、この問題も新たに重要政策の一つに出現するのかなと、こんなふうに今考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 じゃ、これで終わりますが、温泉活用についても一言言わせていただきます。

新エネルギービジョンで風力の調査、七ヶ岳と下岳の風力を年間調査をしたりしています。水力がちょっとなかったような気がします。水力については下流に発電所があったので、そのところに2キロがちょうど上流から行くと5、60メートルの落差なので、多分500キロワット以上、700キロワットか1キロワットか知りませんが、それぐらいの発電所ができる。それは水力、自然エネルギーの部分なんですけど、実はそれを調査、確かにそっちの方のところに傾いてしまって、どこでもかんでも風力というようなアイデアでありますけど、この南会津は、もし温泉が、地熱の、マグマの熱の恩恵なわけですから、その切り口の中で私たち南会津町は地球温暖化に内プロを使わずにやっているんだよといううたい文句の中で、その地熱エネルギー、マグマ、地熱発電は無理です、只見町の方でやっているんですけども、それよりも僕たちは身近に入っても、そんなもの入れればボイラーをたかずに30分なり過ごせるわけですから、そういう切り口で僕たちは温暖化対策に町ぐるみでやっているんだよというモーションを僕はうたってもおもしろいと、もちろん受けをねらっているんじゃないんですけど、そういう新エネルギーに対する努力、水力でプロペラ回して1億2,000万のを10基に対して20億もかけてやるよりも、その1基の分で、そのおふろの部分でもっと、例えば女の子がいるのならプライベートバスかよくわかりませんが、いろいろなアイデアがあって、その方に力を入れて、僕たちがその温泉の中につかって内風呂を使わない努力をしていますよという方のハード面、そういう努力をした方が現実的ではないかと僕は思います。

これほど南会津町が温泉が豊富だし、館岩では既に内風呂を持たない人も結構いらっしゃるというし、赤湯もあって、残念なのは田島町なんですけれども、そういう考え方というか、持っていく方も一つの考え方ではないかなと。一つの切り口です。僕たちにバイオマスいろいろ言いますが、僕は有識者たちが提示した、ほかから受け売りのようにやっているもの、どこでもそうです、みんなそのアイデア確かに我々も素人ですから難しいですけども、そっちの温泉の切り口の中で、地熱じゃない、発電じゃない、僕たちはそういう小さなところからでいくという部分で考えていた……

〔発言をする者あり〕

○1番 湯田 哲議員 わかりました。

そういうものを進めていただきたいと思います、町長のお考えを伺いたい。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

大変、1番議員には熱意を感じておりますので、その熱意をしっかりと受けとめながら、温泉については、それぞれの地域の出やすい場所、出にくい場所もあるんだろうと思いますので、それらのことも考えながら、今後検討を加えていきたい、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○1番 湯田 哲議員 以上で終わります。

○渡部康吉議長 以上で、1番、湯田哲君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時12分

再開 午後 3時26分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで町長より発言したい旨の申し出がされておりますので、これを許可します。

町長。

○湯田芳博町長 私から一部訂正をさせていただきたいと思います。

18番、菅家議員の空き店舗対策に関する質問の中で、国道121号線に絡んで、「歩道」を拡張するということでしたが、「車道」というふうに申し上げました。おわびをして訂正をさせていただきます。

○渡部康吉議長 次に、5番、山内政君からの発言が求められておりますので、これを許可します。

5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 私が一般質問の中で、「部落」という言葉を使ったということであり、これを「集落」という言葉に訂正させていただきます。

◇ 平野昌盛 議員

○渡部康吉議長 次に、14番、平野昌盛君の登壇を許します。

14番、平野昌盛君。

○14番 平野昌盛議員 大変お疲れかと思いますが、しばしの間、辛抱していただきたいと思います。

私は2つの事項について質問させていただきます。

1つ目は、国道401号線の当町界と昭和村大芦間の整備促進についてであります。

国道の整備については、財政面からしても非常に厳しい状況下にあることは一般に周知されておるところであり再論はしませんが、住環境等の整備は行政の根幹的事務の一つであると思いますが、多少なりともそれがなされておる現況下にあることも周知のとおりであると考えます。

しかしながら、国道401号線の整備状況はと申しますと、関係道路各種整備促進期成同盟会等の要望活動がなされておるにもかかわらず、まだまだ整備の必要な箇所が多く、特に当町界と昭和村大芦間の整備水準は非常に低く、冬季間は通行どめになってしまう状況下であり、この区間が整備され通年通行可能となれば、主として南郷や伊南の一部地域から若松方面に出かける場合には、現状でもそうではありますが、田島経由よりも昭和村経由の方が時間的にも近くなり、もろもろの面で有効で重要な国道と、より喜ばれる道路となることは必然的だと思います。ゆえに、会津縦貫南道路をとということもあろうと思いますが、ぜひともトンネル設置を含めての拡張整備等をなすべきものと考えられます。

合併前のことであり、価値観のことではありますが、南郷の一部の方からではありましたが、会津若松方面に出かける場合には、田島経由よりも昭和村経由、すなわち国道401号線経由の方が時間的に10分くらいは短縮になり、気分的にも楽だと話す方もおりました。私も何度か昭和村を経由して会津若松方面に出かけたことがあります。やはり早く、そのときの交通事情にもよりますが、20分近く早く着いたと思ったこともあります。同時に、もう少し道路の整備がよければもっと時間短縮ができるのではないかと考えたものでした。たとえ10分間だけの時間短縮であっても、これは大変なことであると思います。まずは、主に西部地域でのことではありましようが、生活・観光・交流・救急医療活動等多方面により功をなし、一層地域の活性化も図られ、ひいてはさらなる町の活性化や大気汚染防止にも功を奏することにもなると思うのであります。

なお、若松方面ばかりではなく、金山町や柳津町方面への時間短縮にもつながることでもありましよう。それに、国道289号線の八十里越峠が全線開通を目指して工事が進められておる

と聞いておりますが、それが開通すれば当然に当町の車の交通量が多くなり、それなりに危険度が増すこととなりますので、それなりに国道等の整備が必要になりましょうが、やはり当町での車交通量分散化のためにも国道401号線の当町界と昭和村大芦間のトンネルを含めての拡張整備等が必然的に必要になってくるのではないかと考えられます。ましてや、数百人以上も雇用する大企業がなく、また新たな企業誘致もなかなか望めないであろう当町の経済に、より活力をつけるには、公共事業の招致が先決問題かと考えます。

つきましては、断続的に小規模な公共事業もあってしかるべきでしょうが、やはり業者が社員等をより多く通年雇用できるような長工期の公共事業を招致していくべきと思います。それには、前述のように整備水準の特に低い国道401号線のうちの、当町界と昭和村大芦間のトンネルを含めての2車線化拡張整備を、関係団体や関係道路各種整備促進期成同盟会等と連携して、より一層強く国に働きかけ、その実現化を図ることがまず必要であると考えられますが、お考えをお伺いします。

2つ目は、遊休農地の活用についてであります。

当町にも遊休農地が大分あり、その活用方策についてはいろいろな考え方があると思いますが、その活用の方策として、町内はもちろん他市町村や都会の退職者の方々等に、例えば20年とかの長期間にわたり当該農地と空き家等をセットにして無料か、その固定資産税相当額程度の低料金で貸与して居住していただいた上、楽しみながらの農業を経験していただき、ひいては町の活性化につなげていく制度を設けてはどうかと思いますが、お考えをお伺いします。

以上、よろしく申し上げます。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 14番、平野昌盛議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、国道401号線の当町界と昭和村大芦間の整備促進に関してであります。一般国道401号は沿線地域の産業経済の発展を初め、観光交流ルートとしての大変重要な路線であります。整備促進は公共事業として地域経済の活性化、雇用の確保などにも大きな影響があるものと認識をしているところであります。

おただしの、新鳥居峠はこれまで雪崩防止施設、落石防護さく等の整備、トンネル化計画による通年交通のための改良整備事業の推進について、繰り返し県、あるいは国に対し要望活動を展開してきておりますが、即時の対応までにはつながらず、道路幅員の拡張を含め、まだまだ安心して通れる国道整備は進んでいないのが現状でありますので、今後さらに強く道路特定財源制度維持を要望するとともに、国道401号改良整備促進期成同盟会を中心に、関係市町村

と連携し、一層安全で安心して通行できる国道として整備促進を進める取り組みを行ってまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

次に、2点目の遊休農地の活用についてのおただしがございました。

農山村地域においては担い手の減少と遊休農地の荒廃や空き家の増加に歯どめがかからない状況にありますが、一方、都市においては農山村への定住や2地域居住を望む人々がふえるという情報がござひますので、これらの人々を対象とした農業従事者の受け入れを進めつつ、地元後継者の育成を図ってけるよう、指導員体制の充実を図ってまいりたい、このように考えているところであります。

現在、新規就農支援制度を発展させた制度づくりを本気で進め、遊休農地対策に今後精いっぱい努力を重ねてまいりたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項については担当課長より答弁をいたさせますので、よろしくお願ひをいたします。

○渡部康吉議長 14番、平野昌盛君。

○14番 平野昌盛議員 今、大変前向きな方向で検討していただけるというような答弁をいただきました。

それで、1つ目の国道401号線の当町界と昭和村大芦間の整備促進についてのうちの公共事業の招致については、とにかくご答弁がありましたように、駒止トンネルがそうであったように、一朝一夕にしてなせるものではないことは重々承知しておりますが、早急に声を上げていただきたいと思うのであります。駒止峠も声を上げてから何十年もかかってできたものではないかと私は思ひます。そういうことですので、今申し上げましたように、声を早く上げていただきたいと、そういうふうと思ひます。

それから、次の遊休農地の活用についてでございますが、これは私は先ほど、町内はもちろん他市町村や都会の退職者の方々等と申し上げましたが、この退職者と申しますのは、私は定年退職者のつもりで申し上げました。それで、定年退職者となれば大体が60歳以上の方々と思われまひます。今、そういった方々に、未経験者でもよいと思ひますが、とにかく楽しみながらの農業、それを農業で生計を立てるといふようなことではとても60歳以上の都会の退職者の方々では無理と思ひますので、そういったことで楽しみながらの農業と申し上げたわけでございます。

それで、例えば20年と長期にわたり貸与してといふようなことも申し上げましたが、これは

60歳で定年されますと、大体80歳くらいまでは楽しみながらの農作業であればできるんじゃないかと、こう考えたからであります。

そして、同じようなことが全国的視野で見た場合に、どこか名乗りを上げたところがあります。ついせんだってテレビで放映されましたが、私は非常に短い、20秒ぐらいの間しかテレビを見ることができませんでしたので、どこだったかは記憶にありませんし、見てもおりません。それで、いち早くこうした制度を設けるようにとにかく検討していただきたい。先ほども検討していくというようなご答弁がありました。そのようにしていただきたいのです。

そして、農閑期には農業の農の年中行事なども楽しんでいただきたいと、こう考えていたわけでございます。そして、もちろん健康管理も兼ねた農作業ということでございますので、その点を踏まえまして、もう一度ご答弁をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず初めに、公共事業に関してであります。議員がお考えのとおり、歴史的にこの地域のいわゆる職の分析をしてみますと、非常に公共事業によって経済を押し上げたというのが事実でございます。そんな中で、私たちは最近どうしても出てくる言葉が厳しいという言葉が先に出てきます。しかし、私たちは現場を担当する者です。現場に責任を置く身でありますので、限りなく厳しいということは後回しにして、地域の実情を国・県に訴えていく、しかもただただ要望書を渡すのではなくて、今後の地域の将来計画もしっかりと述べながら、この事業に向かっていきたい。

現在、400の期成同盟会の中で、それぞれ大沼郡、河沼郡とそれぞれ地域の事業の交流をしませんかということで私の方から話しかけをさせていただきました。そんな中で、より道路の必要性が高まっていくだろう、こういうことをあわせてやりながら、この公共事業の取り組みに邁進をしたいと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、遊休農地の関係であります。さまざまな遊休農地対策が考えられると思っております。その中で、私は一つ、今、県の普及指導員制度がともすると人事異動によって継続性が奪われてしまう、こういうことが農業者の方から出てきておりますので、何とか、これも総合支援センター絡みになってくるのかどうか、今のところまだ明確にその形態をイメージできませんが、何とか町で、いわゆる退職者等を含めて指導体制をつくっていききたい。継続的な農業の指導体制をつくっていききたい。そこのところに専業農家の方々の、ある意味では逆に言うと現在現役で頑張っている方は難しいんでしょうが、現役を退かれた方、あるいは後継者に譲られた方の

中で、可能性があればそういう方を指導員として迎えながら農業の振興を図っていきたい。そのことがいわゆる楽しみながら農業できる選択肢も含まれるだろう、こんなふうに思っておりますので、今後、精いっぱい農業政策に取り組みを進めたいと思いますから、ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 14番、平野昌盛君。

○14番 平野昌盛議員 ご答弁ありがとうございました。

私の質問を終わります。

○渡部康吉議長 以上で、14番、平野昌盛君の一般質問を終わります。



◇ 渡 部 俊 夫 議 員

○渡部康吉議長 次に、2番、渡部俊夫君の登壇を許します。

2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 渡部俊夫であります。通告に従い、質問させていただきます。

昨年、大幅な介護保険制度の改革が行われました。その中で大きな柱として、予防重視型システムへの転換、介護保険3施設の居住費用や食費を保険給付の対象外とする施設給付の見直し、地域包括支援センターの創設など、新たなサービス体系の確立が上げられます。介護予防に重点を置きたいという概念はできたものの、全体的には財政的負担や制度矛盾の弊害を施設利用者や被保険者やケアマネジャなどの介護職員に強いる制度改革であったといえます。その背景には、保険料値上げに飽き足らず、介護保険による給付総額をできる限り抑えたいという国の意思があります。

しかし、当たり前のことですが、介護予防を初めとする福祉の出発点はお金であるはずがなく、人であるはずで、介護状態になることは本人が一番つらいことだし、家族も大変な思いをされます。繰り返すようですが、昨年の改正で介護予防の概念が取り入れられたことはとてもよいことですが、その根本には、まず財政面で給付総額を軽減したいという国の思惑が見え隠れし、例示されたメニューを見ても、運動機能の向上、栄養改善、口腔ケアの3つ柱で、その具体策や系統性、身体以外の予防策にも貧しく、どこまで本気で予防を考えているのか疑問なわけです。

我が町のお年寄りが介護状態にならず、元気に地域で老後を送れるようにと考えるなら、身

体機能だけではなく、衣食住など日常生活のさまざまな面での改善、自立支援や生きがい、楽しみ、仲間づくりなど、精神的な側面からも総合的に予防メニューを構築する必要があると思います。また、認知症予防やうつに対する閉じこもり予防、そしてもっと広い意味での生きる意欲や生きがい対策として、趣味や芸術を楽しんだりというように、生涯学習の中で介護予防を考えていくことが大切であると思います。

我が町でも、地域包括支援センターが設立され1年9カ月経過しているわけですが、その役割は高齢化社会を迎えて、ますますその役割と任務は大きなものがあると思います。

そこで、地域包括支援センターについて数点質問いたします。

1点目、地域包括支援センターの役割と当面の課題について、今ほど私なりに私見を述べた部分もありますが、我が町としてはどうお考えなのかお尋ねをいたします。

2点目、昨年4月から新たに要支援1と要支援2がつけられました。これには現在何人が該当して、今まで受けていたサービスがカットされるなどの事象が出ていると思われませんが、具体的にはどのような影響が出ているのか、それに対する地域包括支援センターのフォローはあるのかお聞かせください。

3点目、特定高齢者の判定基準変更により、本町では見直しによって何人から何人に特定高齢者の数が増加したのかお聞かせください。特定高齢者とはご存じのように、介護認定には該当しないけれども、生活機能が低下してきていて介護が必要となるおそれのある虚弱な高齢者ということになります。この人数を地域ごとにお示し願いたいと思います。また、今後特定高齢者に対する介護予防事業はどのようなプランで進めるのか。

4点目、地域包括支援センターは、まだまだ知られていません。実は私もことしの5月になって初めて知ったぐあいです。このセンターの利用促進及び知名度アップはいかに進めていくおつもりなのか伺います。

5点目、また、発足と同時に運営協議会なるものが法的に言って結成されなければならないために発足したわけですが、地域包括支援センター運営協議会の役割と課題は何か。

6点目、元いきいきサロンの町内14地区の助け合いモデル事業の現状と課題は何か。

以上、6点についてお尋ねします。

第2のテーマに移ります。ダブる部分がありますが、準備をしたので、読ませていただきます。

昨年8月3日、第1回南会津町田島まちなか再生事業協議会が開催され、重点モデル事業地区として上町地区協議会、中町周辺地区協議会が同時に設立されました。同じく18年8月、地

域活性化支援センター開設事業の提案要望原案を商工会長、協議会会長決済後、町へ提出。これに対して南会津町の対応策に急激な変化があり、9月補正予算の地域活性化センターの運営費補助並びにまちづくり会社への出資金が未計上になりました。その結果、ことし10月4日に町、住民、商工会3者同席の中で、田島まちなか再生委員会は解散しました。中心市街地の活性化に期待する立場から、以下の点について質問します。

1点目、町長として中心市街地の現況についてどのように認識をし、今後の中心市街地の活性化をどのように図るつもりなのか。

2点目、今回の事業主体はどこなのか。事業責任の所在は町なのか商工会なのか。

3点目、今回未計上になった、町が出資金として予定されていた分と運営資金なわけですが、内訳と金額は幾らなのか、改めて確認をさせていただきます。

4点目、なぜ未計上になったのか。きのうもきょうの午前中も答弁がありましたが、改めてその根拠、理由は何か、お伺いをいたします。

5点目、今回の事態をどう受けとめ、今後どのような対策を講じるつもりなのか。多くの関係者が心配をしていますので、真摯にお答えいただきたいと思います。

第3のテーマに移ります。

18年度決算について、監査指摘事項にもあるように、相当な決意で財政健全化に向けて行財政改革をしなくてはならないと思います。以下数点質問します。

1点目、財政健全化計画案の策定ポイントないしは健全化への重点施策は何か。

2点目、個々の健全化計画はどの時点で議会にお示しになるのか。

3点目、18年度決算において各財政指標は類似団体V-1になるわけですが、そのV-1の中でそれぞれワースト何番だったのか。軒並み低位置にある本町と他の類似団体との特徴的な違いは何か。

4点目、平成20年度当初予算編成方針のポイントは何か。歳入見込みでどの程度の財源不足が見込まれるのか。シーリングにおいて経常経費、物件費、維持補修費、普通建設事業費等の個々の性質別についての目標数値と、その効果の見込み額はおおよそいかほどに想定しているか。

5点目、今年度の施政方針の中で、「本格的な行政評価システムを構築し、事業の重点選別と町職員の意識改革を図ってまいります」と述べております。財政運営を初め、健全なる自治体運営を確保するため、行財政全般にわたっての行政評価システムの早期導入が必要と思われるが、進みぐあいはどうなっているか。

以上で壇上からの質問を終わります。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 2番、渡部俊夫議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、地域包括支援センターに関する1点目、地域包括支援センターの役割と当面の課題でございますが、地域包括支援センターは平成18年4月の介護保険法の改正に伴い、本町健康福祉課内に設置をし、またおくれましたのではあります、伊南総合支所にも職員を配置し、高齢者が地域で安心して自立した生活が送れるよう、保健・福祉・医療の連携、財産管理、虐待防止、権利擁護など、さまざまな課題に対しまして総合的に支援をしていくことを役割としております。

今後、少子高齢化が進展する中で、要介護者及び支援を必要とする高齢者の増加を考えますと、地域包括支援センターだけでなく、医療・介護の関係機関とさらなる連携を図るとともに、民生委員、ボランティア団体等の地域資源を最大限に活用して、地域ぐるみで高齢者を支える地域ケアネットワークの構築が重要課題になってまいります。今後とも介護予防の推進、地域における保健・医療・福祉における協力体制の整備を進め、高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として機能強化を図ってまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に2点目、要支援者の人数と地域包括支援センターの対応についてのおただしでございますが、平成19年11月末現在で、要支援1の方が112名、要支援2の方が143名となっております。

なお、平成18年4月の介護保険法の改正に伴い、要支援1及び要支援2に判定されますと、訪問介護サービスの回数が制限されることや、福祉用具の貸与につきましても要支援1から要介護1までの軽度者の方に対する特殊寝台、車いす等については、一定の例外となるものを除き保険給付の対象外となりました。地域包括支援センターでは、介護予防として利用者が取り組むべき事項等を確認し、今までどおりのサービスが適正かどうか、代替サービスの提供や家族・地域の協力も含め、利用者と相談しながら対応してきたところであり、今後とも利用者の介護状態の悪化を防ぐとともに、利用者及び介護者の支援に努めてまいりたい、このように考えております。

次に3点目、特定高齢者の人数と介護予防事業についてのおただしがございました。

要介護状態などになるおそれが高い虚弱な高齢者などの特定高齢者は、平成18年度については、田島地域17名、舘岩地域3名、伊南地域2名、南郷地域6名、合計で28名でありました。

が、判定基準が大幅に緩和されました平成19年度は11月末現在で、田島地域が391名、館岩地域が115名、伊南地域95名、南郷地域128名、合計で729名となっております。

特定高齢者に対する介護予防事業につきましては、運動器機能向上通所事業、認知症予防通所事業をそれぞれ田島地域、館岩地域、そして伊南・南郷合同地域の3カ所で実施をしております。参加者については、運動器機能向上通所事業が合計で35名、認知症予防通所事業が合計で24名となっております。本事業の大幅な基準改正や事業がスタート直後ということもありまして、参加者数の拡大が当面の課題となっておりますけれども、来年度以降、要介護状態になることを防ぎ、自立した生活が送れるよう、さらには予防給付費の削減につながるよう積極的に事業展開を図ってまいりたい、このように考えております。

次に4点目、地域包括支援センターの利用促進と知名度アップについておたがございました。

平成18年4月に地域包括支援センターを設置しまして1年8カ月が経過しております。この間、町広報紙、ホームページへの掲載、関係機関、民生委員協議会等の各種会議に出向き、PRを図ってまいりました。また、各種事業での訪問等の際には、地域包括支援センターの啓発に努めてきております。一方、民生委員、医療機関、サービス事業所、庁内各課等の関係機関から地域包括支援センターをご案内していただき、利用につながるケースが数多くあるところであります。

今後、地域包括支援センターが介護予防、総合相談、総合支援、地域ネットワークの構築等の各種事業を継続的に効果的に進めていくためには、広く町民への周知が必要でありますので、あらゆる機会をとらえ周知をいたし、利用促進に努めてまいります。また、利用を待つだけではなく、積極的に地域に出向き、高齢者や介護者の話を聞くことができる、そんな体制づくりも今後検討してまいりたい、このように考えております。

次に5点目、運営協議会の役割と課題についてのおたがですが、地域包括支援センターの運営を地域の関係者の方々に検証、評価、改善する機関として設置をされました協議会であります。メンバーといたしましては、社会福祉代表者、保健医療代表者、被保険者代表者、サービス利用代表者等のメンバーで構成されております。

協議会の役割といたしましては、主に3つの役割があり、1つ目が、センターの圏域の設定及び業務の法人委託に関する事項であり、2つ目が、センターの公正・中立性の確保に関する事項であり、特定の事業者が提供するサービスに偏りがいないか、サービスの利用を不当に誘引していないかなどの事業内容を評価することです。3つ目としましては、地域の連携・

支援体制等に関する事など地域資源の開発、人材確保支援等、センターの円滑かつ適正な運営を図っていくことでもあります。地域包括支援センター運営協議会は発足間もない中で、医療との連携や地域での社会資源の弱さなどさまざまな課題がございますが、今後ますます中核機関として重要となる地域包括支援センターの強化と円滑な運営を図るための目的を達成するため、有効な協議を重ねていくこととなります。

次に6点目、地域助け合いモデル事業における組織の現状と課題についておたがございましたが、今年度において事業に取り組んでいるのは、継続事業の3集落と新規事業の11集落で合計14集落ございます。活動母体となる組織として、それぞれの集落において婦人会や消防団を初めとする各種団体、あるいは個人で構成されております地域福祉ネットワーク会が設置され、独自性のある事業が展開されております。このように、集落のリーダー的人材が集い、集落の課題についての話し合いが行われ、事業実施につながっていることは、本事業の目的でもあります福祉ネットワーク機能の構築や支え合いの仕組みづくりの礎になるものでございます。

今後は、実施集落の拡大、さらには介護予防や医療費の削減という視点に立ち、健康づくりにつながるよう取り組みなどを誘導いたし、地域における助け合いのきずなが一層深まるような事業展開を目指してまいりたい、このように考えております。

次に、中心市街地活性化に関する1点目でございますが、田島地域の中心市街地は、商店街の後継者不足、消費者ニーズへの対応不足などにより閉店を余儀なくされ、店舗数が減少するなど、活性化を図ることが重要であると認識しております。そのため、中心市街地活性化基本計画を策定し、商工会が中心となり南会津町田島まちなか再生事業実施計画を策定してきたところであり、今後も中心市街地の活性化の必要性は変わるものではない、このように考えております。町といたしましては、中心市街地活性化の成否は、いかに事業者等が主体的、積極的に取り組むかが重要なかぎであり、事業実施計画の実現が図られるよう期待をするもので、そのための受け皿となる組織の充実が当面の重要な課題である、このように認識を深めているところであります。

次に2点目でございますが、今回の地域活性化センターの設置につきましては、事業主体は田島商工会であり、それに伴い町が申請をいたしました。まちなか再生につきましては、町、商工会、商店街がそれぞれの役割を担っていくものであり、短絡的に責任の所在を問う問題ではない、このように認識をしております。

次に3点目でございますが、田島商工会より要望された内容及び金額は、地域活性化センター

の19年度の人件費補助金として157万3,000円、まちづくり会社設立のための出資金300万円でありました。

なお、田島商工会ではまちづくり会社の立ち上げに当たっては50万円を出資し、そのほか商店街からの事業参加者150万円を見込んで、町出資分と合わせて合計で500万円での資本金でまちづくり会社を設立すると、こういう方針が提示されておりました。

次に4点目及び5点目ではありますが、6番議員に答弁をしたとおりでありますので、ご了承いただきたいと思えます。

次に、平成20年度予算編成方針について、まず第1点目、財政健全化計画案の策定ポイントと健全化への重点施策目標についてのおたがしでございますが、現在、並行して策定中の公債費負担適正化計画、公営企業経営健全化計画及び行政改革大綱と整合性を図ること。物件費、維持補修費等の内部管理経費、各種補助金の削減により経常経費の縮減に努めることを主なポイントに置いております。これにより、実質公債費比率を平成22年度に18%以下、経常収支比率を平成23年度に90%以下を目標として考えておるところであります。

次に、平成20年度予算編成について第2点目、個々の健全化計画はどの時点で議会及び住民に示すのかというおたがしございましたが、4番議員に答弁をいたしましたとおり年度内にお示しをしたい、このように考えております。

なお、3点目の財政指標等に関するおたがしについては、総務課長より答弁をさせます。

次に4点目、平成20年度予算編成のポイントは何か、どの程度の財源不足が見込まれるのか、シーリングによる性質別目標数値とその効果の額はいかほどかということでおたがしございましたが、平成20年度予算編成のポイントについては、4番議員及び17番議員に答弁したとおりでありますので、ご了承願います。

平成20年度予算における財源不足額は、10月19日現在の試算で約3億7,200万円と見込みましたが、現在、新聞等で報道されております地方交付税の特別枠の創設等の地方税の偏在是正措置や地方財政計画等により、今後変動が十分予想されるところでございます。現在、試算段階による財源不足に対処するため、平成20年度重点施策とした事業を除いた物件費及び維持補修費について、対前年度95%を上限としつつ、また補助金についても補助金見直し基準に沿って見直しを行い、職員定数管理等総枠人件費についても補充率35%を守った形で抑制をし、さらにはプライマリーバランスを勘案し予算編成作業を行っているところであります。

なお、その効果額につきましては、10月時点の見込み額として公表しておりますが、実際の金額につきましては現在集計中でありまますので、ご了承いただきたいと思えます。

次に5点目、行政評価システムの導入に関するおたがしでございますが、現在、行政経営の確立を目標として計画と評価、予算編成を連動させた評価制度の構築に取り組んでおります。12月には、係長以上を対象とした説明会を本庁及び各総合支所で行ったところであり、1月には、専門家を招聘し幹部層を主な対象とした庁内での研修会を実施する予定であります。行政評価の導入は職員の行動改革にもつながるものとして取り組んでいるところであり、真に豊かな地域づくりへの成果を導き出すためにも、幅広い視野での制度の構築と導入を行ってまいりたいと、このように考えております。

以上、お答えを申し上げますが、具体的事項については担当課長より答弁させますので、よろしくお願いをいたします。

○渡部康吉議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 それでは、私からは平成20年度予算編成方針についてに関する3点目の18年度決算において各財政指標は類似団体5の1の中でそれぞれワースト何番であり、その類似団体との特徴的な違いはとのおたがしについてお答えいたします。

平成18年度決算における類似団体の財政指標がまだ公表されておられませんので、平成17年度決算により説明申し上げたいと思います。

実質公債費及びラスパイレス指数以外はワースト5位以内でありました。類似団体との特徴的な違いは全国平均を上回る高齢化率に加え、財政基盤が弱く、自主財源が乏しいこと、あるいは町職員数が多いこと及び町内に点在する施設の維持補修費が高いことなどが上げられてございます。

以上でございます。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 それでは、地域包括支援センターについて、もう少しお聞きしたいわけですが、私は特定高齢者に対する施策が大変重要な課題だというふうに認識しております。町財政が厳しい中で、医療費総体をどう減らしていくか、それはとりもなおさず元気な老人をどう維持していくかということと表裏一体なものです。

平成20年度の予算編成方針で最重点項目に上げているわけですが、そのところは、私の思いと町長の思いが全く同じなのかなと感じております。年をとるとだれしもが自分の終末を考えるとされます。願わくば1年でも2年でも寝たきりや認知症にならないで、ころり観音様ではないが、家族に迷惑をかけないでびんびんころりといきたいものだというふうに思います。びんびんころりいけば、医療費の厄介にも介護保険の厄介にもならず一番安上がり、町の国保

財政にも一番寄与することになるわけです。問題は、そこのプランをどうつくり、充実させていくかと。生き生き老人を生み出す施策が求められているわけですが、先ほど町長答弁がありましたように、なかなか参加者を集めるのも容易でないというお話もありましたけれども、この自立支援について具体的にいろいろあるかと思いますが、ネックになっていることがあるとすれば何でしょうか、お聞きします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

私も議員と同じように、いわゆる特定高齢者と言われる人たちが、先ほど人数を申し上げたように、緩和されたということもありますが、大変大きな数字になっています。ここをやはり見過ごしてはならない。こういう気持ちで、今、健康福祉課、それから保健師さんと協議に入ったのが、いわゆる施設と家庭、この空間、いろいろな事業をやるんですが、参集者が少ない。これは広報のあり方とか周知徹底のあり方で問題があることもありますが、一方でなかなか出てこれないということもありますので、それだったらこちらから出向いていこうと、こういう形に何とか取り組みを発展させられないだろうかということで、今、福島医大が家庭医という医療を制度化して取り組んでいるように、今度は私たちは福祉のいわゆる家庭保健師みたいなもの、そういうもので何とか介護支援も含めて体制を整えていきたいということで今協議検討に入ったところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 確かに町長が言われることのようにあります。実際に特定高齢者と認定された方729名ですか、私は600名くらいかなと思ったら、またそれ以上に多くてちょっとびっくりしたわけですが、実際に全戸訪問をされてプログラムへの参加を促しているようですが、実際に行ってみると、「何言っているんだ、私まだまだ元気だよ、若いよ」と、ちょっと病気を抱えていてもそういうふうに言うんですね。町内にあっても、自宅から集まる場所まで少し遠くて行けないとか、交通手段がないとか、受けたいプログラムがないなんかも不参加の理由になっているわけですが、実際に訪問して729名のうち何人くらいがこのプログラムに参加をしていただける見通しなのか、歩いた結果の報告をひとつお知らせ願いたいと思います。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 お答えいたします。

先ほど特定高齢者の数につきましては、当初、国の方では、大体5%相当くらい出てくるだ

ろうというような想定で基準を定めたところでありましたが、結果しまして0.05%という、かなりハードルの高い基準だったものですから、今年度から基準が改正されまして、先ほど話しましたとおり大幅な人数につながったということでございますが。

それで、介護予防事業が始まりまして地域包括支援センターを含めて2年目でございます、まだまだこの事業が住民の方に浸透していない、さらにはまだまだ元気だと、さらに特定高齢者とは何事だというような方もいらっしゃるしまして、そんな方を含めましていろいろ事業の方の参加を戸別に歩きましてやっておるところでございますが、現段階、平成19年度の参加者の人数でお話いたしますと、全体で延べ人数で182名、それから参加の実人数で申しますと35名が運動器の機能向上の事業に参加をさせていただいております。さらに平成19年度から新たに取り組みました認知症予防事業、この事業につきましては実人数で24名、延べ人数で現在82名の方が参加をいただいていると、こういう状況になっております。

以上でございます。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 それでは、これは副町長にお聞きしたいと思うんですが、実際に運営委員会を開催している自治体は、月1回のペース、あるいは1年間に数回開催しているわけです。運営委員会のメンバーは先ほど町長が答えられましたように医療・介護福祉にかかわるお医者さんやケアマネ施設の長など関係する団体が網羅されているわけですから、各部門が抱えている問題で交流をしたり、運営協議会のあり方を協議していただいてもよいと思います。単に法律でつくらなければならないから、ことしの1月15日に一応立ち上げた。そんな感じで、立ち上げただけでは何の役にも立ちません。運営委員会のメンバーの方も問題意識としては非常に薄いのではないかと推察されるのでありますが、各部門の現場の声を吸い上げて、横断的に突き合わせて課題解決のために、ぜひ運営委員会を生かす方法を検討していただきたいと思うんですが、いかがなものかお伺いしたいと思います。

○渡部康吉議長 副町長。

○杉浦孝幸副町長 お答えいたします。

実際に、私は地域包括支援センターの運営委員会に出席したことがございませんので、認識としましては議員ご指摘のとおり法律に基づいて、先ほど町長が言いました3つの役割、これを中心として会議を開催している、このように認識してございました。

今ほどご提案を受けましたので、先ほど町長が答弁したような課題をもとに、まずは一回協議会の方に私も出てみまして、どのように運営しているか、またその課題の解決について何が

できるかを、その後でまた考えたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 事務局を預かっております健康福祉課の担当課長としてお話をさせていただきたいと思いますが、先ほど運営協議会の役割につきましては町長答弁のとおり3点ほどございまして、まず1点目は、繰り返しになりますが、この地域包括支援センターの圏域の設定です、どこのエリアをカバーするのかと。さらにはこの業務、町が直接運営することを基本としておりますが、委託をすることも可能でございます。このことによって、委託がもし想定された場合については、この運営協議会に図らなければならないというような法的なことがございますので、その点から、そういう委託の関係は現段階で町は考えておりませんで、圏域は南会津町一本ということで考えておりますので、そういう面から運営協議会を開く必要性がまず1点目としてはなかったということでございます。

さらに2点目としましては、地域包括支援センターの大きな役割でございますが、中立・公正なサービスを提供するというようなことございまして、例のコムスン事件等がございましたけれども、そういった事例がないように監視をする一つの機関という位置づけにもなっております。

幸い、当南会津町におきましては事業者の顔が相当見える状況の中でそれぞれ事業を展開しておりますので、そういった不正、それから中立性のないような事業展開がないというような部分もございまして、運営協議会の体制にはつながらなかったというような面もございます。

さらに3つ目としまして、これからの地域包括支援センターをどうしていくのか、それから地域の介護サービスの状況をどんなふうにもっていくのかということについては、これから運営協議会の中で議論をしていきたいし、さらに平成20年度におきましては介護保険事業の計画の策定業務がございますので、かなりの数、この運営協議会を母体にしながら策定業務に当たっていくということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 南会津町でも、集落を単位として助け合いモデル事業ネットワーク機能とか何とか言われたようですが、そこで私から2つほど提言したいわけですが、まずは名称の問題です。我が町の場合は、いかにも役所の好むネーミングだなというふうにつくづく思っています。名前を聞いただけでは何を指すのかさっぱりわからない。都会に行くと街角サロン、またはいきいきプラザ、隣の下郷町ではふれあいいきいきサロン、喜多方市ではよらんしょ教室、実にさまざまなネーミングをつけておられるわけですが、そして我が町は地域助け合いモ

デル事業、これ地域助け合い事業と聞いただけでは何の助け合いだか、ちょっと見当がつきにくいというふうに思いますので、私なりにこれらを総称して、「元気いきいきサロン」というふうに呼んでいるわけでありますが、ぜひともわかりやすい名称に変更なされてはどうかという一つの提言であります。

2つ目の提言は、高騰し続ける医療費の削減は待ったなしの課題です。医療費削減の施策と予防介護はメダルの裏表の関係なので、ぜひとも集落の世帯数に関係なく、現在初年度は一律10万円かな、問題は2年目以降です。50世帯未満ですと2万円、仮に40世帯ですと、40世帯と60世帯を比較して経費にそんなに差が生じるとは思いませんので、50世帯未満の金額を100世帯未満と同じくして4万円とされることを検討なされてはと、この2点について、持ち時間がありませんので、簡潔にお願いします。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 答えいたします。

「元気いきいきサロン」というような名称を使ったらどうかということについては、今後検討させていただきたい、このように思っております。

2点目の医療費削減の問題でございますが、介護予防事業を含めまして、これから特定高齢者、それから一般高齢者世帯を対象にしながら、今後リスクを抱える方を十分に把握をしながら展開をしていくということで、最も大きな力を入れて今後展開していきたいと、こんなふうに思っております。

それから、今現在の名称でいいますと、地域助け合いモデル事業の関係でございますが、これにつきましては、実は平成19年に一部改正しまして、今までの基準を改めまして、なるべく世帯数に余り影響をしないような形での金額の改正をしたところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 じゃ、このテーマの最後に行きます。

私は、下郷町が先進的に活動されているというふうにお聞きしたものですから、話を聞きに行ってきました。下郷町の場合は、現在28集落でこのサロンを行ってしまして、サロンができていないのはわずか3集落程度というふうに聞いております。それも社会福祉協議会を窓口にして、各集落のサロンが実質的に若い人たちも含めた各種のボランティアのサポーターに支援されながら、実に多彩な取り組みを月1回のペースで楽しく交流をしております。いい意味で

各集落間の競争になっています。

なぜ、下郷町の場合、そんないい形で広がっていったのか。いろいろな要因はあるものの、やっぱり親方日の丸的でない発想からスタートさせたということにあるんじゃないかというふうに私は理解したんですが、どうしても区の役員が横滑りしたり、あるいは区の活動の延長線上に位置づけたり、区の下部組織的な位置づけにしまうと、どうもこれはうまくいかない感じがしているわけです。詳しく述べる時間はありませんから割愛しますが、現在下郷町のいきいきサロンには、山形県や喜多方市、その他多くのサロンから数多くの視察が今見られています。そういう意味では、我が町のサロンも数多く誕生して、歩いていける、お互いの顔が見える、引きこもりがちなお年寄りに粘り強く隣近所のかげ声がかけられる、そうした課題に向かって、先進地になお一層詳しく学んでいくとか、いいところは取り入れていくと、まねする必要はないですけども、教訓化すべきものは教訓化していくと、そういうことでひとつお願いをしたいものだというふうに考えております。

最後にお尋ねしますが、県内でも多くの自治体、地域包括支援センターを社会福祉協議会や民間の居宅支援センター等々に委託している現状がありますが、我が町においても今後包括支援センターそのものを全面的に、例えば社会福祉協議会などに委託するなどの検討をする必要があるのではないかと思うんですが、最後に一言お願いしておきます。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 時間がないようですので、簡単にお答えをさせていただきます。

まず最初の下郷の例であります。全くそのとおりですね。ただ、南会津の場合を見ますと、実は役場の職員とか県の職員とか、そういう退職された方が、地域の非常に中心的な立場で活躍をいただいております。そういうこともあって、若干まだ民的な要素が取り入れられない部分があるかもしれません。

しかし、私たちは、先ほど私が答弁しましたように、伊南の多々石地区でそれぞれ本当に誘発的に自主的に集まってきた「創年のたまり場千円の会」というものができました。これが物の見事に地域を引っ張っています、集落を引っ張っています。ですから、こんな形でぜひまた下郷を見習いながらも進めていきたいと、このように思っております。

それから、委託に関してであります。これについてはいろんな方向が考えられますが、私はやっぱり一番大事なのは受け皿となる組織の充実、あるいは人材、こここのところが大事ですから、これらを検証しながら、あるいはこれらを充実に向けた支援をしながら、今後さまざまな場面で検討していく課題だと、このように認識しておりますので、ご理解をいただきたいと

思います。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 それでは、2つ目のテーマに移ります。

19年度の施政方針の中で、このように述べています。「商工業において、中心市街地の空洞化の解決を図るため、これまで田島商工会を中心としたまちなか再生事業協議会による中心市街地活性化基本計画の策定を支援してまいりましたが、今年度は基本計画に基づく空き店舗の改装、家賃に補助金を助成するなど、まちなかのにぎわいを創出する拠点づくりを支援してまいります」と。

そうしますと、先ほど来の町長の答弁からしますと、結局全体のイメージをイメージ化しないで、中心市街地だけの話になってしまったということになってくると。実際に基本計画の策定と、この当初予算に計上したものが一体何だったのかと。いま一つ青写真が、当初予算の仕掛けの段階でどうだったのかというふうに、率直に疑問に思うんですが、そこはどのようなふうにお考えですか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

ただいま議員から、私のこれまでの考え方といいますか、姿勢を報告いただきました。全く姿勢は変わっておりませんで、何回も言いますように、例えば駐車場を整備し、一つの拠点をつくって、そこにいわゆる担当職員を置いて、町なかの再生を図ってまちづくり会社をつくってやっていく、いいんですよ。人の流れをどういうふうにつくるんですか。例えばターゲットはだれでしょうか、どんな層を考えているのか、その人たちはどこを目安に来て、どうその町なかで見物をしたり買い物をしたりするんですか。ここのところが見えない。ここのところをもう少し議論しましょうよと、こういうことでしたので、これがない限りは私は前になかなか進めないということで、先ほど申し上げたように、観光会社とつながってしっかりとここの流れをつくりましょうよ、こういうことだったんですが、残念ながらそういう協議がなされなかったということですから、これからさせてもらいます。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 昨日の6番及び本日11番議員に対する答弁の中で輪郭が多少見えてきたような感じがしますが、問題はこれからです。町長はボールを投げた。それに対して返球がない。キャッチャーはピッチャーに返している。お互いの主張の違いを明確にして、明らかにすることが肝要なんじゃないかなというふうに思うんです。町長からすれば、相手側で気づき

がない。気づかないなら、気づくまで待とうホトトギス、これでは我々議員もちょっとやっぱり手助けのしようがないですね。担当課でもやっぱりちょっと動きがとれないんじゃないかと思うんです。そのように、基本的なコミュニケーションが決定的に双方不足しているところに、私としては今後のまちなか再生の行く末に一抹の不安を感じないわけにはいかない。

町長として、もしも今回の計画に不安であるならば、不安解消に向けて町長みずから具体的な意見を出して、相互に信頼感を持って詰めるべきだったと思うんですが、この間のような手法では何をやっても町長の顔色を見ながら進めることになったり、真の意味での民間活力の醸成や民力を生かすことにはつながっていかないんじゃないかという不安も持ちました。実際、この間のやりとりの中で、そこまで踏み込んだ議論がお互いになされたのかどうか、ちょっとよく見えない部分もありますが、仮にそうであるならば、町長のこの間の手法に対して心から町長をよきパートナーとして位置づけて続けることが、今後商工会としても、すべての住民ではないにしても大変な不安を持続することになると思うんですが、改めて基本的な姿勢としてお伺いしておきたいというふうに思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

それぞれ立場が違う中で、どう受けとめるか、その受けとめの中で不安を与えたということに対しては大変申しわけなく思います。そんな中で、私のところに、これは後で確認してもらって結構ですが、商工会青年部、つまり商店街の後継者の方々が、実は町長、いわゆる自治会等の親機関が大変やっぱり私たちにとってはある意味で支障になっている部分があると、こういうことがありました。それは何だと。それはいわゆる自分で、みずから率先して変えていこうという意思が大変少ないんだと。要するに何かがあると青年部ということに来るんだと。これではやはりいけない。その役割を私がある意味では務めましょうということではいろいろと、副町長の方から来ていただきたいと、こういうお話もしたんですが、まだ来ていただけなかった。最終的に10月26日に理事の懇談会をやって、そこでそれぞれが言い分、あるいは考え方を交換しました。そこで私は、会長もいまして、これまでの相互の足らなかった部分はきれいにみんなでお互いに吸収しようということでスタートを切れたと、こういうふうに認識をしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 あと残り5分しかありませんので、どこに絞っていいのかわちょっと迷っているわけですが、論点を変えます。

それで、広報みなみあいづ8月号に観光公社設立特集が組まれました。その中で、「これまで4地域に点在していた観光資源をトータル的に活用し、魅力ある南会津の観光をつくり上げることを目的に設立された」ということで観光を主に述べているわけですが、実際これから観光公社を核としてやっていくとするならば、観光公社の目的、定款も若干違うので、その辺の見直しも出てくるんじゃないかと思うんですが、その辺はどのようにお考えでありますか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

現段階で、それほど大きくかけ離れた定款内容ではないというふうに思っておりますので、今のところ見直しは考えておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 このテーマの最後にしますけれども、一番多く心配を寄せられているのは、要するに国・県の補助を、今回220万円返上することになるのかなと思うんですが、結局せっかくつけていただいた補助を今回返上してしまった場合に、今後、町として同じような事業をする際に、国・県の補助が果たしてつけていただけるのかなというところを地元の若い商店主の人たちは実に心配しているわけです。だから、回答は要らないんですけれども、そういったこと……

〔発言する者あり〕

○2番 渡部俊夫議員 ちゃんとつけて、これからも、そういう事業に対しては心配のないようにひとつお願いしたいものだというふうに思います。

結論です。ここまで来たらば、やはり……

○渡部康吉議長 残り1分になりました。

○2番 渡部俊夫議員 田島地区の現状をさらに深く検証し、透明性のあるしっかりしたプランを立てて、今後の田島駅周辺の全体的な動き、中心市街地の動向、車や人の流れを見きわめながら、2年ないし3年かけてじっくりとプランを練り上げて、21年4月には商工会も合併するわけですから、挙げてそれに一致協力体制で進めると。そんなことをお願いしながら、終わりにいたします。ちょっと予算のことが言えなくて残念だったんですが、これはまた別途質問したいと思います。どうもありがとうございました。

○渡部康吉議長 以上で、2番、渡部俊夫君の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○渡部康吉議長 本日の議事日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

明20日は午前10時より開議し、一般質問及び議案審議を行います。

本日はご苦労さまでした。

散会 午後 4時49分

平成19年第4回南会津町議会定例会 第4日

議事日程 (第4号)

平成19年12月20日(木曜) 午前10時開議

日程第1 一般質問

15番 阿久津 梅 夫 議員

19番 大 竹 幸 一 議員

日程第2 報告第7号 専決処分の報告について

専決第16号 損害賠償の額の決定並びに和解について

専決第17号 福島県市町村総合事務組合規約の変更について

専決第18号 損害賠償の額の決定並びに和解について

専決第19号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少について

日程第3 議案第84号 南会津町環境基本条例

日程第4 議案第85号 田島都市計画事業会津田島駅周辺地区土地区画整理事業施行
規程

日程第5 議案第86号 南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第87号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第88号 南会津町立小学校、中学校及び幼稚園条例の一部を改正する
条例

日程第8 議案第89号 南会津町町営住宅条例の一部を改正する条例

日程第9 議案第90号 田島町農業集落排水事業受益者分担金徴収条例を廃止する条
例

日程第10 議案第91号 南会津町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

日程第11 議案第92号 南会津町林業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

日程第12 議案第93号 南会津町簡易排水処理施設条例の一部を改正する条例

日程第13 議案第94号 南会津町簡易水道給水条例の一部を改正する条例

日程第14 議案第95号 物品購入契約について

日程第15 議案第96号 字の区域の変更について

- 日程第16 議案第 97号 字の区域の変更について
 日程第17 議案第 98号 町道路線の認定について
 日程第18 議案第 99号 町道路線の変更について
 日程第19 議案第100号 公の施設の指定管理者の指定について
 日程第20 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（21名）

1番	湯田哲	議員	2番	渡部俊夫	議員
3番	高野精一	議員	4番	馬場信作	議員
5番	山内政	議員	6番	渡部優	議員
7番	星光久	議員	8番	楠正次	議員
9番	大宅宗吉	議員	11番	湯田秀春	議員
12番	星登志一	議員	13番	星和男	議員
14番	平野昌盛	議員	15番	阿久津梅夫	議員
16番	渡部東	議員	17番	芳賀沼順一	議員
18番	菅家幸弘	議員	19番	大竹幸一	議員
20番	児山寿明	議員	21番	五十嵐司	議員
22番	渡部康吉	議員			

欠席議員（1名）

10番	渡部忠雄	議員
-----	------	----

説明のための出席者

湯田芳博	町長	杉浦孝幸	副町長
横山恒廣	教育長	湯田タマイ	会計室長
穴戸英樹	直轄政策室長	渡部俊夫	総務課長
星廣政	企画観光課長	星光幸	税務課長

大竹政義	住民生活課長	室井裕	健康福祉課長
舟木平藏	建設課長	児山忠男	環境水道課長
森秀一	農林課長	渡部文政	農業委員会 事務局長
長沼芳樹	学校教育課長	酒井直伸	生涯学習課長
星安晴	舘岩総合支所長	横山孝夫	伊南総合支所長
五十嵐竹則	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

澤田洋一	事務局長	馬場秀成	事務局長補佐
渡辺健二	主査		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○渡部康吉議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は21名であります。

都合により欠席届のあった議員は、10番、渡部忠雄君であります。

これより本日の会議を開きます。



◎発言の申し出

○渡部康吉議長 ここで、学校教育課長より発言したい旨の申し出がされておりますので、これを許可します。

学校教育課長。

○長沼芳樹学校教育課長 昨日の一般質問におきまして、11番議員さんの館岩統合小学校物品購入に関する再質問に対しまして、町長の指摘により検証しました結果、事実と違った答弁をいたしましたので、訂正をさせていただきます。

設計図書にメーカー名が記載してあった件に関し、私は、指名業者に対しては電話で製品指定でないことを説明したと聞いていますとお答えしましたが、問い合わせのあった業者にのみ製品指定でないことを説明しておりましたので、今後、このようなことを繰り返させないよう注意いたしますとともに、おわびして訂正を申し上げます。

○渡部康吉議長 ただいま説明のとおり、答弁の訂正についてご了承願います。



◎議事日程の報告

○渡部康吉議長 本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりであります。



◎一般質問

○渡部康吉議長 日程第1、一般質問を行います。

順序に従いまして順次発言を許します。

なお、質問に当たりましては、南会津町議会会議規則第55条ただし書きの規定により質問の回数が3回を超えることを許可し、同規則第56条の規定によりその発言時間を60分に制限することにいたしますので、その趣旨は簡潔、明確に質問されるようご協力方よろしくお願いたします。



◇ 阿久津 梅 夫 議員

○渡部康吉議長 それでは、15番、阿久津梅夫君の登壇を許します。

15番、阿久津梅夫君。

○15番 阿久津梅夫議員 15番、阿久津梅夫。通告どおり一般質問をいたします。

1、除雪体制について、2、前沢地区「展望台」等一体的な整備計画についてを質問いたします。

1、降雪時期になり、今シーズンも例年以上のスキー客の入り込みが増加し、町観光等に活力が生まれるよう願うものでありますが、一方で、町民は日常の除雪には毎年苦慮しているところですので、国・県との協力体制、町道における体制や集落との協力・連絡体制、またひとり暮らし高齢者への対応はどう整えられたかお伺いたします。

2点目、館岩地区前沢集落の保存については機会あるごとにお伺いしているところでありますが、①観光客は写真で見る集落全景の眺望を望んでいますので、集落向かいの山腹に登山道を整備し、展望台をつくられたらと考えます。

②現在の橋はダム工事の際の仮橋をそのまま利用していますので、従来の集落にあったつり橋にして、桑園の道路から福渡地区の農道に橋をかけるように計画をなされてはと考えますが、町として、集落一帯にどのような整備をする計画があるかお伺いたします。

また、再質問は自席より質問いたします。よろしくお願いたします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 15番、阿久津梅夫議員のご質問にお答えいたします。

初めに、除雪体制に関してであります。冬期間、スキーヤーや観光客の皆さんを本町に迎

え入れるには、国・県道、町道にかかわらず除雪作業は欠かすことのできない事業であります。町道に対する除雪体制につきましては、9番議員の質問の中でも答弁をしたところでありますが、西部3地域が15の委託業者、田島地域につきましては13の委託業者とそれぞれ契約を締結いたしまして、生活道確保のための除雪体制を整えたところでございますが、県との協力態勢もさらに図りながら今後実施してまいりたい、このように考えております。

また、高齢者の方々への除雪支援につきましては、これまでの高齢者世帯等除雪支援事業や地域助け合い除雪支援事業に加え、本年度からは除雪ネットワーク事業で体制を整え、地域の力を最大限に生かした対応を考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、前沢地区の展望台等の一体的な整備計画に関するおたがございましたが、その1点目、展望台の整備についてのおたがは、これまで前沢曲屋集落の住民の方々とは検討してまいりました。現在でも築100年が経過する民家がカヤぶき屋根のまま保存されており、中門づくりのカヤぶき集落群としてはその歴史的、文化的遺産として価値が高く、日本でも例のない貴重な地域の資源となっております。この集落全体を紹介したポスターやパンフレットなどは、まさに日本の原風景を思わせる幻想的な景観美を形づくっております。この集落全体を一望できる場所は、集落の向かいの民有林の山腹に位置しております。この全景を見たくて訪れる観光客も多くおられると、このように認識しております。

現在、国の重要伝統的建造物群の保存地区選定に向けて取り組み中でありますので、その中で、地域住民と地権者を含めましてさらに検討を加えてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に2点目、前沢集落の一体的な整備に関しましては、これまで集落住民の協力を得ながら、町等の補助金を交付して保全活用に努めてまいりました。ご指摘の集落へのつり橋、福渡地区から桑園跡地への橋の架設については、今後、国の伝統的建造物群保存地区への選定後に、観光客の動向や地域住民の生活道の確保などを考慮しながら、集落住民との協議の中で、子ども農山漁村交流プロジェクトの企画とも結びつけながら、駐車場整備などと一体的に検討してまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長に答弁させますので、よろしく願いいたします。

○渡部康吉議長 15番、阿久津梅夫君。

○15番 阿久津梅夫議員 我が西部地区はスキー場が一番観光のスポットでありますので、その点、冬は非常に車が多い。あとは、我が方部の方は栃木県の方に朝早く通勤したり仕事を

している。

ところで、町として、除雪は何時から何時までやるというような決まりはないんですか、例えば学校バスが通る前に道をあけるとか。ひとつ伺いたします。

○渡部康吉議長 建設課長。

○舟木平蔵建設課長 お答えいたします。

今現在、除雪作業に当たっての出動は、午前3時から通勤通学までの7時までには生活道路、通勤通学道路はすべて除雪を完了すると、こういう時間の設定で行っております。

以上であります。

○渡部康吉議長 15番、阿久津梅夫君。

○15番 阿久津梅夫議員 あとは、除雪に出る際に雪がどのくらい降ったとか、そういう決まりはないんですか、伺いたします。

○渡部康吉議長 建設課長。

○舟木平蔵建設課長 お答えいたします。

南会津町は除雪計画を策定しております。その時点で、旧田島の場合でいきますと、消防署の積雪の観測所で15センチの積雪があったと、こういうことになると、建設課の担当の者に連絡が入ることになっております。連絡が入った者は、既に班長さん、それから除雪オペレーターが決まっておりますので、そこに連絡をして除雪にかかる、こういうことであります。ただ、西部地区の場合には、今までの慣例の中から、15センチとかそういうセンチにはこだわっていないようであります。

地区によってばらつきがありますので、委託業者が自主判断のもとに、今、天気予報が大変細かく情報をとらえておりますので、通勤通学時間までには除雪を完了させようと、このようなことで出動しているのが実態であります。

以上であります。

○渡部康吉議長 15番、阿久津梅夫君。

○15番 阿久津梅夫議員 旧館岩地区の場合には松戸原でやるのか、それともスキー場でやるのか、各業者とありますが、松戸原が10センチだったらスキー場の方は何十センチと降っているわけだから、そのような対応はどうお考えなんですか。同じく対応しているんですか。

○渡部康吉議長 館岩総合支所長。

○星 安晴館岩総合支所長 お答えいたします。

館岩地区の場合は、かなり高杖原と川衣地区は標高差もございまして、除雪委託業者に一応

連絡をとりまして、うちも15センチ以上ということで、一応除雪会議の中では話はしております。それによって、お互いに連絡をとり合いながら除雪に出動しているということでございますので、よろしく願いいたします。

○渡部康吉議長 15番、阿久津梅夫君。

○15番 阿久津梅夫議員 我が部落のスキー場は全国でも、この間の安全祈願祭のときに聞いた話だけれども、日本には五百幾つかのスキー場がある中で十何番目の位置で、みんな従業員が頑張っているわけなんです。だから、我々が毎日あそこを通っていると、やはり一番心配なのがお客さんが帰るときとか、そういう対応をしてもらいたいんです。

例えば除雪車が、どこかに電話したらその担当がいらないというような話で、除雪する人たちはどういう体制なのか。その対応というものはいつも連絡がとれる体制なのか、緊急時の場合でも何でも。その辺はどうなっているんですか。

○渡部康吉議長 館岩総合支所長。

○星 安晴館岩総合支所長 お答えいたします。

除雪事業の実施計画の中で業者を集めまして、いつでも出られる体制はとってある状況でございますが、たまたまいない場合もこれまでにあった経緯がございます。それにつきましては役場の直営の除雪隊で対応したということでございますので、よろしく願いしたいと思っております。

○渡部康吉議長 15番、阿久津梅夫君。

○15番 阿久津梅夫議員 その点はわかりました。

もう一つ、この間の352号線の八総地区の歩道についてであります。これは県の話だけれども、歩道にはかわりないわけだから、前にできた歩道は業者に除雪してもらいます、今度できた歩道に対してはボランティアでやってくださいと。今、燃料の高い中、例えば八総地区のあの橋なんかは手でボランティアでやるといったってできないわけですから。その対応はどうなっているんですか。

それと、あるところはお金を出して業者に頼んでやると、あるところはボランティアでやってくださいというのは、県のあれだから町ではわからないといえばそれまでだけれども、そういうのは平均のとれたものでやってもらわないと不公平さがあると思います。その辺は、町としてどうお考えですか。

○渡部康吉議長 館岩総合支所長。

○星 安晴館岩総合支所長 お答えいたします。

この井桁一八総間の歩道事業でございますが、これはたしか平成10年ごろだと思いますが、どうしても井桁橋が狭い、冬期間は特にスキー場に行く車の通りが多いということで、高齢者にやさしい道づくり事業ということで県の方をお願いしまして、県営事業で実施していただきました。これに関しましては、その当時から集落で協議会をつくっていただきまして、集落の方で除雪の方はお願いしたいと、ただし、お互いに町と県とそれから地域に協議会をつくっていただきまして、その中で三者契約をいたしまして、燃料等は県の方で持ちますというような話で進んでまいりました。

この前、県との打ち合わせがございました。その中で、ことしはどうするんだというような住民の方からのお話がありましたので、現在、県の方では検討するというので、検討中でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○渡部康吉議長 建設課長。

○舟木平蔵建設課長 お答えいたします。

国道の歩道除雪の件でありますけれども、旧田島で申し上げますと、地域の方々の組織が立ち上がって、労力はもう大丈夫だと、こういう場所については福島県がハンドガイドといって除雪の機械を貸し付けすると、その貸し付けに当たっては燃料その他維持管理費はすべて県が持つと、地元では労力のサービス、こういう形で今現在進めております。中町地区、西町地区、中荒井地区、関本地区、旧田島では4台入ってております。

なぜ、西部地区でそういうハンドガイドの貸し付けができないのかと、こういうことで建設事務所ともかけ合いをいたしましたけれども、なかなかその地元の方で組織が育たないと、こんなことがありましたので、もう少し学校周辺だとか商店街の多いような通勤通学路、ここの部分については山口土木の方にも働きかけをして、ハンドガイドの除雪機を貸与してもらうような働きかけをしたいと思ひます。

それにつけても、地元の方の対応がきちんとできておりませんと県とその協定を結ぶことができませんので、今後とも地元の対応方よろしくお願ひしたいと思ひます。どうぞご理解をいただきたいと思ひます。

○渡部康吉議長 15番、阿久津梅夫君。

○15番 阿久津梅夫議員 機械を貸し出すのは、21年だか20年度だか県から聞きました、その間はやってくださいと。それなら、片一方はそれも金をもらってやっている、片一方はやる人はボランティアでやれといったって、これはえこひいきだから、その辺をあれでもってや

ってもらわなければ困るんです、やはりやってくれる人も。今は燃料も高いし、その点だけお願いします。

除雪についてはこれで質問を終わります。

あと前沢地区の展望台、これは私は毎日あそこに行っているんです、2日に1回は。お客さんに言われるんです。住民にも言われました。そこさ展望台を何とかしてくれないかいと言われた。私が言っているんじゃないから、これは。地域住民とあれが言っているわけだから、ぜひ早くつくってもらいたい。これは要望します。

もう一点、②現在の橋はダム工事の際につくった仮橋と聞いています。それは、あれだけのダムをつくる際につくったんだから補強はできると思います。幅がないんです。狭いんです。だから、できたらあれこそ歩道専用の歩道をつくってもらえば、事故面にしても何にしてもいいと思います。我々ちょっと行くと、お客さんがいっぱいいると、年寄りだから耳が聞こえなくて、何ぼ車のそばに行ったらよけないわけなんです。それには部落の人も迷惑すると思います。

あとは、前沢地区の福渡から出るあの橋から今は農業公社で使っている土地に橋をかけてもらって、あの土地をもっと活用したらいいと思います。例えばカヤ、カヤ畑にすればいいんです。山根あたりに。そういうふうになんか利用をすれば、今カヤを買っているのは、仙台とかあっちの方から高い金で買っているんです。このままいったら、住民はあれを維持するのは大変なんです、何百万とかかるわけだから。その点、そういう地域でそれを借りながら、金をもらいながら、売りながら、補助を出すにもそういうところに補助を出してもらった方がいいと思います。これはひとつお願いします。

あと、整備一体計画であの電線がちょっと邪魔だと、それは大変だろうと思います、当時から言われているみたいだけど。そうしたら電柱を茶色にしたらいいかと。それじゃ半端だから、時間が少しかかってもあの電線を地下にしてもらう、あの棒切れも。そのようにお願いいたします。

あとは、部落内の一帯の工事をする際に、部落住民とよく相談して工事をなされているのか。例えば今回来た下水、ことしあれをつくりましたね、前沢地区の上の方からU字溝を。きのう、おとといとか私は区長に呼ばれて行ったんです。あれは必要ないと言う。だれかが要望したからこれはつくったんですよと。前沢地区は水が売り物だから、お客もその水は一本流れている水を使うんだ。だから、何かやる際にも部落の人とよく相談してやってもらいたいと思います。これは皆さんが希望していることだから、ぜひ町長。

最後に、この間、早急にやりますと言ったものはどのくらい早急に話が決まっているんですか、あの雷様の。その点だけ聞いて、私の質問は終わります。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

幾つか質問がありましたが、下水道関係等の具体的なものについては、担当課長の方から、あるいは総合支所長の方からお答えをさせていただきますが、まず前沢地区の集落の保存については、これまで何度も地区の人たちと話し合いをしてまいりました。これまで国の伝統的建造物群の保存に対する地区指定は余り好まないと、こういうお話があったんですが、地区の将来あるいは地区民の方々の生活のバランスとといいますか、それをしっかりと確認していこうということで話し合いを続けた結果、合意を得ました。そして、保存する保存組合も実は前沢地区に設立されました。そんな中で、先ほどおっしゃったようにもっともっと前沢が、地元住民はもちろんでありますが、県外の方から来られる方についても原風景として楽しんでいただくと、こういう意味で、展望台といいますか見晴らし台を何とか考えようという話も聞いております。

いずれにいたしましても、橋の問題、歩道の問題もございましたので、そういうことになりますとかなりの人が出入りする。それがプラスに影響しない程度にというか、プラスに影響しないような工夫もしていかなければなりません。

したがって、先ほど申し上げたように、とりあえず伝統的建造物群の指定に向けて共同でそのビジョンづくりをしたわけですから、そこから始めようと。その後、今、議員からおただしのように具体的なさまざまな課題が出てきますから、その課題に一つ一つ丁寧に対応をしていくと、こういうことになろうかと思えます。

その中で電線の地中化という問題がありますが、これについても、実は国土交通省が今回計画を発表しました「真に必要な道路整備」の中に、その地区は入っておりませんが、電柱の地下埋設が入っておりますので、こういう事業の働きかけをしていきたい、このように思っております。

また、避雷針については、いろいろと落雷のいわゆる発生源を調査してと、こういうふうに申し上げたと思えますので、その辺については遅いぞという認識があるかもしれませんが、やはりその調査研究を続けていくと、その中で方針あるいは結論を出していくと、こういうことになろうかと思えますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○渡部康吉議長 館岩総合支所長。

○星 安晴館岩総合支所長 お答えいたします。

集落内のU字溝等の入れかえのご質問でございますけれども、これに関しましては集落内に協議会ができておりますので、その中で再度打ち合わせ、協議等を実施してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○渡部康吉議長 15番、阿久津梅夫君。

○15番 阿久津梅夫議員 発言の訂正をいたします。

私は部落と言いましたが、集落ということに訂正してください。

私の質問はこれで終わります。

○渡部康吉議長 以上で、15番、阿久津梅夫君の一般質問を終わります。



◇ 大 竹 幸 一 議 員

○渡部康吉議長 次に、19番、大竹幸一君の登壇を許します。

19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 12月議会、最後の質問をいたします。昨年に引き続きまして一番最後というような悪い癖が付きましたが、締めてまいりたいと思ひます。

まず最初の質問は、来年4月から始まる後期高齢者医療についてであります。

この医療につきましては、去る9月議会における後期高齢者医療制度につきましての請願を今議会で採択していただきまして、その意見書を後期高齢者医療広域連合の方に送っていただきました。そうしたせいもありまして、一部について凍結とかそうしたこともありました、しかし制度の根本は変わっておりませんので、4月の実施が迫っているために、今度は国の方へ意見書を出してほしいという請願が、また今議会も会津医療生協から出ているわけでありませぬ。

この後期高齢者医療につきましてはいろいろな団体から意見が出ておりますが、ホームページにも載っております、例えば全国の保険医団体連合会というようなところ、あるいは中央社会保障推進協議会というようなところがホームページに載っておりますが、見てみますと、この会津医療生協とほぼ同じような指摘をしております。

また、日野秀逸という東北大学大学院の教授が本の中でこの医療制度について簡単に特徴を

言っておりますので、紹介したいと思います。医療改革法の最大の目標は、経済成長率の枠内に医療給付費の伸びを抑えることだと。2025年まで、あと16年ほどですが、8兆円を減らすんだというふうになっております。患者負担の増加で1兆円を減らす。それから診療報酬の引き下げで1兆円を減らす。生活習慣病の予防で2兆円を減らす。そして入院費の削減で4兆円、計8兆円を減らすんだというふうに本の中で述べております。

そこで私は、そうした医療団体や研究者の方々が指摘する問題がこの南会津町ではどのような形であられるのかというのを明らかにするために、以下の質問を10点ほどに絞って質問したいと思っております。

まず1つ目は、11月22日に広域連合の議会で決められた保険料、これは新聞報道では1人当たり平均で年5万6,200円、月にして4,683円、全国34位で、当初の見込みよりも低く設定されたかのような報道がなされております。しかしながら、これを年金の収入というようなそういう関係で見えますと、現在の国民健康保険の場合の最高額は53万円でありますが、今度の後期高齢者では50万円というふうになったために、これを東京都の例で見えますと、年金収入で388万円以下の方は今度の後期高齢者の保険料は上がったと、そして年金が388万円以上の方は逆に保険料が下がったと、こういうふうに記載しております、この資料につきましては、会津医療生協の請願書とともに文教厚生委員会の方には差し上げております。それが本県の場合にはどのようなになっているのか、それをまず伺いたいと思います。

2つ目は、町村別で見てみた場合には、平成17年度の1人当たりの保険料との比較であります。南会津町は5万4,771円というふうに先ほどと同じ資料に記載しておりますが、今回5万6,200円ですから、その差額は1,429円高くなっていると、こういうふうに思いますけれども、その辺の確認をするものであります。

しかしながら、檜枝岐村とか只見町、昭和村、矢祭町では老人医療費の給付実績が県の平均よりも20%以上低いために緩和策がとられ、6年後の統一となりますけれども、本町の場合には、この差が19.7%ということであったために緩和策がないという実態になっております。

3つ目でありますが、保険料の徴収方法、これは年金が月額1万5,000円以上、年で18万円以上の人は天引きとなりますが、そうでない場合には納付書、切符によって納めるというふうになりますけれども、この天引きの場合の当町の平均は、現在、介護保険では幾らになっているか伺いたいと思います。つまり、介護保険で幾ら、それから、今度後期高齢者の方では月に平均して4,683円でありますから、合計幾らになるかということ把握したいと思っております。

4つ目ではありますが、この年金からの天引きにつきましては、法律といえども個人からの承諾なしに年金から引くことに、私は権力のおごりあるいは恐ろしさというのを感じますが、これをどう思うか伺いたいと思います。

5点目では、年金から引かれずに納付書により納めることにつきましては滞納が心配されません。現在、既に国民健康保険と介護保険におきまして75歳以上の方の滞納者が何人いるか伺いたいと思います。

さらにまた、後期高齢者制度では減免条例はあるのかどうか、これもあわせて伺います。

6点目ではありますが、昨年の12月議会の質問では国保の滞納が18人ありました。介護保険の滞納者は33人でしたが、こうした方は来年4月からの後期高齢者制度によりましても滞納になることが予想されます。今まで75歳以上の人につきましては、滞納になった場合、引き続き保険料の督促は受けるものの、国保法9条によりまして保険証の返還は禁止され、資格証明書を発行されずに保険証、この場合には短期保険証も含めますが、こうしたもので受診できたわけであります。しかし、後期高齢者医療制度では、医療団体や専門家の見解はもちろんのこと、厚生労働省の見解あるいは法律を見ても、1年以上滞納すると保険証の返還を求めて資格証明書を発行するとなっておりますけれども、本当かどうか確認したいと思います。

なお、今質問した文章の上に「しかし、」という3行がありますけれども、これにつきましては、昨年の議会後の話でありましたので質問から削除いたします。

次に、7点目ではありますが、保険料を滞納している75歳以上の方は、さまざまな理由で生活保護を受けていない人であります。病気になるのは当然の年齢となった老人の方々へ10割の治療費を求めることは病院へ行くなということでありまして、医療難民をつくることでもあります。4月からの中止と抜本的な見直しを求める請願に賛同する最大の理由はここにありまして、同時にこれは町職員と事務を担当する方と高齢者のトラブルを防ぐものでありまして、町としても中止を呼びかけるべきと思うが、どうか伺いたいと思います。

8点目は、さらに、病気ごとに一律の金額が決められる定額制などが今度は導入される予定でありまして、入院の場合は早く退院が求められるという医療の制限があると指摘されておりますが、これをどう把握しているか伺いたいと思います。

9番目は、関連することとしまして、70歳から74歳の人につきましては病院での窓口負担が1割から2割に引き上がる。さらに、65歳から74歳の人にも国保税が年金から天引きされる。これは今回の議案にも上がっておりますが、そういうふうになる。それから、65歳以下の人につきましては後期高齢者支援金が徴収されるということですが、支援金はどのくらいに

なるのか、これを伺いたいと思います。

10番目に、こうした大きな改革に当たりまして、理由と目的も含めて事前に町民への説明会が必要と思いますが、どのように考えているか、どういう日程になっているか伺いたいと思います。

次は、妊婦健診への補助拡大をという質問であります。

厚生労働省から、公費助成による妊婦健診は14回程度が望ましいという通達が入っていると思いますけれども、本町の状況を聞きますと5回というふうに聞いております。そして、ただし3人目からは10回になると聞いておりますが、これを指導のとおりふやしてはどうかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それから2つ目は、この前、12月6日に喜多方市で生後2カ月の子供が亡くなるということが大きく報道されました。こうした状況を見ると、妊娠9カ月で初めて病院に行ったというふうに載っておりますので、この妊婦健診や産婦あるいは子供の健診に来ない方への対策はどのようなになっているのか伺いたいと思います。そういう事例が本町でもあった場合、来ない人がいた場合の話であります。

3点目は、自殺対策の現状と展望はという質問であります。この自殺の問題は本議会でも初めての質問ではないかと思っておりますが、最近、本町でも大変自殺がふえておりまして、私も心を痛めております。そして、全国的には3万人を超える方が1年間に亡くなっている。統計では秋田県が大変多いと言われておりますけれども、本県と本町は統計上どのようなになっているか伺いたいと思います。

また、国では自殺対策基本法という法律をつくり、さらには政策大綱を決めて市町村にも対策を求めているが、どのような対策がとられているか伺いたいと思います。

さらに3つ目は、躁うつ病になる人が私の知っている範囲でもかなりふえております。そこで、南会津病院にも精神科が必要だと思いますし、また、何年か前の議会でも精神科を求める意見書を県の方に送った経過もありますけれども、その後どういう状況か伺いたいと思います。

4つ目は、最後の質問であります。スクールバスの利用拡大をということですが、1つ目は、横町の南下原地区あるいは折橋地区、そして新町地区から、せめて冬の3学期だけでも小学生をスクールバスに乗せてほしいと、こういう要望があります。折橋地区では、例えば子供が踏切を通過するときに遮断機がおりてしまったというようなこともあって、大変心配したことがあったそうです。また、南下原地区でも、非常に歩道が狭い、雪を掃いていないという状況ですから、うちにいる方が毎日途中まで迎えに来ると、こういう状況ですので、この

交通安全上の観点、交通事故防止の観点からも乗せてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

さらに、ほかの地区でも要望を聞きますと中学生を含めて乗せてほしいと、こういう要望もありますので、中学生を含めて3学期だけでも利用を拡大してはどうかということを提案しまして、私の演壇からの質問を終わります。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 19番、大竹幸一議員のご質問にお答えいたします。

初めに、後期高齢者医療に関するおたがしでございますが、1点目から9点目につきまして住民生活課長の方から詳しく答弁をさせますので、私からは、10点目の医療制度の改革に当たり理由と目的を含めた説明会が必要ではないかというご質問についてお答えをさせていただきます。

4月の制度施行に向けて、被保険者の方々に制度内容についてよく理解をしていただくことが大変重要でありますので、町といたしましては、広域連合を初め福島県や関係機関と連絡をとりながら制度の周知に努めてまいりたい、このように考えております。

なお、既に高齢者が集まる際に制度の説明会を実施しておりますので、これらについてさらに内容を深めながらその説明に当たりたいと、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、妊婦健診への補助拡大に関する1点目でございますが、助成回数をふやすべきではないか、こういうおたがしございました。本年度より助成回数を拡大し、第1子及び第2子については5回、第3子以降については10回の助成をしておりますが、来年度については、第3子以降は15回の助成を予定しているところであります。

議員おたがしのとおり、国より、健診回数は13回から14回程度が望ましい、このような通知が入っておりますが、本年1月の厚生労働省母子保健課長名で発せられました「妊婦健康診査の公費負担の望ましいあり方」で示されました公費負担の基準回数で助成措置をしているところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、助産院や福島県以外の施設での受診につきましても、南会津町妊婦健康診査促進事業助成金交付要綱を定めまして、その中できめの細かい対応を図っているところでありますので、あわせてご理解をいただきたいと思っております。

次に2点目、妊婦健診や産婦あるいは子供の健診へ来ない人の対策についてであります。妊婦については受診動向が把握できるのが遅いので、母子手帳交付の際にアンケートをとり、

問題のある妊婦の相談や訪問につなげております。さらに、お産をされた方あるいは子供に関しては、こんにちは赤ちゃん訪問事業として、生後4カ月まで全員の方を保健師に訪問させるとともに、健診未受診児に関しては電話または訪問等でフォローをしております。受診を促す方策として個別にこれからもしっかりと対応してまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、自殺対策の現状と展望に関する1点目、福島県と本町の自殺者の状況であります。この点につきましては、後ほど健康福祉課長に答弁させますのでご了承いただきたいと思っております。

次に2点目、自殺対策基本法や政策大綱に基づく町の対策に関するおたがしございました。この問題は具体的な対策が非常に難しく対応が困難な現状にありますが、本年度は、南会津保健福祉事務所と連携を図りながら、自殺予防、うつ病予防に関するセミナーを開催するほか、民生・児童委員の研修に自殺予防の研修を取り入れ、自殺予防のための人材育成に取り組む予定をしております。また、町での相談窓口や福島いのちの電話の住民への周知徹底もあわせて進めていきたい、このように考えているところであります。

次に、3点目の南会津病院の精神科の必要性についてお答えいたします。

この問題については、うつ病などの精神疾患ばかりでなく認知症や閉じこもりなどの対策として、従来より十分にその必要性を認識しております。これまでも関係機関等に対し強い要望を出してきているところでありますけれども、精神科の設置に向け、これまで以上にしっかりと関係機関との連絡を取りながら引き続き要望活動に努めてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、町長に求められました答弁とさせていただきますけれども、具体的事項につきましては担当課長に答弁させますので、よろしくお願いたします。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 私からは、スクールバスの利用拡大に関する1点目ですが、田島小学校区の横町・南下原、折橋、新町地区については、3地区とも学校まで約2.5キロメートルの距離ですが、ご指摘のとおり、冬期間は、通学路であります町道の幅員の狭さ、国道除雪後の残雪など排雪が困難な地域であり、子供たちの歩行が阻害されることから安全確保の方法が求められております。本年度、町通学等対策協議会の答申では、直営による栗生沢・永田地区運行のスクールバスを利用し、乗車人員、ルート、始発時間の大幅な変更がないような方法で、可能であれば3学期から運行していただきたいとしております。

また、この件については、田島小学校PTA会長及び校長の連名により町長への要望書が提出されており、今年度実施を希望しますが、困難であるならばまずは通学路の除雪強化を求められたところであります。

教育委員会としては、早い時期からこの検討に入りましたが、対象者が横町地区30人、折橋地区22人、新町地区13人の合計65人おりますので、スクールバスの定員が66人であることから、現行ルートですと、定員オーバーあるいは始発地区の時間の大幅な繰り上げを要するなどの課題が生じております。したがって、現行のスクールバスを利用することは無理がありますので、別途、民間業者への委託またはスクールタクシーなどを利用した場合についても検討をしたところであります。しかしながら、今年度3学期からの実施は困難との結論に達しましたので、来年度に向け、時間をかけて詳細な検討を継続させていただきたいと考えております。

なお、通学路の除雪についても、除雪担当課と連携し万全を期すとともに、通学路に当たる地域住民の理解と自主性を啓発しながらご協力を求めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、スクールバスの利用拡大に関する2点目、他の地区でも要望を聞き、中学生を含めて3学期だけでも利用を拡大してはどうかとのことですが、現在、西部地域の学校においては、館岩地域、伊南地域において通年スクールバスの運行、南郷地域については、小中学校ともに冬期間のみ定期バス等を利用したスクールバスの運行をしているところであります。また、田島地域では通年3路線を運行しておりますが、冬期間の特例として、これらの路線に、檜沢小学校区では塩江区の一部の低学年児童、荒海小学校区では古今、川島地区の児童、田島中学校区では永田地区の生徒を乗車させるなど、スクールバスの弾力的な運用を図っておるところであります。さらに、荒海小学校区の藤生地区の児童については民間タクシー会社に委託したスクールタクシーの運行をしております。

そこで、田島中学校区の長野、田部、田部原地区の生徒についてですが、通常自転車通学をしており、冬期間については、これまで保護者の自家用車による送迎で対応をしていただいている状況でした。このたび、町通学等対策協議会の答申を受けたこともあり、本年度3学期から民間業者への委託によるスクールバスの運行を試験的に計画しましたので、本定例議会に関連する補正予算を提案させていただきました。

以上のとおり、保護者や地区の要望などを聞きながら、でき得る限りにおいて冬期間のスクールバスの利用拡大を図っておりますので、ご理解をお願いいたします。

教育長に課されましたおただしは以上でございますが、具体的事項については担当課長より説明させますので、よろしく願いいたします。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○大竹政義住民生活課長 後期高齢者医療のおただしについてお答えいたします。

初めに、後期高齢者医療に関する1点目の福島県における保険料についてのおただしでございますが、後期高齢者医療保険料と国民健康保険税との比較は、県内市町村における国保税率がさまざまであるため、広域連合では試算、比較はされておられません。

また、国民健康保険税の算定には、後期高齢者医療の保険税算定にはない資産割・平等割があること、所得割においては現役世代との所得差があることなどのため、一様に比較することは難しいものと考えております。

次に、2点目の南会津町における後期高齢者医療保険料と国保税との比較のおただしですが、1点目でもお答えしましたように、国民健康保険税には資産割や平等割があることや所得割の所得に差があることなどから、国保全世帯の保険税と後期高齢者医療保険料を一様に比較することは無理な面があると考えております。

なお、今回、福島県広域連合で決定された軽減後の保険料は県内の平均で約5万6,200円と言われておりますが、南会津町について試算いたしました結果、約4万1,300円と見込まれ、県平均を1万4,900円下回る見込みとなっております。

次に、3点目の介護保険における平均保険料額のおただしでございますが、南会津町では約3万3,600円となっております。

次に、4点目の年金からの天引きについてのおただしでございますが、被保険者の利便性の向上や徴収事務の効率などの観点から、18万円以上の年金を受給している方を対象に、年金から天引きすることが法令で規定されているところであります。なお、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金額の2分の1を超える方につきましては天引きをしないで納付書で納めていただくことになっており、年金額の低い方に対しても配慮がされているものと考えております。

次に、5点目の滞納者の人数についてのおただしですが、平成18年度末で国民健康保険税が261人、介護保険料で130人となっております。なお、滞納者のうち、75歳以上の滞納をしている納税義務者は国民健康保険税で19人、介護保険で33人でございます。

また、後期高齢者医療保険料の減免については、福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第21条で、災害、心身の障害、事業の廃止など減免できる項目について指定

しております。

次に、6点目の保険証の返還に関するおたただしですが、滞納者対策の一環として、1年以上国民健康保険税を滞納した方を対象に、納付意思や生活状況等を総合的に判断して、有効期間の短い短期被保険者証を交付しているのが現状でございます。

また、資格証明書発行についてのおたただしがございました。後期高齢者医療制度では、保険料の賦課と医療給付を同一の主体である広域連合が行うことになっております。国保と同様、滞納者対策として資格証明書を発行することが高齢者の医療の確保に関する法律第54条で規定されております。具体的には、広域連合の定める被保険者資格証明書の交付に関する要綱に定めるところによりますが、1年以上保険料を納付しない滞納者が対象になり、災害や病気、事業等の廃止などの特別の事情があると認められるときは除かれることになっております。

南会津町といたしましては、保険料滞納者に対し一律に機械的に対応することなく、滞納者個々の実情や納付意欲等に配慮したきめ細かな対応をしてまいりたいと考えております。

次に、7点目の資格証明書発行の中止を呼びかけるべきとおたただしではありますが、資格証明書の発行は、被保険者間の公平性の確保や安定的な制度の運営の観点から設けられるものであります。広域連合の交付に関する要綱による県内統一した基準によりますが、実際の運用に当たっては十分な納付相談を行い、短期被保険者証の交付を行うなど滞納者との接触の機会を確保し、真にやむを得ない事情があるか否かを調査、判断し、個々の生活の実態等を踏まえつつ慎重に対処すべきであるものと考えております。

次に、8点目の医療の制限についてのおたただしでございますが、後期高齢者医療制度の導入とあわせ後期高齢者にふさわしい医療を提供するため、現在、中央社会保障医療協議会において診療報酬等の検討がなされております。この中で、後期高齢者を総合的に見る主治医の報酬について、医学管理と検査、処置及び画像診断を包括払いの対象にする方針が厚生労働省から示されておりますが、現時点では詳細な内容について決定されておられません。なお、今後の情報に十分注視してまいりたいと考えております。

次に、9点目の後期高齢者支援金につきましては、後期高齢者医療制度の費用負担は国・県・町の負担する公費負担が5割、高齢者からの保険料が1割、国民健康保険税や健康保険組合からなどの保険者からの支援金が4割となっております。おただしの保険者支援金は74歳以下の被保険者数に応じて算出することになっており、その額は被保険者1人当たり4万1,300円ほどとされております。

以上お答え申し上げます。ご理解を賜りたいと思います。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 自殺対策の現状と展望に関する1点目、福島県と本町の自殺者の状況についてのおただしであります、私の方から答弁させていただきたいと思えます。

本県におきます自殺者の状況でございますが、国と同じく平成10年以降上昇しておりまして、その後も上昇傾向をたどっております。平成17年におきましては605人、人口10万人当たりの自殺者数で申し上げますと29.1人というような状況になっておりまして、この数値は全国ワースト10位というような状況になっておるところでございます。これは、県内圏域別に見ますと南会津保健所管内が自殺者死亡率が最も高い状況になっておりまして、本町においても、平成10年以降上昇しまして平成15年にピークを示した後、その後も横ばい状態というような状況になっております。具体的な本町の自殺者数で申しますと、ピーク時の平成15年に9人という方が自殺をしております、昨年、平成18年におきましては8人というような状況になっております。

以上でございます。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 何点か質問いたしますが、まず最初に、今回の質問の目的の方が後期高齢者につきまして最後の10点目になってしまいましたが、その目的と説明会について町長の方から答弁がありましたので、まずそれからいきますが、一つは説明会の日程、そういうものが答弁がなかったもので、いつからどんなふうに行っていくのかということ伺いたしたいと思います。

それから、説明会をやる場合におきまして私は担当課長の方からパンフレットをもらってまいりましたが、このパンフレットでは一般的によくわからないというような状況なものですから、どういう資料を使って説明するのか、これがもう既にいっぱい来ているのかどうか、その辺をまず一点伺います。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○大竹政義住民生活課長 答え申し上げます。

ただいま、説明会の日程と資料等々のご質問がございました。広域連合の方から、年内中に説明用のパンフレットと申しますか資料がすべての町村に配付される予定になっております。これを踏まえまして、3つの総合支所も含め本町南会津町全体の老人クラブと申しますか、そういった対象の方々、75歳以上の方々においでいただけるような文書を出しまして、できるだけ丁寧な説明会を実施したいというふうに考えております。日程については、年明けから全町

の説明会を取り組んでいきたいというふうに考えております。

なお、当然であります、広報とか町のお知らせ等にも掲載する予定でおります。よろしくお願ひします。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 日程等についてはわかりました。

次に、質問の1点目の保険料についての質問であります、年金と国保の関係では、福島県の広域連合の場合には比較した資料がないと、またその比較も難しいというような話がありました。さらには、町村別で見た場合については安くなるんだというような話がありましたが、その辺は、国保の場合の最高額よりも今度の方が下がっているということの一つ見ても、料金が下に圧縮というんですか、所得の低い方にぐっと厚くなっているということは間違いのないわけですので、今後、広域連合の方に、機会あるごとにそうした資料をつくってもらいように働きかけていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○大竹政義住民生活課長 おただしの国保と後期高齢者医療保険料との比較ということで、先ほど答弁で申し上げましたように、国保ですと所得割、資産割等々がございまして、この件についても、南会津町として広域連合の方に、こういった部分での試算はできないかという問い合わせをいたしました。なぜできないかというのは、先ほどご答弁申し上げたとおりでありますけれども、国保税自体が現役の世代も含めたものであって、なかなか比較は難しいということでございました。

そういったことをご了解いただきたいと思ひます。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 今回のやりとりはそういうものであったとしても、今後そうした実態を明らかにするとともに、さらに保険料を上げないように要望してほしいと思ひております。

今回ちょっと項目が多くてここに書かなかったんですけれども、この保険料については、先ほど答弁があったように、医療給付費の1割について被保険者が払うんだというふうに話がありました。1割というと少ないかなというふうに思ひますけれども、給付費がふえていきますと金額がふえていくと。そうすると、1割という言葉ですけれども、実際は金額がふえていくわけですから保険料も今後上がっていくんだというふうに医療団体の方も指摘しておりますので、そういうふうにならないように今後の要望をお願いして、次の質問にいきます。

次に、介護保険と今度の後期高齢者医療でもって、後期高齢者が4,683円、介護保険の方が、

これは平均ですけれども2,800円くらいで、平均7,483円というふうになります。もちろんこれより多い人も少ない人もおりますが、こういうものが今度は年金から天引きされるという数字がわかってきましたけれども、ただ、これについて先ほど私は見解を求めたんですが、年金から引かれない人もいたので配慮をしているというような答弁があったかと思うんですけれども、しかし私は、これは見方の問題ですが、配慮でなくてそれは余りに低くて引けないんだということです。引くことについて、本当に私は恐ろしさを感じておるんです。

それで、感じ方の議論をしてもしょうがないんでありますが、そこでちょっと提案したいのは、今回の議案にも、65歳から75歳の人について前期高齢者と言うそうですが、それらの方について、年金から今度は国保税が引かれるという議案がきょう提案されるわけでありましてけれども、ちょっとこの関連の話をしますが、これは私は町長に、この議案をちょっと今回おろせないかと思うんですね。というのは、これも町民に説明しないうちに65歳から70歳までの人は年金から天引きしますよという、法律はあるんでしょう、しかし条例でも今回決めちゃうと思うんです。ですから、そういう説明をしないでやるやり方というのは私は非常にまずいと思うんです。

いずれ、1月に説明会をするという話が今あったわけですから、その中で後期高齢者とともにこの話もして、それから、3月議会でも私はいいいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょう。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

天引きの問題についてはさまざまな議論があると思うんです。私も、初めはやはり心情的にいかがなものかという感じが実はしておりました。しかし、制度上あるいは法律上そういうことになってまいりますと、その法律を覆すあるいは法律と違う決定を下すというのは、整合性といいますか根拠性がなかなかとれないというのがございます。まして、日本の国の法律の制定の経過を見ますと、私たちのある意味では代表者がそれぞれの場で議論され決定をすると、こういう民主主義のルールの中で処理されているということでございますので、このことについても心情的には議員がおただしのような感じは持っておりますが、町の責任者としては、やはり今回条例を出させていただいて法律に基づく方法で処理したい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 町長の考えもわかりますが、先ほど私が言ったように3月議会では

遅いのかどうか。説明してからでいいんじゃないか。そこはいかがでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

今議会で処理をしたいと考えて提案いたしておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 3月議会では何か支障があるんですか、そこを伺います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

今の今議会が適切な時期だと認識しておりますので、ご理解をいただきたい。

○渡部康吉議長 19番に申し上げます。後から議案が出てきますので、議案の中でご審議をお願いします。

○19番 大竹幸一議員 となるとこれはしようがないから次の質問にいきますが、今度議案が上がっちゃうともう撤回とはいかないもんですから、今言ったんですが。

次の質問であります。後期高齢者医療の中で減免条例はありますかという質問に対しまして、課長の方から21条にありますという話がありました。しかし、21条は広域連合で条例を制定すればということじゃなかったですか。だから自動的ではないでしょう。後期高齢者医療で、今現在既にもうそういうものを持っているんですか。そこを伺います。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○大竹政義住民生活課長 お答え申し上げます。

福島県の後期高齢者医療の広域連合に係る高齢者医療に関する条例につきましては、先月22日に広域連合の議会がございまして、そこで決定をされております。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 それでは、その内容をちょっと読み上げてください。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○大竹政義住民生活課長 保険料の減免、第21条でございまして、「広域連合長は、次の各号のいずれかに該当する被保険者又は連帯納付義務者のうち、必要があると認められる者に対し、保険料を減免することができる」となっておりまして、1つ、被保険者またはその属する世帯の世帯主が震災、風水害、火災その他に類する災害により住宅、家財またはその他の財産を著しく損害を受けたとき。次に、世帯の世帯主が死亡したことまたはその者が心身に重大な損害

を受けもしくは長期入院したことにより収入が減少したこと。次に、世帯主の収入が事業または業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により、収入が著しく減少したこと。次に、世帯主の収入が干ばつ、冷害、凍害等により農作物の不作等その他これに類する理由により著しく減少したこと。次に、被保険者が法第89条の規定による医療給付の制限を受けたこと。以上が21条の大きな内容でございます。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 それは後期高齢者の減免のあれなんです、それと似たような減免については国民健康保険の方にもあるわけなんです、ただ問題は、それが実際適用にならないというのが現状なんですね。

ちょっと話移って申しわけないんですが、国保の場合で、それは申請減免というんでしょうけれども、そういうのが適用になった例があるでしょうか。

○渡部康吉議長 税務課長。

○星 光幸税務課長 ただいまここにデータがございませんので、調べて報告させていただきたいと思います。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 時間がありませんのであれですが、そういうのは実際当てはまったことがないですよ、例を見ると。ですから、特にその中でも病気によって生活保護以下の基準になっている人について非常に問題なんです、当てはまったことがないので、この前、伊達市で大変いい条例ができましたので、ぜひ参考にして、今後当てはまる条例をつくってもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○大竹政義住民生活課長 後期高齢者に係る条例の部分でありますけれども、大もとになるのはあくまでも保険者たる広域連合の条例でありまして、今私が申し上げた内容が保険料の減免ということでもあります。

これから3月に、南会津町としての事務取扱も含め保険料徴収等に係る条例等の制定をすることになるわけでありまして、今、議員がおただしの伊達市の資料を参考にできる部分があるとするならば、ぜひいただきたいと思っております。

以上でございます。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 その当てはまる条例をつくってもらわないと、次の主張でも言って

おきましたけれども、資格証明書を発行する人がふえてくると。そうすると、事実上病院にかかれなことが発生しますので、強く求めたいと思います。

次に、妊婦健診なんですけど、今度、来年から15回に3人目はふえるということがあって安心しましたが、ただ私が一つ不思議に思うのは、第1子目から、やはり1人目の方が不安なんです、妊婦の方が。ですから、なぜ1人目のときにふやさないのかなというのが私は疑問なんですけど、いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 お答えいたします。

妊婦健診におきましては、国の方から、母子の健康管理を踏まえまして、13回から14回程度が望ましいというような通知が来ておるところであります。一方では、今年度から、妊婦健診におきまして国の方で交付税措置が開始されました。その中で、交付税で見えておりますのは5回ということで財源措置をしております、それを受けまして、ちょっと紛らわしいんですが、厚生労働省の方は公費負担の回数の基準については5回というような判断でございまして、それに基づいて県、それから町も受診回数についての基準を定めているということでございます。

さらに、第3子につきまして回数をふやしているという理由につきましては、基本的には少子化対策というような面から、第3子以降の妊婦、それからその家族の経済的な支援ということを想定して15回ということになっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。時間が少なくなりました。

○19番 大竹幸一議員 最後に、スクールバスの問題であります。65人はいるので1回では厳しいという話がありましたが、私の前の記憶では栗生沢方面と永田方面は違う、永田の方は一回置いてから行くというふうには前は思っていたんですが、そういうふうにはすればできると思っておりますので、その改善を求めたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 学校教育課長。

○長沼芳樹学校教育課長 お答えいたします。

現在でも、朝の始発の場合は栗生沢、水無を経由いたしまして、一たんあたご館の前でおろしまして、その後に永田に行くという経路になっております。

ただ、人数的に申し上げますと、先ほど申し上げましたとおり定員が66人であり、中学生が乗っておりますので、実質は定員としてはまず60人以下になるということで、このスクールバスで現在、横町地区、新町地区をそのときに乗せるというのはちょっと無理があるということ

でございます。

○渡部康吉議長 時間になりましたので、以上で19番、大竹幸一君の一般質問を終わります。
昼食休憩といたします。

休憩 午前 11時32分

再開 午後 1時00分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎発言の申し出

○渡部康吉議長 ここで、税務課長より発言したい旨の申し出がされておりますので、これを許可します。

税務課長。

○星 光幸税務課長 午前中に大竹議員から国保の減免者数についておただしがありましたので、お答えいたします。

合併後の国保の減免について申し上げます。平成18年度については生活保護による減免が2件、その他が1件、平成19年度は現在生活保護による減免1件で、議員おただしのような減免者はありません。

以上でございます。



◎報告第7号について

○渡部康吉議長 日程第2、報告第7号 専決処分の報告について、専決第16号 損害賠償の額の決定並びに和解について、専決第17号 福島県市町村総合事務組合規約の変更について、専決第18号 損害賠償の額の決定並びに和解について、専決第19号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これをもって報告第7号 専決処分の報告についてを終わります。



◎議案第84号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第3、議案第84号 南会津町環境基本条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 まず初めに、一般質問の中で町長答弁で、6番議員、4番議員等を対比するような答弁がありました。当事者として不快でありますので、そういうものは私としては余りいいことじゃないんじゃないかと一言発言しておきます。比較・対比するような発言はぜひ差し控えた方がいいんじゃないかと思えます。

そこで議案についてですが、2点ほどお聞きします。

1つは、環境基本条例自体はもう遅いくらいであって、内容も、私からすれば今この中身は緩いといいますか、特に地球環境というものはもうどんどん意識は、社会情勢は変わってしまして、きょうの新聞でも、たしか地球温暖化対策推進法がよいよ国会に出ますし、そして我々も京都議定書なんていう言葉は遠い話で、国同士のものかなと思っていましたら、もう地方に、町に、村に、家庭にいずれは入ってきます。それが恐らく今度は交付金とかとタイアップしていろいろな形で、直接財政にも響くような問題がもう間近です。

そういう意味で、私は、生ぬるいという言い方は条例に対してどうかあれなんです。いずれにしろ、そういう情勢の中でまず町長のそういう認識といいますか、環境問題に対する考え方を、基本条例を含めましてひとつお聞きしたいと思えます。

2点目は、基本条例、その次には今度は環境基本計画と、順を追って次々と具体的になってくると思いますが、それはつまり交付金措置といいますか交付税措置といいますか、国・県のですね、それを意識した次の何か事業なり施策を考えた上でのこの基本条例制定、次の基本計

画制定というものを意識して何か次の政策を、あるいは交付金事業の措置を何か意識した上で
の制定であるのか、それもちよっとお聞きしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

まず初めに、対比の話ですが、発言の内容をよく検証していただければと思いますけれども、
例えば施策を進めていく間にいろいろな町民との合意形成を図らなければならない。そのとき
に、非常に前向きに推進する人と、そうでなくてそのことに対して別な角度から問題提起をす
る、こういう2つの姿勢があるということで、いわゆるやる気とかその地域の推進を図る場合
には、町長のトップダウンではなくて、そういう地域の実情あるいは合意形成の状況を見なが
ら対応せざるを得ないんですよと、こういう意味での比較ですからご理解をいただきたい。別
に私は4番議員を褒めたわけでも何でもありません。ただ、肯定的な意見と否定的な意見があ
るということの比較ですので、ご理解をいただきたい。

環境基本条例に関してですが、これは当然のことです。京都議定書が私は古いと思っていな
いんですね、継続していますから。今回COP会議もありましたよね。さまざまな国の利権と
いいますか思惑といえますかこういったものが交錯している中で、間違いなく温暖化が進む。
この間違いなく温暖化が進んでいるのは、実は遠い地域の話ではなくて、我が南会津町の問題
にも大きく影響をしている。それは、例えばですが、これが直接の原因かどうかわかりません。
スキー場オープンを目の前に控えています。しかし、これまでこれほど連続して降雪がこの時
期にないというものなかなかこれは珍しい。これも一つの大きな原因ではないだろうか。

こういう第三セクターの運営、経営の中でも非常に私は問題がある、こういうふうにして
おりますので、この基本条例については、でき得れば森林整備政策と大きくつなげて、いわゆ
る排出権の問題も国内法をきちっとつくる、そういう取引の環境を整える、こういうことをで
き得る限り訴えていく。そのためには、私たちは法ができてから行動するのではなくて、でき
るところから形をつくって、その形を示していきながら国にもあるいは県にも訴えていく、こ
ういう姿勢で、とりあえずは私は森林整備あるいは林産事業の中でこの環境政策を進めていく、
こう思っております。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 お答えいたします。

計画に対して交付税等の事業のおただしでございますが、今ほど町長が申し上げましたとお
り、基本となる環境基本条例でございますので、種々例を挙げれば、ごみ対策、そのほか新エ

エネルギー、そのほか公害等、さまざまな分野における事業確立というふうにもなるのかなというふうに思っています。ただ、今町長が申し上げたとおり、理念は環境の部分にあるというふうに理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○渡部康吉議長 副町長。

○杉浦孝幸副町長 環境水道課長の答弁につけ加えさせていただきます。

町にいろいろな計画をつくる場合があります、近年よくあるパターンと申しますか、よくある手法を申し上げますと、毎年、交付金を目的に何とか計画をつくって、それが例えば町の議会で承認されたりあるいは公表したりするとその交付金の対象となる、こういう場合も多々見られますけれども、基本条例のあり方を考えますと、交付金目当てということではなくて、町の行政のみならず町民とか事業者、今回ですと滞在者の協力を得る、環境に対する関係者、町全体のスタンスを定めるということでもありますので、個別の事業につきましては、それぞれの今後出てきます環境計画に基づく事業ですと、それに見合ったような補助金なり交付金を探していくと、このようなスキームになっているものですから、このことをご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 ほかにありませんか。

8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 11条から14条には、野生生物との共生とか快適な住環境とか載っておりますけれども、人との共生も踏まえた上で、野生生物の今後の適正な管理計画等々があるかと思いますが、その点を一点お聞きしたいと思います。

あと、16条に化学物質等の汚染のことがあるんですけども……

〔「聞こえない」と言う者あり〕

○8番 楠 正次議員 はい、わかりました。

11条から14条関係に載っている野生生物の保全、生育環境の保全などがありますけれども、野生生物の適正な管理とか、そういうものの今後の計画とかがあれば、ちょっとその点をお伺いしたいと思います。

あと、16条に関してですが、化学物質等の汚染でありますけれども、滝原地内の化学物質過敏症の子供のことを町長は前に言われましたけれども、新たな交流人口、交流経済などにも発生するのではないかという話がありましたけれども、そういうところで、もっと特別区というような指定とかは必要ないのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

条例の第11条のところ、野生生物の規定と、それからあと化学物質に関する項目がございますが、野生生物・動物に関しては、例えば駒止湿原問題のときに、いわゆる湿原ということで植物だけの議論を今までしてきたんですが、そうではなくて植物を含めた、そこに住んでいる動物も、やはりその自然の生態系の中の大きなかかわりとして大事にしていかなければならない、そういうところから発したわけでありましたが、最近、本当に多くの議員からおたしをいただいているように、野生の猿の被害が目立っております。このことについても、私たちが暮らしを立てていく上で大変大きな負担を抱えております。

しかし一方で、それでは野生動物の捕獲だけをすればいいのかということになりますと、これもまた偏ってしまう。また新たな食物連鎖の中で不安が出てくる可能性があるのと、こういうことで、野生動物につきましてはモデル地区をつくりながら、これまでもおたしがあった対応策、特に猿被害の対策をとってきたわけでありましたが、どうも効果的なものがない。しかし、ケース・バイ・ケースで対策をとりますが、でき得れば、地区を指定して野生動物との共生を図りながら対策を講じていきたい、こんなふうを考えておるところであります。

それから、化学物質に関しては、これも実は副町長に東京の方にありました北里大学関係の研究所といいますかに行っていたんですが、そのデータによりますと何と全国に44万人の方が、電磁波も含めて化学物質で大変困っている方がいる。こういう方が私の町の方を尋ねてまいりまして、何とか私たちが住める場所を探したいんだけど案内いただけませんかということで来ました。その場所が、現在、議員からおたしのとおり八総鉾山の跡、それからもう一カ所その人たちが大丈夫だなというのが、多々石の奥内の開墾地、この2カ所が何とか住める。

それは、農薬が使われていないというのが大きな条件だったそうです。農薬が風に乗って飛ぶということが大変困るということでしたので、ですから、その農薬がないところということになりますとなかなか厳しいんでありますが、限界集落と言われる、私は限界という言葉は使いたくないというふうに常々言っていますが、通常、新聞等でそういう用語を使っておりますけれども、言われるところはどうかだろうということで調査に入ったのが実は川衣でした。

川衣地区については、限りなく農薬が使われていないという実態がわかりまして、じゃ、ここでその化学物質過敏症の人たちが食べられる食べ物を生産できないかということで、地区の懇談会を何回か開催して、ようやく区長さんを初め地区住民の人たちが、できるものからやっ

てみようということで取り組みが始まったところですので、今後この環境政策とあわせてこうということも積極的に取り組んでいきたい、こんなふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 ほかにありませんか。

1 番、湯田哲君。

○1 番 湯田 哲議員 第22条、ちょっと読み上げますね、「町は、環境の保全と創造に関する重要な施策の策定や実施に当たって、町民、事業者の意見を聴取し、その施策への反映に努め、施策策定等への町民、事業者の参加を図ります。」とあります。

実はこれを言いたかったのは、先ほど駒止湿原の話で言いましたけれども、そういうのを含めて、あと先ほどのを1枚めくった9ページにあります生物の環境も含めてなんですが、そういう政策をするときに町民の意見をとこれはうたっていますので、ぜひそういうときには、町民という言葉は本当にこの条例がすごく生きてくるというか、町民がその専門ではないんだけどぜひその人たちのアイデア、町民は素人だけでもやはりいろいろなアイデアを持っている人間がいると思うので、エネルギービジョンもそうですけれども、専門家じゃなきゃわからないじゃないかって、いきなりコーディネーターとかプランナーに振るのは確かに重要だと思うんですが、それと同時に並行しながら、素人を集めてでも、ぜひそういう流れで意見を集めて、その段階で次に振るといような形で、湿原はもう40年もずっと続けて委員会もありましたけれども、この条例をぜひ重要に、僕は一番いい部分だと思って言いたかったんですが、ぜひそういう方向で意見を拾い、創造、アイデアを町民から拾うような態勢でいってほしいと思います。

お考えをお聞かせください。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

議員のお考えに私も全く同感であります。ただ一つ、これは町民の方々へ公募をするやり方がよくない部分もあるのかもしれませんが、ここは反省しなきゃなりません、広報等あるいは至るところで公募をかけているんですが、なかなか公募をして応募される方は少ないんですね。パブリックコメントなどもやりますと、ほとんど1名か2名というようなことなんですね。このこれまでの、ある意味ではそれが一つの風土みたいになっているのかどうかわかりません。

ですから、このところをどうやって突破していくかということが私たちの課題ですので、これまでのやり方に加えて、より多くの方が参加できるような方法をこれから構築していきたい

いと、こんなふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 そのような方向でしてください。

ただ、もう一つ言ひたいのは、僕たちは素人だという時代はあつたです。でも今、僕たちはインターネットとかいろいろな情報源を持っていますから、言わせてもらえば、有識者並みまではないきません、大学教授並みにはなりませんけれども、エネルギーについてでも環境についてでも、私たちはもしかして頭でっかちぐらいまでいろいろなことを知っています。だから、そういう意味ではあえてそういう公募だ、チラシだとかでなくて、ぜひ大きな皆さんの意見を聞きたいという集まりが御蔵入交流館でありますからというようなモーションをかけていただければ、かなり気持ちがある人はいると思ひます。その広告の中味によっては、教授がいないんだつたら私が行つて言おうかしらと。そこに必ずそういうお偉方がいるから近づけば彼らの主導権でその会は進みますし、駒止湿原も、やはり彼らがリードして先に一つの考えを言っちゃいますので、そのまま進んじゃいます。

ですから、ぜひそういう意味で、今、時代は変わったと思ひますので、公の何かアイデアを募集しても集まらないという町長の話でしたけれども、ぜひそういう方向で進めていってほしいと思ひます。

以上です。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

そのことに関連して一つだけ具体例を出したいと思ひますが、土地区画整理事業が何年にもわたつて実は合意がいただけなくて整備が進まなかつた。このときに、県・国、つまり専門家が設計し、専門家が制度をつくつてきたんですね。言つてみれば私たちは素人かもしれない。しかし、現場に暮らす人が、その地域に暮らす人が最も最終責任者であろうという話を県・国にさせていただきました。その中で国も県も一部条件緩和をしていただひて、そのことがあつて地元の地区の人たちが合意して、同意をしていただひたと、こういう経緯があります。

今の議員の意見は大変重要だと思ひますので、これから私たちは暮らしの現場の責任者として、しっかりその辺は肝に銘じて進めていきたい、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○渡部康吉議長 ほかにござひませんか。

7番、星光久君。

○7番 星 光久議員 1つ聞きたいんですが、项目的には2つほどになるかわからないですが、さっき町長は環境整備の問題で、猿の指定という形で荒海地区、小塩と上野というか藤生といったが、あそこの地区で環境整備をして見通しをよくして、猿が来ないように県の補助か何かでやっているみたいだけれども、そういう形でこれからもこれはずっといくと思うんだけど、その中で猿対策に今猟友会としてもかなりこれは力を入れて、リンゴ園に残っているリンゴ等を含めて、もらってけるという形でなるべく集めて、何にそれを使うかという、やっぱりああいうのがぼつんぼつん起きる、あれで環境が、ここさ行っても生活できるということでリンゴをとったりして、ちょいちょい道に落ちていたりするのは猿が来てやるということで、なるべく残さないでとって、そのとったものは加工するとか何かして、とっておいてこれはわなとか何かに使いたいからということで、この前は羽塩支所に猿が出たもので、あと糸沢にも出たりしているもので、そういうことでリンゴ園の協力、残っていたら猟友会が、おらの方でとるからなるべく残さないでおいてけると。そういう形で農林課でも通じてもらってあれすれば、リンゴのかつばらいをやっていたなんて言わないようにお願いしたいと思うんです。

それと、さっき8番議員が言った環境の問題で、八総鉾山に農薬がだめだとか化学物質がだめだとかという、入ってきている人を別におれは疑るんではないんだけど、今、アーレフというのかオウム真理教、ああいう形で最初は入ってくる。今までの経過をずっと見ると、やっぱり最初は下調べ、猿ではないけれども下調べに入ってきて、ああいう広い土地を、ぼつんとうとうこのころに来てではなくて広い土地の中にぼつんとうとう入ってみたり、それから仲間をふやすというような、ずっと見ると環境がそんなのね。

あそこの八総鉾山の人とはそれではないと思うんだけど、一応調査なり何かして、そうしないと、全国的に調べるというのは、ああいう形でここは大丈夫だと1人ふえ、2人ふえ、しまいにはああいう環境づくりをやられる可能性もある。ずっとやってみたことがあるんだけど、そういうことですので、注意して見守ってもらいたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

猿の被害につきましては、議員もご存じだと思いますが、今、国の方で有害鳥獣の、特に猿害なんです、法制定に向けていろいろと議論をしておるところであります。もちろん議論の中には保護が優先だという意見もありますので、これからさらにその議論を見守っていかねければなりません、さればとって私の方で放置しておくわけにはいきません。

そんな中で、議員からはさまざまな資料をご提供いただきました。その提供された資料を今

課内で検討しておりますけれども、その中で経費負担がどのくらいになるのか、それでどのくらいの例えば集落に対応できるのか、こういう個々の問題を詰めて、その中で一つよかれと思うようなことをまず試行してみようと、やってみようと。そして、できるだけ農家の人たちに負担を、あるいは不安を与えないようにしていこうということで進めております。

議員がおっしゃった森林整備については、県の森林環境税を使わせていただいて今空間づくりをしていると、こういうことでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、化学物質過敏症の人たちの受け入れですが、私も当然、議員が心配されているような心配を持っておりまして、特に私は、今、福島県の東京事務所の方と情報交換をしながら、そういう不穏な関係者であるかどうか、このところを確認しながら、絶えず連絡をとりながら、それからもう一つは、ふるさと財団というのがございます。これは総務省の外郭団体でありますけれども、地域総合活性化財団とも言いましたか、正式な名称は、そことも連絡をとりながら、情報を入れながら進めております。今後も慎重にそこは対応してまいりたい、このように思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星 光久議員 それと関連して、子供さんが今度は学校に3人ばかりこっちに来るみたいなんだけれども、そういう形で中途半端に今この移動を、どういう移動だかわからないんですが、八総鉦山にいつから住みついているんだかわからないんだけど、今度は学校の方にも3人ぐらい入るみたいだという形なもんだから、余計勘ぐったというのはそういう形で、今、中途半端な時期に学校の移動を含めて、普通は、間近に新学期になるんだからそのときでもいいんじゃないかと思っていたんだけど、そういう声を聞いたもんだから余計そうなんです。安全だと思えば大丈夫なんです、そういうことです。

以上です。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

実はその情報は私も聞いておりまして、この12月26日にその家族と会わせていただきたいということで、懇談を持つことにしておりますので、なおそこでいろいろと確認をとっていきたい、こんなふうに思っております。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 これは所管であります、この前、委員会の日は休みだったもので

すから1点だけ質問をいたしますと、24条で「監視等の実施」とあります。

それで、「町は、町内における環境の状況を的確に把握するため、必要な監視や測定を実施するよう努め、その結果を速やかに公表します。」ということで、大変いい文章になっておりますが、この中で、監視というのは恐らく不法投棄などを指すんだろうと思います。それから、測定というのは川の汚れとか大気の流れだったりを指すんだろうと思いますが、そこで一つは、今現在たしか不法投棄の監視をする人がいると思いますが、その人たちとのリンクはどうしていくのかですね。あれはあれ、これはこれなのかということですね。

それといま一つは、例えば監視で不法投棄などがあった場合、速やかに公表するという事だから、その辺は町の広報、お知らせでぱっと名前を、この人が不法投棄しましたということばっと言うのか、それとも、警察に訴えて罪になった人とかそういう重い人を言うのか。その辺、公表の基準などは今後つくるんだと思いますけれども、公平にしないと、あの人のときは公表して、この人のときは公表しないと困るし、その辺は今後どんなふうにもっていくのか、そこを伺います。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 お答えいたします。

1点目の不法投棄監視者とのこの条例のリンクというおただしでございますけれども、広い意味では、不法投棄の監視の部分についてもこの監視というふうになるのかなというふうに思っております。この条例につきましては、広い意味での監視、測定というとらえ方をしております。

監視という部分がございますが、環境の状況を把握するために必要なものというような定義の内容での条例でございます。ここに、今具体的な部分でご質問がありました分も含めながら、今後、環境基本計画の中に明確な施策として提案、計画させていただいていただき、それを実施するという事でございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 すると、今言った計画とかいろいろ細かなことがもっとできるということですね。それは大体いつころまでの見通しなのか、またそれをどういうふうにつくっていくのか、担当部署だけでやっていくのか、その辺のことを含めて伺います。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 お答えいたします。

いつまでかというおただしでございますが、平成18年、19年、20年と3カ年をもって調査、

検討をしてございます。ですから、19年度では環境基本計画の骨子を明確にして、今提案して
ございます環境条例を策定し、次年度、20年度において環境基本計画の骨子に基づいたものを
詳細にわたってやっていくと。要するに施策でございますので、方向性を明確にして21年度か
ら策定実施ということになりますので、方向性を見出した中で、各課においての部分があれば
そういう部分で監視体制を具体的にしていこうということでございますので、ご理解をいただき
たいと思います。

○渡部康吉議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

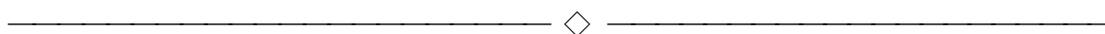
これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第85号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第4、議案第85号 田島都市計画事業会津田島駅周辺地区土地区
画整理事業施行規程を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第86号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第5、議案第86号 南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 何点かお聞きしたいと思います。

私たちにこの条例案を最初いただいたときに、この条例案の改定案を見たときに、もう全部上がるのかな、そういう解釈をしました。町長の最初の提案理由の説明のときにも、そのような人勧の勧告ですからというような説明の中で行われました。ところがよくわからなくて、だんだん聞いているうちに、総務委員会で説明がありまして、こういう資料をその後いただきました。そうしますと、現実的には、3級の一部の人とそれから4・5・6級というのはもう既にこの範囲内にあるから今回は関係ないんだよと、そして1級、2級に対してだけの該当なんだよと、そういうような説明があったそうです。

ですけれども、私たちにはその説明がなかったものですから、やはりそういうきちんとしたというか、内容の特にこの文面からわからない部分というものを細かく説明していただかないと、私たちに判断しろと言われても、調べればわかるじゃないかと言われるかもしれませんが、判断を誤ることがある。そういうわけで、できるだけそういう面は詳しく、もしもこの議案の中から読み取れない部分があるんだったら丁寧に説明される必要があるんじゃないかなと、私はそう思います。

それから、このピンク色を見せられたときに、こういう改定案を出すときに、執行部の人たちは、結局これだけ職員の給与の差があったといいますか、そういうことなんですよ。そうしたときに、もう既にこのピンクよりも突き出ている部分、こういう人たちに対してはどちら側に合わせようとしたのか、ちょっと意図が感じられないんですけども、ピンク色だけを上げて、こっちの方は全然検討されなかったのか。

それと、説明の中で、南会津町の給与の水準はまだちょっと低いんだというような説明もありましたけれども、正直、職員の年齢構成もあるかと思えますけれども、平均給与が600万円というのは私は決して安くはないと、そういう認識を持っているんです。多分、町民の方もそうだと思うんです。それで、町民の平均所得が恐らく、私はしゃべっていないからわからないですけども、想像ですけども、恐らく300万円台の前半ぐらいじゃないかなと私は思うんです。そういう中で、倍とは言いませんけれどもそのくらいの格差が現実には生じている。

だからといって私は別にこれをどうしろということではないんですが、ただ、こういうふうには町に二重構造のような職員の給与体系があるということと、それから、今回もしもこれがなければもっともっと差が出てくるような状況になっているということ自体、根本的にやはり町として考えるべきじゃないか。そういう意味で、その点についてご答弁願いたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

まず最初に、詳しい段階的な給与の説明がなかったんじゃないかと、このことについては認識不足があったかもしれません。人勸というのは、新聞でもかなり詳しく報道をされていますので、ある程度理解できているのかなという認識がありました。そのことについて説明が足りないとすれば、今後やはり説明を事前にしようと、こういうことで臨みたいと思います。

その上でお答えをしますが、実はそういう格差といいますか、これは議員ご存じだと思いますけれども、この4月に地域給というのが導入されたんですね。そこで、こういう明らかに不合理といいますか、ちょっと疑問に思うことが出た。それで、私たち公務員の場合は、私も前に副町長が助役時代に、地元の給与体系を調査してそこでできないかと、こういう話をしたんですが、この調査をするには膨大な時間と人がかかってなかなかできない、そのために県の人事委員会の方と歩調を合わせてきたと、こういう経緯があったんですね。

それで、今回地域給の基準となっているのが、実は東北経済圏は言ってみれば仙台市なんですよ。その中で生じたものが今度は国の人事院の勧告を受けて、人事院の調査を受けてというんですか、県の人事委員会が報告もしくは勧告ができると、こういうことになっているんで

す。実態はこうですよとってお知らせするのが報告なんです、それを是正しなさい、こういうことですから直してあげなさいよというのが勧告なんです、今回そういう差が出たので、勧告を出しますのでぜひ直す方向で検討してくださいと、こういう形になりました。

したがいまして、私どもがなかなかそこに、町として具体的な改善とかその内容を変えろという作業に手が出せないというのが実態でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 そうしますと、この表を私はいただきましたけれども、特別この表に対して説明を受けたわけではないんですけれども、単純にこの表だけ伺うと、結局、現給額がありますよね。それと、こっちは現給額はこの下になっていますね。その差というか、そういう職員の給与基準というのかな、それが南会津町では二段になっていると、そういうことになるわけですか。片方は現給額の中に含んでいる、片方は含んでいないというような状況になっていたわけですからということですか。

○渡部康吉議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 お答えいたします。

議員さんの方に配付いたしました資料の内容であります、この太枠になっておるものが現在給与で支給されている内容でございます。それで、ピンク色の上段分について、3級以上につきましては黒枠の中に入っております。したがいまして、この給与制度の改正につきましては、若年層について主に引き上げが高いといいますか、率が高い改定になってございます。したがいまして、1級、2級の方につきましては現在の給料月額よりも上がるという内容でございます。それから、3級、4級、5級、6級につきましては、議員さんおただしのように現給額ということで、現在支給されているものがこの黒枠になってございます。

それで、今回給料表の改定があった者については、3級で給料表上1.3%の引き上げ、それから4級では1.25%といった形で給料表の改定がありました。これが先ほど町長が申し上げました、南会津町としましては平成19年4月1日から地域給の導入によって給料表を作成しているものでございまして、こういった国の制度によって、現給保障の激変緩和措置といいますかそういったもので、3級以上の者については、この給与の号級が現在支給されているものと合わなければ昇給しないシステムになってございます。

以上でございます。

○渡部康吉議長 9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 これが3回目なんであれですけども、そうしますと確認しますけれ

ども、特にこの1級、2級とあと3級の一部の人に対しては、激変緩和のことでこういうことをしなさいよと、そういう意味でこれだけアップと、現実的にはそうなるという解釈でいいわけですね。

それと、これで終わりですからもう一点聞きます。これを改定することによって、これは基本給ばかりじゃなくて手当もありますけれども、予算が補正等が出てくると思うんです。どのぐらいの差になるのかというか増額になるのか、その数字を教えてください。

○渡部康吉議長 副町長。

○杉浦孝幸副町長 給与の二重構造ではないかというところについて私からご答弁させていただきまして、数字については総務課長の方からお話し申し上げます。

3級以上の者についての現在の給与の決定の仕方をお話いたしますと、なぜ2つ給与のようなものが出てきたのかと申しますと、地域給を導入する際に、平均ですと4.数%給与を引き下げましょうという勧告と同時に、本俸のところを下げますと生活給の部分もありますものですから、その時点での現給は保障いたしますよということがまず根底にありまして、それから、下に4.数%下がって、年数に応じてだんだん上がっていくんですが、現給保障というところが一つあって、本体のというんでしょうか、それが下になっているものですから、結局その部分で差が出ているということで、2つの給与があるようなことになってございます。

これも南会津町独自にそういうようなことをしたのではなくて、国家公務員を初め地方公務員、皆この考え方で、ある一定年齢以上、40代のどこからかはずっと基本的にはそのまま昇給しないような仕組みになってございますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 私の方からは、幾らの差があるのかといったおたがしでございます。

まず、給与改定の額でございますが、一般会計、特別会計について合計で申し上げますと、給与、手当の合計で1,108万7,000円になってございます。ただし、これは共済費は除いてございます。

次に、先ほど来、表の中でありますように、給与の該当者は職員全部ですが306人でありまして、そのうち給料の昇給対象者になるのが53人でありまして、それから、手当につきましては勤勉手当等々でございます。扶養手当もございまして、これは306人全員対象となっております。それで、それを給料、手当ごとに分けました場合に給料では311万5,000円、手当では797万2,000円という内容でございます。ご了承いただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 ほかにございませぬか。

6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 一点だけ確認したいことがございまして、確認させてください。

きのうこの給与引き上げのことで、12番議員の一般質問の中での町長のお答えをちょっと確認したいんですけども、今回の給与引き上げは政策的なもので考えていた、そのところに人勧が来た。第一義的には町長が考えて、周りを見て、職員のぐあいを見て引き上げてあげたんだというふうなお話をされたんですね。人勧は第二義的な発言をされたんだと、私はそういうふうにとらえたんですけども、これはそのとおりに思って構わないのでしょうか。

以上です。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

先ほど申し上げたように、地域給が実施されるときに県の自治労の委員長さんほか役員が来られまして、ここずっと勧告で給与の引き下げや給与体系の見直しがあったんですが、仮にこれがいろいろな意味で引き上げをする場合に、県から引き下げのときだけしなさいというふうに、県というよりは人事院勧告になるわけですが、引き上げというのは、これはやはり私たち地元の方から意見は出せないんでしょうねと、こういう話をしたことがあります。そんなことで、私的には、特に月の額についてはいつか回復すべきだろうと、こういう考え方はその当時から持っていました。

そこで、地域給の格差があると先ほど話がありましたけれども、現給保障という問題もありましたが、そういうことを考えると、私の中では、本当に地域住民のために真剣に新しい事業を起こし、そしてでき得ればこれまでにない所得の向上に結びつけたい、こういうことで頑張っている職員もたくさんいますので、そこまで至っていない職員がいるだろうというふうに言われれば、300数人いますから全部が全部そうとは言えませんが、そういうことにいつかこたえられるものだろうと、こういうふうにならざると思っていましたのでそういう発言をしたわけでありますから、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 今のは心情でしょうけれども、私がお聞きしたいのは、今回の引き上げの第一義的根拠は人勧ではないと、きのうのお答えでそういうふうに思ったんですけども、それを確認したいだけなんです。政策的に町長が、そういうふうな心情的な考えもあるし自分の考えを出したんだということで、きのうの発言だと、そこに人勧が来たんだというような発言があったというふうに私は覚えているんですけども、そういうふうに明確にわからないと

ころなんで、そこは大事なことなんで、お答え願えればありがたいというふうに思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

先ほども言ったように、私たちが手を加える余地がなかなかない。それはきちっとした裏資料がない。ですから、私たちは人勸に準じているわけですね。ですから、私の思いがそういうふうにあったところに、人事院勧告を見たときに、また職員の給与が下がるのかという心配もあったんですが、それを改善するということがあったので、当然、人勸は完全実施だということで私の中で決定をさせていただいたと、こういうことですから、よろしくをお願いします。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 3回目なんですけど、もう一つ確認したい。

国の人勸は0.35%、県の人勸は0.49%だというふうに私は覚えていますけれども、今回、本町の引き上げは平均1.35%というふうになっているんですけども、この辺のところを詳しく教えていただければ。根拠なりを教えていただければ。

○渡部康吉議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 お答えいたします。

国と県の人勸の引き上げ率、給与の額でございますが、議員さんおただしのおりでございます。国が0.35%、それから県が0.49%という内容でございます。県につきましては、ご承知のとおり県職員の給料表を対象にしてやっております。

それで、議員さんおただしの1.35%と、今回の提案理由の説明書の中にお示ししましたものでございますが、この平均1.35%と申しますのは、県の人勸に基づいて給料表が示されました。それをもとに各級ごとに単純比で出したものが平均1.35%ということございまして、全体で給料が幾らだというものにつきましては、今回の給料の引き上げ対象者、これが先ほどもちょっと申し上げましたんですが35名でありました。それを35名の対象者でやった場合……

〔発言する者あり〕

○渡部俊夫総務課長 53人、大変申しわけありません。306人のうち、引き上げ対象者は53人ということで訂正させていただきますが、それが0.2%という内容でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 ほかにありませんか。

12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 それでは、何点か一般質問でも抜けたところがありますので、ご質問させていただきます。

まず1点目は、勤勉手当等をいつも私が質問すると、町長の方からは、県や国に準じてだというようなお話があります。今回、今話題になっているのは、県の方で来年4月から本給を5%下げるのではないかというような話も来ています。私は自分個人的には、とにかく職員の本給は下げるべきじゃないと。手当の方はその時代に合って変わるので手当は仕方ないけれども、本給は下げるものじゃないと、こういうふうな私は考えを持っています。

それに基づいて町長にお伺いしたいんですが、県の方でもし来年4月から5%下げたら、町の方はどんな対応をとるのかということがまず1点。

それから、最近余り出てこないんですけども、私は、旧田島町時代からせめて職員の給料は、職員にかかわる経費ですね、これは自主財源の中でやるべきであるということで、大体自主財源のプラマイでやってきたのかなと、こんなふうに思っています。現在、当町の自主財源というのは17億円ちょっとくらいじゃないかなと思うんです。現在、給料と各種手当、要するに年間所得ですね、年間所得とそれから共済費だとか職員にかかわる給料は、多分1人当たり、740万円くらいは私はいっているんじゃないかと思う。この計算からいくと、17億5,000万円を740万円で割ると、大体今の人数からすると80人くらいは人が多いなと。それで、17年度決算においては、南会津町は平均的な類似の町村と比べると職員が約2倍多いよと。2倍多いとなると150人くらいになっちゃいますから、これはとんでもないことで、多分、類似町村を割り出すときには町の面積等がその数値に入っていないんじゃないか。ですから、私は、類似町村よりは職員が多くても仕方がないと、こんなふうに思っているわけです。

今回の昇給に関して、町の方では今後の人員計画と照らし合わせたような昇給をしているのかと。私は、そういうことを考えると、そこまで考えた昇給ではないんじゃないかなと、こんなふうに思うんです。ですから、そういった今後の見通しを立てた昇給なのかどうか。

それから3点目が、2番議員に昨日お答えした総務課長の答弁を見ると、23年度までに経常経費を90%くらいにしたいというようなご答弁がありました。私がたしか9月議会で質問したときには、12月までには議会にも説明しますよと、健全化について。私の議会議事録を見たらばその辺が飛んでいるんですね。12月にということは出ているんですけども、その間の質問が飛んでいるので、私がほかの議員の質問を聞きながら町長に念を押したのかなと、こんなふうに思うんですけども、そうすると、12月までに健全化計画が出れば我々もそれを見て、ああ5年後にこうなるんだなということになれば、職員も頑張ってくれるんだからと素直にこの

昇給は認められたかもしれないですけども、現時点ではその健全化計画が出ていないということなんです。きのうの質問の答弁を聞いていると、健全化計画はあるんだけども議会に出していないんじゃないかなと、こんなふうに思うんですけども、健全化計画について、実際にあるのかなのか。

それと、これだけの一般財源を使うと多分、来年4月以降、町民の方で低所得で困ってくる人が非常に出てくると思います。一つは今後の後期高齢者医療、これは当然差し引かれるわけですから、年金の低い人は大分苦しくなってくるだろうと。それともう一つは今話題になっている生活保護、生活保護者のラインが下がってくるんじゃないか。そうすると、生活保護者のラインが下がったことによって減免措置に対する影響も出てくるんじゃないか。そういうことを考えると、一般財源は、なるべくその人たちにも配分できるように、少しでも多く私は残しておくべきじゃないかなと思うんです。ですから、来年4月以降に予想されるさまざまな条例の改定とかそういったことも勘案に入れた今回の昇給なのか、その辺を4点お伺いいたします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

まず、県職員の給与の削減に対するプレス発表があって、その後、県の方でも労働組合との交渉を進めておりますが、これについては実は非常に関心を持って推移を見守っているところでもありますけれども、それがなったときにどうだということのおただしですが、県にも、いろいろ厳しい状況ではあるんでしょうが、私的には本給に手をつけるべきでない、こういうふうには県の執行部の方には話をしておきました。これがこの後どういうふうになるかわかりません。わかりませんが、私ども、ご存じのように、交付税あるいは特別交付税について県の方から支援をいただいております。そういう関係を全く無視するわけにはいきませんので、その時点で判断をすることになるんだろうと、こういうふうに思っております。

それから、2つ目の自主財源の中で、これは理想的には当然そうだと思うんですね。しかし、皆さんご存じのように合併をして、非常に厳しい財政状況の村や町が合併した後、332人だか323人だかいたんですね。この職員を路頭に迷わすわけにもいきません。そこで、定年退職を中心にしてこれまで補充率を35%という、合併協議会の約束事を一つの物差しにしながら定員の削減を図ってきた。そんな中ですから、議員おっしゃるように多いのはやむを得ないという認識ですが、これを20年くらいの計画で削減していこうと、類似団体並みの定数にしていこうということですので、そのことについていわゆる自主財源の中で取り扱えないというのは、ぜひご理解をいただきたいというふうに思います。

そんな中で、行政サービスをなるべく低下させないようにしながら、しかも経費節減を図っていくということは、私たちが言ってみれば持っている力といいますか知恵を最大限発揮して取り組まなきゃならない課題だと、こんなふうに思っております。その中で、今後こういうことをベースにしっかりと対応していきたい。

それから、財政の健全化計画でありますけれども、これも一応内部で作成しました。これは当然国に一応出すというか、そういうことがありますので、たしか議員からは12月までには何とか示してくれと、こういう話がありましたので、それを目標に今進めていまして、今の段階で議会にお示しするという状況にはないので、この後、何とかできるだけ早い機会に、県あるいは国の方としっかりと協議を調べてお示しをしたいと、こんなふうに考えております。

それから、町の全体的な町民の所得のことを考えればどうなのかと、こういうことがございましたが、私も全体的な、トータル的な総合判断の中ではそういう考えを持たなかったわけではありません。

しかし、これは参考例になるかわかりませんが、実は食堂の方をちょっと回らせてもらったときに、合同庁舎の近辺の食堂が、県職員の5%削減というときに、実は町長、出前がかなり減ったと、ひどいときには一日に半分にまで減ってしまったと。しかし、まだ減らされたわけじゃないでしょうと、こういう話をしたんですが、いや原因はよくわからないんだけど、どうもやはり防衛に入っているのかなと。その後、まだ十分ではありませんが時間をとりながらいろいろと料理店等に出かけてみますと、やはりかなり厳しい状況になっていると。

こういう話もありましたが、すべてがそうではないと思います。確かにおっしゃるように、低所得者の人たちのことを考えれば、私も非常に胸を痛めるところはありますが、やはり地域の経済を民間企業が押し上げている、そういう実態があればまた別な判断もあるかもしれませんが、私はこのところは、前に申し上げましたように、地域住民の新たな産業を起し、あるいは所得向上、あるいは福祉政策等に職員が一丸となって取り組むと、こういう姿勢の中で今回完全実施という判断をさせていただきましたので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 町長、私は、本給の方は絶対、県が5%下げても下げちゃいかぬですよというのが私の主張なんです。ただし、手当の方は、時代が変わるのでそれは見直しをしなきゃいかぬでしょうと。私はなぜ今回この昇給に関して言うかということ、先ほど言ったように類似団体ね、VのIの場合には面積は勘案されていないんで、南会津町は非常に広いからあのとおりの人員じゃやっていけないでしょうと。そうすると当然人数は多くなりますよと。

多くなるということは、同じように給料を上げていったら財政圧迫になります。だから、一般質問のときにわざわざ大分県の例を出したのは、ほかの小さなところでは、ラスパイレスが72くらいのところも、これは極論ですけれどもね、あの村は人口二千二、三百人で公務員の数が多分180人か190人くらいいるでしょうからね。だから非常に特殊な例です。特殊な例だけでも、うちの村はこうやっていかないとやっていけないからということで、職員の数をふやしているわけです。

そういう意味からいうと、類似団体と比べたら職員の数はふやさなきゃいけないんだから、ベースとなる昇給はさほどしないで個々に人事評価制度でも取り入れて、本当に一生懸命やってこの人はという人は、その中で上げていった方がいいんじゃないかなというのが私の考えなんです。

ですから、今回は、大体5年後とか10年後に職員の数はこうなるよと。そうすると全体に占める人件費、要するに役場の職員を1人ふやせばこのくらいになるよというトータル的な金額をはじいて、それで人員の削減に入ったのか、そういった数値的目標はあったのかと。これは町長より総務課長の方がいいのかな。そういった何かの数値的目標があって今回のベースアップにつながったのか、その辺をお聞きしたいわけです。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えします。

具体的な数値目標については担当課長の方から答弁をさせますが、実は、議員ご存じだと思うんですけども、面積だとかVのIの類似団体とかいろいろありますが、一応合併するときにそういう職員の身分といいますか待遇の問題があったので、合併前の町村をカウントした交付税を交付しますよと、これが合併のいわゆる特例措置なんですね。これが10年間なんですね。段階的に落としていって15年で類似団体と一緒にすることなんですけど、ですから、この間が私は議員からおただしのような整理をするタイミングだと、こんなふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 お答えいたします。

議員さんおただしの件につきましては、町の定員管理関係かなとお聞きしておりました。そこで、これも今定例会において質問の中にございましたように、さまざまな計画策定を今年度中に完了したいというふうに思っております、それらを議会の皆様に、そのときにはお示ししたいと考えております。

そういった中で、定員適正化計画を、これも当然案として持ってございまして、それに基づいて職員数が今後、例えば5年間の中で42名減りますよとか、そういった数値のもとに、この人件費の関係もあわせて計画書の中に盛り込んでいきたいと思っておりますので、その辺もあわせてご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 実は、先ほどだれかが質問したとおり、今回そういった計画があればそういった計画を議員に示して、判断材料となるような数字を議員に示して昇給のことを条例で出せば、私は、ほかの議員の方もそんなに悩まないで賛成、反対の討論ができたと思います。要するに、出す順序が私は逆だと思うんです。そういった資料を出して、今後こういうふうに職員にも一生懸命やってもらわなきゃいかぬのでベースアップをお願いしますと言うんだったら、これはわかります。ベースアップしておいて、その結果、後からいろいろな計画を出して、こうというのは逆だと思いますよ、普通。まず上げる理由を挙げておいてから上げてくださいでしょう。上げておいてから、後から上げる理由を言われたって何にもならないです、討論する方は。

今回は4月からさかのぼるわけですがけれども、これは私は行政の不手際だと思います、説明が。そういう不手際があるんだから1年間少しこれは我慢していただいて、来年4月あるいは3月の議会にもう一回私は提出した方がいいと思うんです。その辺をもう一度お答えください。なぜこの時期に提出しなきゃいけないのかと、それと来年3月に再度提出するかということです。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

一つは、先ほどもお話ししたように、私はできるだけ早い時期に、周りの人勧であるいは地域給で格差が生じているといたしますか、削減があったのを回復したいという気持ちがあったのでこの時期が適切と、こういうふうに判断をした。

それから、今の説明については私は不手際とは思いません。ただ、やはりそういうことを考えれば配慮が足らなかったとは思いますが、不手際だとは思っておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 一点は、先ほど大宅議員が質問をしたときのことに関連しますが、

手当については総務課長の方から合計で797万円という話があったんですが、それをちょっと分けて、扶養の方が何人で何ぼというのがわかればそこを伺いたと思います。勤勉の方は全員なんでしょうけれども、勤勉は306人で何ぼ増で、そこを分けて詳しく把握をしたいと思います。

それからいま一つは、副町長から話があった件で、地域給の導入という話がありました。それで、4.何%とかというようなことでちょっとあいまいな話だったんですが、人事院勧告のあれをしてみると、民間給与が低いところについては4.8%というふうになっていますね。4.8%引き下げると。それから、民間給与が高い地域については3%から、最大18%の地域給の導入をすると、こうなっています。

私もちょっと不勉強だったんですが、地域給というのはこれは県単位でやるのかということと、それからあと、福島県の場合にはもちろんこれは引き下げの方なんだろうね、引き上げでなくて。民間給与が低いとかそういう地域と思うんですね。昔は日本中一本だったわけです。しかし、福島県の場合には、一本の基準からすると下がった勧告だということだと思うんですが、これは17年の勧告からそうになっているそうですけれども、南会津町で当てはまるのは今回初めてなのか。

それから、今後のことはどうなるのか、その見通しがわかれば。それは毎回毎回違うのかな。その辺の見通しを伺えますか。

○渡部康吉議長 副町長。

○杉浦孝幸副町長 お答えいたします。

地域給についてのお話ですが、まず地域給を導入するときの考え方が、最初は国の人事院の方が地域給について勧告を行いました。そのときは、県単位じゃなくて地方単位というんでしょうか、北海道・東北地方と関東甲信越地方ということで、まず本給を定めていました。そして、東京というような大都会というんでしょうか、そういうところに何%の手当を差し上げましょうと、こういうのがまず一つありました。その後、その人事院の考え方をもとに各都道府県の人事委員会でそれぞれ必要な報告と勧告を行ったので、地域給は県単位か何かと聞かれますと、そういうふうに分かれていますので、結局は都道府県ですと都道府県のところしか勧告できませんから、結果的には都道府県単位で運用されていると、こういうことでございます。

それと、引き下げ幅が4.8%ということで、小数点以下の数字につきましてよく覚えていなかったものですから、そのように答弁させていただきましたので、お許しをいただきたいと存じます。

また、今後どうなるのかということですが、今の段階ではこのような形でありますので、また人事院、人事委員会の報告及び勧告があれば、その時点でまた判断を町長にさせていただきたいと、このように考えております。

○渡部康吉議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 お答えいたします。

先ほどの9番議員さんにお答えした中で、給料、手当ごとの引き上げ額で申しあげました内容で、扶養手当分と勤勉手当の分での内訳といったおただしでございました。そこで、勤勉手当につきましては611万2,000円、それからその他の、扶養手当になりますが、これには超勤等も含まれますが186万円と、合わせた中で先ほどの797万2,000円という内容でございますので、ご了承いただきたいと思えます。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 その扶養の方の人数もわかればということなんです、わからなかったらいいですけども、わかったらお願いします。

それからあと地域給についてなんですが、それはわかりましたが、私も以前は一律というのがちょっと当てはまらない場合もあるのかななんて思った節もあるんですが、さらに、そのほか比較の対象企業について、100人から今度は50人になったというようなことで、50人のそういう民間企業の平均賃金と申しますか、それをもとにして今度やっているようです。そうすると、さらに実態に合ってくるのかなというふうに思っていますけれども、これはいつからなっているかはっきりわからないんですが、もしその辺がわかれば伺います。

○渡部康吉議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 お答えいたします。

まず、扶養手当の支給者の人数でございますが、現在手元に全体の資料がございませんので、ご了承を賜りたいと思えます。

それから、民間企業との関係でございますが、県の人事委員会につきましては、議員さんおただしのよう、企業規模が50人以上かつ事業所規模50人以上の県内の928の民間事業所から、こういった内容の資料を抽出した中で民間との実態調査を実施したというふうになっております。

それから、民間との比較でございますが、県の人事委員会の資料の中にそのらしきものが入ってございませんのでご了承いただきたいと思えます。

なお、先ほどの扶養手当の支給者の職員数は138名ということでございます。

ただ、民間の給与との差、これは先ほど前の議員さんのおただしもありましたように0.49%の差、これは民間の給与と比較した場合に1,932円という差があったということで、これらに伴っての人事委員会の勧告となつてございますので、ご了承をいただきたいと思ひます。

○渡部康吉議長 副町長。

○杉浦孝幸副町長 お答えいたします。

今ほど総務課長が答弁しました調査対象の事業者のことでございますが、以前は企業規模100人以上かつ事業所規模50人以上と、こういうのを対象にしてございました。そこを企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上と。もう少し言ひますと、企業規模というのは企業全体の人数、事業所というのは本社なり支店、それぞれ一固まりで50人以上のところに調査しに行つたのを、それを全体の会社で50人以上と改めたということでございまして、その年度は、昨年からそのような対象としてやつたということで、18、19年度を比べた場合に同じ土俵の上で調査したものでございます。

○渡部康吉議長 ほかにございせんか。

〔発言する者なし〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「あります」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 それでは、討論がありますのでこれから討論に入ります。

まず、反対者の発言を許します。

6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 反対の立場から討論をします。

私は、本議案に対しまして次の理由から反対するものであります。

今回の議会でもたびたび出ましたように、町内の経済状況が非常に悪い。先日13日に、私個人ですが職業安定所の所長さんと面談を持ちまして、いろいろお話をさせていただきました。その中では本町の求人・求職状況、経済状況をお話しさせていただきましたけれども、所長さんいわく、本町はじり貧ではなく、悪い、そういう状況であるというふうにはっきりおっしゃいました。求人があつても9割以上は臨時やパート、一向に明るい日差しはないと、はっきり申されました。このことも何度か出ておりますけれども、11月には閉鎖された会社もありますし、また、ある企業では、荒海地区の進出企業であります、9月には人員整理をされている、

そういう状況もお話しされました。それから、ほかに幾つかの企業悪化の兆候を聞いていると、そういうお話もされました。大変心配されているわけでございます。

また、実際に本町に一番近いところで、町100%出資の夢開発株式会社においても、ことし当初に時給の大幅な引き下げがございました。また、社員においても、ことし春には若干上がったようですが、長い間、基本給が40歳で15万円程度、そういう形で働いて、必死になって業績をよくしようと頑張ってきたようでございます。

それから、今回の引き上げは実質的には少ないんだというふうにおっしゃる方もいらっしゃいます。しかしながら、私が一般質問で申し上げたように、また何名かの議員からも一般質問で出ましたように、寒い冬を迎えて灯油等の値上がりで大変だと、何か町でできないか、こういう意見が何件かございました。先ほど少ないと言われたこのたびの引き上げの金額が例えば200万円だとする、このことも一般質問で申し上げましたが、灯油18リットル1缶1,700円として実質1,000缶以上買えるんですね。緊急対策ができるんじゃないですか。すぐにでもできる、このお金があれば。

また、1,000万円となれば、9月議会かな、一般質問で出ましたように、冬期の除雪のオペレーターの給料を保障しようではないかというふうな意見が出ました。1,000万円あればある程度できるんですね、4カ月。そういうことも理由の一つでございます。

また、先ほども質疑の中で何度か出ましたけれども、今回の引き上げというものは、何だかんだ言っても1級から6級まですべて上がっているんです、間違いなく。ただ、なぜ対象にならない人がいるかという、先ほど言いました3級の一部から6級までの間の方々ですけれども、8級から6級になったときに現給保障という恩恵を受けているんです。民間では考えられないことです。だからたまたま上がらないだけです。そういうことを考えればちょっと賛同できない。

3つ目の理由を言えば、本町の財政状況は言うに及ばずであります。また、一般質問の中で12番議員から示された県による本町に対する財政分析表の指摘は、また言うに及ばずだろうというふうに思います。ご存じだろうから、これは共有している中身だろうということでございます。

先ほど質疑でも出ましたので重なりますが、今回の引き上げをもしきちんと正当化するならば、まず財政健全化計画を明確に示し、その中の位置づけで引き上げ提案をすべき、これが順序であろうというふうに私は考えます。

最後になりますが、先日、実は町民二十数名と懇談をしました。特に話題はなかったわけで

ございますが、職員の給与の引き上げ問題が、ある方から出ました。特に私から申し上げたわけではございませんが。大体、議員がそういうところに行くと怒られるのが当たり前なんですけれども、まさしくその中身でございましたけれども、いわくボーナスも出ない、給料も引き下げはあっても引き上げなんてあり得ない、そんな我々が公務員の給料引き上げのために何で納税しなくちゃならないんだと強く言われました。全く一般町民の気持ちがあられているなと、そんな気が私はしました。

こういったことを申し上げ、私の反対討論を終わります。

以上であります。

○渡部康吉議長 次に、賛成者の発言を許します。

2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 議案に賛成する立場で討論に参加をいたします。

3点にわたって簡潔に述べさせていただきます。

その第1点目は、人事院勧告制度の持つ意味です。一昨年の2005年、人事院は、公務員労働組合連絡会に対して給与構造の基本的見直しについてを提示しました。それは、地域の公務員給与がそれぞれの地域の民間賃金水準をより適切に反映したものとなるよう5%程度引き下げるとして、いわゆる地域給なるものを導入しました。本町においてもそれに倣い、合併等でおくれたものの、ことし4月から導入したわけです。このように、人事院や人事院勧告に沿って、平成14年、15年、16年、17年度と連続して国・県に倣いマイナス改定をし、昨年も勤勉手当を勧告どおりに0.05カ月カットしているわけです。福島県人事委員会も、1年間かけて民間給与の実態調査を行い、公務員と民間との格差を検討した上で平均0.49%アップを今回勧告しているわけでございます。

今さら申すまでもなく、公務員は憲法で保障された労働基本権の一部を制限されている代償措置として設けられたのが、勧告制度であります。昨年も、その前年も、またその前年も、勧告に従いマイナス勧告を受け入れたように、今回もまずは素直に、プラス勧告であっても受け入れることが先なのであります。

第2点目として、しからは我が町の場合はどうなのかという観点から申しますと、仮に今回議案どおり実施したとしても、おおよそ33歳から下の若い層で、今までのマイナスされた分を若干、約4,000円前後ほど上回るかなという感じです。33歳を超える層に関しては原状回復までも進み切れないわけです。財布の厚みが増すことはないわけです。それだけに、この数年間のマイナス勧告が尾を引いています。今回の改定内容は、数年間に及ぶマイナス改定とあわせ

て丁寧に説明すれば、町民にも十分理解していただけるものと思います。だからこそ、連日の新聞報道のとおり、多くの自治体で勧告どおりの実施を議決しているわけであります。ましてや、公務員に準拠している中小地場労働者の賃上げや地域経済の購買力向上に間接的に影響を及ぼすことでしょう。

第3点目として、本町の財政分析から見た場合です。本町の経常収支比率は確かに悪いです。この高どまりの要因は、台風の余波ではないですが、合併余波が理由に職員数が増加したためであって、決して一人一人の個人の給与が類似団体と比較しても高いわけではない。ちなみに、17年度決算でいくと、人口1人当たり、我が町の職員給の決算額構成比に占める割合は12.4%であります。類似団体の平均は14.8%であります。これ一つとっても2.4ポイントの差があります。一般会計に占める人件費額の割合と実際の個人個人の給与所得は明確に分けて認識する必要があることは、理の当然であります。人件費よりも、我が町の場合は維持補修費や公債費や繰出金等にあるのであって、ややもすると安易に人件費に切り込みがちですが、本質的な問題を見失うことなく、総体的な人件費の削減は、常々執行部も答弁されていますが、職員人件費の抑制は定員適正化計画で対応すべきであって、もう少し長い目を見て、さらに細かな財政分析が必要と思われまます。

以上、3点の理由から議案に賛成する立場からの討論といたします。

○渡部康吉議長 次に、反対者の発言を許します。

12番、星登志一君。

○12番 星 登一志議員 賛成者の、私にはちょっとわけのわからない賛成討論でしたけれども、まず私は1つは、我が町のおかれた特異性、広大な地域であるということからいうと、類似団体を比較してはいけないと。類似団体よりは職員数が多くなるのは当然であると。その意味でもベースアップは差し控えて、多くの職員を雇うことが必要だろうという意味から、ベースアップはもう少し先が見えるようになるまで待つべきだというのが、まず1つの理由です。

2番目の理由は、何と云っても、やはり合併したら経常収支比率が悪くなるのはわかってしたことなんです。わかっていてもなおかつ合併したことということは、それに向かって全員で血を流さなきゃいけないということなんです。せめてこの指数が、総務課長からあったように90%くらいまで頑張ろうということであればわかりますけれども、そういった財政再建の計画も示されないままに我々は賛成するわけにはいかないと。

この理由から私は反対をいたします。

○渡部康吉議長 次に、賛成者の発言を許します。

18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 私は、賛成をする一人として意見を述べたいと思います。

つい先日、総務委員会におきまして職員の給与改定に伴うことでご説明をいただきまして、大変1級、2級、私は旧館岩村の状況においたときにおきましては8等級までであるということ、職員の給与を理解していたわけですが、今度の給与改定におきまして1級から6級という給料になりまして、私もこの説明を聞いてなかなかわかりにくい状況でもありましたが、やはり1級、2級の立場を考えますと現在の若い人たちでございます。この人たちにおきましては、大変広い4町村の地域におきましては交通の便、石油の高騰の上におきまして峠を越えて通勤する、全国でも1時間をかけて通勤する地域というものはあるのかどうかちょっとわからないんですけども、たしかこの南会津町一つではないかと私は危惧しているものがございます。そういう状況におきまして、このたびの町長さんの判断というものは苦渋の選択ではなかったかなと私は十分認識しております。

その状況におきまして、南会津町の若い人たちがこれからよい町をつくっていかうという状況であれば、ベースアップは当然であろうと私は思っております。そのためにおいても、若い人たちがこれから一生懸命、支援センターもつくっていくことでありましようから、その立場に立っても、公務員という精神にありながらも、これからはやはり公務員の人たちも身近に住民にサービスを提供できる、何の問題に対してもこたえられるような立場に立っていただきたいと私は思います。

そういった状況におきまして、私は、若い人たちの希望をもって賛成をしたいと思います。

○渡部康吉議長 次に、反対者の発言を許します。

ありませんか。

〔発言する者なし〕

○渡部康吉議長 ないようですので、討論を終わります

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第86号 南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○渡部康吉議長 ありがとうございます。賛成多数です。

よって、議案第86号 南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のと

おり可決されました。

3時まで休憩します。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 3時00分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第87号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第6、議案第87号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 条例改正等の説明書に基づいて何点か質問いたします。

3行目に、国保税の特別徴収者に対して65歳以上70歳未満の世帯主云々と書いてありますが、これは大体何人くらいの方がいるのか把握していれば伺いたいと思います。

この年齢の方が全員かなと思ったら、いろいろ条件があるようです。擬制世帯を除くというようなこともありますので。

それから、年金を年額18万円以上受給していることという条件ですね。それから、国民健康保険税と介護保険料との合算額が年金額の2分の1を超えていないことというようなこういう条件になってくると、何人くらいいるか。

それからあと、年金の説明のところに括弧して、担保に供していないものに限るとありますけれども、年金を担保にこれはお金を借りているということなのかな。こういう担保になっているものはどのくらいあるのか、もしわかれば伺いたいと思います。

○渡部康吉議長 税務課長。

○星 光幸税務課長 お答えいたします。

65歳以上の人数、それから18万円以上の方、そして担保に関することですが、これから条例を可決していただければ動ける状況なんで、現在ではデータが出ておりませんので把握しておりません。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 それでは、ちょっと困ったなと思っているんですが、じゃ次の質問にいけますが、先ほども一般質問の中で、こういう国民健康保険税を来年の4月から年金から天引きするという条例になるわけですが、幾ら法律で決まっているとはいえ、この条例を制定する前に説明をすべきだろうということをさっき言ったわけですが、今がいい時期だというような話がありましたし、また、何か今やらないと支障があるのか、3月議会ではだめなのかということについても、どうも納得のいく答弁がなかったということではありますが、その点をもう一度、今でなければなぜだめなのか、3月ではなぜだめなのか、説明した後にすべきではないのかということを伺いたいと思います。

○渡部康吉議長 税務課長。

○星 光幸税務課長 お答えいたします。

なぜ今でなければだめかということですが、これは、法令に基づき平成20年4月から特別徴収を実施するために、平成20年1月に町から年金保険者に特別徴収依頼情報というデータを送付する必要があるため、今議会で条例を改正させていただきたいということですので、ご理解をお願いいたします。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[発言する者あり]

○渡部康吉議長 討論ありとの声がありましたので、討論に入ります。

まず、反対者の発言を許します。

19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 先ほど一般質問の中でも、今度、75歳以上の人は介護保険のほかに後期高齢者医療保険が差し引かれるようになって、平均で約7千幾らでしたか、そういうものが引かれるようになって、これは大きな負担になると。そしてまた、65歳から75歳の間の人

も何の説明もなく今度は引かれると。そして、引かれるということが決まったという通知を今度するだけのことですね。そういうことは、本当に私はこの民主社会であってはならないと思っております。

私なんか以前に農協にいたときには、人の通帳から電気料、電話料を引くときには必ず印鑑をもらってから引くようにと言われておりましたので、殊さら、そういう黙って引く、後から説明するということについて極めて私はうまくないと思いますので、反対をいたします。

○渡部康吉議長 次に、賛成者の発言を許します。

18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 私は賛成をするものであります。

国の法令に従い、やはり地方自治法でもそういう条例に重なっておりますので、地域としてもそれに反対することはできないと思いますので、私は賛成をいたします。

○渡部康吉議長 次に、反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○渡部康吉議長 ないようですので、討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第87号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○渡部康吉議長 起立多数です。

よって、議案第87号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第88号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第7、議案第88号 南会津町立小学校、中学校及び幼稚園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第89号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第8、議案第89号 南会津町町営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第90号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第9、議案第90号 田島町農業集落排水事業受益者分担金徴収条例を廃止する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第91号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第10、議案第91号 南会津町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第92号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第11、議案第92号 南会津町林業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第93号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第12、議案第93号 南会津町簡易排水処理施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第94号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第13、議案第94号 南会津町簡易水道給水条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 この議案は、館岩、伊南、南郷地区の水道料金が引き上がると、公共分あるいは一般家庭分、そして営業分、こうしたものが上がる内容でありまして、この前の9月議会におきましても、私は、平成18年の決算で簡易水道の方は958万円ほどの黒字になっているわけでありまして、値上げの必要はないんじゃないかと、こういうようなことで質問した経過がありますが、そのときは、この程度の黒字幅では黒字幅が少ないんだと、こういう

話がありました。

その後、11月13日に町長に対して水道料の見直しを求める要請をしたわけですが、そのときになると、今度は、実は昨年黒字であったのは繰入金があったこととか、あるいは西部地区の17年の水道料金の後半の半年部分が18年に入金になったと、そうしたことがあったので黒字にはなったけれども、単年度で見ると赤字なんだと、こういう話がありました。そこで1,000万円ほどの赤字があるんだというふうな話がありました、単年度ではね。

そこで、今回の引き上げでは大体どのくらいの収入増を見ているのか伺いたいと思います。この水道料について私も所管ですが、この前の委員会のときに休んだものですから、そういう質問があったかもしれませんが、もしあれば二重で申しわけありませんけれども伺いたいと思います。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 お答えいたします。

今回の改定による増収額の見込み額でございますが、1,400万円ほど見込んでございます。

以上でございます。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 そうすると、その赤字を埋めるためのといいますか、それに見合った今回引き上げかなというふうに思っておりますが、計数的な観点からの話としてはそういう赤字にならないような引き上げというふうに思うわけですが、しかし観点を変えて考えた場合に、合併のときの理念としまして、サービスはいい方に、負担は低い方というふうなことがあって、下水道については合併と同時に、田島と南郷が基本料金1,785円だったんですが、それに合わせて館岩、伊南が、館岩が3,000円、伊南が3,500円の基本料だったものが合併と同時に全部1,785円になったという経過があります。

これはサービスはいい方ということなわけですが、こうした合併という特殊な事情を考えれば、やはりこういう下水道のような考えで低い方に合わせるということが必要だと思うんですけども、その辺、これは町長の政治的な判断になると思いますけれども、町長はその辺をどんなふうに、そういうふうな努力をすべきだったと思うんですが、いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

議員がおただしのように、基本的なスタンスというんですか姿勢としては、やはりぎりぎりのところまで町民に負担を求めるべきではない、こういう考え方を持っております。

そこで、去る11月28日、全国町村長大会において、その前後に簡易水道の大会もありました、あるいは下水道の大会もありました。そこに出席をさせていただいたんですが、いずれにいたしましても、合併町村についてはある意味では交付税の削減がかなり、ないだろうと、あるいはほかの県の町村長に言わせれば、全国的に下げても合併町村についてはそれはないんだと、こういう理解をしていた。しかし、それが、下げ幅についてはいろいろありますが下げられたということで、このところは強く関係省庁に申し入れをしました。

それは、私たちの暮らしの生活の基盤である水道とかそういう政策に大きく影響してくる、したがって、このところは何とか、この間もお話ししましたが、交付税の特別枠を創設して、その特別枠の中で2次交通対策も含めて、そういう言ってみれば弱者対策のようなしっかりとした整備をしていきたい。これをその大会後、要望も各省庁にしましたが、そんな中で私としては、特別枠の創設を含めて何とか国・県に働きかけをしながら、この生活に密着した負担については本当に最低限の負担にとどめるべきだと、こういうことで努力をしているところであります。

したがって、議員からただいまお話がありましたが、今回の旧西部地区3村の値上げについては最小限にとどめよう。11月13日に日本共産党委員長の方からの要望もありました。その段階でも、もう一度見直しできないかということで審議会の委員長にも出ていただいてやったんですが、何とか今後の水道の安定供給のために、施設の老朽化も進んでいるから、ここは一回これでご了解いただこうと。その上で、田島に合わせるというスタンスではなくて、また仕切り直して負担を軽減できるような努力をしよう、こういう認識をしたところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 副町長。

○杉浦孝幸副町長 追加してお答えいたします。

合併の際の関係が出ましたので、その点についてお話をいたします。

たびたび議会の方でも話題になってございます実質公債費比率という考え方でございますが、これは、合併協議をしていたときにはそういう数字で物事を判断するというはなかったわけで、考えていなかったというわけではないんですが、その数字によりまして起債が許可制になるということで、実質公債費比率の分子の方に特会の繰り出しも入ってくるというような考え方が合併後に出てまいりました。皆さんご存じであります。起債を充てる事業ということは、一般会計で起債を充てる全事業が該当してまいりますので、なるべくだったら水道料なりなんなり住民の方の負担を少なくということではありますが、実際に一般会計で行う事業の起債

を充てる事業全部に影響するものですから、そういう状況の変化があって町長に苦渋の決断をしていただいたと、こういう事情でございます。

○渡部康吉議長 ほかにありませんか。

17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 1点だけ、この上げる分についてはわかりました。わかって、私も第2種の集会施設について、細くて使わないにもかかわらず今までは官公署をとっていたと。これを家事用に直せないかという質問をしたこともありますので、家事用になったことには非常に賛同しております。

ただ、1点だけ、この法律の条例の施行が20年5月1日からと日にちが限定されていますが、この時点から料金が上がるもの、下がるもの、このときのメーターはその日に全部一遍に見ることはできないと思います。基本料に関しては月ですから大丈夫ですが、メーターのオーバー分をはかるのには、その時点のメーターの数はどうするのか。あるいは日にちがあった場合に、どういう縦分けで料金請求をするのかお聞きいたします。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 お答えいたします。

料金改定の期日、施行日でございますが、議員おただしのおり20年5月1日というふうになってございます。ですから、料金を、メーターをはかる部分については瞬時ということが判断されますけれども、その部分については理論上無理ということでございますので、通常行ってございます料金メーターの差というんですか、それと同じ内容でやらせていただきたいというふうに思っております。ですから、数日間短縮を図りながらやらせていただきたいということでご理解をいただきたいというふうに思っております。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 理屈、理由は大体わかりましたが、そうしますと、極端に言えば冬期間の換算みたいな、後に使ったものを、冬場メーターを見られないものを後で換算しますね、もらっておいて。それみたいな計算になるんですか。それとも日にちで、例えば10日後にメーターを見たうちでは安いのと高いのとというか、どういうふうな計算をするのかな。もうちょっとわかりやすくお願いします。恐らく住民から聞かれると思うんです。そのときに私たちも説明できるように。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 お答えいたします。

42ページの「適用」という欄をごらんいただきたいと思います。改正後の条例の規定についてでございますが、「条例の規定は、5月1日以後の使用に係る料金から適用する」ということでございますので、冬期料金については従来の料金体制ということになります。

〔「1日にメーターを見られない」と言う者あり〕

○児山忠男環境水道課長 はい、すみません。

日にちは5日ほどのずれがございますけれども、それは、その月の1日という扱いにさせていただきたいというふうに考えてございます。ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 若干わからないところがありますのでお聞きしたいと思います。

まず1点目は、田島の方に料金を合わせるんだというのは、前の議会あたりでたしかありましたので、それはわかっていたんですが、ここに、5年間かけての統合をする中での1回目と申しますか、案ができたんですが、その中で、これからも田島の方に合わせるということは、これからもじゃ4年間上がっていくのかという、まずその大きな方針の中での考え方を一つ伺いたいと思います。今後の方針ですね。今回はこのように提案されていますが、これからはどうやるんですかということ。残り4年間ですね。

それから、条例の新旧対照表を見るまでもなく、伊南、南郷、館岩における料金は、いずれも基本料金、超過料金が上がることとなります。大きな世帯を抱えた水道事業ではなくて、当然旧3村はすべて簡易水道事業という、その事業を私は詳しくは知りませんが、しかしこの料金体系というのは、それぞれ当時の旧町村の思いがあってその体系を組んだことと思います。なお詳しく言えば、館岩は3つに分けてそれぞれ3つの料金体系がありましたが、伊南、南郷については、料金体系は分かれていても、伊南は1,420円の一律、超過料金も140円の一律、南郷は1,300円の一律で超過料金は数種類ありました。そういうわけで、それぞれの行政施策の中で旧村はやってきたと思います。

簡易水道は、確かに水道事業のような独立採算もなかなか難しいし、そういう中で恐らく繰入金等の精算の中でこのような料金体系になってきたと思いますが、そういう事業の違いを含めて町長の考えをひとつお聞きしたいと思います。

次に、値上げによる総額は先ほど1,400万円ということが出ましたけれども、値上げされる地区はこの3地区だと思っておりますので、地区別の内訳がわかれば教えていただきたいと思います。

それと、減収、引き下がる点があるんですね。第2種の区分を見ましたら、集会施設が今度はこのように家事用と集会施設と2つになりましたので、今まで田島地区はこの集会は第1

種、1種の方が料金は高いですね。そうすると2種に移るわけですね。まずはこれは何カ所くらいあるのか。恐らく区の集会所中心になると思いますが。

そして、その減収額、それによって例えば基本料金が4,536円から1,600円に下がるわけですね。その減収額はどのくらいになるのか。この1,400万円というのはそれを合わせた差し引きの勘定なのか、それもあわせてお聞きしたいと思います。

それからあと、値上げの理由は、今の財政状況あるいは特別会計の中身、この水道事業を見ればいろいろ確かにあります。老朽施設云々という先ほどの施設もありました。ここでちょっと具体的に聞きたいんですが、現在は針生地区の水源改修と申しますか新設と申しますか、大きな事業をやっています。そのほかにもいろいろありますね。確かに南郷地区は水源地に土砂が入り込むとかあるいは水量不足とか、あるいは伊南はもう終わっているんですが、布設した管を今度は公害のない新しい管に布設がえとか、主な大事業がありますが、その中で現状は一体どうやっているのか、それを詳しく教えてほしいんです。緊急性のある工事があるのかとか、5年間くらいの計画の中でどのような工事を予定しているのか、緊急性を含めてその現状の工事、その辺を教えてくださいたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

方針というか、これは19番議員にお答えをしております。それで、先ほど申し上げましたように、4年間を田島に合わせるということではなくて、今後の交付税の措置等を見ながらその都度、負担の少ない、限りなく負担のない方向で検討しますと、こういうことを言いましたので、よく聞いていただければありがたいと思います。

それから、特別会計でも企業会計にしない、あるいは独立採算制をとりなさい、こういうことで国の方から指示がありますが、これも、先ほど申し上げたように11月28日の市町村長大会の前後に簡易水道、上水道を含めて大会がありました。そこでも、これはなかなか厳しい、したがってこういう制度を改めてほしいと。つまり、私たち中山間地域の水道の安定供給のためには、こういう形で助成制度が変えられるというのは大変厳しいので、そうならないようにということで大会をしてまいりました。ですから、そういう方向でこれからも働きかけをしていきますが、現在示されている制度の中あるいは法規制の中では、やはりそれに向けて努力をしていくということになるんだろうと、こんなふうに思っております。

それから、値上げに関する問題、それから用途区分の2種の問題、そして事業計画については担当課長の方から答弁をさせたいと思います。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 お答えいたします。

値上げによる額の内訳ということで、地区別というおただしでございます。館岩地区が、約でございますが、300万円を予定してございます。伊南地域400万円、南郷地域700万円、計1,400万円ということでございます。

次のおただしの田島地域における1種、2種の額でございます。ちょっと手元にないんでありますが、1種、2種の金額の差が2,489円にメーター使用料というふうになっておりまして、施設数をちょっと把握してございませませんが、20という想定をさせていただければ年間で約60万円かなというふうに概算で思っております。ご了承をいただきたいというふうに思います。

それから、整備をしてございます水道の工事に関して、緊急性のある場所とかちょっと若干詳しくというおただしでございますので、それらについてご説明をいたします。

まず田島地域は、今年からも実施してございますが、栗生沢簡水ということございまして、取水する水の水源地を新たに設けなくてはならないというような緊急性がございまして、そのような整備をするというようなことから、事業費といたしましては2億6,000万円ということで、配水管の布設の延長等については1,600メートルほどを予定してございます。

次に南郷地域においては、南郷地域と伊南地域の統合というような部分を踏まえた計画というふうに思っております。南郷地域においては、水質も一部懸念されるというようなこともあるということから、それは4月、5月の融雪期あたりにそういう部分が見られるというようなことで、毎年対応はしてございます。そのようなことと、プラス老朽管の更新をしなくてはならないというようなことで、事業費にはまだまだ多額な工事がかかるというようなことで、これから検証しなくてはならないんですが、おおむね10億円前後を検討してございます。今日現在でございます。その中身でございますけれども、水源を新たに伊南地区に設けたいという考えもございまして、送水管としては5キロ、配水管の布設ということに関しては20キロというような、かなり延長的にも長い延長の事業量がございまして。

そのような部分が新たに緊急性を要しているということで南郷地域にございまして、館岩地域におきましても、中部地域、上郷の簡易排水についても老朽管ということで、石綿管が布設されているといったような状況もございまして、合わせまして約5億円弱というふうな事業費をはじいてございます。このことに関しても、中部地区の老朽管の布設替えは7キロ近いんですが、6,700メートルほどを計画してございまして、上郷についても2,500メートルほどの整備を予定してございます。

3地区の緊急という部分で、今現在そういうような部分を把握していることから、そういうものを今後実施する中で、今回そういうものを含めて料金改定ということでご提案をさせていただいているところであります。

以上でございます。

○渡部康吉議長 副町長。

○杉浦孝幸副町長 水道料の今後の見込みについてお答えいたします。

水道料につきましては、水道審議会の答申を受けてこのような形で提案させていただきました。合併後5年間で統合するような合併協議でございましたので、その中でやはり水道審議会で議論があったところはことしというんですか、今回議案審議していただいたこの分だけを答申すべきか、あるいは最終の統合のところを見据えて、ことしはこの分、今回はこの分と、最後までこの分を答申すべきかという議論があったやに聞いてございます。

それにつきましてはいろいろ議論はあったやには聞いていますが、結論としましては、ことしというんでしょうか、今回審議いただいている分だけはまずやりましょうと。その後につきましては、そのときの状況変化等に伴って変わることも想定されるので毎回審議して答申すると、こういうような方針で答申を受けたわけですので、今回審議した分がそういうことで、審議会の方針を受けて、毎回收支のバランスを図った答申を受けて、また町の判断で議会にお示ししたいと、こういうような手順で統合に向けてまいりたいと、このように考えてございます。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 前の質問にも答えているので、田島に何も最初から合わせる必要じゃない、限りなく最小限の値上げといいますか、最小限にしたいという話ですので、その辺は、値上げには少しずつなるんだろうけれども、しかしこれからの財政状況を見ながら、そしてやはり簡易水道というのは、数軒の単位の組織から100軒、200軒というのもあります。本当にこれは、戦後の生活の向上なり生活改善の中で少しでもいい暮らしをとる思いの中でやってきた事業でありますので、その辺を酌み取りながら、なるべくその辺を値上げの場合も考慮していただきたいと思います。

それで、前の審議では給与の値上げもありました。今度は料金の値上げです。それも同じ財政の中ではありますが、いろいろあるんでしょうけれども、今もまた老朽化に伴ったいろいろな緊急工事の話もありました。これからやはり多少は値上げを前提としたような料金体系が出てくると思います、今の財政状況では。財政状況が変わって好転してもらえればいいわけです。

が。

その中で、特に値上げともう一つそれに対する整備計画、これが私は両輪だと思うんです。値上げだけして終わりじゃなくて、今言ったような工事計画、これは5年なり長期、中期を含めてしっかりした改修整備計画というものを立てて、それをまたしっかり示して、その中で財源はこうですよという方法もあると思うんです。その辺の整備計画の考え、あるいはその中において、値上げで負担を強いるけれども、しかし町内でも水道事業でこれだけ削減、あるいは経費削減に努力しますよという、そういうものを含めた整備計画とかが私は必要だと思うんですが、そういう計画の考えはあるかないかをお聞きしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

整備計画については、当然これは大きな資金を出さなければなりません。起債の場合もあるかもしれませんが、いろいろ助成を受ける。企業会計の中での助成というのは今度は変わってきましたから、当然それは出さなければなりません。しかし、その料金と整備計画を連動させてしまうと大変危険なものが出てくるんですね。整備計画が基本になりますけれども、それが料金とすぐに直結するというものではない、あるいはまたすべきでない。そこで、国に働きかけていくのが私たちの仕事だと、私の仕事だと、こういうふうに思っています。一般財源から繰り入れのこの繰り入れ制限というのもありますね。

したがって、先ほど言ったように、今後交付税の特別枠が創設されるかどうかはわかりませんが、一応東京都の方では条件つきで認めたと、こういうこともありますので、この特別枠をどういうふうにこれから使えるのか、この辺も含めて、ここは暮らしの最前線を預かる私たちがしっかりと国にその実情を届けていくということだと思うんです。ですから、それをまず私は優先してやっていって、でき得る限りその整備計画が料金に転嫁されない、転嫁しにくい形で考えていきたい、こんなふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 あとは、住民に今までの内容を含めて説明をしっかりといただくことを要望して、質問を終わります。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「議長、19番」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 それでは、反対者の発言を許します。

19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 きのうからいろいろな負担増の話が出ておりますけれども、石油、ガソリンが上がったり、それから米の値段は下がると、そしてまた来年からは後期高齢者医療が始まると、こうした状況の中で負担をすべきでないというのが、一番の私の反対理由であります。

それから、先ほど町長の方からは、何とかこういう独立採算でなくやっていくように要望しているんだという話もあって、幾分安心はしましたけれども、現在の独立採算という制度の中だけでは、どんどんこれは値上がりするしかないわけでありますから、やはりここを変えていくような、今後そういう要望あるいは運動も当然必要でありますから、そうした観点を含めて、私はこの値上げに反対をしていきたいと思えます。

○渡部康吉議長 次に、賛成者の発言を許します。

12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 水道関係は、まだまだ直さなきゃいけないところがいっぱいあると。それから、合併協議会においても、すべて債権においては各事業間の関係もあり、やはり一つ一つの特別会計は見直さなきゃいかんだろうということでもありますので、今後の健全なる町の発展のためには必要かと、こんなふうに思いますので、賛成いたします。

○渡部康吉議長 反対者の発言を許します。

ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 ないようですので、討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第94号 南会津町簡易水道給水条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○渡部康吉議長 起立多数です。

よって、議案第94号 南会津町簡易水道給水条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決

されました。



◎議案第95号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第14、議案第95号 物品購入契約についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 この件に関しましては、賛成とか反対という意味ではなくて、行政のチェック機能も我々議員に与えられた使命でありますので、真相というかその辺をお尋ねしたい、こういうふうに思います。

まず、物品購入契約についてということで、既に入札が終わったということなんで、指名業者名6社ほどあると言っていましたか、そのお名前とそれから金額がわかればお願いしたい。これが第1点でございます。

それから2点目は、こういう500万円を超える場合は、多分10日間の期間があったと思うんです、通知して入札までの。今回は多分特別な理由があったということでしょうから、その特別な理由とは何なのかお聞かせ願いたいと思います。

それから、きょう最初の冒頭で、学校教育課長の方から、きのうの私の再質問に対して訂正とおわびがございました。メーカー名に関してでございます。メーカー名が書いてあるということは、普通民間では、きのうも一般質問で言いましたけれども、メーカーがあるということは、普通商売をなさっているところはそこと特約店とかあるいは代理店とかという形になっているところが多いわけでありまして、したがって、普通はメーカー名が書いてありますので、およそ見当もつくと、逆からすればね。そういった状況にあると思うんですけれども、私は、この辺の入札に関しましてはそういった慎重な検証をしたのかどうか。検証をしたとすればそれまでかもしれませんけれども、この辺につきましてやはり町長にお伺いしないかと、こんなふうに思います。

以上、そういったことで質問しますので、お答えいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 学校教育課長。

○長沼芳樹学校教育課長 お答えいたします。

まず、1番目の指名業者名でございます。6社指名しております。町内ですと有限会社つるや商店、有限会社カンダヤ商店、株式会社若木、有限会社芳賀金物店、会津若松市、有限会社新和事務機、郡山市、丸三株式会社、以上6社でございます。

それから、入札の金額については、落札額のみ申し上げますが、今回議案として提出させていただきました有限会社芳賀金物店、660万円です。これは消費税抜きの金額です。消費税を入れますと693万円でございます。

それから、500万円を超える場合の入札の期間の関係でご質問がございました。一つは、基本となりますのに、建設業法の施行令というのがございまして、ここで建設工事の見積期間というのがございます。ここで工事ですと、工事1件の予定価格が500万円以上、5,000万円に満たない工事については10日以上ということになっております。ただし、やむを得ない事情があるときは5日以内に限り短縮することができるというふうな形で記載をしております。これに基づきまして、南会津町の財務規則の中に、物品購入に関する一般競争入札並びに指名競争入札の参加者の資格等について明記したものがございます。この場合におきましては、この期間でございますが、急を要するときはその期間を5日までに短縮することができるというふうに明記をしております。

ご指摘の急を要するときというのはどういう場合に値するのかということですが、基本的には、災害等がありまして緊急を要する場合もしくは議会の提案事項として暇がないときということがありますので、後者における議会提案ということで、今回5日ということで設定をさせていただきました。

それから、3番目のメーカー名が書いてあったということの検証でございますが、確かにご指摘のとおり、製品指定ではないかと判断される面がありますので、この点につきましては、前に答弁申しましたとおり反省すべき点もございますので、今後の注意事項として考えていきたいと思っております。

以上です。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 反省すべき事項だということで、今後やはり入札は、そうでなくてもいろいろ問題があったばかりですから、慎重に検証していただきたいですね。

これは、よくわかりませんが、この通知文書を見ますと、館岩分室の星守さんという人が事務担当になっている。そして、不明な点についてはご照会くださいと。ご照会くださいといっても、実際に業者の方を3社ほど私は当たったら、17日は土曜日なんですよ。照会した

って土曜日、日曜日はみんな休みでしょう。だから、私は実質3日じゃないかと。

そして、今、急を要するときと。こんなに急を要するかな。議会に提案するのに、議会はもういついつと大分前からわかっていると思うんですけれども、そのいとまがないほどの急を要したのかどうか、非常に疑問に思っております。

実質3日でこれだけの量のものを、しかもこれはまじめにとれば、ヤガミという製品を購入して上の天板を取り払って、福島県の木、何の木だかわからないけれどもその木を使ってやれと、こう言っているわけです。それを3日というのは本当に私はどういうあれかなと、よくできたなと思って不思議でならない。

それと、今回、先ほど業者があったわけですがけれども、新和と丸三と言っていましたね。それから、早い話がこの指名をした業者の選定基準、これはどういうあれで選ばれたのか。例えば芳賀金物さんだから、じゃこの田島町内にも金物屋さんあたりあるのかということ、金物屋さんより文房具屋さんがどちらかということが多い。若木さんはどちらかということとスポーツ用品とそれから家具屋さんというふうに、新和とか丸三はちょっとわからないんですけれども、いずれにしても、その辺はどういう選定基準があったのかお願いしたいと思います。

○渡部康吉議長 副町長。

○杉浦孝幸副町長 急を要する場合ということについて私からお話を申し上げたいと思います。

まず、9月議会にご提案申し上げましてご議決いただいた分の入札を行ったということでございまして、9月でしたか、工事契約の議案を追加提案で出した際に、こういう大きな工事、契約については議案を即決というのはいかがなものかというお話があったところで、今回、当初提案に間に合わせたいという力というか、そういうことを考えまして、結局その分短縮したと。逆に言いますと、追加提案で前回までのやり方でしたら日程はとれたのかなと、こういうところでございます。

しかしながら、議会の開会日については、招集につきましては町長の権限でございまして、議員ご指摘のとおり、前々から準備をすれば余裕ある日程でもできたと、こういうご指摘でございまして、そういう点で反省する点もございまして、今後適切な対応をとっていききたいと、このように思っております。

○渡部康吉議長 学校教育課長。

○長沼芳樹学校教育課長 お答えいたします。

まず、県産材の関係でございまして、県の森林環境交付金事業の概要、使途のガイドラインというのがございまして、この中で県産間伐材の利活用推進ということがありまして、この中

では「県産間伐材とは県内で生育する森林から間伐されたもの」ということで、具体的には、木製品として児童生徒用の机・いす、それから戸棚、本棚、テーブル、ベンチ等に利用できるわけですが、いわゆる材質、木そのものについては指定をしていないということでございます。

それから、2点目の業者の選定基準でございますが、今回基準として採用しましたのは、平成19、20年度に南会津町の入札の参加者の資格者の登録をしております。この名簿掲載業者の中から選定をしております。それともう一点、旧館岩村時代から公共施設に納入実績のあった業者、この2つを選定基準として挙げております。

以上です。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 まず、忘れないうちに金額で次点を教えていただけますか。それが第1点。

それから、仕様書で来た場合、多分、県産材を使っといたらいろいろ考えちゃうと思うんですけれどもね。何でもいいとなれば、そのときも何でもいいですよと書くのも一つの方法だろうと思うし、いろいろ聞いたら、森林組合さ行って聞いたとか、いろいろ模索している面もあるみたい。ということは、土・日が休みだからいろいろな人に問い合わせしている面があるんですね。だから、結局間に合わなくて嫌になっちゃったというのが2社ほど出たわけなんですけれども、いずれにしても指名競争入札ですからね。できるだけこれに沿った競争のできるような、そういう入札でやるべきじゃないかなと、こんなふうに思いますが、町長さんの考えを最後に聞いて、私は終わりたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

次点の金額については担当の方からお答えをさせていただきますが、実はきのう、議員との一般質問のやりとりを聞いておまして、誤って報告をしたりあるいは説明をしたりというのは人間ですからあるかもしれませんが、明らかに電話連絡をしたと、こういうふうに、私も全員にと思っていたんですが、それが照会のあったところだけということでした。このことは、やはり公務を預かる者の慎重さはまさしく欠けたと、こういう認識を持っております。

それから、先ほど副町長の答弁にもありましたが、早目からの準備、ここのところさえしておけば、相手に負担をかけたりあるいは相手にさまざまな不安を抱かせるということはないということですので、この件については、今後、教育委員会の全体的なもの、それから館岩分室をあわせて、しっかりともう一度正していきたいと思っております。

私は常々、どうしても規則とか要綱とか要領とかに縛られて仕事しているものですから、組織の論理を持ち出すんですね。しかし、相手方はそういうものを知らない方なんです。ですから、組織の論理にとらわれた行動はしてはならない、こういうふうに言っているんですが、行き届かなかった点はおわびいたします。今後このようなことが二度とないようにしっかりと監督していきたい、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 学校教育課長。

○長沼芳樹学校教育課長 お答えいたします。

次点の関係でございます。次点については株式会社丸三で、消費税抜きでございますが704万250円、落札価格との差で言いますと11万250円でございます。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 私は、11番の質問でほとんどわかりまして質問しないつもりでいたんですが、今、次点が丸三、郡山市ということで一点だけお聞きしたい。

こういうメーカーの場合、私も商売をしているものですから、代理店制度というのがあるんですね。例えばたまたま書いてしまったこのメーカー名が、丸三がもう代理店になっているかどうか、その点をお聞きしたい。芳賀金物店と同じ代理店。

○渡部康吉議長 学校教育課長。

○長沼芳樹学校教育課長 お答えいたします。

丸三がメーカー名を記載した会社の代理店になっているかどうかについては私の方では把握をしておりませんので、ご了解願いたいと思います。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 わかりました。

町長、その辺をちょっと後で、今はいいですから調べてみていただきたい。もしも同じ代理店契約をしているとすれば、品物は、例えばコクヨとか何か、その人はその品物が入ってこない可能性があるわけですから。たまたま同じ代理店を契約している郡山市とこの南会津町が入ったとすれば、つながりがある可能性もあるわけです。私自身も福島市のはとにかくとっています。それは田島の代理店じゃありません。私もメーカーを指定されてくれば、きっと私のところから売れると思います。郡山市は、ほかから来た場合には、私の問屋も恐らく入るでしょう。その時点で、私とあなたはじゃ1,000円離しておきましょうということだってできるわけですから、そういうことを考えると、次点が郡山市だということになると、代理店が違えばも

う問題ない、もしあればそういう疑惑ととられても仕方がない状況ということを私は思いますので、その点だけ町長にお願いして、終わります。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

先ほど指名業者の選定基準の話もありましたが、入札参加登録をしているというのは大前提なわけで、登録業者からなぜその業者がということが、ある意味では説明不足だったのではないかなど、このように思っておりますので、その件とあわせてちょっと調査をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「3番」と言う者あり]

○渡部康吉議長 それでは反対者の発言を許します。

○3番 高野精一議員 所管でありながら、私はこの説明を聞いていろいろ思っていたんですが、しょうがないのかなど今思っていました。そして、きのうの質問の中で11番議員があれだけのものを調べてきている中で、私はこれはちょっと自分の精査が足りなかったのかなど思います。

あと一つは、今この不況の中で、さっき職員の給与改定の案で職員の給料を上げたばかりなのに、この役場を通したものの取引の中にこういう疑念を抱かれたということに対して、私は、これは一回不調に終わらせても職員のためにはいいんじゃないかなど思ひまして、私はこれに対して反対いたします。

○渡部康吉議長 次に、賛成者の発言を許します。

5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 予想はしておりませんでしたけれども、学校建築が着々と進んでおります。そして、その中の備品購入ということも多分タイムテーブルに乗っていると思われまますので、私は、早急に整備をすることの方が学校の新しい校舎のためにいいという判断から、賛成をしたいと思います。

なお、所管の中でこういう、先ほど高野議員が話をしましたように疑念ということが該当す

ることかどうがちよっとわかりませんが、少なくとも混乱をしていたということについては非常に遺憾であるというふうに思っております。

○渡部康吉議長 次に、反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 ないようですので、討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第95号 物品購入契約について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○渡部康吉議長 起立多数です。

よって、議案第95号 物品購入契約については原案のとおり可決されました。



◎議案第96号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第15、議案第96号 字の区域の変更についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第97号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第16、議案第97号 字の区域の変更についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第98号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第17、議案第98号 町道路線の認定についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第99号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第18、議案第99号 町道路線の変更についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第100号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第19、議案第100号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎諮問第3号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第20、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決いたします。

本案は諮問のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、諮問のとおり適任とすることに決しました。



◎散会の宣告

○渡部康吉議長 本日の議事日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

明21日は午前10時より開議し、議案審議を行います。

本日は大変ご苦労さまでした。

散会 午後 4時14分

平成19年第4回南会津町議会定例会 第5日

議事日程 (第5号)

平成19年12月21日(金曜) 午前10時開議

- 日程第 1 議案第101号 平成19年度南会津町一般補正予算(第4号)
- 日程第 2 議案第102号 平成19年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 3 議案第103号 平成19年度南会津町老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 4 議案第104号 平成19年度南会津町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 5 議案第105号 平成19年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 6 議案第106号 平成19年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 7 議案第107号 平成19年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 8 議案第108号 平成19年度南会津町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第 9 議会活性化対策特別委員会の設置に関する決議
- 日程第10 議員派遣の件について
- 日程第11 閉会中の継続審査について
- 日程第12 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(21名)

1番	湯田	哲	議員	2番	渡部	俊夫	議員
3番	高野	精一	議員	4番	馬場	信作	議員
5番	山内	政	議員	6番	渡部	優	議員
7番	星	光久	議員	8番	楠	正次	議員

9番	大宅宗吉	議員	11番	湯田秀春	議員
12番	星登志一	議員	13番	星和男	議員
14番	平野昌盛	議員	15番	阿久津梅夫	議員
16番	渡部東	議員	17番	芳賀沼順一	議員
18番	菅家幸弘	議員	19番	大竹幸一	議員
20番	児山寿明	議員	21番	五十嵐司	議員
22番	渡部康吉	議員			

欠席議員（1名）

10番 渡部忠雄 議員

説明のための出席者

湯田芳博	町長	杉浦孝幸	副町長
横山恒廣	教育長	湯田タマイ	会計室長
穴戸英樹	直轄政策室長	渡部俊夫	総務課長
星廣政	企画観光課長	星光幸	税務課長
大竹政義	住民生活課長	室井裕	健康福祉課長
舟木平蔵	建設課長	児山忠男	環境水道課長
森秀一	農林課長	渡部文政	農業委員会 事務局長
長沼芳樹	学校教育課長	酒井直伸	生涯学習課長
星安晴	舘岩総合支所長	横山孝夫	伊南総合支所長
五十嵐竹則	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

澤田洋一	事務局長	馬場秀成	事務局長補佐
------	------	------	--------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○渡部康吉議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は21名であります。

都合により欠席届のあった議員は、10番、渡部忠雄君であります。

これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○渡部康吉議長 本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりであります。



◎発言の申し出

○渡部康吉議長 ここで、町長より発言したい旨の申し出がされておりますので、これを許可します。

町長。

○湯田芳博町長 おはようございます。

私から、昨日17番議員からおただしのありました物品購入契約に関して、落札者、それから次点者の関係の中で、いわゆる代理店契約あるいは特約店、こういった契約についての調査を早速させていただきました。その事実は、代理店あるいは特約店等の契約行為がないということを確認をいたしました。

しかしながら、今回さまざまな面で配慮不足があったことは事実でありますので、今後、慎重性、さらには透明性を確保しながら、入札参加者が十分な手配、準備ができるような、そんなシステムにしっかりと業務を改めていきたいと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○渡部康吉議長 ただいま説明のとおりご了承願います。



◎議案第101号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 日程第1、議案第101号 平成19年度南会津町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 一般補正の16と17ページになりますが、16ページの町債のところ、民生費の総合保育所建設事業で1,040万円マイナスになっておりますが、この内容と、それから、これに関連しまして、保育所の場所をことし決める予定になっていたかと思うんですが、その場所については現在どういう状況になっているか伺います。

それから2点目は、17ページの教育債の中で館岩統合小学校建設事業について6,370万円がマイナスになっておりますが、この内容と、これに関連しまして上郷小学校はその後どういう跡地利用の方向に進んでいるか、検討状況について伺いたいと思います。

それからいま一つは、今度は一般行政報告の中で8ページに工事の進捗状況が書いてありますが、これは建設関係で所管ですが、何度も言いますが、この前、委員会を休んだものですからちょっと聞けなかったもので、8ページの上から2段目なんです、針生字上原地内、これは道路改良工事が平成19年12月20日、きのうで一応竣工の予定になっておりますね。しかし、これは10%しか進んでいないというふうになってはいますが、その理由ですね。これは国道から旧道に入る道で、長い間待ち望まれていたところなんです、ことしの冬には通れるのかなと思っていたので、ちょっとこの状況では困ったなと思っているんですが、どんなふうになっているか。

以上、3点伺います。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 お答えいたします。

まず、統合保育所の関係でございますが、一般補正の16ページにおきまして、町債で過疎対策事業債の1,040万円の減額補正ということでございますが、これにつきましては、本年度の当初の考え方としまして、用地を取得し、さらに基本設計、それから実施設計まで本年度実施したいという考え方で予算を組んだところでございますが、さまざまな地権者、それから地

域の方、保護者の方の説明会に日数を要しまして、今年度実施設計まではちょっと無理だというような判断を固めまして、本年度は基本設計まで実施したいということで考えておりまして、過疎対策事業債の1,040万円につきましては、当初考えておりました実施設計分を過疎債で充てるという考え方で予算を組み立てしましたが、そのような事情で今回減額補正ということでございます。

それから、場所の問題でございますが、これにつきましては、さまざまな角度から保育環境、それから統合保育所ということの立地条件も踏まえまして、改めて庁内の用地の選定委員会等も開催をしながら、複数の候補地があったわけでございますが、最終的には、びわのかげの今現在ある多目的の陸上競技場、その上側を予定するというので今現在進めているところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 学校教育課長。

○長沼芳樹学校教育課長 答えいたします。

一般補正17ページの教育債の関係でございます。館岩統合小学校の建設事業のうち、校舎内外の木工事の内示がおくれた関係で工事をストップしておりました。その関係で建設工事がおくれたことに伴いまして、校舎と体育館の解体が今年度中にできないということがありますので、歳出の方でも校舎と体育館の解体分を減額しておりますが、この分5,800万円、それと撤去後の造成工事分の570万円をプラスしまして減額するものでございます。

○渡部康吉議長 館岩総合支所長。

○星 安晴館岩総合支所長 上郷小学校の跡地利用のことでございますけれども、今年度、一応民間で委員会をつくりまして、第三セクターの社長とそれから教育委員会、PTAの会長等で委員会を立ち上げまして、3回ほど活用方法について検討いたしました。その委員会からの提言を受けまして、これから町で庁内のプロジェクトチームをつくりまして、今後どのように活用していくかということで現在検討中でございますので、よろしくお願ひいたしたいと思っております。

○渡部康吉議長 建設課長。

○舟木平蔵建設課長 答えいたします。

工事の発注状況の進捗状況でありますけれども、8ページの上から2段目ですが、その前の7ページをちょっとお開きいただきたいと思っております。右上段の方に括弧書きで、平成19年10月末現在の進捗率でありますから、ここが10%というふうになっております。今現在、現場の方はほとんど工事が終わって、竣工の書類が上がってくるのを待っているだけです。もう現

場の方はほとんどでき上がって、雪が降る前にはすべて工事の方は完了ということでありますから、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 おおむねわかりましたが、一つ、保育所についてはこの前、9月議会でも言いましたけれども、新しい統合保育所の場所はびわのかげ運動公園の南側という話がありましたが、やはりあそこにつきましては今の道路と高低差があったり、それから今の道路が狭い、歩道もないというような状況、それから荒海方面から来る場合も、あるいは田島地区、桧沢地区から行く場合も狭いところを通っていくというような状況ですから、やはり私はそれを変更して、病院の前とかあるいは老人ホームの前とか、ああいう広いところに持ってくることを今からでも検討したらどうか。現在予定になっている場所については、道路を整備してから、あるいは永井橋とかあっちの方にも関連しますので、そういう整備をしてからやってはどうかと私は思うんです。その点、再考を願いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

それから、針生の道についてはわかりましたが、今後、いつもこういう10月末というような古い資料ではなく、もうちょっと新しい資料をお願いしたいと思っております。せめて11月末ぐらいの。そういうことを一つお願いしたい。

それから、ことしの冬については除雪路線に入るのかどうか、入って万全な状況になるのかどうか伺いたいと思います。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 答えいたします。

統合保育所の用地について再考の余地がないのかというようなおたがしでございますが、これにつきましては、さまざまな角度から庁内の用地選定委員会等でも議論したところでございますが、確かに今現在の道路事情等についてのことも考慮の中には入っておりましたが、ただ、統合保育所の保育の環境として、隣接するびわのかげ運動公園、それからプールとの一体的な活用といいますかそういった部分で、将来的な道路計画等もないことはありませんので、それらを踏まえて、将来的にはやはりそこが一番望ましいのではないのかなと、こんなような結論に達したところでございます。

さらに、荒海保育所の今現在通園なさっている子供さん方のそれぞれの地区別の状況も確認しましたところ、例えば藤生地区だとか関本地区については、国道から永井橋というルートではなくて、いわゆる中荒井藤生線、あちらの方の道路からのアクセスも相当考えられるのかなというようなことも考慮の中に入れながら、総合的に判断した結果、琵琶影の当該用地が望ま

しいであろうというような結論を得まして、それで進めている事情がございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 建設課長。

○舟木平蔵建設課長 お答えいたします。

まず、除雪車が除雪するのかどうかというおただしでありますけれども、今まで除雪車が入らないので入れるように広げる改良をしたわけですから、当然これは除雪計画路線に入るということであります。

それから、古い資料というおただしなんですけれども、これについては総務課の方と、議員の皆様には議案を提出する時期との兼ね合いからこういう10月末というようになったと思いますので、今後協議しながら、新しいものに変えられるのであればそのような形で協議をした上で提示したいと、こんなふうを考えておりますので、ご理解をいただきたい。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 最後になりますが、保育所についても一回話をさせていただきますが、今、担当の方から保育環境という話がありましたが、保育環境の中で運動場という話も出ましたけれども、むしろ運動場の場合ですと、保育所向きというよりはもう少し上級生向きだと思えます。将来、小学校とかそういう学校の統合なんていうようなことも考えられた場合には、運動場があってプールがあって野球場もあるということで学校向きだと思えます、環境としては。ですから、将来のそういうことを見据えて、保育所の環境としてはちょっと私は向かないんじゃないかなと。せいぜいプールくらいですね。そういう点でやはりもっと広い場所がよいだろうと。

それから、アクセスの件で荒海方面の人は違う線という話がありましたけれども、現在の中で考えた場合には、違う線を来た場合にはプールの北側の信号のない十字路まで来て、そこからまた戻るといふふうに私は思うんですけれども、違うルートがあるのかな。そんなルートだったら、そんなふうにごぐる回ったりしないと思いますけれどもね。どういうルートを考えているのかちょっとわからないんですが。

いずれにしても、今の予定地から永井橋に行く道を広げないとちょっと困るなというふう思うんですけれども、それを通らない道だとぐるぐる回りという感じがするんです。言葉だけではちょっと意味がわからなかったのですが、そういうアクセスからいってもちょっとまずいんじゃないかなと思うんです。それから、今生地区から入る場合だって1カ所に集中するという点で相当危険だなと思うんですが、いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

議員からいろいろな具体的な例を挙げられてご指摘をいただきましたが、全くそこが完全に保育環境に恵まれているかと、こういうことになると、どこかの部分でやはり整備を今後していかなければならない、これは出てくると思います。そこで、いわゆる保育環境の中で何を一番大事にしなければならないかということは、園児の安全ということですが、これはできるだけ国道とかそういう頻繁な交通量のあるところは余り好ましくない。そういう関係、それから、道路を横断しなければいろいろな保育園児の活動ができない、こういうことでもまずいでしょう。

こんな判断から、最終的に完全な候補地というのはなかなかないんですけれども、3候補地ぐらいに絞り込んだ中でやはり現在のところが優位性が高い、こういうことで判断をさせていただいたので、ご理解いただきたいと思えます。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 お答えいたします。

先ほどの話の中で統合保育所に至るルートの関係でのお話がちょっとありましたが、先ほど私が説明した内容につきましては永井橋のことをイメージしておりまして、永井橋はご存じのように狭隘な状況にございまして、あそこ1カ所に集中してしまうのではないのかというような話も、用地の選定委員会の中でしました。

ただ、具体的に荒海保育所に通園している児童の出身地域を見ますと、藤生地区、それから古今地区の方も十四、五人いらっしゃいます。そういう方につきましては永井橋を通らないで、いわゆる藤生から永田に向かう農免道路でアクセスできるのではないのかなと、こういうお話をさせていただいたところでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 一般補正の19ページ、やまなみ博覧会基本計画策定の減額補正についてですが、これは総務委員会所管の中でも質疑しましたので、40万2,000円の当初予算と同じ金額の減額と、それも私からすれば、補正というよりもゼロになるんですから修正予算かなと思うんですが、それも一応了解しました。

そこで、私、町長にお聞きしたいのは、何も減額が、あるいはゼロになるのが、当初予算を削ったのは確かにそれだけ当初予算が甘い計算であれば、それはそれで総務委員会の中で質疑しましたが、でもまたもう一点見方を変えれば、要らなくなった予算は勇気を持って減額補正

してむだ遣いはやめる。特に予算の執行の終期、これから後半、3月にかけて、いわゆる予算の消化といえますか、これはもうちょっと言葉が古いですが、そういう庁内の様子あるいは町長の考え、つまりむだであればこれは余す、一時期は消化しないと次の予算に影響する、それこそ年末になればあるいは年度末になれば道路を掘り返す云々ありました。私はそれは今の時代に全然合わないし、だからこういう当初予算をゼロにするというのは、基本的にはよくないですが、しかし、こうやって職員の皆さんも勇気を持ってといえますか、これからむだ遣いをしない、そういうこれからの予算執行をお願いしたので、それを庁内がどういうふうになっているのか、まず一点お聞きしたい。

もう一点ですが、その予算に絡みまして、やまなみはそれでいいですが、ただ町長は日ごろから、トップダウンじゃないと、しっかり下からの積み上げなりそうやって意見を聞いていますと。実際そのようになっていると思いますし、民間と役場の関係は、民間の方もそういう意味で町に要望してとるんじゃないかと、まず自分たちからやろうという、そういう意味では本当に下からの声が上がってきているというか、活動をしているのは、それはそのとおりです。

ただ、庁内においてはじゃどうなのか。といえますのは、今の減額補正の結果的に当初予算の甘さは庁内で本当に詰めてあったのか、その考え、その状況、あるいは今までの審議過程を見ますと、例えばまちなみ委員会が解散した、商工会のですね、その過程も見ますと、そこにはちゃんと課長が、町長は毎回毎回出られないと思いますが課長が出ているはずで。その辺もどういうしっかりした指示なり、町長が今回まちなみ委員会を解散した中身を、私の考えが伝わらなかったと、会社設立はだめだと、その辺がうまく指示していない、庁内の意思の疎通ですね。

もう一点は、前回の議会であります、観光公社設立に関しましても途中から増資になりました。これもまた、その経過はいろいろ説明がありましたが、やはり当初、庁内での計画、その辺もやはり何かしっかり議論というか、トップダウンはしていないと言いますが、かえってトップダウンがあるからこそ意思の疎通がなくてひっくり返るとか、そういうことがあるんじゃないかという、これは危惧ですが、その辺も。

その2点、町長の考えをお聞きしたいと思います。

〔発言する者あり〕

○4番 馬場信作議員 まちなか委員会の解散ですね。間違った部分は訂正します。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

議員おただしのように、やはり当初予算に上げて審議をいただくわけですから、そのやっぱり根拠といいますか、計画性のいわゆる信憑性についてはさらに詰めていかなければならないと、こういうふう認識を改めております。

そんな中ですが、ひとつできればご理解いただきたいと思うのは、きょうの新聞でもいろいろ出ておりますが、本当に目まぐるしく制度が変わっていくというんですか、新しい補助・助成制度というのが本当に頻繁に変わっていく。そんな中で、予想しながらあるいは想定しながら計画をしていくんでありますが、それが内容が確定したときに実は該当しないとか、あるいは該当の条件が変わるとかということもありまして、詰めが甘いと言われればそれまでなんです、そういうことでこういう結果になりました。

今後、まちなか委員会も含めてどういうふうに対応していったらいいのかということ、いわゆるプロジェクトチームをしっかりと立ち上げていく、こういう形態をとるべきではないか、こんなことで若手の人たちを中心に庁内でも公募をして、今できるだけそういう体制をつくっています。

ただ、言いわけになるかもしれませんが、頑張る地方応援プログラム等については早目に、あるいは子どもの山漁村交流促進事業、これも早目に概要でいいから出さないと、なかなかそういう制度を活用して観光あるいは交流事業を起こせない、これが実態なんです。この前も合庁でその説明会がありましたが、その中でただ唯一検討に入ったというのは南会津町だけだったんです。そういうことをしていないと、全国40カ所なんです。そういうものにのれない、こういうことがございますので、そのところはひとつご理解をいただきたい。今後、そういう意味では、議会に提案するわけですからしっかりと変更の少ないものにしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたい。

○渡部康吉議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 お答えいたします。

ただいまのおただしの中で消化予算の関係でおただしがございました。これらにつきましては、合併後にもなりますが、昨年来からも、その予算の残についてはそのまま残していただくというようなことで、不要な執行についてはしないということで、それぞれの所管課長にお願いしているところでございます。今後もそういったことでしっかりとした予算の把握に努めてまいりたいというふうに考えてございますので、ご了承いただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 私は当然、それは予算の消化のための、これから余すと怒られるから

とか来年の予算を削られるからとか、必要でない物品を買ったり必要でないのに道路を掘り起こしたりする、そこまではないと思いますが、しかし、いずれにしる余すのは美德だと、そういう庁内の雰囲気やぜひつくってほしいんです。それは確かに余せば議会からも、また庁内部局の中で当初の計画が甘かったと。でも、今、町長が答弁したように状況の変化はあります。だからこれは甘いと言われれば、それは恐らく担当者からすれば厳しい目線で見られるかもしれないけれども、1年間の計画ですから、1年間の間にはいろいろあります。そういう意味でも私は理解するところは理解して、とにかく余すのは美德だと、それだけの努力をして切り詰めてやっていく、そういう方向の体制がまずできているのか、それを確認したかったのですが、その辺、特に財政の厳しい折、これから健全化計画を立てる折で、そういうものが盛り込まれるのかどうかを含めて、その体制をどうするのかというのをもう一度お聞きします。

それから次の質問は、要はそれだけ重要事項が結構途中で、今回の補正予算を含めて、さきのまちなか委員会は途中からやめて減額補正で県に金を返すとか、途中から計算が甘かったので観光公社設立の増資をしてきたという、そういう流れを見ますと、とにかく庁内で意思疎通をしっかりと、要は当然これは町長ひとりだけでは各種事業はできないんです。ですから人材登用とか、しっかり庁内に指示して人材を使っているのかと。そうでないと、幾ら職員が頑張っても、帰ってきてすぐ報告書を出しても、おかしい、ひっくり返っているんでは、これでは職員も萎縮します。そして、職員だって今度は目線が、住民を見るべき目線がトップの方しか見ない目線になっちゃいます。

そういう結果から、もしかしたら今までの重要案件のたび重なる変更があるんじゃないかという心配があるので、その辺はぜひしっかり庁内でも下から積み上げて、そしてそういう意見を聞いて、そういう人材を登用し、人材を活用するシステムになっているのかという確認的な質問でしたが、もう一回お願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

厳しい財政の中でさまざまな取り組みをしておりますが、当初予算の段階でそこは共通認識をしようということで、町長査定だけではなくて、いわゆる財産管理、あるいは例えば事業所の場合には受け差が出ます。こういったものについての処理についても、それぞれ処理するのではなくて、もう一度戻して、そこでさらにどういうふうな活用があるのか、あるいは変更があるのか、こういうこともやっております。したがって、いわゆる財政担当だけが予算査定に入るのではなくて、そういう関係職員も予算査定に入っていて議論を詰めていると

いうことでございます。

その上で、先日も申し上げましたが、300数名の全員から、いわゆる物品管理から始めて公共施設のあらゆる経費節減、これに対してそれぞれアイデアといいますか、できるところからの創意工夫を出していただきました。

したがいまして、私の認識としては、まだ十分とは言えないまでも、今、間違いなく経費節減を初めいわゆる公費のむだ遣いといいますか、むだの点検に取り組んでいると、こんなふう理解をしているところであります。切り詰めをしているということになります。

それから、庁内の人材登用といいますか、意思疎通がうまくいってないのではないかとのご指摘ですが、これは、私も実は旧田島町長時代から大変このところについては力を入れてきました。というのは、いわゆる課制をとっておりますので、当然縦割りですと来ています。しかし、これがなかなか、横糸を入れてくれと、いわゆる横のつながりをしてくれと言うんですが、特に長い間そういう仕事をやってきた人にとっては体にしみついている部分があるんだろうと思うんですけれども、なかなかそこがうまくいっていない。そのところは、やはりしっかりと機会をとらえながら、あるいは若手吏員の変わりつつある、あるいはそこに気づきつつある人たちに担当を変わってもらう、あるいは参加をしてもらう、こういうことをしながら、今、意思の疎通を図りながら人材登用につなげていっていると、こういうところがございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 来年度に向けましても、また、やまなみ博覧会も今度、来年度の新たな重要な事業として挙がってくると思います。そしてまた総合支援センターもいよいよ動くと思います。したがって、また重要な予算案があるいは事業計画が上がってくると思いますので、しっかりとその辺、庁内を含めていい予算案、事業計画をよろしく願いしまして、終わります。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 所管の内容で質疑して申しわけありませんけれども、なかなか委員会の中で町長のご意見を伺う機会がないものですから、お伺いしたいと思えます。

27ページ、保育所費の中でお伺いしたいと思えます。先般、委員会で管内の保育所を視察してまいりましたけれども、意見交換等も行ってきまして、何点か危惧する、それから心配だなということがあったものですから、担当課ではなくて町長の考え方を伺いしたいと思いま

す。

一つには、やっぱり職員体制が非常に、いいのかなというふうな疑問が委員の中で出ました。どういふことかという、ご存じだろうと思いますけれども、正職員が非常に少ない。南郷ですと正職員1人に対して3人も4人も臨時職員がいるというふうな状況なんです。保育士ですけれども、1人しかいないというふうなところもあって、正職員の2倍から3倍の臨時職員、パート職員がそのような運営形態でやっているということで、やはりその責任の重さとかそういったものはみんな同等なんですけれども、そういったところで大丈夫なのかなというふうな心配事がありました。

今回も14日締め切りの保育士等の募集がございましたね、30名ぐらい。そういった方も1年1年、今現在も臨時でやっている方が1年前にそうやって更新しながらやっているのかなというふうにも思いましたけれども、毎年毎年そんな30数名も臨時職員を募集しながらやっていっていい場所なのかなという、先ほど町長は、保育所の一番は安全なんだというふうにおっしゃいましたよね、先ほどのお答えで。そういうことも考えると、私ども所管としては非常に心配だということがあります。今後どういった体制で保育所の運営をなさるか、町長の、トップのお考えをしっかりお聞きしたいということでございます。

それから、今回、職員等の給与の引き上げが賛成多数で可決されました。臨時職員等の今回の引き上げはあったのでしょうか、時間給とか。それもあわせて伺いたいと思います。

とりあえずそれだけです。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

議員がご心配されているのと同様に、私も、これもまた旧田島町長時代に書類が上がってきたのに実は大変驚きを覚えました。それで、今回合併してさらにその臨時職員のウエートが高くなってきました。そんな中で、担当課の方にほかに方法がないのかということで今指示をしておりますが、実は保育所の設置基準、配置基準、これは助成があるんですけれども、いわゆるそういう助成条件で、まず正職員が何人置けるといふ、園児の数とかそういうことであるのでなかなか難しい。それならば、例えばの話ですが、これはこれから検討していかなければなりません、総合支援センターの中で正規雇用をしていく、そこから派遣をすると、こういう方法をとれないんだろうかということで検討をしているところであります。

いずれにしても、全員が正職員というのはなかなか難しいと思いますけれども、やはり正規職員と臨時職員のバランスというのはとても大事だろうと。臨時職員の場合についての責任も、

やはり臨時としての領域の中にとどめるべきだと、こういうふうに思っております。

そんな中で、ちょっと話が変わりますが、いわゆる田島下郷町衛生組合、これも退職者が出たりするわけですが、最初、下郷の町長さんは臨時でいこうと、こういう話がありましたが、やはり現場の火をいじったり機械をいじっていると、しかも交替制をとっていると、こういう中で臨時というのはいかなるものかということで再三詰めてきたんですが、南会津町長がそこをしっかりと考えるのであればということでご理解をいただいて、今回は正規職員を採用することにしました。ところが、西部環境衛生組合の方は、只見の町長さんの考え方とすれば、やはり経費が大変なので臨時でいきたいんだがということでございましたので、管理者が只見の町長さんですから管理者の意見を尊重するというので、とりあえず西部環境衛生組合の方はまた臨時ということになりました。

しかし、いずれにいたしましてもその経費の部分と安全と、あるいはそこで働く人たちの労働条件、こういうことを総合的に判断しながらやはりこれからしっかりと、そこは基盤づくりといえますか、これを進めていかなければならない。交付税とか交付金とかをいただく立場にあります、そこは国に制度改正も含めて求めていきたい、このように思っております。

臨時職員については総務課長の方から答弁させます。

○渡部康吉議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 お答えいたします。

臨時職員の賃金単価の引き上げはというおただしかと思いますが、臨時職員の賃金の単価については、年度当初の単価でやってございますので、平成20年4月からの単価の切りかえで対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 経営のバランスということだろうと思えますけれども、限られた予算内、また補助金等、交付金等の中身でやっていくというふうなお考えだということを今承知しましたけれども、実際として、先ほど責任という言葉がありまして、そんなことを若干申し上げたいんですけれども、下郷町で悲惨な事故がありました。ここで法的に裁判所で罪を受けたのは保育士なんですね、業務上過失ということで。そうすると、悪い推定ですけれども、同じように、たまたま臨時職員であってもやはり同じ扱いを受けて業務上過失をとられるわけです、個人が。そこで、臨時だからといってここまでの責任でいいよというのでは、内側としてはできるけれども、そういったことが起きた場合にはやはり同じような形になるわけですから、ぜひそのことも考えて管理していただきたいなというふうに思います。

それで、私、委員会の代表で言っているわけじゃないんですけども、各個人で若干のずれはあったというふうには思いますけれども、同じような共通意識としては、その職員体制というのが共通課題として上がってきましたので、なかなか町長の考えを聞く機会がなかったもので聞いたんですけども、例えば先ほど正職員の管理体制の中で補助とか交付金とかいう形で答弁がありましたが、これからはどんどん子育て支援事業とかやりますよね。実際に田島地区だと2カ所か3カ所かな、やっているのは。これから西部地区でも始まるというふうに聞いたんですけども、そういったことをかんがみれば、そういったことを合わせてやれば、そういったことに対する交付金もあると思うんです。そういったことを利用してあれば、同じ職員の中でやっているの、その辺で正職員のプラスアルファができないのかなと思ったりもしたんです。いろいろな制度を見つければ1人2人はふえるのかなというふうにも考えていますので、そんなところはいかがでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

全くそのとおりだと思います。今までどうしても縦割りで判断してきたから、いわゆる法律があったり配置基準があったりするんでできないと、こういう答えを出してきたんですね。でも、先ほど言ったように、庁内でしっかりと意思の疎通を図って横糸を入れていく、横のつながりを持っていく、こういうことをすることによって、私は道は開けてくるんだろうというふうに実は思っています。

そこで、子育て支援を、例えば今それぞれのグループでやっていますが、そういうものが総合支援センターの機能として、いわゆる拠点づくりとして入っていくことができれば、そこでいろんな課題、それぞれの保育所でも抱える課題にも向き合っていかれる。そこでいわゆる正規職員の採用はできて、しかも専門職として責任のある業務ができると、こういう格好にも可能性としてはあるんだろうと。そここのところは今後検討していきたいと思います。

それで、もう一つ関連しますけれども、実は国の方に要望してまいりました、いわゆる学校の先生も同じ状況が非常にある。これも先生方に聞くと、やはり生徒数によって配置基準というのがあるんだということのようですので、これは国の方に要望しまして、文科省と財務省の方のやりとりになってきておりますけれども、おおむね財務省の方でも方向づけができたと思いますが、何とか正規の教諭をふやしてほしい、正規の保育士をふやしてほしい、こういうことでさらに要望して何とか不安を取り除いていきたい、こんなふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 一般補正19ページ、企画費の中の委託料、前沢交流館活用事業委託料の相手先と事業の内容についてお尋ねいたします。まず一点。

それから、一般補正37ページ、土木費の土木総務費でございますが、19番の負担金、補助及び交付金の中の地域たすけあい除雪支援事業交付金、多分これは要望が多くて補正されたというふうに思っておりますが、要望地区数は当初からどのぐらいふえたのかということと、その要望されたところにすべて対応する分があるのかどうか、その点についてお尋ねしたいと思います。

それからもう一点、これは土木費の道路橋梁維持費に絡めまして道路特定財源についての関連で質問させていただきたいと思うんですが、過日、全員協議会で道路特定財源につきましては説明されたということでございますが、私ごとで欠席をし、説明を受けられなかったこともありますので、中身について若干の説明を建設課長に伺いたいと思います。

この中で除雪関係が出ておりますが、道路特定財源の中に除雪関係の予算が入っているのかどうか。なくなってしまったときに除雪関係に非常に支障が出るというようなことがあるのかどうか。

それから、道路は使っていれば当然悪くなります。こういった道路の維持関係にこの経費が充てられていると思うんですが、道路特定財源が仮になくなったとするとそれもなくなるのか。もう一つ、日々生活している中で道路の改修ということが当然入ってくると思うんですが、その道路改良等にも特定財源が充てられないのかということがまずあるわけです。

これらについて、特定財源に絡めて建設課長にお伺いをしたいと思います。

それから、地方の立場から、まだまだ道路整備というものはしていかなければならないというふうに思うわけですが、町長にこれはお伺いしたいんですが、これは南会津町だけでは当然できませんので、南会津郡内の首長さんもしくは県内の首長さんとそれぞれ中央に向かって交渉等をされていると思うんですが、私ども新聞、テレビ等でしかわからないので、この特定財源についての中央に出向いたときの感触と声をお聞かせいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

私からは最後の質問についてお答えをさせていただきますが、実は議員もご存じだと思いますが、それぞれの議員大会の中で要望が決議されます。この決議の大半が道路関係の事業整備

ということで、議長さんと一緒に要望活動を絶えず、あるいは期成同盟会を通して委員の議員さんとやってまいりました。

そんな中で感触としては、まず国土交通省の感触は、非常に地方の整備を急がなければならない、安全を確保しなければならない、最近、外国で橋梁が落下したとかこういう事故もあるので、そういう安全対策にも道路特定財源は欠かせないと、こういうことで今進んでおります。

一方、県選出の国会議員の方にも要望に行きますが、これについてはやはり多少隔たりがあります。新聞、テレビでもご存じだと思いますが、民主党については、どちらかという一般財源化をしていくと、こういう動きがございます。しかし、地元の国会議員については、地元のやっぱり安全・安心を確保しなければならないので、そこは党を超えて頑張ると、こういうことを言っていたいております。

それから財務省の方ですが、財務省の方についても最近大きく変わってきました。これは福田総理からの指示があったのかどうか分かりませんが、大きく変わって、やはり一般財源化についてはしばらく、ここのところをしっかりと検証していこうということで、暫定税率を残してやはり地方の要望にこたえていくという姿勢になってきましたので、財務省の方としても最近兆しはよくなっていると、こんな感触を得ております。

しかし、3月の日切れに向けてこれからがさらに要望活動を強めていかなければならないということで、県知事を筆頭に、さらに町村会、市長会等で個別にやっていこうと、あるいは、この後どういう結果になるかわかりませんが、またまとまって要望活動をしていくと、こういうことで進んでおりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 直轄政策室長。

○宍戸英樹直轄政策室長 私からは、一般補正の19ページの前沢交流館活用事業委託料についてご説明を申し上げます。

本事業は、本年度、前沢集落地内にごございます空き家を活用しまして改修事業をやってございます。それを前沢交流館というふうに位置づけまして、そこを一つの拠点といたしまして、既存施設の利活用も含めながら、舘岩地域内に存在いたします既存の地域資源を活用しました子供の体験交流事業の受け入れ態勢、こういったものを構築したいというふうに考えております。

この受け入れ態勢の構築によりまして、来年度、国の事業であります子ども農山漁村交流プロジェクト事業の受け入れの基本としたいと考えております。具体的には体験交流事業のメニュー化ですとか、あと受け入れ態勢の構築、さらには情報発信、誘客戦略についての基本プラ

ンなどを一つの企画提案書にまとめていただく予定としておまして、委託先につきましては、これまで町と交流のある団体あるいは企画提案等で実績のある団体、企業等から選定をしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○渡部康吉議長 建設課長。

○舟木平蔵建設課長 答えいたします。

まず初めに、37ページの19の負担金、補助及び交付金でありますけれども、これは地域たすけあい除雪支援事業で、1地区当たり20万円の交付金事業であります。当初は昨年度見合いの12団体の予算を計上しておりました。冬間近になって、支所とそれから本庁、区長さん方に細かい説明をしたところ9団体が多くなったということでもありますから、180万円を追加したわけです。したがって、申し込みした団体すべてに除雪支援事業の交付金が支給されるということでもありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、道路特財の話でありますけれども、さきの全員協議会の中で、福島県が試算した南会津町の道路特財の減額でありますけれども、それはそれとして、今手元に資料を持っております18年度の決算額で申し上げますと、自動車取得税交付金が南会津町に8,400万円入っております。それから地方道路譲与税が5,800万円、それから自動車重量譲与税が1億7,000万円入っています。そのほかに区画整理とか1級町道の改良、それから館岩でやっている唐沢関係のいろんな交付金流用を含めると、地方道路整備臨時交付金が2億6,200万ほど入っております。これだけのお金が南会津町に道路特財の方から入ってくるわけです。

先ほど政府の予算が示されましたけれども、これはあくまでも道路特財が10年延長という形のもので予算を策定して、それが各県に示されたわけでありまして。もしこの特財が10年延長にならないということになりますと、相当の金額が福島県、南会津町に入っていないということになります。

その中で除雪費は特財に入っているのかというおただしでありますけれども、除雪関係の予算は、道路特財が廃止になってとしても何とか辛うじて交付金として入ってくるだろうと、今現在ですね。それから、おただしの舗装とかそういう修繕、大きな橋梁とか耐震関係の修繕はまた別として、舗装の修繕、割れたようなところの修繕、これの交付金がまず入ってくるだろうと。したがって、舗装の補修の修繕費、それから除雪費は、この2つはまず入ってくるだろうと今考えられます。それ以外に、例えば歩道の整備ができなくなったり、道路改良というって広げたり歩道をつくったり、一連の改良事業はまず無理だと。それから、落石防止などの

防災対策もまずできなくなってくるだろうと。そのほかに、今現在、会津縦貫南道路とかそれから合併推進債で考えておる352号のトンネル、それから前後の改良工事、これらもほとんどできなくなってくるだろうと、こういう心配をしております。

したがいまして、1月の通常国会にかかることになっておりますので、政府と与党が合意した案はありますけれども、国会審議を見守りながら、なるべく皆さん方の協力を得ながら、暫定税率が10年延長になるような形でひとつお骨折りをいただきたいと、こんなふうを考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 実は今ガソリンが非常に高いものですから、単純に考えますと、その暫定税率分が還元されてガソリン代が安くなるというふうには実は思っている部分もあったわけですが、深く考えますと、それだけのことが地方にとってといいますか、私たち住んでいる者にとっては大打撃を与えるという意味で理解をしたわけですね。国を考えたときに本当に極端な主張があるということは私は新聞紙上で知ったんですけれども、これは12月11日の民報の新聞の中に寄稿されました相馬市長の立谷さんの話ですが、先ほど町長が話されましたように、民主党の税調に呼ばれたときの発言の中で、このお金がないともう地方の道路はできないんだということを力説されたというような話が載っておりました。この中でも、ガソリン代25円を安くしてもらった方がいいのではないかという一般の消費者の声があるんですけども、それをやっちゃったらもう大変だよと。私もこれを見て、ああそうだというふうに感じたわけですね。

一方、12月18日の朝日新聞では、これは東京の多分雪のないガラス張りの中で書かれたと思うんですが、国が10年間何とかしようという、要するに与党側でやったという中で、皮肉っぽく、これを後押ししたのが地方の声だと。それでこの中には、国交省には連日、道路の経済効果を信じる自治体の陳情団が押し寄せる、ただ道路の整備だけで工場が誘致できる時代ではもはやないというような非常に厳しい表現、私たちにしてみればそういうことが書いてあったわけですね。本当に、非常に残念だなというふうに思っております。

質問は、最後に町長にもう一度お伺いしたいんですが、公党がそれぞれ主張しているわけなんですけど、先ほど話をされましたが、今後、年度末あるいは新年に向けてこの問題についてどういうふうに当たっていかれるのかお聞かせいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

実は私もそういう心配、あるいは一方でガソリンの高騰によるその対応策も考えなければならぬと、こういう考え方を重ねてきました。商工会との懇談会をそれぞれ4地域でやりましたが、その中でも話の内容の流れでその話をさせていただきましたが、やはりガソリンが高いのでそこはやっぱり考えていかなければならないと。しかし、その道路特定財源、いわゆる暫定税率の問題も話をしました。そのときに実は、確かに高いガソリンに何とか対策をとっていかねばならない、しかしそのことで公共事業が減ってしまって収入が落ちてきたんでは、これは大変なんですということを話しまして、そういうことなんだということで、商工会の人たちもある一定の理解を示してくれたと思うんです。

これで、実はガソリン代が高いか低いかに話になってきますと、市民運動、いわゆる市民レベルの活動になってくるんです。ですから市民生活、いわゆる地方の生活者がどれだけこれから声を出していくかということが、ある意味では国の方を動かしていく原動力になるのではないかと。ですから、私ども首長あるいは議会の代表者がこれまでどおりの要望をするだけでなく、やはり市民の合意を取りつけながら、あるいは市民のいろいろな意見を聞きながら、市民活動につながっていくようなことを、これから私は考えていくべきではないかと、こんなふうに思っております。

いずれにしても、やはり一般財源化したときに道路財源を確保するんだと、こういうふうに言っているところもあるんです。あるんですが、それをだれがどこで規定づけするのか、枠をはめるのか、いわゆる道路特定財源の枠のはめ方に私たちはある意味で事業が担保できると、こういうふうにも思っていたので、その担保できる態勢をそれぞれそうじゃないと言っている関係者にただしていくと、こういうことになるかと思っておりますので、今後頑張りたいと思っております。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 引き続きこの情報につきましては、私たち議員にもどんどん情報を入れていただきたいというふうに思います。

それから、先ほど前沢の件でお答えをいただきました。そこで、委託先は決まっていないということですが、想定されるのは町内というふうに私は理解しているんですが、そういうふうに理解してよろしいですか、最後に。

○渡部康吉議長 直轄政策室長。

○宋戸英樹直轄政策室長 お答えいたします。

町内に限らず県外までも含めて、これまでの実績等を見ながら選定したいというふうに考え

ております。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 一般補正の44ページの文化財保護費のところに染屋さんとあるわけです。別にこれがどうのこうのではありません。私、町長にお願いしたいのは、ちょうど合併した年度だったかな大雪が降って、そして山村道場にある染屋さんの裏が抜けたんだったかな、すくと屋根が壊れてしまった。当然あの年は大雪で、ここばかりでなくて、合併前になりますから伊南の大桃、あっちの方も本当に被害があつて、合併した年に今度は相当、その後で修理というか修繕というか、そういった形でどさっと上がった。

私、ここで何だかんだじゃなくて、予防というかそういう意味で、当然町有財産を守って、できるだけその被害を少なくするというのも支出を抑えるということでは非常に重要だと思う。何が重要かという、当時、このときはお正月前後に大雪が降ったんです。職員も休んでいた。それで手おくれになったというようなのが多いんです。また、もう少したてばお正月休みで4日とか5日とか休みになる。そういったときにやはり町の財産をそういう除雪というか大雪から守る対策、これをきちんとされているのかどうかというのが一つです。してほしいと。

そうはいつでも、ふだんではなくてみんなどこにいるかわからないわけですから、そういった意味ではメールの活用、できれば職員に携帯電話のメール番号でも聞いて、どこにいてもそういう連絡ぐらい対応できるような形にしてはどうかというようなことをお願いしたい、こういうことなんですけれども、そんなことを言わなくてもやってんだといえ、別に私の心配はないわけなんですけれども、その辺の態勢がどうなっているかお聞きしたい。

多分あのときの染屋さん、私らもすぐ行って見たわけなんですけれども、あのときの課長さんは相当悪いような顔をして、その後、定年までまだ期間があるわけなんですけれどもやめました。私は、どういう事情があつたかはわからないんですけれども、相当心を痛めてやめたのかななんて勝手に推定しています。そんなことにもならないように、どういうふうな対応策をとっているのか、お取りになろうとしているのかお伺いしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

実はことし集中豪雨がありました。そのときに檜枝岐の降雨量、それから荒海山の方の降雨量が山王峠の方に多くて、荒海川と伊南川が氾濫をすると、こういうときに、実はこれまで防災体制について庁内で決めておったんですが、形式的な体制ではなくて実際に行動できる体制

にしようということで、より具体的な役割を決めて、その中に今おっしゃったようにメールあるいは携帯の有効活用があって、直ちに職員が出動すると同時に消防団の方に連絡をとり、そして防災協定を結んでいる建設業者に出動してもらい、したがって大きな災害、被害につながらなかったというのが2カ所ございましたので、そういう体制をやっぱり町有財産についてもとっていきたい。

そのとる方法としてですが、今、各課で管理している普通財産と行政財産とございますが、いずれにしても今全部洗い出しを実はしているんです。それは経費の節減とあわせてですが、どこでどういう管理をするのか、あるいは状況を共有していくのかと、このところを今始めたところでございますので、今後、議員のおただしの不安のないような取り組みを続けていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 そういう形でお願ひしたい。あのときも我々は町民から何と言われたか。あれは役場職員の要するに怠慢で人災だと言われた。これはやっぱりきついですよ。ですから、そういった形で言われぬように、今、町長さんが言ったような形で、それが機能するようにひとつお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○渡部康吉議長 ほかにございせんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第102号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第2、議案第102号 平成19年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第103号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第3、議案第103号 平成19年度南会津町老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第104号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第4、議案第104号 平成19年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第105号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第5、議案第105号 平成19年度南会津町農林業集落排水事業特

別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第106号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第6、議案第106号 平成19年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第107号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第7、議案第107号 平成19年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第108号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第8、議案第108号 平成19年度南会津町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 中味の案件じゃなくて、一つお願いを含めて質問したいんですが、つまり水道事業は公営企業会計という、そういう法で定められた特殊な形態といいますか、この予算書、決算書を見ても、補正も含めてですが、独特の定められた形態であります。非常にわかりにくい、これは私自身の勉強不足もありますが。ただ、それはそれとして、附属の解説書でもいいですから、せめて繰出金が一般会計から幾らあるのか、そして収入の内容、今回1種、2種、3種、ではその中の1種は幾らなのか。当然、予算だってそういうものを積み上げて予算が出てくるわけです。決算もしかり。そういうものが私が幾ら解説書を見ても書いてないんです。それでちょっと聞きますと、いやこれは公営企業の形式だから変えられない云々とありますが、私は解説書でも結構です。

というのは、いずれにしろやっぱり町民の実態ですね。ことしは給水が増えたのか減ったのかとかも含めて、そういうものが予算書なり決算書でわかるような資料が私は必要だと思います。これは簡易水道も含めますけれども、ほかの事業もあります。そういうふうに親切な資料づくりをお願いしたいのですが、その辺。あと改修工事とかも含めまして、改修工事だってそれが積み重なって事業費として出てくるわけです、予算書に。だったらその辺をぜひわかりやすく、特に水道会計だけがわかりにくかったので、あえてここで言いますけれども、その辺できるかどうか含めて質問いたします。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 お答えいたします。

公営企業会計というようなことでこのような予算書をお示ししてございます。議員おただしのおとおり、内容について一般会計との差がございましてわかりにくいというのは実態的に認識をしております。今、解説書等の部分での説明があればというようなこともございます。前の議会でもそのようなご提案をいただいたところでございますので、今検討に入っております。ただ、どのような形で明示するのかなかなか苦慮しているのが実態でございます。県内の各上水道を実施しているところにも問い合わせ等をしてしながら、今回の分はこのような形というふうにさせていただいたところであります。

結論を申し上げますと、今後そのような改善をしていきたいというふうに考えてございますので、時間をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 ほかの団体の様子を見ながらとか若干弱い感じがしたんですが、いずれにしろこの財政が厳しい折、我々も財政を勉強したいし、ましてやこれから特別会計の方も当然、これは一緒にこれから財政指数も出てきます。そういう意味で、私の要求は難しくないと思います。だって、給与1種、2種、3種別の収入はどうですかとか、そういうもっと要は実態が、実際にそれを把握していると思います。把握しているからこの予算が上がってくるんですから。ただそれを資料として出してほしいだけです。もっといろいろ財政を検討する上での資料をよろしく要望しておきます。お願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

その件だけを考えれば、私も、できるだけわかりやすい資料を出すということについては異議はないんでありますが、実は経費節減の取り組みに、限りなくペーパーを減らしていこうと、これを今、庁内一丸となってやっているんです。なるべくコピーの紙を減らす。もちろんコピー機の電気費も影響してくるわけですが、こういう取り組みをしておりますので、そんな中で、職員のいわゆる仕事が資料づくりに追われると、これもやっぱり私たち一つ疑問を持っています。ですから、その辺の兼ね合いをしながら検討していくということでもあります。

限りなく、特別会計だけじゃなくて、これから自治体も貸借対照表等の取り組みもしていかなければなりません。その中で自治体職員、南会津町職員がもう少し勉強しながら、人件費削減にもつながるんだらうと思いますが、いわゆる効率的な資料づくりに努めていくと、こういうこともございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で議案審議は終了いたしました。



◎議会活性化対策特別委員会の設置に関する決議

○渡部康吉議長 次に、日程第9、議会活性化対策特別委員会の設置に関する決議を議題といたします。

本件は、お手元にご配付のとおり、芳賀沼順一議員外5名から提出されたものであります。

ここで提出者の説明を求めます。

17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 ただいま議題になりました議会活性化対策特別委員会設置に関する決議の提案理由を申し上げます。

地方分権が進む今、これまで以上に地方自治体の自己決定、自己責任が強く求められています。また、地方自治体の最終意思決定機関である我々地方議会の役割は、審議機能、監査機能の一層の充実に加えて、対案も含めた政策形成機能の充実が必要とされてきております。

さらに、本町においては、平成18年3月の合併によって町の区域が広がる一方、議員は在任期間の48名から22名となりました。いかに町民の声を町政に反映していくか。その活動いかんによって議会の存在価値自体が問われているということもできます。そのような中、議長の諮問を受けた議会運営委員会及び議員全員協議会において協議してきたところであります。

議会の根幹をなす議会の審議機能の充実のための予算・決算特別委員会や、議会中継などの高速通信網の整備に伴う議会のIT化の推進の検討には、広く議員の意見を集約しなければならないし、また予算措置を伴う事項もあり、執行部とのコンセンサスを得なければならないことも少なくないことから、専門的にかつ集中して調査・研究を進めるため、委員定数9名による議会活性化対策特別委員会を設置するものであります。

なお、設置期間については結論が出るまでとなりますが、長くても1年以内にすべきと考えております。

以上、審議の上ご決定くださいますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○渡部康吉議長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました議会活性化対策特別委員会の委員9名の選任については、議長より指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

それでは指名いたします。

総務委員会より芳賀沼順一君、馬場信作君、湯田秀春君、産業建設委員会より大竹幸一君、星登志一君、阿久津梅夫君、文教厚生委員会より山内政君、湯田哲君、渡部優君、以上9名を議会活性化対策特別委員会の委員に指名いたします。

ただいま選任しました特別委員会の委員は、休憩中に委員会を開催し、正副委員長の互選を行い、速やかに委員会の構成を終わるよう、委員会条例第9条の規定によりここに招集します。会議室は第3会議室でお願いします。

なお、正副委員長が決まり次第、議長あて報告願います。

暫時休憩します。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時44分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に特別委員会において互選された結果は、委員長に芳賀沼順一君、副委員長に山内政君がそれぞれ互選されましたので、報告します。



◎議員派遣の件について

○渡部康吉議長 次に、日程第10、議員派遣の件についてを議題といたします。

会議規則第120条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の派遣活動があります。お諮りいたします。

お手元に配付のとおり閉会中の派遣活動とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり閉会中の派遣活動とすることに決しました。



◎閉会中の継続審査について

○渡部康吉議長 次に、日程第11、委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

総務委員長から、目下委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元にお配りいたしました申し出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決しました。

〔発言する者あり〕

○渡部康吉議長 大変失礼いたしました。

ただいま総務委員長からと申し上げましたが、文教委員長からの誤りでございました。大変失礼しました。

◇

◎閉会中の継続調査について

○渡部康吉議長 次に、日程第12、委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長、特別委員長及び議会運営委員長から、所管事務及び所掌事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元にお配りいたしました申し出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

◇

◎閉会の宣告

○渡部康吉議長 これで本日の議事日程は終了いたしました。

以上で、今期定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

以上をもちまして平成19年第4回南会津町議会定例会を閉会いたします。

長期間慎重審議、まことにありがとうございました。

閉会 午前11時52分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員